令 和 3 年

9月熊取町議会定例会会議録

令和3年9月8日開会 令和3年9月30日閉会

熊取町議会

令和3年9月定例会会議録目次

(9月8	5 H <i>)</i>	
出席議員		1
議事日程	Ē	1
諸般の報	3告	2
	« ·······	3
行政報告	-	3
1. 報	B告第1号 令和2年度熊取町財政健全化判断比率について	3
2. 報	B告第2号 令和2年度熊取町下水道事業会計資金不足比率について	4
3. 報	B告第3号 令和2年度熊取町水道事業会計資金不足比率について	4
4. 報	B告第4号 第127回大阪府原子炉問題審議会の概要について	5
5. 報	B告第5号 熊取町教育委員会活動の点検及び評価(令和2年度事業対象)の	
	結果報告について	6
	³ 名議員の指名	8
	定	8
	引 ·····	9
1. 文	て野慎治議員	9
1)	新型コロナウイルス感染の現状について	
	①現時点でのワクチン接種の状況、感染者数とその年齢区分について	
	②教育現場での現状と対策について	
	③PCR検査の「熊取モデル」活用の実績について	
	④WITH&AFTERコロナに対応するため、町として国や府に何を要望	
	し提言するかについて	
2)	災害発生危険箇所の監視体制について	
	①災害発生時の危険箇所を何か所程度把握し監視の対象としているかについ	
	T	
	②今年8月中旬から続いた豪雨時とその後、現場の安全確認を実施したかに	
	ついて	
2. 大	、林隆昭議員	20
1)	熊取町における空き家問題への取り組みについて	
	①現在の取り組みと、その成果について	
	②空き家バンクの活用として、登録への補助などの検討について	
	③将来的に利活用の見込みが無い空き家への対応について	
	④さらなる空き家対策、活用について	
2)	熊取町公民館、町民会館整備事業について	
	①要望を行った駐車場の確保について	
	②熊取町公共施設等総合管理計画に基づく、周辺施設の具体的な改修、建替	
	への考え方について	
	③設計において使用者の意見に目が向きすぎではないかということについて	
	④PFI方式を導入することについて	
3. 渡	g辺 豊子 議員	30
1)	熊取町エコプロジェクトの推進について	
	①マイボトルの普及啓発の取組みについて	

いて	
②三密回避や感染症対策について	
③職員への負担軽減・メンタルヘルス・慰労金などの考えについて	
④感染リスクが高いエッセンシャルワーカーへの定期的なPCR検査の実施	
について	
3. 鱧谷陽子議員	82
1) SDG s 5、ジェンダー平等の観点から学校のきまり(校則)の見直しにつ	
いて	
①熊取中学校は女子生徒にスラックスを認めているが、他の学校へ広げるこ	
とについて	
②女性用、男性用制服をなくし、将来的には制服をなくすことについて	
2) 高齢者の補聴器購入への公的助成について	
①介護予防の観点や高齢者の社会参加のための補聴器の必要性について	
②熊取町独自の高齢者への補聴器購入の助成制度について	
提案理由説明	
議案第45号 公平委員会委員の選任同意について	90
質 疑	91
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	91
提案理由説明	01
議案第46号 教育委員会委員の任命同意について	92
質 疑	92
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	92
提案理由説明	02
議案第47号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例	92
質 疑	93
事業厚生常任委員会付託 ····································	93
提案理由説明	00
議案第48号 議場映像・音響システム等の購入について	93
質 疑	93
総務文教常任委員会付託 ····································	93
提案理由説明	00
議案第49号 令和2年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	94
質	94
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	94
提案理由説明	01
議案第50号 令和3年度熊取町一般会計補正予算(第4号)	94
質 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	97
総務文教常任委員会付託 ····································	98
提案理由説明	30
議案第51号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議	
案第52号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第	
53号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)、以上3件一括付議	98
質 疑	
事業厚生常任委員会付託 ····································	
提案理由説明	101
↑/C / / / C → H / U / J	

議案第54号 令和2年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第55号	
令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第56	
号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第	
57号 令和2年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第58号	
令和2年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第59号 令	
和2年度熊取町下水道事業会計決算認定について、議案第60号 令和2年度熊取町	
水道事業会計決算認定について、以上7件一括議題	101
会派代表質問	
1. 熊取公明党 渡辺豊子議員	106
(9月10日)	
出席議員	121
議事日程	
会派代表質問(続き)	
1. 未来 坂上昌史議員	122
2. 創生くまとり 田中豊一議員	126
3. 日本共産党熊取町会議員団 坂上巳生男議員	136
決算審査特別委員会の設置・委員の選任	146
決算審査特別委員会正副委員長の選任	147
(9月30日)	
出席議員	149
議事日程	149
委員会報告	150
議会運営委員会報告	150
議案第48号 議場映像・音響システム等の購入について、議案第50号 令和3年度	
熊取町一般会計補正予算(第4号)、以上2件一括付議	150
総務文教常任委員会報告	150
質 疑	151
採 决	151
議案第47号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例、議案第51号	
令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議案第52号	
令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第53号 令和	
3年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)、以上4件一括付議	151
事業厚生常任委員会報告	
質 疑	
採 決	152
議案第54号 令和2年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第55号	
令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第56	
号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第	
57号 令和2年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第58号	
令和2年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第59号 令	
和2年度熊取町下水道事業会計決算認定について、議案第60号 令和2年度熊取町	
水道事業会計決算認定について、以上7件一括付議	153
決算審査特別委員会報告	153

質 疑	· 159
計 論	• 159
採 決	• 164
提案理由説明	
議員提出議案第3号 中華人民共和国による人権侵害問題の解決を促し、日本政府	
に必要な措置を講ずることを求める意見書、議員提出議案第4号 子どもを性犯罪	
被害から守るために刑法規定を見直すこと等を求める意見書、議員提出議案第5号	
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書、	
議員提出議案第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を	
求める意見書、議員提出議案第7号 出産育児一時金の増額を求める意見書、以上	
5件一括付議	• 166
質 疑	
採 決	• 171
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	• 171
議会改革検討特別委員会の調査状況の経過報告	• 171

9月熊取町議会定例会(第1号)

令和3年9月定例会会議録(第1号)

月 日 令和3年9月8日(水曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり12名であります。

 1番
 田中
 豊一
 2番
 大林
 隆昭
 3番
 浦川
 佳浩

 4番
 坂上
 昌史
 5番
 文野
 慎治
 6番
 鱧谷
 陽子

 7番
 二見
 裕子
 8番
 渡辺
 豊子
 11番
 河合
 弘樹

 12番
 矢野
 正憲
 13番
 江川
 慶子
 14番
 坂上巳生男

欠席議員 10番 田中 圭介

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 藤原 敏司 町 和仁 長 副 長 南 教 長 育 岸野 行男 明松 大介 総合政策部長 総合政策部理事 総合政策部理事 東野 秀毅 野津 惠 阪上 総 務 部 長 林 利秀 総務部 理 事 章 住 民 部 長 巖根 晃哉 住 民 部 理 事 山本 浩義 健康福祉部長 山本 雅隆 健康福祉部理事 木村 直義 都市整備部理事 都市整備部長 田中 耕二 白川 文昭 兼道路課長 都市整備部理事 濱田 隆之 都市整備部理事 永橋 広幸 阪上 敦司 会計管理者兼会計課長 中谷ゆかり 教 育 次 長 教育委員会事務局理事 林 栄津子 教育委員会事務局理事 原田 哲哉

地方自治法第115条の2第2項の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

大阪広域水道企業団 熊取水道センター所長 大西 順二

本議会の職員は、次のとおりであります。

議会事務局長 藤原伸彦

書

記 瀬野 裕三

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会期の決定 一般質問

議案第45号 公平委員会委員の選任同意について

議案第46号 教育委員会委員の任命同意について

議案第47号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例

議案第48号 議場映像・音響システム等の購入について

議案第49号 令和2年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第50号 令和3年度熊取町一般会計補正予算(第4号)

議案第51号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第52号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第53号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第54号 令和2年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第55号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第56号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第57号 令和2年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第58号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第59号 令和2年度熊取町下水道事業会計決算認定について

議案第60号 令和2年度熊取町水道事業会計決算認定について

議長(二見裕子君) 皆さん、おはようございます。令和3年9月熊取町議会定例会の開会に当たり、一 言ご挨拶を申し上げます。

7月から8月にかけて、全国で記録的な豪雨となり、7月3日には熱海市で盛土の崩落による土石流の発生、8月にも線状降水帯による大雨の影響で、九州地方をはじめとした全国各地で被害が発生しました。犠牲となられた方々のご冥福、被災された地域の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染の状況は、感染力が強いと言われるデルタ株の影響から再び拡大傾向となり、大阪府も対象となっている緊急事態宣言は9月12日まで延長されました。本町における感染も拡大し、8月に感染が確認された方は170人を超える状況となっています。感染された方の一刻も早い回復をお祈りするとともに、新型コロナウイルス感染症に最前線で立ち向かっていただいている方々に心から感謝を申し上げます。

さて、本定例会は、令和2年度における行財政運営の成果について審議する重要な会議であり、 後ほど町長から令和2年度における主要施策の成果に関する説明が行われます。本町の行財政運営 はやはり厳しい状況下にありますが、町議会として最大限、町民の福祉の向上に努めるべく、昨年 度の施策の成果について十分に審議を尽くしてまいりたいと考えております。本定例会の議事運営 が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名であります。議席10番田中圭介議員から欠席の届けがありましたので報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年9月熊取町議会定例会を開会いたします。

(「10時02分」開会)

議長(二見裕子君)なお、先ほども申し上げましたが、現在、緊急事態宣言下であります。換気のため、 議場の窓を開けたまま議事を行うとともに、理事者におかれましては議事の進行に応じて入退場し ていただいて結構ですので、ご協力をお願いいたします。また、発言は、起立の上、マスクをつけ たままでの発言をお願いいたします。

日程に入る前に、諸般の報告を行います。藤原議会事務局長。

議会事務局長(藤原伸彦君)それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、令和3年6月定例会に報告をいたしました以降、6月24日、7月19日及び8月11日から18日に実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも「現金の出納及び計数について、提出された資料と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、令和3年7月末現在における各会計の現金預金残高を申し上げます。

一般会計 12億 831万6,658円 国民健康保険事業特別会計 3億8,881万6,254円 介護保険特別会計 1億 608万7,930円 墓地事業特別会計 1,985万1,009円 後期高齢者医療特別会計 4,054万1,533円 下水道事業会計 1億6,638万6,289円 歳 入 歳 出 外 現 金 4,793万6,728円 となっております。

以上で報告を終わります。

議長(二見裕子君)以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めております。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長 (藤原敏司君) 皆様、おはようございます。

議長のお許しを賜りましたので、令和3年9月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご 挨拶申し上げます。

9月に入りましてもなお日差しの強い日があるものの、風の中に秋の気配を感じられるようになりました。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、町内におきましても500人を超える勢いで感染拡大しております。そのような中、議員の皆様方におかれましても、感染防止対策やワクチン接種への推進につきまして引き続きのご協力をお願いいたします。

さて、議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、ご参集をいただき まして誠にありがとうございます。

本定例会にご提案申し上げております議案でございますが、公平委員会委員の選任同意、教育委員会委員の任命同意、廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例、議場映像・音響システム等の購入について並びに令和2年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。また、補正予算につきましては令和3年度熊取町一般会計補正予算(第4号)ほか3件、決算認定につきましては令和2年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定ほか6件をそれぞれご提案申し上げております。

何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げまして、 簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

議長(二見裕子君)次に、行政報告を行います。

お諮りいたします。報告第3号 令和2年度熊取町水道事業会計資金不足比率についての件に対する質疑を行うに当たり、地方自治法第115条の2第2項の規定により、参考人として大阪広域水道企業団熊取水道センター所長、大西順二氏を招致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、参考人を招致し、質疑を行うことに決定いたしました。 それでは、参考人に入場いただきますので、その間しばらく休憩いたします。

(「10時08分」から「10時08分」まで休憩)

議長(二見裕子君)休憩前に引き続き会議を開きます。

大阪広域水道企業団熊取水道センター所長、大西順二氏におかれましては、本日はご足労いただきありがとうございます。

なお、参考人に申し上げます。発言は、議長の許可を得て起立の上、マスクをつけたままで発言 していただきますようお願いいたします。発言の内容は、案件の範囲を超えないようにご注意くだ さい。また、議員に対して質疑をすることはできませんので、ご了承願います。

それでは、報告第1号 令和2年度熊取町財政健全化判断比率についての件を報告願います。東 野総合政策部理事。

総合政策部理事(東野秀毅君)それでは、行政報告をさせていただきます。

報告第1号 令和2年度熊取町財政健全化判断比率につきましてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の 規定により、令和2年度熊取町財政健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するものでござ います。

各比率につきましては、下記の表のとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては それぞれ赤字が発生しておりませんので、該当数値がなく、バーで表記させていただいております。 早期健全化基準はそれぞれ13.57%、18.57%で、財政再生基準はそれぞれ20.00%、30.00%となってございます。

次に、実質公債費比率につきましては3.5%で、これに対する早期健全化基準が25.0%、財政再生基準が35.0%となってございます。

次に、将来負担比率につきましては、充当可能財源などが将来負担額を上回るため該当数字がなく、バーで表記させていただいており、これに対する早期健全化基準が350.0%となってございます。

2ページをご覧になってください。

これらの財政健全化判断比率についての監査委員による審査意見書でございます。

第2、審査の結果のところでございますが、審査に付された当該比率とその算定基礎となる事項 については適正であり、また、是正改善を要する事項につきましても、特に指摘事項はないという ことでございます。

以上で、財政健全化判断比率につきましての報告を終わらせていただきます。

- 議長(二見裕子君)次に、報告第2号 令和2年度熊取町下水道事業会計資金不足比率についての件及び報告第3号 令和2年度熊取町水道事業会計資金不足比率についての件を報告願います。永橋都市整備部理事。
- 都市整備部理事(永橋広幸君)続きまして、報告第2号 令和2年度熊取町下水道事業会計資金不足比率についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度熊取町下水道 事業会計資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

令和2年度熊取町下水道事業会計資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため、 バー表示してございます。なお、国が示す経営健全化基準は20%と定められており、この基準以上 になる場合は経営健全化計画の策定などが義務づけられているものでございます。

次ページをお開きください。

監査委員の意見書でございます。

第2の審査の結果でございますが、1つ目に総合意見としまして、資金不足比率及びその算定の 基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。2つ目に個 別意見としまして、資金不足比率については、資金の不足額がないため該当数字がない。3つ目に 是正改善を要する事項としまして、特に指摘すべき事項はないという意見でございました。

以上で、報告第2号 令和2年度熊取町下水道事業会計資金不足比率についての説明を終わります。

続きまして、報告第3号 令和2年度熊取町水道事業会計資金不足比率についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度熊取町水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

令和2年度熊取町水道事業会計資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため、バー表示してございます。なお、国が示す経営健全化基準は20%と定められており、この基準以上になる場合には経営健全化計画の策定などが義務づけられているものでございます。

次ページをお開きください。

監査委員の意見書でございます。

第2の審査の結果でございますが、1つ目に総合意見としまして、資金不足比率及びその算定の 基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。2つ目に個 別意見としまして、資金不足比率については資金の不足額がないため、該当数字がない。3つ目に 是正改善を要する事項としまして、特に指摘すべき事項はないというご意見でございました。

以上で、報告第3号 令和2年度熊取町水道事業会計資金不足比率についての説明を終わります。 議長(二見裕子君)次に、報告第4号 第127回大阪府原子炉問題審議会の概要についての件を報告願います。山本住民部理事。

住民部理事(山本浩義君) それでは、報告第4号 第127回大阪府原子炉問題審議会の概要につきましてご報告申し上げます。

同審議会は、令和3年8月17日、國民會舘において開催され、本町から当審議会委員として記載 の4名の方が出席し、当日の議題は3件でございました。

まず、議題1の役員の選任についてでございますが、記載のとおり、副会長1名が全会一致で選任されました。

次に、議題2では京都大学複合原子力科学研究所の安全性等につきまして報告がございました。 そのうち、まず1つ目の原子炉施設の状況等についての1点目、京都大学研究用原子炉(KUR)の2次冷却水の管理区域内での漏えいについてでございますが、令和2年9月10日にKURの検査のための運転準備中に、炉室地下の管理区域内に設置されている熱交換器から非放射性の2次冷却水が漏えいしたという事象の説明があり、その原因はゴムパッキンの取付け不具合でございました。なお、本事象による環境への影響はなく、再発防止策としてパッキン取付け方法の見直しや性能維持のための定期的な確認作業等を新たに実施するとのことでございました。

次に、2点目の京都大学臨界集合体実験装置(KUCA)設置変更承認申請書の想定誤りについてでございます。

令和2年11月10日、KUCAの低濃縮化の設置変更に係る関係資料の作成中に、KUCA設置変更承認申請書の事故評価に係る想定に誤りがあることが判明し、そのためKUCAの運転を自主的に取りやめ、これまでの実験上の安全性等も含め、新たに設置変更承認申請並びに関係する保安規定の変更申請を行ったとの報告がございました。また、再発防止策として、申請を行う際の事前確認に係る手順書を整備したとの説明があり、令和3年4月16日には全ての申請の承認が下りたことから、同年5月17日よりKUCAの利用運転を再開したとの報告がございました。

次に、3点目の原子炉設置変更承認申請(KURの変更)についてでございます。

KURは、2011年3月の東日本大震災での福島第1原子力発電所の事故を受け策定された試験研究炉への新規制基準に合格し、その後、順調に運転を継続しております。なお、当該基準では、種々の外部事象に対し原子力発電所と同等の厳しい要求がありましたが、その全てにおいて対応してきたとの説明がございました。

地震に対しましては、大阪平野周辺に存在する活断層による内陸地殻内地震や南海トラフ沿いの巨大地震などを対象とした震源を特定して策定する地震動と、活断層が周辺に存在しない場合でもある程度の規模の地震が発生することが否定できないとの観点から、一定の強さを想定した地震動である震源を特定せず策定する地震動の両者を評価した上で、敷地への影響を考慮した基準地震動を策定した旨の説明がございました。

なお、震源を特定せず策定する地震動は観測記録から設定することになっており、今般、原子力規制委員会は、日本国内で蓄積された観測記録などに基づき、新たに当該地震動を想定した上で、令和3年4月21日付で試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部を改正し、これに基づきそれぞれに比較したところ、震源を特定せず策定する地震動の一部で基準地震動を若干上回っていることが判明したため、その手続として、設置変更承認申請を令和4年1月20日までに行う必要が生じたとの説明がございました。

また、今回改正に係る震源を特定せず策定する地震動につきましては、これまでの基準地震動と 大きな差はなく、新規制基準の適合審査により原子炉施設に一定の耐震裕度があることから、その 対応には3年間の経過措置が設けられていることや、これら変更内容の詳細についての説明がござ いました。

次に、2つ目のKURの停止及び研究所の将来計画についてでございます。

KURは、昭和39年6月の運転開始から今年の6月で57年になりますが、低濃縮ウラン燃料への転換や新規制基準への対応でそれぞれ3年程度運転を停止していた期間を除き、現在まで特に大きなトラブルもなく運転を行ってきているとともに、安全管理の面では、交換可能な機器・設備は適宜交換し、交換が不可能な炉心タンク、その周りの遮蔽体や建屋については定期的にその健全性を詳細に確認しており、当面の運転継続は問題ないとの説明がございました。

一方、国として使用済燃料引取期限以降の燃料の取扱いが決まっていないことから、この期限を 越えての運転は非常に難しいと考えていること、高経年化の問題を含め、令和8年5月で運転を停 止することについて、令和3年度中に京都大学としての意思決定を行う予定である旨の説明がござ いました。

また、KUR停止後の研究所の将来計画についてでございますが、代替加速器中性子源は整備するとともに、KUCAなどの施設を用いた多様な放射線・RI利用拠点の共同利用研究所として、今後も学術、科学技術、人材育成の発展に貢献していこうと考えている旨、説明がございました。

また、令和3年度概算要求にて、総合研究棟の改修・増築及びライフライン再生が認められ、これにより研究教育環境の充実、施設の安全管理機能の強化が図られ、独創的・先端的な複合原子力科学の一層の推進が期待できると考えている旨、説明がございました。

最後に、議題3、京都大学複合原子力科学研究所の定例報告についてでございます。

毎年定例的に報告されているもので、今年は令和2年6月から令和3年5月までの運転状況と令和3年度の共同利用研究や研究会の採択状況、加えて令和2年4月から令和3年3月までの環境放射能の測定報告があり、この報告では、住民の皆様の健康に影響を与える結果は見られなかったとの説明がございました。

以上で、報告第4号 第127回大阪府原子炉問題審議会の概要につきまして報告を終わります。 議長(二見裕子君)次に、報告第5号 熊取町教育委員会活動の点検及び評価(令和2年度事業対象) の結果報告についての件を報告願います。阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君) それでは、報告第5号 熊取町教育委員会活動の点検及び評価(令和2年度事業対象) の結果報告について説明させていただきます。

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づいて、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するものです。また、同条第2項において、この点検及び評価を行うに当たっては、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするとの規定により、教育委員会評価委員会の2名のご意見をお聴きして作成したものでございます。

点検及び評価の対象としましたのは、令和2年度熊取町教育方針に掲げた教育事業全般でございます。

まず、点検及び評価の項目設定につきましては、報告書の4ページ、5ページの目次をご覧いただければと存じますが、新規・拡充の取組と主な取組の2つに大別し、さらに、学校教育と社会教育の2つの分野に分類しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた年であったことから、新型コロナウイルス感染症対策として、学校教育、社会教育それぞれの分野で新規・拡充の取組として取りまとめを行いました。このほかに、学校教育分野では教育 I C T環境の整備のほか3施策を、社会教育分野では公民館・町民会館ホールの整備のほか1施策を新規・拡充の取組として整理いたしました。また、主な取組として、学校教育では基礎的、基本的な知識・技能の確実な定着と学力の向

上のほか5項目、社会教育では生涯学習の推進のほか3項目をそれぞれ設定しました。

それぞれの取組の詳細につきましては次ページからの記載のとおりですが、主な取組に関し、22ページをご覧いただきたいと思います。

基礎的、基本的な知識・技能の確実な定着と学力の向上の項目でございます。

まず、教育方針目標を掲げており、これを実現するための個々の事業として、①外国青年英語指導助手事業から、ずっとページをめくっていただいて④のインターンシップまで4つの事業に整理しています。その上で、各事業ごとの具体的な取組概要を記載し、自己評価としての取組結果及び今後の課題・方向性を記述しています。また、可能な限り過去3年間の当該事業に係る決算額の推移を掲載しております。

個々の内容説明につきましては時間の都合上割愛させていただきますが、点検評価の結果につきましては、今後検討すべき課題があるものの、全体的にはおおむね良好に執行できたものと考えてございます。

報告書の73ページをご覧願えますか。

今回の点検評価を行うに当たり、前述のとおり2回にわたる評価委員会を開催させていただき、元町立学校長の大野廣介氏と熊取町スポーツ推進委員の岸本敬仁氏のお二人より意見書に記載のとおり、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により学校教育及び社会教育の両面にわたって多くの制約を受け、事業の中止や縮小に至るものがあったが、コロナ禍においても既存事業の実施に向けた創意工夫や新たな事務事業に取り組んでいることについて評価いただいたところでございます。なお、今後の取組に当たっては、意見書に記載のとおり、10項目にわたる留意すべき事項等のご意見を賜っております。

教育委員会といたしましては、これらを今後の教育委員会活動にしっかりと反映させてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましてはご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、熊取町教育委員会活動の点検及び評価(令和2年度事業対象)の結果報告についての説明とさせていただきます。

議長(二見裕子君) それでは、行政報告5件に対し、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡 辺議員。

8番(渡辺豊子君)最後の教育委員会の報告なんですが、ちょっと教えていただきたいんです。

まず、14ページのところ、学校施設のトイレの洋式化、しっかり取り組んでいただきありがたく思っております。今後の課題と方向性について、熊中の洋式化に向けた業務を行うというふうにあるんですが、14ページに具体的に今の洋式化率が載っているんですけれども、これ令和2年度の達成なので、2年度と3年度で洋式化事業を行われるので、北中と南中を今年度、令和3年度に何%になるのか教えてください。

議長(二見裕子君)阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君) すみません。ちょっと数字を持ち合わせてございませんので、後ほど報告させていただきます。 2年度と3年度で半分半分でやっていますので、後ほど報告させていただきます。 申し訳ございません。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)じゃ、後ほどお願いします。

次、教育委員のほうからご意見いただいている一番最後のページ、本当に的確なご意見いただいているかと思うんですが、その中でちょっと気になった点が8番なんです。給食の牛乳につきまして、この2学期から瓶の牛乳から紙パックに変わったというところで、この分についてのご指摘もあるわけなんですけれども、リサイクルについていろいろ検討されてきたというところで、学校現場でスムーズにリサイクルが実施できるように取り組まれたいというご意見があるんです。実際に今、2学期に入って牛乳の紙パックになって、子どもたちの反響と今どのように処分対応されてい

るのか教えてください。

議長 (二見裕子君) 阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君) 牛乳パックの件ですけれども、まずリサイクルについては、今コロナの関係でかなり感染状況がこの8月のお盆以降厳しい状況になっているということで、ちょっとこのタイミングでスタートするのは心配なのかなということで、しばらく見送りをさせていただいてございます。やっぱり洗い場での話があったりとか子どもたちが密になるというところを校長先生方もかなり気にされているということで、感染状況が落ち着くまでちょっと様子を見させていただこうということで、現在はもう一定、リサイクルについては間を置かせていただいています。

リサイクルに当たっては、ここにもありますように、かなりきついアレルギーをお持ちのお子さんがおられる学校もあるということで、取りあえずスタートできる学校から順次進めていくということで各校のほうで準備いただいたんですけれども、そういうふうな状況で、今ちょっと様子を見させていただいているという状況でございます。

瓶から紙パックになったということで、まだ2週間ちょっとですのであれなんですけれども、持ち運びというか教室へ運ぶときの重さというか、瓶がやっぱり重たいのが紙パックになって若干軽くなって、そのあたりについては若干子どもたちも運んだりするのにはよくなっているかな。あと、いろんな面で不具合とかというのは今のところまだ聞いていないんですけれども、今後、子どもたちの様子も見ながら、リサイクルの件も含めて進めていけたらなというふうに思ってございます。

それから、すみません、先ほどのトイレの関係なんですけれども、3年度の改修を終わった時点、 今年度末で北中のほうが69.4%、南中のほうが83%になる予定でございます。

以上です。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)分かりました。ありがとうございます。

子どもたちに牛乳が紙パックになったからどうと登校見守りしているときに聞いたら、紙パックがいいとかいうて言うてはりました。ただ、その処分はどうしてるのと聞いたら、ストローをそのままそこに放り込んで、袋の中に入れて回収してもらっているというふうに言っていたので、リサイクルについては今、コロナがあるからというところで、今後また子どもたちにも何かそういう状況を見ながら指導していくというところなんですね。分かりました。ありがとうございます。

議長(二見裕子君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で行政報告を終わります。

それでは、参考人にはここで退場いただくことといたします。大西所長におかれましては、本日はご足労いただきありがとうございました。

それでは、参考人に退場いただきますので、その間しばらく休憩いたします。

(「10時36分」から「10時36分」まで休憩)

議長(二見裕子君)休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席6番 鱧谷議員、議席8番 渡辺議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長(二見裕子君)次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会の報告を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長(江川慶子君)それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る9月1日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席の下に議会運営委員会を開催し、令和3年9月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日9月8日から30日までの23日間といたします。

本会議の日程でありますが、本日9月8日、9日、10日、13日及び30日の5日間といたします。 常任委員会の開催についてでありますが、総務文教常任委員会を9月16日に、事業厚生常任委員 会を9月15日に開催していただきます。

令和2年度の各会計決算につきましては、決算審査特別委員会を設置し、9月21日、24日、27日及び28日に開催していただきます。

第2回目の議会運営委員会につきましては9月15日に、議員全員協議会につきましては9月16日 に、また議会改革検討特別委員会を9月15日にそれぞれ開催していただきます。

次に、議事日程についてでありますが、議案書に記載の議事日程のとおりといたします。

なお、日程第4 議案第45号 公平委員会委員の選任同意についての件、日程第5 議案第46号 教育委員会委員の任命同意についての件及び日程第8 議案第49号 令和2年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上3件につきましては委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長(二見裕子君)お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日9月8日から30日までの23日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月8日から30日までの23日間と決定いたしました。

議長(二見裕子君)次に、日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、文野議員。

5番(文野慎治君)おはようございます。9月議会一般質問を始めさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

今回、大きな項目で2点、質問を事前に通告させていただいております。

まず、1点目でございます。新型コロナウイルス関連の質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症パンデミックは、感染者が世界で2億1,000万人、死者が441万人を超えました。この間、ウイルスは大変異し、アルファ株やベータ株、デルタ株、ラムダ株と次々と発生し、猛威を振るっています。日本でも第5波と言われる感染の再拡大はオリンピック前から始まり、全国的にも、熊取町でも8月上旬から下旬に激増いたしました。大都市で医療逼迫と崩壊に直面しております。大阪泉州南部の医療圏の熊取町でも同様ではないかというふうに心配をしております。

こうした中でも、唯一の国の対策とされるワクチン接種は、熊取町においては他市町に比べても スムーズにこの大事業を推進しておられました。この間の対策に当たる全ての方々のご尽力に敬意 を表したいと思います。大変ご苦労さまです。これから先も、ご自身やご家族の健康にも十分留意 され、コロナとの闘いはまだ続きますので、さらにご奮闘していただくようよろしくお願いを申し 上げます。

それでは、質問の1点目でございます。

現時点でのワクチン接種の状況、感染者数とその年齢区分についてご回答いただきます。 議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君) それでは、1つ目のご質問の新型コロナウイルス感染の現状についての1 点目、現時点でのワクチンの接種状況、感染者数とその年齢区分についてご答弁申し上げます。

まず、接種状況についてでございますが、5月10日より65歳以上の高齢者の方へ接種が始まって 以降、順次対象者を拡大し、7月30日以降は12歳以上の接種可能対象で希望する方全員に対しまし て接種が進められておりまして、9月6日現在で1回でも接種された方は約2万8,800人、2回目 の接種も済まされている方が対象者の約59%を上回る約2万3,000人となっております。

その詳しい内訳は、年齢区分ごとの接種率について、国が導入しておりますワクチン接種記録システムVRSより抽出いたしましたデータによりますと、65歳以上は1回でも接種した方が約89%、60歳から64歳は約87%、40歳・50歳代で約77%、39歳以下で約53%となっておりまして、協力医療機関の皆様方のご協力の下、十分な接種体制が確保され、順調に推進されているという状況にございます。

続きまして、感染者数とその年齢区分についてでございますが、9月5日現在、本町の累計発生 状況は503人で、人口10万人当たりにいたしますと1,151.8人となります。府内では32番目となって おります。感染者数は保健所単位で集計されておりまして、市町単位での数値は集計されておりま せんが、3市3町を統括する大阪府泉佐野保健所管内における令和3年3月から7月に把握いたし ました陽性者数1,191人の状況をまとめたデータが提供されております。それによりますと、30歳 代以下が約47%、40歳代・50歳代が約30%、60歳代以上が約23%となっておりまして、30歳代以下 が半数を占めておるという状況になっております。

また、府内全域では、大阪府のコロナ対策本部会議の資料から、6月21日から8月15日時点のいわゆる第5波の陽性者数は、30歳代以下が約65%と若い世代での感染が拡大しておるという、そういう状況でございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長 (二見裕子君) 文野議員。

5番(文野慎治君)ありがとうございます。冒頭、評価させていただいたように、ワクチンの接種の比率が大変頑張っていただいているなと。当初、なかなか電話がつながらないとかそういったことではこういう質問の中でも予想した上で、そこを何とか考えないとなということでご提言申し上げたんですが、本当に町民の方も粘り強く、町のシステムを信頼して、とにかくつながったら打てるんだという信頼関係の下で、達成したのがこの数字だなというふうに思っています。

今、やはり若い人の動向が鍵だなと、このように実は思っています。熊取町で503人という状況の中でも、やはり若い人の割合というのは多いんでしょうか。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君) 先ほど少しご案内したとおり、年齢の区分につきましてはほぼ大阪府全体の状況とニアリーだというふうに泉佐野の保健所の担当者のほうから伺っております。 以上です。

議長(二見裕子君)文野議員。

5番(文野慎治君)熊取町は大学を抱えておりますから、そういう大学、接種者、学校とも連携を持ちながら若い人への啓発を進めてほしいなと思っています。

今よくテレビ報道で、東京都が若い人の接種を始めようといったら、これまた予想に反してやと思うんですが、非常にアナログ的な形で、今日からやりますよといったらそれこそ隣の駅まで1キロ密が続いて、予定している接種の数は300やったとか350やったとか、逆にこういう地域でやっておられる職員の皆さん方からしても、何を考えてるのというような形を思ったぐらいやと思うんですよ。ですから、やはり若い人は機会があればちゃんとやるんだなと。こういう意味で、すごく若い人に対する思いが、あんなもんせえへんからなかなか伸びへんのではなくて、やはりそういう機

会をそういう人にアピールする、設置していく、そして工夫をしていく。誰もがスマホを持っているんやから、そこで申し込んだらそれこそ抽せんして結果が出て、あんな朝4時から並ぶということが絶対なかったというふうに思うんですよ。

そういう意味で、熊取町は大学も数校あります。そういうことも踏まえて、さらに居住地は熊取町ということではないかも分かりませんけれども、やはり泉州全域、大阪全域という観点からそういった方へのプッシュをやっていくことがこの数字をもっと上げていくし、さらに、今日最後にウィズとアフターコロナに対応ということがあるんですが、やはり今の時点でそういうところに猛アタックをかけていくということが終息にちょっとでも近づくんではないかなというふうに思っていますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

今、若い人の動向を聞いたんですが、ニュースで妊婦の方が亡くなったということもあったんです。そういう妊婦の方に対する配慮も、実は町もそういう方に案内をしていただいているということを資料も頂いたんですが、その点について町の動きを報告いただけますでしょうか。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君)この妊婦につきましては、ご承知のように関東方面の市で重大な事故が起こったということが報道されて以降、国のほうも対応をしっかりとしなさいという通知も来ております。それを受けまして、本町におきましても妊婦の方へ直接、約120数名だったと思います。その方に直接ダイレクトメールを送付させていただきまして、集団接種あるいは基本はかかりつけのお医者様のほうで十分相談いただいて、その相談をした上でオーケーという場合であれば集団のほうもご用意させていただきますということでご案内をさせていただきまして、先日、9月5日も一定の人数枠を確保した上で実施したというような状況になっております。

あと、個別の医療機関のほう、産婦人科医、町内ももちろんそうですけれども、町外のほうでも 受けていただけるように医療機関とは調整した上で、そちらのほうにも行っていただくようにご案 内させていただいておると、そんな状況でございます。

以上です。

議長(二見裕子君) 文野議員。

5番(文野慎治君)本当に丁寧な対応をしていただいたなというふうに思っていますので、あとの全員には届いているはずです。そういった方が本当に一刻も早くその趣旨を理解していただいて、ご自分も、そして胎内の子どもも守るんだという観点、こういうこともよろしく周知をお願いしたいというふうに思います。

ワクチンも当初からいろんな種類が出て、接種会場ごとあるいはターゲットごとに種類がそれぞれあるようなんですけれども、接種は進んでいるもののまだ100%にいかない状況で、ワクチンの確保というのは熊取町としては大丈夫なんでしょうか。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君)今ご指摘のように、ワクチンの確保というのが一番重要になってくるのかなというふうに考えております。今お話のありましたように、ワクチンは何種類がございます。今、町のほうで実施しておりますのがファイザー製の分、それから、いわゆる職域接種という格好で、例えば大学であったりとか、あるいは職場で1,000名以上で集団で実施するという場合にはモデルナ製のもの、それからもうそろそろ出始めておりますアストラゼネカと、大きくはこの3種類ぐらいが今ワクチンとして出ているわけなんですけれども、本町といたしましては、ファイザー製の一番最初から出て一番広く使われているワクチンをしっかりと確保いたしております。今時点、9月は十分安心して打っていただける。10月につきましても十分ご安心いただける。ただ、11月になりますと、やはり国のほうからの配給量、大阪府からのそれを受けての配給量、それを中心に一定の確保に応じた接種ということになろうかというふうに思っております。

ただ、ほぼ今の計画でいきますと、10月中には希望されておる、本町の場合ですと約80%の接種率であろうという見込みで実施計画を立てております。その数字に10月中には到達する見込みとな

っておりますので、ワクチンの数についてはご心配なくご予約を取っていただける、そういう状況 に今ございます。ご安心いただきたいと思います。

以上です。

議長 (二見裕子君) 文野議員。

5番(文野慎治君)安心しました。

昨日、おとといかの新聞で、ファイザー製の今年の分はもう終了したんやというようなことが、 国内どこかには入っているんでしょうけれども、ぜひとも、80%の目標やけれども、それを2%でも3%でも上げていくということが一番地域にとってはいいことですから、ワクチンの確保についてもよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、2点目にまいりたいと思います。

教育現場での現状と対策はということで質問させていただいています。ご答弁よろしくお願いします。

議長(二見裕子君) 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)文野議員のご質問1、新型コロナウイルス感染の現状について の2つ目、教育現場での現状と対策について答弁申し上げます。

まず、町立学校の現状ですが、文部科学省作成の衛生管理マニュアルや大阪府教育庁作成による 感染症対策マニュアル等に基づき、感染症対策を徹底した上で通常形態で2学期を開始しておりま す。

児童・生徒のご家庭に対しては、風邪の症状や発熱などふだんと体調が少しでも異なる場合は自宅で休養するとともに、同居の家族に同様の症状が見られる場合にも登校を控えるようお願いしています。

続いて、各学校での対策としましては、児童・生徒や教職員に対し、小まめな手洗いの徹底や正しいマスクの着用を促したり、長時間のグループ活動や音楽における合唱やリコーダー、鍵盤ハーモニカ等の器楽演奏といった感染リスクの高い教科活動を避けながら教育活動を行っています。また、府県間の移動や泊を伴う教育活動は原則延期とし、部活動については原則休止とするなど、感染拡大防止に努めています。

あわせて、感染症が拡大する中、児童・生徒の不安やストレスが高まることから、一人一人の心身の状況の把握に努めています。また、学校において、新型コロナウイルス感染症に関わっての偏見や差別、いじめが起こらないよう、保護者やスクールカウンセラー等の専門家と連携しながら教職員全体で取り組んでいるところです。また、事情により登校できない児童・生徒に対しては、オンライン等の活用や放課後登校など、個々の状況に応じた学びの保障を行っています。

新型コロナウイルスについては日々状況が変化しているため、今後も国や府からの通知や保健所等の指示などを踏まえて、児童・生徒の学びの保障や心身のケアに努めてまいります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)文野議員。

5番(文野慎治君)本当に子どもたちがワクチンしていない中で、学校という形態は集団で学び、そういう動きたい盛りの子どもをね……。それで教室もある意味限られた空間で、どうしていくんやということで非常に先生方も学校側もご苦労なさっていると思います。

そういう中で、今この第5波の中で家庭内感染ということがすごく増えているんですよ。お父さんはリモートなり会社へ行くなり、それも少しは昔のフルではなくてやっていても、やはり通勤途上等でいつ感染するか分からない。そういう状況の中で家庭へ戻ってきて、家庭のお年寄りあるいは一番弱い子ども、乳児の方、そういった方への感染ということが非常に報道も最近多くなっていますよね。そういう状況で、やはり子どもに接する職員の方、先生へのワクチンとかいうようなことは必ず必要だと思うんです。

そういう意味で、医療関係の方への優先の枠というのは当初からありましたけれども、教育関係、

これは保育園や学童でもそうなんですけれども、そういった方への優先の取組というか、そういう動きはどうなんでしょうか。

議長(二見裕子君)林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)町のほうで教職員に対して優先接種という枠を設けていただいて、7月末に1回目、8月のちょうど夏休み中に2回目を受けられるようにしていただきまして、約8割程度の先生がその優先接種をご希望なさったかなというふうに思っております。それ以外の先生につきましては地元で受けられている先生もいらっしゃるかなというふうに思うんですが、ほとんどの教員が今のところワクチン接種を終えているというふうになっております。

議長(二見裕子君)文野議員。

5番(文野慎治君)ここでもやはり、こういうことは8割というのが扉なんですよね。 これは、僕のちょっと知識が足らんかったんやけれども、保育所の先生方とかそういう方も同じ 扱いなんですか。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君) 今おっしゃっていただいたように、教育現場、保育現場、それから高齢者、 障がい者のいわゆる施設の従事者、こういった方々を優先してワクチンを受けていただかなあかん ということで、そういった方々はいわゆる別枠で、集団の日も大量に枠を設けさせていただきまし て、そこで集団接種、優先的に受けていただいたというような状況にございます。

それからあと、清掃の事業者、この方々もやはりかなり危険な状況があるということで、その 方々につきましても優先接種ということで実施をさせていただいておるというような状況でござい ます。

以上です。

議長(二見裕子君)文野議員。

5番(文野慎治君)学童保育の先生方はそこに入っていますか。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君) 同じく保育現場と同様に声をかけさせていただいて、希望する方には受けていただいておるという状況にございます。

議長(二見裕子君)文野議員。

5番(文野慎治君)ありがとうございます。

本当に家庭内感染が広がっていて、今も言いましたけれども、子どもは熱があったら登校せえへんから、無症状の状況で学校へ行ったり保育園へ行ったり学童へ行ったりしているので、それこそまたクラスターの原因にもなりかねんから、まずはやっぱり大人がそういう予防してということ、これが基本だなというふうに思っています。

それと、話は変わるんですけれども、学校現場に菅総理が9月の上旬、80万回分の抗原簡易キットを学校に配るんやということを突然発表されたんです、学校をどうするんやという答弁の中で。 その動きについては、学校は今どういうふうに聞いておられますか。

議長(二見裕子君) 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)首相のほうからその話が出た後すぐに、文部科学省のほうから 各市町村のほうに通知、依頼が来まして、希望するかどうかというような調査でした。うちのほう はすぐ希望するということで、9月の上旬には町教委のほうに学校分が届くということになってお ります。

ただ、国の通知を見ますと、基本的には教職員対象であると。ただ、教職員についても体調が悪ければ基本的には自宅で休養すると。出勤はしない。それでも、例えば出勤途中に気持ちが悪くなる、あるいは勤務中にしんどくなって、そういった場合は基本的にはおうちに帰っていただいて、自分で受診いただくというのがベースなんだけれども、それがどうしてもできないときのために使ってくださいということで抗原検査が送られてきておりますので、各学校にもキットを、万が一必

要なときは使っていただくということでお配りする予定になっています。

子どもについても小学校4年生以上が対象になっておりますが、これ、自分で鼻の穴に突っ込んで採るような検査になっておりますので、なかなか子どもが自分でやらなあかんという難しさもあったりします。基本的にはやはりお医者でしっかり診断いただいてというのがベースになってくるかなというふうに考えております。

以上です。

議長 (二見裕子君) 文野議員。

5番(文野慎治君)あるテレビの番組を見ていて、コロナの子ども、学校とかそういうことについての 話題の中で、ちょっと気になった発言がありました。

結局、今ご答弁でおっしゃったように、学校の先生だけのキットじゃないわけですよね。4年生以上もできるということであれば、4年あるいは中学生の人が、その結果、シビアなものですよね、ちゃんとマニュアルどおりやらなあかんし。だから、そういうことが何か学校にぽんと丸投げされてということを考えると、その専門家の方の危惧するのは、学校の保健室の先生、養護教諭の方の負担がすごく増えるん違うかと。誰が検査するのかという指示も実はないのかな。ただ、そのキットを使いますか、どうですかと今のご答弁であったように聞いてはるだけなので、特にその方がおっしゃるのは無理もないなと思ったのは、やはりこの問題だけではなくて、長期の休み明けの学校というのは子どもの心理状況というのはすごく不安定で、そういう養護の保健室におられる先生のすごく心配することは、環境が学校が始まって慣れなくて長期のまた欠席になったり、あるいはまれに自殺というようなことにもなるのがこの9月が多いんだと。そういったときに、本来保健室の先生が大変お忙しいデリケートなお仕事をなさるときに、学校に丸投げで学校にどうするんやと言われたら、それなら検査キットを送りますと、簡易やから誰でもできますというような形で送るのはええけれども、そしたらそれを誰がするやというふうなことが、非常にその人の発言が僕も気になったんですよ。

ですから、熊取町はそれを幾つかは学校に頂くわけやけれども、そういう取扱いについてはやは り本来のもっと大事な、もっとと言うたら語弊があるけれども、そういうこともある上でそのこと が保健室の先生方に余計な負担というか、そういうことのないような配慮をよろしくお願いしたい なというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

今は教育現場ということで聞いて、表現も教育現場だけしか書いてへんけれども、保育所であったりそういうところもほぼ同じような感じなんですか。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君) 今、学校の分もそうです、保育所もそうです。ちょっと今、体調を壊している、あるいはいわゆる陽性者、濃厚接触者、ちょっと気になる、感染の可能性がないこともないやろうというそういう相談を多々受けております。そういった場合には、また次のご質問の中にも出てまいりますいわゆる熊取モデルというものを活用させていただいております。

それで、感染の可能性のある分については迅速に検査を実施できておりますので、検体を採るのも医療機関に直接行ってもらったりしております。大人の方であれば唾液で採れますので簡単に採って、そして医療大のほうに持っていけば、当日、その日のうちにもう検査結果が出るという迅速さを誇っておりますので、それらを十分活用して実施しております。

ただ、全国的にはそういった小回りの利いた検査というのがなかなか難しいということもあって、恐らく簡易検査でもいいから、とにかく感染者を迅速に見つけ出してという、そういう思いで恐らく国のほうはやっておるんだろうと思います。町のほうも、当然それの活用もするんですけれども、その前にご相談いただいた分については熊取モデルの活用ということで、迅速に、なおかつ丁寧な対応ができているのかなというふうに考えております。

以上です。

議長(二見裕子君)文野議員。

5番(文野慎治君)3点目、医師会や関西医療大学の協力を得てPCR検査の熊取モデルを準備したが、 その活用実績はという設問をしているんですけれども、実績的に数字とかそういうのをご答弁で用 意していただいているんやったらお聞かせいただけますか。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君)それでは、ご質問の新型コロナウイルス感染の現状についての3点目、医師会や関西医療大学の協力を得てPCR検査の熊取モデルを準備したが、活用実績についてはという分についてご答弁申し上げます。

熊取モデルにつきましては、令和3年1月より開始いたしております。今年度より、1件当たりの自己負担額の引下げあるいは対象者の拡大を行いまして実施しておるところでございます。医療機関で症状のある方に実施する行政検査につきましては、令和2年度で61件、令和3年度は新型コロナウイルス感染の拡大に伴いまして8月現在で145件に達しております。また、クラスター防止対応での検査件数につきましては、令和2年度、令和3年度合わせまして8事業所で合計152件を実施しております。

なお、検査につきましては、医療機関での実施に加えまして、民間での検査場も増え、抗原検査 も含めると受検できる機会は多種多様となってきております。

本町におきましては引き続き、医師会や関西医療大学の協力の下、ご承知のとおり、感染拡大している現状におきまして、行政検査であっても多くの日数を要するケースも増えてきております。 クラスター防止対応と併せまして、必要な検査を迅速に対応できるよう、熊取モデルを有効活用し感染拡大防止に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁といたします。

議長(二見裕子君)文野議員。

5番(文野慎治君)ありがとうございます。非常に活用していただいているということでいいかなというふうに思います。

特に町側として、医療大学との関係でこういう形で来ていますけれども、さらにこういうことが あったらというようなことがもしあれば言っていただけたら。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君)熊取モデルは、本来の利用目的といいますのが、先ほど来申しております 行政検査医療機関で検査をするんやけれども、たくさんの検査が集中して何日もかかってしまう、 それを医療大のほうに持っていくとその日にやってもらえると。必要な方に迅速で丁寧な検査がで きるというのをモットーにしておりますので、何か私もちょっと不安やから検査してほしいねんと いうのにつきましては少しお断りする場面も出てきております。その点についてはご理解を賜れば ありがたいかなと。そして、皆さんの全体の感染拡大防止、これに大いに役立っているんやという こと、そこについては一定のご理解を賜れば非常にありがたいかなというふうに考えております。 以上です。

議長(二見裕子君)文野議員。

5番(文野慎治君)ぜひ、住民の理解が何でも熊取町でそれいったらいけるんやろうという誤解もあると思います。やっぱりそういうのはきっちり、今、部長がおっしゃったような説明で分かっていただける住民の方だというふうに信じております。ですから、そういうことまで手を広げると本来の趣旨の方を待たせてしまったりということがありますので、そこはそういうことでいいかなというふうに思います。さらにこれを活用して感染を少しでも減らすんだという本来の目的に活用いただきたいと思います。応援しております。

最後に4点目で、住民に一番身近な町として、今回のコロナ禍の2年間の経験を生かし、ウィズ・アンド・アフターコロナに対応するため国や府に何を要望し提言するかという、ちょっと構えたような設問をしているんですが、ご答弁を用意していただいておればお願いいたします。

議長(二見裕子君)明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君) それでは、ご質問の4点目、ウィズ・アンド・アフターコロナに対応する ため、町として国や府に対して何を提言し要望するかにつきまして答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして社会経済情勢が大きく変化する中、ご質問のウィズ・アンド・アフターコロナに対応するため、特に地方税の減収や生活・経済支援対策に係る地方負担が増加している現状におきまして、影響のある期間中は継続的に財政措置を講じることを本町の要望項目として国や大阪府に要望してございます。

一例を申し上げますと、現在迅速かつ臨機応変にワクチン接種に対応している状況におきまして、 その対策経費の一部が国庫補助の対象外となっていることから、適正な経費であることを前提に、 全ての経費を国が責任を持って負担するよう要望してございます。

また、本町単独の要望だけではなくて、大阪府町村長会を通じた10町村の統一要望項目といたしましても、ウィズコロナを想定した感染対策と経済対策に資する財政支援に関する要望を大阪府に対して行っているところでございます。

現在、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況ではありますが、アフターコロナを見据えた要望といたしまして、例えばインバウンドの回復を見越した地域活性化や、新しい生活様式に対応したAI、RPAの導入による業務効率化といった項目などにつきましても、時機を逸することなく、ウィズ・アンド・アフターコロナを想定し、必要な要望・提言を行ってまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君) 文野議員。

5番(文野慎治君)ありがとうございます。企画の部長のほうからご答弁いただいた中身、その部分についてはもう全面的に賛同します。強烈に府や国へ要望活動をやっていきましょう。

私のほうはそういうことがあるんだけれども、これを経験した中で、職員の皆さん方は本当に昼夜汗をかいて頑張っていただいています。そして、このことによって大変浮かび上がってきた問題というのが実はあると思うんですよ。冒頭言いましたように、やはり医療崩壊の現状というのを今回経験していると思うんです。救急車搬送で、これは関東のニュースかも分かりませんけれども、本当にこの大阪でも救急車がずっと止まっていて、1人の人がずっとスマホで電話してたわと、何時間もそこでおったでというようなことは聞いたことがあるんですけれども、いろんな報道でもそういうことがクローズアップをされています。

やはり医療体制というのが、本当に日本というか我々の泉州地域も脆弱やということは、これはお互いに認識をせないかんなというふうに思っているんです。日常的にも、大阪は北高南低やというようなこともよく言われます。泉州地域は特にそういう医療の関係は、例えば基幹病院というのは徳洲会病院であったりりんくう総合であったり岸和田市民病院であったり、3つぐらいなんですよ。そういう状況の中で、やはりもう少しゆとりを持って、そしてそういう臨時の体制も含めて組めるような、医師会と連携をして相談してアドバイス受けながら、行政としてそういうことを府や国へもっともっと言っていかないかんなというふうに思っているんです。

よく言われていますコロナの患者が増える中で、本来の病院の治療、例えばそう急がない、急がないがんの手術なんてあるのかどうか分かりませんけれども、そういうことがこの間ちょっと延期やとかそういうふうな形で、マスコミのニュースでしか僕らは見ないんですけれども、例えば交通事故の本当に今起こった事故の人を搬入する先であるとか、脳梗塞や心筋梗塞やいっときを争う、そしてそのときに措置ができたら回復する、命を失わなくて済むというようなことがこの間どこかで発生しているということは、お互い認めざるを得ないというふうに思います。そういったことについても、ウィズコロナ、アフターコロナではなくて、この2年間体験した行政の皆さん方からしても、あるいは議員としても、そういったことをやはり声を上げていく必要があるんではないかなというふうに思っています。

もう一つは、保健所の機能ということについて、これは強化せないかんのじゃないかなと。今日

そういうご答弁があるかなと思ったんですが、それが出てこなかったんで、当初考えてみますと、全て保健所にそういう感染の情報が行って、その方の行動経歴を聴取して濃厚接触者を当たっていくと、そういうことが、もうそれこそ感染が拡大した、2年たった今から思えば当初の時期やと思うんですが、既にそういう仕事の仕方、コロナに対する対応を追っていくやり方が頓挫しています。そういった意味では、やはり保健所機能を強化せないかんのじゃないか。

例えば今、大阪府の保健所は、地域保健課、薬事課、衛生課、2つに分かれていて食品衛生と環境衛生、こういったので1つの保健所機能があるんです。数で言えば、昔は一番南は尾崎にあったけれども、今は泉佐野が一番南である。いろんな大阪府の資料を見ていてこれは大事やなということを思ったんですが、新型コロナ受診相談センターへの相談件数という表が出ていて、例えば9月2日は3,595件あったんです。累計は今まで105万4,035件あったんです。それが、この7月からずっと棒グラフでも出ているんです。この表の分け方は、府管轄保健所と政令・中核市保健所ということがあって、ですから泉佐野保健所とか岸和田保健所というのは府の直轄やから左側のほうへ入るんですけれども、このいっぱい増えているグラフの府直轄の保健所の数字というのはほぼ1,000止まりなんですよ。何を言いたいかといえば、もうそれだけで我々の管轄している泉佐野保健所はパンクしているということなんですよ。ですから、やはり人員配置であるとか設置の箇所であるとかそういったことを本当に真剣になって、こういう感染症、今いろいろ出てきていて、8年ぐらい続くんじゃないかというような学説も出ているようです。やはりずっとウィズの状態でしばらくいかなあかんかも分からん。そういったときに、そういうことをぜひお願いをしたいというふうに思っています。

それと、もう時間がないのであれなんですが、アフターの問題で言えば、当初、60から70%の接種率で集団免疫ができるんじゃないかと言われていたのが、やはり非常に強い変異デルタ株が出てきた中で、80%を超えないと集団免疫はできないであろう、あるいはファイザーはリスクの90%に効果があったけれども、デルタ株に関しては64%に下がる、ブレークスルー感染者が感染をまた拡大をしている、そういう意味でブースター接種とかそういうこともいろいろ出てきているわけなんです。

そういったことを町のこの2年間の体制の中で町で知恵を絞れることと、部長がおっしゃったのは、本当にこの経費であるとかそういうのは、あるいはそのことによって産業が停滞して生活のリズムが変わった中で、熊取町の税収という面でも下がってくる。そういったことも全部やはりコロナの影響だということで国にその補塡を求めていく、これは非常に正しい姿やと思います。ただ、そういうことだけではなくて、そういう面でもぜひよろしくご配慮いただけたらなというふうに思っています。

それともう一つ、こういうケースの場合もぜひ声を上げていただきたいのは、例えば先ほど家庭 内感染の話をしました。親が重症化したとき、軽症の子どもを療養施設に入れられるようなことを 行政がやはり考えていかないかん。日本の住居の環境の中で、もう言うたら家庭で療養してくださ いというふうなことがないように、特に、先ほどの話ではないですけれども、ワクチン接種してい ない子どもを守る、そういう意味から軽症の子どもの療養施設を造る。それが、例えば熊取町はこ ういう場所を用意しますとか、そういうようなことも含めてぜひお願いできたらというふうに思っ ています。何かあれば。

議長(二見裕子君)明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君)先ほど来ご提案いただきましてありがとうございます。

まず、最初にご提案をいただきました保健所、また医療崩壊の件でございますが、本町の要望としましては、大阪府・国への要望というのは数に制限が実はございまして、要望を絞っておるんですけれども、答弁で申し上げましたとおり、町村長会の要望といたしまして14項目させていただいているんですが、その一つに議員ご心配いただいております防災面からの、要は救急搬送についての確実な受入れ体制の整備というのを要望させてございます。

また、併せまして保健衛生分野におきましては、議員も本当にご指摘いただいておりますいわゆる保健所の逼迫状況というのも鑑みまして、新型コロナ及び今後発生する可能性のある感染症に対する国・府主導の体制整備ということで、これは保健所も当然含めた体制整備ということで、こちらのほうも町村長会を通じてしっかりと要望させていただいておりますが、今後におきましても、そういった機会を通じてしっかりと要望してまいりたいというふうに考えております。

あわせて、アフターコロナの件につきましては、本当に今後、ブレークスルー等の反省といいますか実績というか、経験を踏まえまして健康福祉部と連携を図りながら、今後の対策、アフターコロナ対応について検討してまいりたいというふうに考えております。

最後、家庭内感染、子どもたちの分、こちらについてもしっかりとご要望を承りましたので、アフターコロナで出口が見えてきた際には、しっかりとこの点につきましても考慮して検討してまいりたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君) 国・府への要望ということで総合政策部長のほうからお答えいただいたわけですけれども、私のほうは現場を預かる立場といたしまして、保健所の機能強化、もう議員おっしゃっていただいているとおりでございまして、これはもう我々も日々痛感しておるところでございます。まず何かといいますと、やはり保健所との情報の連携、これを密にせなあかんやろうなと。これは、国・府を通じてその辺の連携をしっかり取りなさいというような通知ももう出されております。これは、もう近々に保健所等と連携を深めてまいりたいというふうに考えております。

また、先ほど町村長会の要望の件がございましたけれども、この件に関しましてはもう町長自らかなり痛感いただいておりまして、その場で町長が直接大阪府の担当者のほうに保健所の対応強化、そういったことを府全体で考えてくれということを申し上げております。

それから、あと北高南低の医療体制の話でございますけれども、これはいかんともし難く、熊取町だけでという話は無理なんですけれども、ワクチンの連絡会というのがございまして、そこで何か緊急事態が起こったときの医療体制どうなるんやというような説明がございました。その場で、私もその連絡会に参加させていただいている立場で、それは言うていただくのはありがたいんやけれども、やはりこの辺りの医療体制のこともしっかり考えてほしいというような声は上げさせていただいております。

そういった今、議員ご指摘のお話はもうごもっともな話だと思いますので、機会を見つけてしっかりと声を上げていきたいと思っております。

以上でございます。

議長(二見裕子君)文野議員。

5番(文野慎治君)この件に関しては、お互い連携してさらに頑張っていきましょう。

すみません。あと6分です。災害発生危険箇所の監視体制について、1番、2番、答弁を用意してもらっていると思うんで、それも手短でお願いします。

議長(二見裕子君)永橋都市整備部理事。

都市整備部理事(永橋広幸君) それでは、ご質問の災害発生危険箇所の監視体制についての1点目、災害発生時の危険箇所を何か所程度把握し監視の対象としているかについてご答弁申し上げます。

危険箇所については、土砂災害のように法的に指定されている警戒区域が62か所、その他危険箇所ではありませんが過去に崩落し、復旧工事を施工した美熊台の雨山川法面や町道永楽線道路法面などがあります。また、豪雨により溢水が予想される箇所の流水阻害となるごみの撤去、ため池管理者への水位低下や河川への放流口の確認など事前の対応の依頼及び永楽ダムの水位確認などを監視の対象として行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(「もう2番も」の声あり)

都市整備部理事(永橋広幸君)続きまして2点目、豪雨時とその後の現場の安全確認を実施しているか

については、豪雨時は、溢水実績のある箇所や住民の方々からの通報により現場巡回を行い、土の うの設置など必要に応じた対応を行っているところです。

また、豪雨後につきましては、永楽ダム周回道路をはじめ、枝葉、竹ササなどによる道路の通行障害や溝への落ち葉の堆積等による河川、水路の通水阻害等の安全確認を実施し、適切に町職員により現場対応いたしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)文野議員。

5番(文野慎治君)手短でありがとうございます。

これをちょうど今、雨山川のご答弁でも出たけれども、検証委員会というのが開催されていて、実は3回目が8月26日に延期になったので、まだその時点で検証委員会が終わってへんということで、当初はその検証委員会を3回聞かせていただいての質問をさせてもらおうかなと、あるいはその検討結果を皆さんがもんでやから次の議会かなと思いながら、それでその件についてはやめたんですけれども、ちょうどお盆明けからすごい豪雨があったり、7月3日、議長のご挨拶でもあったように熱海市での土砂災害があったり、本当にこの頃、異常気象と言うたらあれやけれども、それが通常になりつつあるような本当に変な気候になっています。思わぬところで災害はいつ起こるか分かれへんというようなことで、今回、危険箇所とかそういうこと、あるいは聞きたかった過去にあったところ、もちろん雨山川や環境センターに行くまでのそういう土砂崩れがあったところも監視していますよということをおっしゃっていただいたんです。

聞きたかった肝は、今回、雨山川のことに実は集約するんだけれども、やはり上から落ちた、そして上に住宅があって、そこの庭がまず崩落した。そして検証委員会の中でも明らかになっているように、そういう異常な音や気になることをずっと町に言うてきたけれども、本当に見に来てくれていたんやろうかというようなところがどうしてもあるんですよ、盛土の。今日またほかの議員のほうからもそういう質問もあると思うんですが、盛土についてのそういうことについてとか、そういう今、雨山川でこれが発生した状況の中で、そういうところ、あの長雨が続く中で担当の人はそこをチェックしているやろうかということをまず確認を今回しようと思ってこれを入れさせていただきました。そうやって回っていただいていることは安心をいたしました。

やはり今回、本当に評価します。検証委員会をこういう一つの事故で専門家を入れてやっていただいているということ、その工事によって、これはきっかけはやはり当初の予算が1億円が2億円になったんやというのは、熊取町で始まって以来の災害復旧工事やということで今、検証委員会が開催されているわけなんですけれども、やはりこういう経験を基に、今言うたような何が起こるか分かれへん状況やから、その担当される皆さん方も大変これは緊張感を持ってやっていただいているわけなんですけれども、今まで1か月に1回足を運んでいたのを2週間に1回は行っておこうかとか、天気の状況によってね。そういったことに生かしていただければいいかなというふうな意味合いで今回質問を入れさせていただいて、大変短い時間でしかあれで、用意していただいた部分、逆に皆さん方のことをアピールする場を奪ってしまって申し訳ないんですけれども、そういう趣旨で今回これを入れさせていただきました。

あと、3回目の検証委員会もちゃんと終えて、率直にその提言に基づいてどうであったかということをきっちりまた報告書、そういうような結果を出して、反省すべきところは反省し、次に生かすべきところはここやというような立派なそういうものを形として残して、次の時代へ進んでいくというふうな形にしたいなというふうに思います。

自然相手のあれなんで非常に難しいし、申し訳ないんやけれども、やはりそこは気持ちを込めて、担当部局の方、本当、日頃汗かいてやっていただいているのはよく分かっています。そういうことも踏まえながら、今後も一生懸命お互い頑張って、そういうことについて住民の人にも周知をし、そして皆さん方の仕事も正当に評価されるような形を僕らも応援したいと思いますので、そういうことでよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長(二見裕子君)以上で、文野議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

(「11時42分」から「13時00分」まで休憩)

議長(二見裕子君)休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大林議員。

2番 (大林隆昭君) 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただき ます。

今回私から質問させていただきますのは、1点目に熊取町での空き家問題への取り組みについて、2点目は熊取町公民館、町民会館ホール事業についての2点であります。よろしくお願いいたします。

それでは、まず1つ目の空き家問題についてからお尋ねをいたします。

全国的にもここ最近問題になってきています空き家問題なんですが、熊取町でも各自治会のアンケートなど実施をしていただいて実態の把握に努められており、既に一定の対策は取っていただいていると思っております。

そこで、1つ目の質問ですが、熊取町でのこれまでの空き家への取組と、その成果をお聞かせください。

議長(二見裕子君)濱田都市整備部理事。

都市整備部理事(濱田隆之君) それでは、空き家問題への取り組みについての1点目、現在の取組とその成果について答弁申し上げます。

空き家問題への取組としましては、空き家の利活用を図るため、平成30年度から熊取町空き家バンクを創設するとともに、空き家所有者の様々な相談に対応するため、関係団体と連携して熊取町空き家相談員制度を創設し、空き家所有者の相談に対応してまいりました。

その成果についてですが、熊取町空き家バンクにつきましては、これまで空き家所有者登録で4件、空き家利用希望者登録で9件の登録があり、売買が成立したなどの理由により、これまで4件の成果が出ています。また、熊取町空き家相談員制度の成果につきましては、これまで合計15件相談会の実績がございまして、直近では、先月8月20日に空き家所有者の方の相談を受けることができました。

以上、現在の取組とその成果についての答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)大林議員。

2番(大林隆昭君)いろいろ対策を講じていただきましてありがとうございます。

空き家バンクについては、先日、課長とお話ししたときにも、ちょうど相談会の日だったのか、 相談に来られていますというのも聞かせていただきました。相談の内容というのは僕らが聞くあれ じゃないんですが、例えばどんな相談が多いんですか。15回の相談のうちどんな相談が多いのかな というのを今分かりますか。

議長 (二見裕子君) 濱田都市整備部理事。

都市整備部理事(濱田隆之君)お答えいたします。

相談の個々の内容について、今、手元に資料がないのであれなんですけれども、いろいろ個々様々な、個人的な相談が主な相談内容になってくると思いますので、多分事情はばらばらかなというふうに考えております。

議長(二見裕子君)大林議員。

2番(大林隆昭君)空き家バンクについては、登録が今まで4件あって、利用したいという方が9件だと。利用したい方のほうが多いということで、もう少し登録を促すような取組ができればなと思う

んですが、登録を促していくために、例えば登録に係るいろんな費用というか、そういうものを補助したりとか、登録していただいた物件へ転入してこられたときに、登録していただいた方にも何らかのインセンティブが出るような施策を打ってみるとか、そういうのができないものかなというふうに思うんですが、そのあたりは何かお考えはないですか。

議長(二見裕子君)濱田都市整備部理事。

続きまして、空き家問題への取り組みについての2点目、空き家バンクの活用として、登録への 補助などの検討について答弁申し上げます。

空き家バンクの活用として、登録者への補助などは本町では現時点では行っておりませんが、過去には転入・定住促進事業としまして中古住宅取得費補助金を実施しておりました。

他市の事例では、お隣の泉佐野市では、住宅総合助成事業として、空き家バンクに登録された中 古住宅を購入、賃借する場合に泉佐野市の地域ポイントを付与しているという事例がございます。 このように、先進事例で有効的な施策があれば、費用と効果を見極めながら検討してまいりたいと 考えています。

空き家バンク制度につきましては、大阪版空き家バンクとも連携を図るなど、より一層PRに努めまして登録者の増加に努めていきたいと考えております。

以上、空き家バンクの活用として、登録への補助などの検討についての答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)大林議員。

2番 (大林隆昭君) ありがとうございます。先進事例なども研究しながら、熊取町でもできる施策を取っていただきたいなというふうに思います。せっかく空き家バンク制度を立ち上げて動かしていっていただいているので、もっと積極的に活用できるように、動かしていけるような方法を考えていただければなというふうに思います。

では、次の質問なんですが、現在、今の時点で熊取町には特定空家というのはないというふうに 何っております。特定空家とは別に、将来的に活用の見込みがないと思われるような、これから特 定空家になってしまうんじゃないかなというような空き家というのは今のところ存在するのか、ま た、それが確認できたときにはどういうふうな対応をしていくのかというのをお聞かせください。

議長(二見裕子君)濱田都市整備部理事。

都市整備部理事(濱田隆之君)空き家問題への取組についての3点目ということで、将来的に利活用の 見込みがない空き家への対応について答弁申し上げます。

老朽化などによりまして将来的に利活用の見込みがない空き家で一定の基準を満たすものについては、木造住宅除去工事補助金の活用が可能となっています。具体的には、建物の除去費用について定額40万円を補助しておりまして、平成27年度からこれまで、今年度8月末時点での7件を含めまして69件の利用がございました。

今後も、将来的に利活用の見込みがない空き家についてはこの制度の活用をご検討いただきますよう所有者にPRいたしますとともに、利活用が可能な空き家については、空き家相談員制度や空き家バンクを活用していただき、利用者の意識を売却や賃貸などに利活用していただくような方向にPRしてまいりたいと考えております。

以上、将来的に利活用の見込みがない空き家への対応についての答弁とさせていただきます。 業長(二月数2升)十世業員

議長(二見裕子君)大林議員。

2番(大林隆昭君)ありがとうございます。持ち主の意向というのが一番大きなところになってくるので、その方たちに、潰して新しい家を建てて売ってしまうとか誰かに貸すんだとかというのをどん どん進めていっていただきたいなと思います。

ただ、一定ご説明いただいた中でも、やっぱりほったらかしになってしまうというような空き家が出てきてしまうようなときには、最終的にはどういうふうな対応になるのかなと。もう特定空家をつくらないという考えがあって、特定空家にしないための対策というのを打っていただいている

と思うんですが、それでもやっぱり最終的になっていってしまうというところは多分出てくると思うので、そのあたりについては、これからどういうふうに進めていくのかなと。

議長(二見裕子君)濱田都市整備部理事。

都市整備部理事(濱田隆之君)空き家につきましてはあくまで個人の所有物になってまいりますので、 特定空家に至る以前の段階で何か行政が直接手を出せるとか、勧告なりそういう手続のルールも定 めておりますけれども、そういったところまではなかなか至りませんので、今の段階では、所有者 の方の意識を先ほど答弁させていただきましたようにできるだけ賃貸とか利活用とか、そちらの方 面に向いていただけるようなPRといいますか誘導といいますか、そういったところに今のところ は力を入れていきたいなというふうに考えております。

以上です。

議長(二見裕子君) 阪上総務部理事。

総務部理事(阪上 章君)特定空家と指定された場合、住宅用地特例というのがございまして、敷地に住宅が建っている場合、課税標準額を6分の1、200平米までするという規定がございます。200平米を超える場合は3分の1、課税標準額が変わるわけですが、当然固定資産税も6分の1、勧告に従わない場合は、これを除外するということに規定されております。

以上です。

議長(二見裕子君)大林議員。

2番(大林隆昭君)ありがとうございます。

もし特定空家になってしまったというところなんですが、特定空家というふうに、この家は特定 空家にしますという手続ですよね。協議会とかいろんなものが手続としてあると思うんですが、そ のあたりをちょっと説明していただいてよろしいですか。

議長(二見裕子君)濱田都市整備部理事。

都市整備部理事(濱田隆之君)特定空家につきましては、空家法第14条の規定により、特定される要件が定められております。4点あるんですけれども、1点目としましては、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態、2点目としましては、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、3点目としましては、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている場合、4点目といたしまして、その他周辺の生活環境の保全を図るため、放置することが不適切ある状態、これらのいずれかの状態にある空き家につきましては、特定空家ということで認定していくということになっております。よろしくお願いします。

議長 (二見裕子君) 大林議員。

2番 (大林隆昭君) ありがとうございます。今現状、熊取町ではそれに当てはまるところはないという ことで、これからも特定空家とか将来的に利活用の見込みがないような家が出てこないように、い ろんな取組をしていただければなというふうに思います。

空き家の最後の質問になるんですが、これまで聞かせていただきました対策のほかにこれから熊 取町として取り組んでいこうかなというふうに考えていることがあれば、ここで話せる限りで構わ ないんですが、お聞かせいただけますでしょうか。

議長 (二見裕子君) 巖根住民部長。

住民部長(巖根晃哉君) それでは、ご質問の熊取町における空き家問題への取組についての4点目、さらなる空き家対策、活用について答弁申し上げます。

さらなる空き家対策、活用ということで、住宅政策以外での取組について答弁申し上げます。

本町では、産業部門における施策実施のための指針としまして、本年3月に第3次熊取町産業振興ビジョンを策定いたしました。ビジョンでは4つの方針を掲げておりまして、その1つ、新事業創出(企業誘致)の中で空き家、空き店舗の利活用などに取り組む事業者への支援を明記しておりまして、現在、策定に向けて取り組んでおりますアクションプログラムにおいて、策定委員の皆様と共に、庁内関係部署とも調整しながら具体的な取組内容について検討しているところでございま

す。

空き家等を活用しました地域活性化については、都市計画法上の用途制限や近隣住民とのトラブルにも留意する必要がありますが、住民の快適な住環境の維持について配慮しながら、産業振興という側面から空き家対策に資する取組を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)大林議員。

2番(大林隆昭君)ありがとうございます。

産業振興のほうでも空き家とか空き店舗というのに対して働きかけをしていただけるということで、要は空き家バンクについても、先ほども言ったんですが、今までに登録が4件であると。空き家バンクだけが全てではないですが、熊取町として空き家というのをある一定把握していかないといけないんじゃないかなと。これから、いろんな転入・定住促進であったりとか産業振興部門での利用をするに当たっても、ある一定空き家というのを把握しておかないと、どんな事業に使おうかというときにも使ってはいけないかなというふうに思います。

どういうふうに空き家を特定していくというか把握していくのかといえば、もちろん空き家は、ここが空き家ですという、自治会長とかがこの家は空き家と思うんやけどなと言うだけでは本当に住んでいるか住んでいないかは分からないので、ある一定、先ほど阪上理事からもおっしゃっていただきました住宅用地特例という優遇をなくすというところ、固定資産税が上がりますよというところと、この網の中に入っていただけたら熊取町としてはこれからも優遇を続けていけますよというところを組み合わせていけば、ある一定、空き家というのが出てくるんじゃないかなというふうに思うんですが、なかなか難しい話やと思います。あなたの家はこれから特定空家になるかもしれません、これから利活用をあなたの家でしたいですというようなところが出てくるかどうかも分かりません。利活用できないようなところばかりが出てくるかもしれませんが、ある一定、空き家を把握していくということは、熊取町では必要やと思います。

空き家バンクに登録されている家は利活用が難しいような家ばかりやと思うんですが、一般市場の中で流れている空き家というところは、なかなか空き家として長く続かない。空いてもすぐに人が入るというところに関しては、民間の中で流れているものなので、その民間の流れからどうしてもあふれてしまう、なかなか利活用が難しいところに関しては、やっぱり熊取町から何かしら働きかけをかけてインセンティブを与えないと、民間の流れに乗れないというようなところはやっぱりある程度力を貸してあげないといけないのかなというふうに思うんです。言ったらあめとむちじゃないですが、特例の廃止というのと新しい補助金、支援策というのをうまく組み合わせて、空き家を把握していけるような仕組みをつくってほしいなというふうに思うんです。今、ざっとしゃべった中でどんなふうに感じますか。

議長(二見裕子君)濱田都市整備部理事。

都市整備部理事(濱田隆之君)熊取町におきます空き家の実態調査ということで、前回、平成30年に自治会長の協力を得まして、概数ではございますけれども一定、空き家の数を把握したということで、一応今後も、今コロナの状態がありますので、状況を見据えながら、また自治会長にお願いした上でそういった空き家の最新情報的な状況を把握していきたいというふうに思っております。

空き家については、基本的には長期間、おおむね1年ぐらい継続して使用されていない状態を一応空き家というふうに認定されるということでございますので、地元の方が住んでいるか住んでいないか、固定資産税は遠方におられて払っておられるという場合もございますし、住んでいないという状態を空き家ということであれば、地元の方が一番状況的には把握しやすいのかなというふうに思っております。

議員お示しのインセンティブ、補助等、大阪府下でもちらほらと、例えば建物の除去費用ですとか固定資産税への補助ですとか移転費用の補塡ですとか、そういった施策を打たれているところもちらほら出てきておりますので、そういった事例で効果的なところを検証しながら、我が町におい

てどういった制度が一番費用対効果が適しているかというところも見定めながら、府下では一番、空き家の数は一応今のところは少ないということなんですけれども、今後に向けて必ず空き家の数は増えてくると思いますので、そういったところに注視しながら対応してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長(二見裕子君)田中都市整備部長。

都市整備部長(田中耕二君)すみません、少しだけ補足させていただきます。

理事が答弁させていただいたとおりでございます。議員のおっしゃっている部分、十分私、理解 できる部分でございます。

現状、まち育てプラン、これ令和2年6月にできてまだ1年ちょっとというところで、これに掲載されている項目をやっていこうということで、今、軸足はこちらに置かせていただいているというところなんですが、議員おっしゃるとおり、転入促進も含めた、まず空き家をつくらないというようなところ、そして現状を把握するところ、その上で特定空家にさせない、そして、空き家になっているところに対してどう対応していくのかというようなところがポイントになってくるんですが、いずれにしても、このプランそのものが令和4年には中間年、5年計画でございますので、いわゆる中間見直しというものはしたいなと。

その中では、議員おっしゃっていただいていますような空き家バンクのほうに対するインセンティブであるとか、あと、また今、木造住宅、しかも耐震基準に見合わないものの除却に対してのみ行っている補助制度、これを、例えばよその先進地がもう既にやっているような、空き家の除却に対して活用をもう少し拡大することはできないのかというようなところも含めまして、また、先ほど住民部長からもありましたように、産振ビジョンのアクションプログラムを今つくっていただいておるというところで、空き家以外の利活用というようなところも含めて、一定、一固まりになるようなものを来年度、できたら中間見直し年に検討していきたいなと。そのための準備作業を今年やりつつ、軸足はやっぱりまだここにしたいというようなところでございますので、ご理解いただければなと思います。

議長(二見裕子君)大林議員。

2番(大林隆昭君)ありがとうございます。

先ほど固定資産税の住宅地特例除外とかという話もあったんですが、神戸市は、全然こことは規模が違うんですが、2021年度に60件特例を廃止して、おまえのところは固定資産税が上がるからどないかせえよというようなこともやっているようです。特例の廃止と補助金とか支援策とかいうのをうまいこと考えていただいて、空き家の把握を進めていただきたいなというふうに思っています。その把握した空き家の中で、産業振興課とか、これから転入・定住の促進だとかというのを絡めていっていただければ、いい空き家対策ができるんじゃないかなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2つ目のテーマの熊取町の公民館、町民会館ホールの整備事業についての質問をさせていただきます。

熊取町の公民館、町民会館ホールは、昭和45年、1970年に建築されまして、築後50年経過しております。平成28年に行われた劣化度判断ではC評価となっており、5年程度での対応が必要であると判定をされています。

整備事業の進捗状況などにつきましては議員全員協議会などで説明をいただいておりますが、先日、議会全体としても要望を出させていただきました。そして、私どもの会派からも要望書も出させていただきました駐車場の問題について、一定、議員全員協議会でこの間説明はいただいたんですが、どのようにお考えなのかなと。

議長(二見裕子君)原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(原田哲哉君)それでは、熊取町公民館、町民会館整備事業について、ご質問の 1点目、要望を行った駐車場の確保について答弁させていただきます。 現在の公民館南側の来庁者用駐車場の状況につきまして、十分な説明ができておりませんでしたので、先般、8月24日の議員全員協議会においてご説明させていただいたところでございます。

繰り返しになりますが、現在の公民館前来庁者用駐車場の一番南、34台分につきましては、平成28年度に隣接する住宅開発において、住宅の進入道路の設置に併せ、商工会前町有地の一部と交換し、現在は暫定的に来庁者用駐車場として活用しているところでございます。

これ以前は34台分がない状態で、一時的に多数の来場者が見込まれるイベント時におきましては、 商工会前の職員駐車場や周辺公共施設の駐車可能スペースを臨時駐車場として開放し対応してまい りましたことを、まずはご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

しかしながら、現基本計画(素案)では、この交換前に比べまだ少し不足がございますので、レイアウトを工夫するなど可能な限り駐車台数の確保に努めたいと考えているところでございます。 ご理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)大林議員。

2番(大林隆昭君)ありがとうございます。

議員全員協議会のときに聞かせていただいた内容とほぼほぼ同じということなんですが、細かい、ここが何台で、ここが何台で、全体で何台になりますという話はもちろん理解はできます。理解できるんですが、今現状と比べて例えば何台減りますとかというものじゃなくて、うちの会派から出させていただいたところにも書かせていただいたんですが、細切れになった駐車場というのはちょっと危ないんじゃないんですかという問題で、そちらについて解決しようと思うと、前回、ごめんなさい、どなたかか覚えていないんですが、そこにある飲食店ですよね。あそこの土地も借りてしまえばいいんじゃないかと、あそこを駐車場にすれば大きくなるじゃないかと、あの飲食店を公民館の中に入ってもらったらいいんじゃないかというような話も出ていたと思うんですが、そのあたりについて何か考えていただけましたか。

議長(二見裕子君)原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(原田哲哉君)隣の事業者につきましては、今の現状におきましてはまだそのお話をしてはございません。ただ、今はまだ、この前議員全員協議会でお話ししたとおり、基本設計素案を最終的にまとめている段階で、まだまだ建物のレイアウト等も変わるところもございますので、最終的には一度お話はさせていただこうかと思いますが、現時点におきましては、まだそこには踏み込んでいないという状況でございます。

議長(二見裕子君)大林議員。

2番(大林隆昭君) 最終的なレイアウトを出してからというのは分かるんですが、ある一定話を進めていかないと問題としては解決しないと思うので、新しい建物ができました、いい建物ができたんですが駐車場が減りましたというのは、住民の皆様からすればそうなんやという感じになると思う。

今どきの建物と言ったら悪いけれども、駐車場がないというようなのはほんまに都会に行かないとないと思うので、特にこの泉州エリアで新しい建物を建てるとなると、駐車場というのをどういうふうにするんやという問題を一番に解決しないといけないような車社会のエリアなので、その中で駐車場を減らすというのは、僕はちょっと違うんじゃないかなというふうに思っています。住民の皆様に迷惑がかからないように、しっかりと駐車場の問題は対応していただきたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

では次に、これまでのこの事業に関する説明とかやり取りの中で、熊取町の公民館、町民会館ホールの周辺施設についても公共施設等総合管理計画に基づいて適切な施設運営に努めると説明をいただいてきました。

では、この周辺施設というところになるであろう熊取町の役場庁舎、ふれあいセンター、老人福祉センター、3つの施設について、これから具体的な改修もしくは建て替えなどの考え方というのをそれぞれ教えていただけますか。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君) それでは、2つ目のご質問の熊取町公民館、町民会館整備事業の2つ目の ご答弁を申し上げます。

ご質問にございます周辺施設の具体的な改修、建て替えへの考え方といたしまして、まず私のほうからは、熊取町立老人福祉センター、こちらを中心にご答弁させていただきたいと思います。

これにつきましても、もう既にご承知のとおり、個別施設計画がつくられてございます。これに 基づきましての説明となります。

老人福祉センターにつきましては、昭和49年に建築された施設でございますが、平成29年度に施設の耐震診断を実施してございます。診断結果において、軽微な補修工事で耐震化が可能であるという結果報告がございました。その報告を受けまして、個別施設計画では施設を効率的、効果的に長寿命化を行い、利活用していくという考え方をお示ししてございます。

また、その長寿命化対策といたしまして2つの改修内容を記載しております。1つ目は、現状、老人福祉センターと公民館・町民会館は2階の渡り廊下で連結されてございまして、耐震改修実施に当たっては渡り廊下の撤去が伴うことから、公民館・町民会館の改修時期を見据えた時期を想定した耐震補強工事及びエレベーター更新等の改修を記載してございます。2つ目は、建物の劣化状況及び町の財政状況を鑑み計画的に行うことを想定した、いわゆる外壁・屋根の改修を記載してございます。

いずれにいたしましても、町の財政状況を鑑みながら計画的に実施し、さらに、高齢者に限らず 地域共生社会の構築に向けた拠点施設としての位置づけも視野に入れながら、有効に利活用できる よう検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさ せていただきます。

議長(二見裕子君) 林総務部長。

総務部長(林 利秀君)私のほうから役場の庁舎につきましてお答えさせていただきます。

役場庁舎につきましては、実態に即した具体的な将来の修繕時期や経費等につきましては、令和 2年3月に策定しました個別施設計画において既にお示ししているところでございます。

役場庁舎につきましては、平成25年と26年に耐震補強工事を実施してございまして、同じ時期に 大規模な改修工事も済ませてございますので、当分の間はその補修を繰り返しながら長寿命化を図 っていくというところで、計画には盛り込んでいるところでございます。

以上です。

議長(二見裕子君)大林議員。

2番(大林隆昭君)ありがとうございます。それぞれ聞かせていただきます。

ふれあいセンターについては一番新しいのでまだあれなのかなというふうなのは分かりますが、 老人福祉センターについては、公民館と同じようなときに建てられて、これまでも何回か質問をさせていただいています。老人福祉センターを残すんであれば残す意義がないと、ただ残しただけ、 やっぱりあのときにというふうにならないように、しっかりとこれから地域共生社会というのを実現するための拠点として使っていくように、目標というか、こういうふうにやっていきますというような道筋もしっかりと立てていっていただきたいなというふうに思います。

役場庁舎なんですが、平成25年、平成26年で改修していただいて耐震化も進んでいますということで、まだもう2、30年はこのまま手直しを入れながらというふうになると思うんですが、このまま公民館と町民会館ホールの事業を進めていって、最終的にそれが令和6年1月に出来上がりました。そこから先、令和6年なので20年、役場庁舎の建て替えというのが一番早く来るのかなというふうに思うんですが、そのときに、この一帯でまとまって空いているところがなくなるんじゃないんかなと。駐車場も細切れになってしまいました、ホールがあっちに移ったので、役場庁舎をじゃ20年、30年後に建て替えるときはどういうふうに、そのときの人らが考えたらいいん違うかというお考えであれば、それはそれでいいんですが、その辺についてはどういうふうに思っているのかなというのをお聞かせいただけますか。

議長(二見裕子君) 林総務部長。

総務部長(林 利秀君)議員今ご指摘いただいたように、役場庁舎につきましては、ご存じのように本 館、北館、東館というところで3つの館がございます。今のところはその計画に盛り込んでござい ますが、建て替え時の更新時期につきましては、組織を有効的に配置できる建物としての構想であ ったりとか防災拠点としての機能の付加とか、そういったことも検討しながら、3つの館について 建物を集約化して一つの一体的な更新をするというような検討を盛り込んでいるところで、まず今 のところはそういう計画でございます。

具体的には、本館、北館の更新時期の始まりとしています令和26年度から東館の更新時期の始まりとしています令和38年度の13年間、ちょっと幅はあるんですけれども、その間で要は一体的な更新を行うことを明記しているというふうな状況でございます。

以上です。

議長(二見裕子君)大林議員。

2番(大林隆昭君)分かりました。広々とした場所があるわけではないので、しっかりと考えながら、 先を見ながら効率よくやっていかないと、そのときになってまたどこかの土地を買収しないといけ ないとか、そんなことにならないように、しっかりと考えてやっていっていただきたいなというふ うに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次、3点目、公民館、町民会館ホールの設計において、こんなことを言ったら怒られるかもしれないんですが、使用者の皆様からアンケートをいただいたりとかこういうふうにしてほしいという声をいただいていると思うんです。そちらにばかり意見が傾いていませんかというふうに思うんですが、そのあたりについてはどう思いますか。

議長(二見裕子君)原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(原田哲哉君)次に、ご質問の3点目、公民館、町民会館の設計において、使用者の意見ばかりに目が向き過ぎではないかについて答弁申し上げます。

今回整備する公民館、町民会館につきましては、住民の多様な生涯学習活動、文化芸術活動の場として、基本構想にも記載のとおり、これまでの活動を継続させながら、新たな利用促進、文化が生まれる施設として整備することを掲げております。

この基本構想につきましては、利用者だけではなく、多世代の無作為抽出による住民アンケートを実施するなど、広く住民の方からのご意見を取りまとめ策定し、さらに、基本構想を基に策定する基本設計につきましても、基本構想の策定時と同様、整備検討委員会委員の皆様はもとより、利用者、教育委員や社会教育委員、そして議員皆様をはじめ、広く住民の方からもご意見をお伺いしたところでございます。

いただいたご意見につきましては、それぞれのお立場でいただいたものでございますので、そのいただいたご意見を全て取り入れるということは難しいことから、先ほど申しましたとおり、まずは住民の多様な生涯学習活動、文化芸術活動の場として、これまでの活動の維持、向上、そして新たな利用促進と文化芸術の創造施設となるよう取捨選択しながら策定を進めているところでございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)大林議員。

2番(大林隆昭君)分かりました。

それでは、説明のときの資料なんかにもあったんですが、ホールの稼働率とか年間の使用人数とかというところに関しては、各部屋ごとにいろんなデータを出していただいて、これだけの人数が使っているのでこれだけの部屋が必要ですというのは分かるんです。ホールをこの5年間で、年間で何人ぐらい使ったというのはずっとデータを出していただいている中で分かるんですが、この5年間で、あのホールでやったイベントで、例えば人があふれてどないしようもなくなったというイベントは何回かありましたか。

議長(二見裕子君)原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(原田哲哉君)ここ数年で、あのホールがあふれてどうしようもという内容、ホール自体では、実際には、あふれてというか使い勝手という部分では、まずホールの中という話でいけば、現在327席ございますけれども、実際毎年、町内の中学校、南中、熊中の吹奏楽部の発表会で、指揮者や大型楽器を含めて定員2、30名の方々で演奏するのがあるんですけれども、そういったところでは、中での舞台部分では当然全然足らない状態。ただ、実際に定員も含めてあふれ返ったというところでは、大きなものではないのかなと思っておるところでございます。

議長(二見裕子君)大林議員。

2番(大林隆昭君)じゃ、単純に舞台だけ広くすればいいんじゃないですかというふうに言いたくなるんですよ。そんなにあふれ返るようなことがないんであれば、単純に舞台なり音響施設なりというのをきれいにし直して、そんなに広くすることもないんじゃないかなというふうに単純に考えてしまうんですが、コットンホールはマックス180人でしたか。とひまわりドームの収容人数の間をというようなことも書いていただいたのは分かるんですが、だからといってそこに合わせにいく必要もないんじゃないかなと思うんです。どう思いますか。

議長(二見裕子君)原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(原田哲哉君)ちょっと整理してお話しさせていただきます。

現在のホールは327席ということで、繰り返しになりますが、先ほど言っていた熊中、南中の吹奏楽学部が毎年発表会で使っておられる。そこでは、かなり舞台の部分については手狭になっていると。さらには、先ほどもう既におっしゃっていただいたとおり、コットンホールが定員180人、ひまわりドームのメインアリーナが客席1,096人ということで、その中間的な規模のホールが必要ではないかなと。繰り返しで、当初は現地でという話が進んでおったと思います。そこの中で、当然そんなに大きいものはということの中で、約400席程度という規模で設定したと。ただ、その経過の中で400席程度の現地の建て替えが、もう今までも何度もお話ししたとおり、南側に一定そのまま400人の規模で整備したいというのがこれまでの経過でございます。

議長 (二見裕子君) 阪上教育次長。

教育次長 (阪上敦司君) ちょっと補足をさせていただきます。

公民館は今320何席という、もともと公民館は400席程度席数があったんですけれども、座席を入れ替えたときに、若干座席の幅を取って定員が減っていると。今、理事のほうからも話がありましたけれども、当然、大きなイベントとなればひまわりドームのメインアリーナを使っていただける。それよりも少し100人程度の規模であればコットンホール、図書館の2階にもホールがございます。これはまた同じぐらい、100人ぐらいのホールになります。その中間というぐらいで400席を目指すということで目指させていただいているんですけれども、一つは、今後の人口動態から見ると、成人式が400席あればできるかなというのがまず1点。今ひまわりドームでやっているところで、会場設営費であったりとか、やっぱり準備にかなりの時間と費用がかかっているということがまず1点。それから、やっぱり文化的な音楽関係の発表であったりとかとなると、やっぱりコットンホールとか図書館の2階という形であれば、ちょっと小ぢんまりとした例えばピアノコンサートとかであったら臨場感が出ていいんやけれど、もう少しお客を入れたいなとなるとひまわりドームになってしまうと。となると、ちょっと音響面ではやっぱりひまわりドーム、もともと体育館ですので若干厳しいかなということで、その辺の利用者の声も踏まえた中で、400席、それに見合う舞台というふうな形で今回計画を進めさせていただいているということで、ご理解いただければなと思います。

議長(二見裕子君)大林議員。

2番(大林隆昭君)400席というところを目指すというのはいいと思うんですが、じゃ今度400席を埋めるような催しとかイベントというのもなかなかしんどいなというふうに僕の中では思っています。 327席がなかなか埋まらないというところで、きれいな建物になればある一定動いていくかなというふうなところもありますが、大きいホールを建てたところはなかなか動かすのがしんどいという 話も聞きますし、無理にではないですけれど、そんなに広い大きな建物を建てる必要もないんじゃないかなというふうに僕は思っていますので、もうちょっとスペックダウンして、350席ぐらいでいんじゃないんかなと。今の敷地に建てられるぐらいの大きさでいいんじゃないんかなというふうに思っていますので、これからいろんな催しをしていただいて、人がたくさん集まっていろんな文化創造ができて、いろんな人と人の交流ができるような施設になっていけばいいなと思います。たくさんイベントをやると、今度は逆にまた駐車場、車をどこに止めるねんという話になってくるので、いろいろ考えていってほしいなというふうに思います。

議長(二見裕子君)阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君)ありがとうございます。

器を建てて関古鳥が鳴いているとならないように、当然、体育館にしろ煉瓦館にしろ活用していただいて何ぼやという建物ですので、その辺は重々心に留めて、いろんなイベントを400席やったらできるかなというふうに思っています。やっぱり今、音響面であったりとか空調の音の関係で、どうしても静かに聞くというふうなイベントがなかなかやりにくいというところで、合唱の人とかに、泉の森ホールの小さいホールに行ったりとかというようなお話も聞いています。そんな形で、建物ができた折には、やっぱり400席程度で住民の皆さんにゆっくりと文化鑑賞、芸術鑑賞していくような機会というのは積極的に持っていきたいなと思います。

駐車場の話に戻りますけれども、あちこち散らばっていて危ないんじゃないかということは重々分かっております。ただ、イベント時に合わせて駐車場を確保するとなると、1,000台要るの、2,000台要るのという話になってきますので、平常時の利用の状況も見た中で、今現状の台数で方法を、平常時はもちろん対応できるんですけれども、よっぽど大きなイベント時になると幾ら駐車場があったってやっぱり厳しいところはあると思いますので、そのあたりは既存の役場の職員用駐車場であったりとか、若干離れますけれども図書館周辺の臨時の駐車場というふうなものをご案内しながら、イベントのほうは開催していけたらなと思います。その辺も踏まえてご理解いただければと思います。

議長(二見裕子君)大林議員。

2番 (大林隆昭君) ありがとうございます。建物の規模等いろんなものを考えながら進めていってほしいなというふうに思っているというのだけは忘れないでください。

最後の質問なんですが、この前、第3次行財政構造改革プランのアクションプログラムの中に、 公民館、町民会館ホールについて指定管理者制度導入を進めていくというようなことを書いてあっ たんですが、これ、最初から指定管を入れるつもりだったんですか。

議長(二見裕子君)原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(原田哲哉君)最初からというより今まだこれからの検討というところで、当然 運営面ですから、建てた後の運営面をこれからどういうふうにしていくか、直営でするのか、また 指定管理を導入するのかというのはこれからの検討というところでございます。

議長(二見裕子君)大林議員。

2番 (大林隆昭君) 建ててから指定管をもう最初から入れてしまうんやったら、もうそれやったら、今さらこんなのあれなんですけれど、最初から、もう建てる時点からお金の段取りから建てる、運営するというところも全部丸投げと言ったらおかしいですけれど、全部お願いする。 PFIとかそっちの方向に行ってしまえば熊取町からの資金の持ち出しというのも少なくなったでしょうし、そっちの方向で進めなかったのはなぜなのかなという……。

議長(二見裕子君)原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事 (原田哲哉君) ご質問の4点目ということでよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)

教育委員会事務局理事(原田哲哉君) それでは、ご質問の4点目、PFI方式の導入について答弁申し上げます。

PFI方式につきましては、公共施設の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、公共サービスの効率的かつ効果的な提供を図るというものでございますが、ご質問いただきましたPFI方式の導入につきましては、平成30年度に公民館、町民会館整備の方向性を定める中で、その効果について検証を行いました。

検証に際しましては、国土交通省が提供するVFM、バリュー・フォー・マネーという簡易計算 ソフトを用い、公民館と町民会館の大規模改修、また建て替えの両方で、直営で運営する場合とP FI方式を導入する場合について試算を行っております。

検証結果につきましては、大規模改修、建て替え、いずれの場合であってもその効果が期待できないという結果となりましたので、公民館、町民会館整備に当たってはPFI方式の導入は行わないと結論づけたところでございます。

なお、公民館、町民会館整備後の運営につきましては、第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」に記載のとおり、指定管理者制度の導入について今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

議長(二見裕子君)大林議員。

2番 (大林隆昭君) ありがとうございます。平成30年の時点で1度は計算していただいていたということなので、そちらにはならなかったんだな。そのときのあれなので、今さら言ってもあれなので、いずれにしても長く使っていく建物を建てるときなので、しっかりと考えて進めていっていただきたいなというふうに思います。これから60年間、南駐車場に大きな建物が建つということを考えて、60年後にも、町民の皆さんが楽しく使っていただけるような建物をしっかりと考えて造っていっていただきたいなというふうに思います。

あとは、両手を挙げて賛同している人ばかりじゃないというのも心に留めていただきたいなというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

議長(二見裕子君)以上で、大林議員の質問を終了いたします。 次に、渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)ちょっと前置きですが、第16回夏季パラリンピック東京大会が先日閉幕をいたしました。コロナ禍という未曽有の状況の中、様々な障がいを抱えた世界中の選手たちが自らの可能性に挑み、力と技を競い合いました。その姿にたくさんの感動をいただきました。日本は金メダル13、銀メダル15、銅メダル23個の計51個、過去最多のアテネ大会に次ぐ成績でした。オリンピックは平和の祭典、パラリンピックは人間の可能性の祭典と言われています。このコロナ禍の中、希望と勇気と感動をもたらしてくれた全てのアスリートの皆様に心から感謝申し上げ、前置きが長くなりましたが、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

まず、1項目めは熊取町エコプロジェクトの推進についてです。

本年重点的に取り組む4つのテーマの一つに、SDGsの実現を通じたまちづくりがあります。 地球環境保全における取組として、熊取町気候非常事態宣言やくまとりプラスチックごみゼロ宣言 を既に行っており、5月にはゼロカーボン宣言都市に登録されました。具体的には、温室効果ガス 排出量の削減に取り組むために、令和2年5月に熊取町エコプロジェクトを作成し、プラスチック ごみや食品ロスの削減を推進しておられます。

そこでお尋ねです。まず1点目ですが、資料にエコプロジェクト体系図というものをつけさせていただきました。資料を見ていただきたいんですが、そのエコプロジェクトにあるマイバッグの普及啓発については、熊取町オリジナルエコバッグをイベントなどで配布したりして啓発などをしていただいております。2のマイボトルの普及啓発についてはどのように取り組んでおられるのか、お聞かせください。

議長(二見裕子君)山本住民部理事。

住民部理事(山本浩義君) それでは、熊取町エコプロジェクトの推進についての1点目、マイボトルの

普及啓発につきましてご答弁申し上げます。

本町では、昨年5月、第2期熊取町一般廃棄物処理基本計画に基づくごみの減量化を進める上で、 プラスチックごみの削減施策等について体系的に整理した熊取町エコプロジェクトを策定し、広報 紙やホームページを通じ、住民の皆様にもお示しさせていただいたところでございます。

ご質問のマイボトルの普及啓発でございますが、当該プロジェクトの施策の一つとして位置づけてはおりますが、具体的な取組までには至っておらず、現時点において、大阪府が主催するマイボトル普及に向けての官民協働の協議会であるおおさかマイボトルパートナーズに参画し、マイボトル普及による使い捨てプラスチック容器の使用削減を広く大阪府全体で進めるため、共同して調査研究に努めているところでございます。

そして、その方向性として、イベント時における啓発等を通じ、海洋プラスチックごみ問題への住民理解を深めることにより、マイボトル利用の促進につなげていきたいと考えており、環境衛生面に過敏とならざるを得ないコロナ禍が終息した暁には、具体的に普及啓発を展開できるよう知恵を絞ってまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)分かりました。

まず、このエコプロジェクトを作成していただき推進していただいていること、ありがたいと思うんですが、その中の今、おおさかマイボトルパートナーズに参画したということでございます。 そこに参画して何を行っていこうとしているんですか。

議長(二見裕子君)山本住民部理事。

住民部理事(山本浩義君)マイボトルパートナーズのコンセプトの一つとして海洋プラスチックごみ問題を掲げておりまして、こちらにつきましては、熊取町においてプラスチックごみゼロ宣言に基づき、海洋プラスチックごみ問題にも取り組んでいるというところでございます。

熊取町エコプロジェクトを基に、私たちはおのおの、いろいろ取組を行っているんですけれども、その中のマイボトルパートナーズに参画した上で、次の質問にもありますように、給水機の設置もマイボトルパートナーズの取組の一つとして掲げられていることから、そういうところに向けての考え方の整理であったり、それを実現できるかどうかについての情報共有であったりというところで考えております。

また、マイボトルパートナーズにおいては参画団体の会議がございまして、いろいろそういった、どうしても公共団体だけであれば情報は限られてくるんですけれども、そこにはNPO法人であったりだとか民間団体であったりだとかいろんな団体が参画しておりますので、そういったところの情報も吸収しながら取り組んでまいりたいというところで参画しております。

以上です。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)早くプラごみゼロ宣言もして下さっているわけなんですが、実際にそれに伴った行動というものをしっかり取り組んでいかないといけないかなというふうに思うんですけれども、今、おおさかマイボトルパートナーズに参加したということです。私もちょっと調べさせていただきましたら、企業もそうですが、大阪府下では大阪府のパートナーズなので大阪府が主体なんですが、7自治体が参加しております。大阪府、大阪市、堺市、泉大津市、吹田市、島本町、そして熊取町と、この7自治体がパートナーズに参加しておられます。

今、資料を見ていただきたいんですが、先ほど理事の答弁の中にもあったんですが、マイボトルパートナーズに参画することによって、それぞれ給水についてはマイボトルを持ち歩こうということをキャッチフレーズにしているというふうにありました。ですので、そうするためには給水スポットが必要です。マイボトルを持ち歩こうということを推進するのであれば給水スポットをやっぱり設置しなければならないのではないかなというところを思うわけなんですが、今7自治体が参画

している中で、給水スポットをそれぞれ設置しておられます、熊取町以外ね。今、このリストを資料の中に上げさせていただいたんですが、79か所スポットがあります。町の中では島本町も参加しておりまして、島本町も一番最後に、島本町ふれあいセンター1階ベビーコーナー付近に給水スポットを設置しております。参画している自治体は、やっぱりそういった持ち歩くことを推進し、実際に行動を起こしているというところなんですが、本町は今、そういったことも検討しておられますでしょうか。給水スポットについて、今、自治体のこともそうですが、町内における給水スポットは何か所あるのかというのと、そういうことを考えておられるのかというところを教えてください。

議長(二見裕子君)山本住民部理事。

住民部理事(山本浩義君)マイボトルパートナーズに参画したタイミングで、町内で設置できるかどうかというところを施設管理者に対しましては情報共有させていただいております。具体的に何か所とかというところまでは至っていないんですけれども、これ2つ目の質問。

(「いえ、まだ1個目」の声あり)

住民部理事(山本浩義君)まだ1個目。というところの状況でございます。

マイボトルパートナーズにおきましては目標というのがございまして、大阪府内で1,000か所ということでなっております。この1,000か所というのは、大阪府内で小学校区が1,000か所ということになっているようで、そこに1か所ずつというところで目標に掲げて行っているようです。ということで考えれば、熊取町におきましても5か所を目標にというところは我々は思うんですけれども、何分施設管理者との協議、また働きかけを私たちはやっていく必要があろうかと思っております。

以上です。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) 分かりました。小学校区に1つという目標を持って取り組んでいっていただきたい と思いますが、それも関連して2点目にいきます、2項目め。

2点目は、プラスチックごみゼロの推進と熱中症対策です。それもありますので。

熱中症対策として、マイボトル用給水機を公共施設や小・中学校に設置している自治体があります。近隣では和泉市が新庁舎の1階、3階、5階にマイボトル用給水機を設置しています。和泉市も、本町と同じ2019年10月にプラスチックごみゼロ宣言を行いました。

また、熱中症対策として一番に挙げられるのは小まめな水分補給ですが、コロナ禍の今、直飲みの給水機は使用禁止になっています。小・中学校への冷水機の設置を平成30年12月議会で質問いたしましたが、中学校の直飲みの冷水機も今は利用できない状態であります。マイボトル用の給水機を公共施設や小・中学校に設置してはどうかと思いますが、いかがお考えですか。

議長(二見裕子君)山本住民部理事。

住民部理事(山本浩義君) 2点目のマイボトル用給水機の公共施設や小・中学校への設置につきまして ご答弁申し上げます。

まず、公共施設についてでございますが、おおさかマイボトルパートナーズにおいて府内公共施設への給水機設置をモデル事業として推進している関係もあり、令和2年2月に本町各公共施設宛てに給水機設置に係る情報提供をさせていただいた経過はございますが、コロナ禍による衛生管理面に過敏な時期でもあったことから、その必要性の結論を見いだすまでには至っていない状況でございます。

今後におきまして、コロナ禍の終息状況を見極めながら、改めて給水機設置の必要性についての 結論を出すべく、各施設管理者に働きかけを行ってまいりたいと考えておりますが、給水機設置に 際し、衛生管理面での安全性など課題もあることから、それらを整理しながら慎重に判断してまい りたいと考えております。

次に、小・中学校への給水機設置についてでございますが、児童・生徒に対しましては、熱中症

対策や水分補給のため、年間を通じて自宅から水筒を持ってくるよう指導が行われており、ほとんどの児童・生徒が水筒を持参し、また、途中で全て飲み干した場合でも適宜水道等により補充しているという現状でございます。このような状況を踏まえますと、いわゆるマイボトルは学校現場では十分に根づき普及しているものと認識しており、現時点において小・中学校へのマイボトル用給水機の設置につきましては考えておりませんので、ご理解いただきますようにお願い申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) ということは、学校施設も公共施設も今のところは検討していないということですか。

議長(二見裕子君)山本住民部理事。

住民部理事(山本浩義君)今のところは全く検討していないというところではなくて、公共施設に対しては働きかけという形で動きを取らせていただきたいなと。実際問題、情報交換みたいなことはさせていただいております。その中には、置いてもええかなというふうな施設も中にはあるかなというところで、感触だけの問題ですけれども、得ているというような状況です。時期も時期なのでということで、積極的な回答を得られていない施設もございます。

ですので、そういったところは、コロナ禍の状況でもございますけれども、今後はそういう働きかけを積極的に環境部局としたら取り組んでまいりたいなと、粘り強く行ってまいりたいなというふうに考えてございます。

それと、小・中学校につきましては一定、長年水筒を持ってきて、いわゆるマイボトルですけれども、それで取り組んできていただいているという状況がありまして、小・中学校の中ではそこでもう十分充足しているというような見解をいただいているというところなので、こちらのほうは一定、結論が出ているのかなというふうな理解をしております。

以上です。

議長 (二見裕子君) 渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) 分かりました。

今、資料をまた見ていただきたいんですが、写真をつけています。和泉市の新庁舎、きれいな庁舎になっていたんですけれども、そこの1階と3階と5階に、1階の入り口のところとかそういったところにこういった給水機、これ直飲みと、表面はマイボトルを置いて給水できる、そういう装置を置いていました。一般の方、マイボトルを持っていない方は紙コップを使って給水できるという形でセット、こういうものが設置されていたんですけれども、行って担当者にお話を聞いてきたら、1か所1台50万円という価格をおっしゃっておられました。

その職員の感想ですが、一応担当は環境課の方ですので、マイボトルを持ち歩くというライフスタイル、そういったものが定着してきたというふうにおっしゃっておられました。だから、環境課としてマイボトルを持ち歩こうという、そういったプラごみゼロを推進する方とすれば、そういった持ち歩くんだというところをまずは市の職員自らがそういうライフスタイルを持つことによって、市民の方も意識改革ができるんだというふうにおっしゃっておられまして、そういった持ち歩くというライフスタイル、市役所へ出勤するときには持っていくんだというふうに自分で準備してかばんに入れてというふうな、喉が渇いても自動販売機で買わなくても給水ができるというところで、そういったことをしておるということをおっしゃっておられました。

ですので、まずは職員自らがそういったライフスタイルを定着させていく。市民の先頭を切って そういう見本を示していくというんですか、プラごみゼロということを宣言しているのであるなら ば、そういったことを示していくのが行政が促す一つの手段になっているんですというふうに、積 極的におっしゃっておられました。

だから今、理事も、もっと非積極的なのを積極的にと先ほど答弁の中でおっしゃっておられましたけれども、そこがやっぱり担当課が非積極的だったら全然前へ進まないと思います。今、エコプ

ロジェクトでマイボトルを推進するんだとおっしゃっておられるならば、もっと積極的に各施設の管理者の方に推進していかないといけない。住民の皆さんに、マイボトルを持ち歩こうというのを自分たちが示していこうよということで推進していっていただくことが大事ではないかなというふうに思います。

今、もう水道部が企業団のほうに行ってしまいましたが、以前は熊取町の水、安全でおいしい水 道水ですということで利き水会とかをやっていたと思うんです。これにつきましても、だから水道 水のPRにもなるかと思います。和泉市の職員もそうおっしゃっておられました。安心して飲める 水道水というところで、そういったものもPRすることになるんですと、そういうことでおっしゃ っておられました。

今、それぞれの自治体で給水機の設置に動き出していまして、泉佐野市も今、イヌナキンというゆるキャラをキャラにして給水機を設置するということを検討しておられるということも聞きましたので、それはまた自動販売機みたいな大きなものになるから価格は高くなるかと思うんですが、熊取町は和泉市が設置したような、こういう両方できるような、壁に引っつけられる、そういった簡単なものでもいいんじゃないかなというふうに思っております。そういったものをしっかり積極的に検討していっていただきたいと思います。

学校についても、今、水筒を持っていっているからと言っていますが、子どもたちは登校中にもうお茶を飲んでいます。だから、学校へ着いたときにはもう水筒は空っぽになっているんです。もうそんな中で今、暑くなってくる熱中症対策というところで、10度から15度ぐらいの水が一番いいわけなんです。水道水は、もう夏の暑いときなんてお湯になっています。だから、冷水機というもので熱中症対策になりますので、そういったものが必要だと思います。

中学校は冷水機を設置していたのに、今はコロナ禍で使えなくなっているんですが、それはなぜ 使われないかといったら直飲みだからです。それを、今ある給水機にマイボトル用を追加すればい いだけやと思いますので、その辺のところまで、全然検討しないというんじゃなくて、やっぱり子 どもたちのために熱中症対策として検討すべきだというふうに思います。

参考までに、松原市は全小・中学校にマイボトル用給水機を設置しました。枚方市は全中学校に 設置しました。守口市も市立中学校に設置したというふうに聞いております。もっと前向きに検討 すべきやというふうに思うんですが、どうですか。

議長(二見裕子君)山本住民部理事。

住民部理事(山本浩義君)いろいろご意見いただきましてありがとうございます。

まず、非積極的にと言ったのは、ごめんなさい、ちょっと私の言い方が悪かったんですけれども、環境施策としては積極的に働きかけを行っている、こういう状況です。積極的な前向きな回答を得た施設もありますが、積極的な回答を得られなかった施設もあるということで、全てが前向きということではないという現状を伝えたということでご理解いただきたいと思います。

それと、今マイボトルの推進というのは、やっぱりこれがマイボトルパートナーズの一番の施策ということでありまして、現状は、これはアンケート調査なんですけれども、30%ぐらいの方が常に携帯しているという状況で、これをマイボトルパートナーズは80%までに持っていきたいと。その啓発にまずは取り組んでいくというところで、我々はそれをまずは第一義に考えております。それとセットで給水機、議員おっしゃるようにそこは大事な部分であるかなと思いますので、そこは働きかけをしっかりとやっていきたいなというふうに思っております。

具体的に職員が自ら考えていかなければいけないというところでありますので、そこは職員組合の協力も得て、職員組合の定期大会というのがありまして、そこに参加品として記念品としてマイボトルを配付していただいたという、職員に向けて連携を取りながら積極的にマイボトルを持参しましょうということで取り組んだという実績もあるということを紹介させていただきます。

いずれにしても、我々は積極的にマイボトルパートナーズに参画しておりますので、議員の言われる方向と多分同じかなというふうに思っております。そこは誤解のないようによろしくお願いい

たします。

以上です。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)であるならば給水機を設置せなあきませんよね。マイボトルだけ組合の職員に渡して、もうそれでよしでは駄目やと思います。渡したのであるならば給水機を設置、それは考えなあかんと思うんですが、町長、どうですか。SDGsの17の目標のうちにこれは入っているんですよ、笑ってはりますけど。6番目が安全な水とトイレを世界中に、12番目はつくる責任、つかう責任、13番目は気候変動に具体的な対策を、14番目は海の豊かさを守ろう、プラごみのですよね。もう町長が一番言うてはることやと思うんです。それに寄与するものだというふうに思うんですが、町長のお考えをお聞かせください。

議長 (二見裕子君) 藤原町長。

町長(藤原敏司君)本当に行政の欠けているところを突いていただいたような気がしてなりません。

先頭に立ってプラごみゼロ宣言、気候非常事態宣言、SDGsの推進、これらをリーダーとして 熊取町の施策に押し込んでいくというのをモットーにしている中で、各担当の皆さん方が、なかな かその本意というか真意が、財政的なこともあって答弁の中にはっきりしたことが言えないという のが現状だというふうに思います。

これは、改めて総合政策の分野からも私からも、SDGsに関しての先ほど来言われている給水機のことにしても、いろいろな部署間の連携をもっと緊密にやりながら、町全体で進められるところはどんどん進めていきたいというふうに思いますので、ご理解願いたいと思います。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) よろしくお願いいたします。期待しております。

教育委員会、どうぞ。

議長(二見裕子君)阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君)学校のほうですけれども、もう議員おっしゃってくれていたとおりと思います。 熱中症対策という面ではいろんな対策をしてくれています。保健室にスポーツドリンクみたいなや つを常備していたりとかいうようなことで、熱中症対策については、この暑い時期で特にコロナの 中では対応していただいています。

ただ、おっしゃるようにマイボトルというのは、もちろんもう僕が小学校のときからマイボトルでしたんで、水筒を持っていくというのは子どもたちは当たり前のように持ってきてくれているんですけれど、ただ、おっしゃるとおり、途中で飲んでしまったというような事例はやっぱり学校のほうでも出てきていて、そのときは先生方が、あらかじめ冷蔵庫で冷やしていたお水を入れてあげたりというような対応もしていただいているところもあるみたいです。

ただ、おっしゃるように、この写真も見せてもろうて、僕もどんなものかなというイメージが湧かなかったんですけれども、今のウォーターサーバーみたいな感じでボトルを入れて、以前やったら水を出しながら水筒で受けて入れていた子もいてたんですけれども、そのあたりについては学校のほうの状況も聞きながら、また住民部のほうとも相談させてもらいながら、ちょっとずつ状況も踏まえて考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) 小学校区に1個ということですので、小学校も含めて検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、2項目めへいきます。

2項目めは通学路の安全確保についてです。

今年6月、千葉県八街市において、下校中の小学生の列にトラックが突っ込み5人が死傷する痛ましい事故がありました。今回の事故を受けて、文部科学省などは通学路の合同点検を実施するようです。本町はいつ頃どのように実施されるのでしょうか。

議長(二見裕子君)阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君)それでは、通学路の安全確保についてご答弁いたします。

先ほど放送も流れていましたけれども、今日は8日の安全デーということで、議員方も街頭で子 どもたちの安全指導をいただきまして、どうもありがとうございます。

文部科学省の合同点検の関係ですけれども、本町の実施予定と実施方法についてですが、本町では、令和3年3月に改定した熊取町通学路等交通安全プログラムにより、通学路及び未就学児童の移動経路の安全対策を進めるため、毎年、教育委員会と道路管理者、大阪府、泉佐野警察の関係機関が合同で通学路の安全点検を実施し、対策について協議を行っているところです。

先般、千葉県八街市における児童5名が死傷するという痛ましい事故を受け、文部科学省から緊急点検の指示に基づき、同省が定める通学路における合同点検等実施要項を基に、7月21日から8月6日までの間で各学校の通学路の安全点検を実施し、危険箇所の抽出を行ったところでございます。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)もう終わったんですね。そしたら、そういった点検につきまして、これ文部科学省から来た要項も資料の中でつけさせていただいているんですが、今回のポイントは、車の速度が上がりやすい見通しのよい道路とか抜け道になっている道路とかそういったところになっているというふうに、要項の一番最後のところの表になっているカラー刷りのところの、これまでの観点に加え、今回要請する視点というふうに載っています。見通しのよい道路、幹線道路、抜け道になっている道路、速度が上がりやすい、そういった大型車の進入が多いところ、過去に事故に至らなくてもヒヤリハット事例があった場所、また保護者見守り活動、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所というふうにありますが、そういった点を踏まえて点検をやっていただいたというところなんでしょうか。そういったところで抽出した箇所というのはどれくらいあったのか、教えてください。

議長(二見裕子君)阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君) 2点目でお答えさせてもらっていいですか。

(「はい」の声あり)

教育次長(阪上敦司君)まず、取りあえず2点目の答弁をさせていただきます。

危険箇所の安全対策をどのように取り組むかについてですけれども、抽出した危険箇所については、9月2日開催の通学路安全推進会議において今後の対応を協議するとともに、現地調査を行い、新たに14か所の危険箇所をプログラムに位置づける予定をしてございます。

抽出された対策必要箇所については、箇所ごとに路側帯のカラー化や防護柵設置などの対策方針を定めた上で、改修整備の進捗管理を行っていくところでございます。

それから、先ほどの件ですけれども、もともと町内の危険箇所というのは今回要請されているようなところが非常に多いと。どうしても外環状線が渋滞するということで、旧の国道170号であったりとか一部の駅に向いて走る道路に車が流れているという状況がありますので、そういうようなところで抜け道になっているところ、それからスピードが結構出るようなところ、その辺りについては毎年重点的に調査をしているところです。

あと、各小学校のPTAのほうで、危険箇所マップという形で危険なところというのを、こちらは社会教育の事業とかでも作っておるところがございますので、その辺でPTAを通じて学校のほうに寄せられている情報、その辺の箇所も含めて点検をしたというところでございます。

いろいろ協議した結果、14か所今回新たに追加させていただこうということで現在進めてございます。

以上です。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)その14か所というのはどこかで公表されるんですか。

議長(二見裕子君)阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君) こちらにつきましては、毎年度、通学路の安全プログラムということでまとめ たものについて、ホームページ等でも公表させていただいているところです。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) そしたら、その分につきましての対策、抽出して、その抽出を受けてそれぞれ対策 の実施というふうに表でありますけれども、その対策についてはどのように取り組んでいくのです か。

議長(二見裕子君)阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君) こちらについては、簡易なものであればグリーンベルトであったりとか、あとは横断歩道が消えかかっているとか止まれの標示が消えかかっているのをやり直すというふうなところから、大きいものになると、今、町民グラウンドの下で歩道設置の工事とかをやっていただいていますけれども、かなり大がかりな工事を伴うものが出てきますので、そのあたりについては道路管理者、熊取町の道路課であったりとか大阪府のほうとも調整しながら、いつ頃どういうふうなことができるのかというふうな形で年次計画的な計画を立てた上で、進捗管理もしながら進めていっていると。

あと、よくいただく歩行者用の信号機の設置であったりとか横断歩道の新設という部分については、これは警察の協議が必要になってきますので、議員も今までいろいろと危険やでと言っていただいている変電所前の交差点であったりとか、ああいうようなところについてもやっぱり大がかりな工事が必要になってくる部分があるんですけれども、今回も一部オレンジのポールを立てたりというふうな、できる範囲のことでちょっとでも安全確保できるような形でということで、道路管理者、警察のほうと協議しながら進めているという状況でございます。

議長 (二見裕子君) 渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) よろしくお願いします。道路管理者、警察、学校、やっぱり3者がしっかり連携しながら計画も立てて進めていかないとできない分というのもすごくあるかと思いますので、またそういった対策については連携しながら計画をつくって、これ、どうするかというところも文部科学省のほうに報告とかをするようになっているんですか。

議長(二見裕子君)阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君) ごめんなさい。そこまでちょっと確認していなかったんですけれども、一定報告……。そこはちょっと待ってください。

議長 (二見裕子君) 渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)それぞれの地元に関わっている学校関係者とか、そういったところへの危険箇所の 分につきましては、安全プログラムという形でホームページで掲載するのであるならば、町内にお きましてもホームページでどういった対策をするのかという対策につきましても公表していただき たいと思いますので、お願いいたします。

議長(二見裕子君)阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君)国への報告については、一応報告の時期、内容については今後また通知がある ということで、大阪府から7月9日付での通知ではそういうふうな指示となっています。 以上です。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)分かりました。

そしたら次、3点目になるんですが、今、次長からもおっしゃっていただきました。今、合同点 検した中で出た結果というのは、現状もう皆さんからここは危ないでと声が届いている箇所が多か ったかなというふうに思うんです。その現状課題となっている危険箇所についての今の対策の進捗 状況というんですか、今取り組んでいる分等ありましたらご説明をお願いしたいと思います。

議長(二見裕子君)阪上教育次長。

教育次長 (阪上敦司君) まず、僕が答えさせていただきます。

さっきほとんど答えてしまったんですけれども、3点目の現状課題となっている危険箇所への対策ですが、今年度の取組としましては、プログラムに基づき、路側帯のカラー化及び危険箇所への看板設置等、計画的に進めています。これまで懸案となっている久保変電所につきましては、先ほども申し上げましたけれども、8月末に歩行者だまりにポストコーンを設置し、歩行者空間の確保に努めたところでございます。

今後も、プログラムに基づく対策については関係機関との連携を密にし取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) 分かりました。

現状、久保の交差点につきましては、教育委員会のほうでは登校のとき見ていただきましたか。 確認していただきましたか。ポストコーンを設置してどういう状態になったかというところ。

議長 (二見裕子君) 阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君)僕、今日ちょっと子ども安全デーは西回りやったんで現場は行けてないんです けれども、また確認させていただきます。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)問題はそこなんです。一応こうやって合同点検して、ここは危ないんでと分かった。 抽出された。そして今、現状ポストコーンを、いろんな対策案を出して、今現状久保交差点、危険 箇所と指摘されたところは、この間は警察とか、まずは下見のときには教育委員会、道路課も来て くれて見てくれて、警察も一応今回はポストコーン設置許可をしてくれまして、設置していただき ました。そしてその後、夏休みに設置していただいたんですが、いよいよ学校が始まって2学期が 始まって登校しているときに、実際そのポストコーンを設置してどうやったかというところを教育 委員会とすれば確認すべきやというふうに思うんですが、どうですか。してくれていますか。

議長 (二見裕子君) 岸野教育長。

教育長(岸野行男君) 今朝、次長とは別ルートで私、回らせていただきまして、今ちょっと手を挙げるのをうっかりしておったんですが、今日コースを何回か見させていただいていますので、要は設置前と設置後を今日見比べまして、自分は運転する身でもありますが、丈はそんなに高いものじゃないですよ。あるだけでやっぱりドライバー感覚でも目につきますので、一定そこに車が入りにくいというか、入ったらあかんでというところで、子どもたちが万全、全て100%ではないと思いますけれども、今できることとしては一定効果があるというか、それによって安全が、なかったときに比べて確保されているというふうに今日見させていただきました。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)今日巡回してくださっていた。ちょうどお会いしたかと思うんですが、ポストコーンを立てて、車はやっぱり道路に障害物があるというところで少しスピードダウンはしているかなと、車によってですけどね。ちょっとそういうふうになっていますが、バイクは変わりません。バイクはやっぱり飛ばしています。そういった状態はどうかというところは、車で通っただけではやっぱり分からないと思いますので、またそういった対策した後、結果はどうかというところは確認をしていただきたいなというふうにお願いしておきます。

議長(二見裕子君)阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君) おっしゃるとおりだと思います。うちの担当のほうはずっとできたときにも立ち会ってもらって、現場のほうを確認してもらっているので、僕自身はまだ行けていなかったんで、またちょっと散歩がてら通学路は巡回していきたいなと思っております。

あと、PTAのほうとかからもいろいろと、先ほどの交差点と同じように、どうもやっぱり車のスピードがなかなか落ちないというところは結構いろんな声、メール等々でもいただいています。そのあたりについては、なかなか新しく、今まではそんなに問題じゃなかったんやけれど、ちょっ

とした住宅開発ができたり車の流れが変わったりとか、車が増えてというところもありますので、 日々、担当のほうも含めて通学路の巡回はさせています。そのあたり、気づいたところ、この間の 会議の中でも結構いろんな意見が出て、警察のほうからもいろんなアドバイス等もいただいていま すので、その辺も取りまとめまして、また道路課のほうとも調整しながら進めていきたいと思いま す。またよろしくお願いしておきます。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) ありがとうございます。まずはそういう形で確認もお願いしたいんですが、最終的にはやっぱり歩行者専用の信号機、そういったものも設置できるように、これは警察、道路課、学校、教育委員会が入って最終的には信号機設置に向けての検討もしていっていただきたいなと思っておりますので、歩行者専用ですよ、車専用は難しいかと思いますので。というふうに思います。

それと今、横断歩道につきまして、先般NHKでやっていたんですが、京都の亀岡市で立体的に見える横断歩道というものを皆さん見られた方はいらっしゃいますか。町長は見られましたか。横断歩道の色の塗り方で、えんじと白を塗り分けて立体的に見える、そういった横断歩道を設置したんです。亀岡市も通学路で事故がありましたよね。そういうことを受けて、京都産業大学の学生が海外でそういったものをやっている、その事例を参照して立体的に見える横断歩道を提案して、それを京都府亀岡市の警察は通学路の横断歩道にそういうものをされたそうなんです。本当に立体的に、動画で見たら一本一本横に横断歩道が浮き上がって見えるという形のものになっておりました。そういったことも今後検討していっていただけたらなと。

これは、そこの久保だけじゃなくて、信号がつけられない横断歩道はほかにもたくさんあるかと思います。今先ほどお話にあった公民館と町民ホールをあれするときに、駐車場と公民館の間の横断歩道、あそこも結構車が飛ばしていますが、こういうものが目の錯覚を促すというもので、そういったものもいいのではないかなというふうに思います。またちょっと研究していただきたいと思います。

今日、警察が横断中のフラッグに警笛をつけて、警察はマスクをしているから笛が吹けないので、そのフラッグにボタンがあって警笛が鳴るんですね、笛が。そういうので通行規制しているんですけれども、そういったものを警察から寄贈を受けて、それで歩道の誘導をしていたというふうに新聞に載っていたんですけれども、久保の交差点に警察の方、泉佐野署が来てくれたときもそういうのを持っておられました。もしそういうのがあるなら、できるのならば見守り隊にそういった笛つきのあれをつけてくれてもまた規制できるんじゃないかな、頂いてもいいのかなというふうに思いましたので、ちょっと提案させていただきます。

以上、交通安全、通学路の安全確保について質問させていただきました。道路課、何か言ってくれるんやったかな。お願いします。

議長(二見裕子君)白川都市整備部理事兼道路課長。

都市整備部理事兼道路課長(白川文昭君)渡辺議員おっしゃるように、我々も何らかの対策、少しでも 車両の速度、ブレーキを踏んでいただくような形で、まず比較的経済的にできる、今紹介いただい たような路面標示、何ができるかというところは警察のほうと協議させていただいてございます。

先日、先ほど次長のほうからも説明ありました9月2日の会議には、警察、それから私も出席させていただいて、できることから何か、いきなり信号といいますとやっぱり警察も非常に抵抗がございます。そんな中で何ができるのか、少しでもブレーキを踏んでいただくような取組を進めたいということで提案もさせていただき、路面標示、泉佐野署のほうから府警本部のほうまで話も上げていただけるということもいただけましたので、路面標示については。そういうところでいろいろとご指導いただけたら、対応は町のほうでさせていただくと。

議員がいつも久保交差点、私も現場のほうは通勤バイクで通っておりますので、あちこち状況を 見ながら走っておりますけれども、久保交差点、それから今はドーム下で先日は立たれていたと思 うんですけれども、そういうところの活動を見させていただきながら、何ができるかというところ で、まずは路面標示に取り組んでいかせていただきたいというふうに考えてございます。

あと、質問のほうでは答弁を教育委員会のほうからされたと思いますが、課題となっている危険 箇所の現状という中では、通学路安全プログラムで保育課、未就学児童の関係です。それから小学 生児童ということで学校教育、それで我々で何ができるかということでホームページにも上げさせ ていただいていまして、小学校のほうで今52か所、それから保育所のほうで18か所、その中では、 通学ルートを変えるとかというようなところで対応している部分もあるんですが、道路課としてで きる対策として鋭意進めてございます。路面のカラー化でありますとか久保高田線の歩道設置事業、 こういう形で、こういう通学路プログラムに沿った形で補助金を活用しながら鋭意進めてまいりた いというふうに考えてございます。

今回の9月2日に点検14か所上がった分についても、こちらのほうに上げていただいた中で補助金を活用して事業に取り組んでいくというところで考えてございます。

以上です。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)分かりました。路面標示ということでしたら、立体的に見える横断歩道につきましても警察の方と1回相談してみてください。お願いしておきます。

では次、3項目めへいきます。

3項目めは保育サービスの拡充についてです。

昨年3月議会では保育所のお昼寝用の布団のレンタル対応について、9月議会では使用済みおむつの保育所での処分について質問させていただきました。どちらも今後の検討課題とのご答弁でしたが、保護者の方へのアンケート等によりご意見を聞いていただきたいと要望いたしました。ご意見等聴取されたのかどうか、検討状況についてお聞かせください。

議長(二見裕子君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)それでは、保育サービスの拡充についてご答弁申し上げます。

まず、保護者の方へのアンケート調査を実施し、ご意見を聴取したのかについてでございますが、令和2年度に全町立保育所で実施いたしました利用者の満足度や保育ニーズ等を把握するための町立保育所利用者による保育所評価アンケートにおきまして、保育所に伝えたい自由記述欄ではございますが、お昼寝用布団レンタルの対応などに関して2件、使用済みおむつなどに関して1件のご意見があったところでございます。

次に、検討状況についてでございますけれども、まずお昼寝用布団のレンタル対応についての検討状況でございますが、お昼寝用布団レンタル業者によるシーツや布団の交換頻度などの衛生面、レンタル料金の自己負担額の費用面など保護者負担の軽減を図るための課題や、保育士の負担とならないようなレンタル方式について検討するなど、レンタル対応の実施に向けた取組を行っている状況でございます。

次に、保育所での使用済みおむつの処理についての検討状況でございますが、新型コロナウイルス感染症をはじめその他の感染症を防止するために、保育所における感染症対策ガイドラインに従い、園児の交換後のおむつをビニール袋で密閉した後、蓋つき容器等で保管できるおむつ処理容器やダストボックスなどの調達、臭気対策を講じながら、使用済みおむつを大量に一時保管する場所の確保、さらには、毎日現場で感染症対策に取り組んでおられます保育士の負担が増えることがないよう、各保育所で処理ができる体制等を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長 (二見裕子君) 渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)ということは、布団のレンタル対応については、一応保護者の負担になるけれども、 実施に向けて検討していっていただいているとおっしゃってくれたんですか。

議長(二見裕子君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)答弁申しましたように、レンタル布団の対応につきましては、基本的に

は一律ではなくて希望制になるかと思います。その中で、やはり衛生面、既に導入されている自治体もいろいろ聞いてございます。中には非常に保育士の負担になっているというところもございますし、衛生面での交換頻度、当然費用面もございます。あと、実際レンタル方式を導入しても、1クラスに数名といったような実態もございます。業者にも確認したところ、やっぱりある程度の人数が集まらないとなかなか、全ての業者を当たったわけではないんですけれども、当然業者のほうも配達とかコストがかかるのでということだと思います。

ですので、一定保護者の負担にもならず、何かちょっといろんな研究をして、こういうレンタル方式という一旦町のほうでまとめたものを場合によっては保護者にご提示して、それで希望制によってある程度集まれば、それで導入をしていきたいと。希望制による、当然自己負担をいただくことになるんですけれども、そういう形で導入を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

議長 (二見裕子君) 渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)分かりました。本当に毎週お布団もお持ち帰りするというのは大変かと思うんです、子どもを連れてのことですので。もっとその分につきましてもう少し希望があるのかなというふうに、ちょっとそういうので負担やという声を私は聞いたから質問させていただいたんですが、そういった自由記述の中で2件しかなかったということでしたよね。そういうこととか衛生面とかを考えてもう少し研究するというところのご答弁やったと思うんですが、取り組んでいるところもありますので、そういったところの状況等もちょっと研究しながら、保護者負担、また保育士の負担とならないように、またしっかりもう一度研究していただき、いい方法があるならばぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

議長(二見裕子君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)議員もご存じかもしれないんですけれども、町内の民間園、昨年から、それまでレンタル方式をやっていなかったんですけれども、お昼寝用ベッドというのがあるんです。それを導入してはどうなのかなというのを、要はベッドの部分がかさむんであって、それ以外だったらもうタオルケットであるとか、上の布団だけだったらそんな荷物にはならないと思うんです。ですので、布団の下に敷くマットをそういうベッドという形で導入できないのかということでもちょっと研究はしたんですけれども、それを導入するに当たってまず問題となったのは保管場所でございます。折り畳みができません。子ども1人が寝られるスペースでございますので、なかなか保管場所も大変だと。そこは民間園、実際にはさくらこども園なんですけれども、ご存じのように建て替えして、それを保管するようなのをわざわざ造って保管しているというのがございまして、あとはもう保育士にはかなりの重労働になっているというのは聞きました。1個4キロぐらいベッドを積み上げていって保管する、椅子を積み上げて倉庫に入れるようなそんなイメージで、それもなかなか現状の町立保育所で導入は難しいなと。

そんな中で、もう一回立ち戻って、やっぱりレンタル方式の布団のレンタルというところで、よりよい方策といいますか、内容をチョイスしていきたいなというそんな状況で、そういう形でいろいろ検討しているということはご理解いただきたいと思います。

議長 (二見裕子君) 渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)分かりました。一応町がレンタルでやりますよというふうになれば、やりたいと言う保護者もまたあるのではないかなというふうに思いますので、検討していただきたいと思います。使用済みのおむつ廃止につきましては、本当に全国的にも今はもう廃止していっている流れもありますが、やっぱり両論の流れもあるみたいなんですけれども、今、保育士の負担と言っていますが、廃止していったところというのは、やっぱり保育士の負担が軽減されたという声が大きいです。保護者の方も、おむつを持ち帰ったかて一々その中身を見ないと。もうそのまま捨てるだけやと。お買物をするときに汚れたおむつを、本当にそれこそ衛生的に悪いというので、それを廃止してくれたらどれだけうれしいかということも私も聞いていますし、ほかの地域からもそういった声があ

るというのは紹介していただいているんです。

今、ごみの収集につきまして具体的に保育所は、今言うていましたよね、おむつの収集。週どの くらい来ているんですか。そのことと、今ちょっと問題点を言いましたよね。収集、大型のごみ箱 を買わないといけないという、その辺の費用とか具体的に今、見積もっておられるんでしたら教え てくれますか、収集運搬費用とか。

議長(二見裕子君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)具体的なおむつの処理に係る負担なんですけれども、まず負担といいますか、どれだけの量が出るのかということで、2日に1回、週3回、月水金が現在の可燃ごみの収集日となってございます。ですので、マックス金でしたら金土日と3日間の保管、基本的には2日間保管すると考えます。それで、おむつ使用は0歳から2歳です。これは平均的なところということでご理解いただきたいんですけれども、0歳から2歳で、これもちょっと粗いかもしれませんが、平均、1つのおむつの使用済みの量、重さと枚数を1日5枚程度使うのかなというようなところで、1園当たり0歳から2歳で50名、町立の場合大体平均50名前後なんです、0歳から2歳児が。それで、1園当たりで1日当たり計算しますと1日40キロのおむつが出るという計算になっています。ですので、2日で単純計算で80キロが発生すると。80キロですけれども容量がありますので、例えばそれを45リットルの可燃ごみ袋ですか、それに入れたとしたら、8キロで大体オムツ50個ほど入るとしたら、45リットルで10袋ぐらいが発生するのかなというふうに考えておりまして、これはもうとても、今、環境課のほうともまだちょっと詳細には詰め切れていないんですけれども、場合によっては委託料の新たな発生ということになる可能性もございます。

当然、臭気とかにおいの対策のための備品といいますか初期投資、保育室の中にはやっぱり1台3万円ぐらいのおむつペールという、あまり触らずに袋に詰めていけるような、何かそういう機械でありますとか、屋外にはやっぱり臭気対策ができるような、そういった大型のごみ箱というんですか、そういうのも設置していかなければならない。それも数十万円程度かかるかなと。それ設置をしたところで、設置してもごみを出すところ、収集車、パッカー車が来るところまで保育士が持っていかないと駄目なんで、そこに置いておけば清掃業者が来て収集してくれるのではなくて、今もそうなんです。可燃ごみをパッカー車が来るところまで、要は保育所の入り口とかそこまで持っていかないと駄目なんです。その辺も含めて負担とならないように、ちょっと今現場のほうといろいろ協議を進めているという、そういった状況でございます。

あと、状況によっては一定、保護者への負担、これは民間園では実施してございません。アトムのほうでは布おむつのレンタルというのは月3,000円やったか、やっていますけれど、それ以外、回収というのは岸和田市以南を見ても泉南市だけですので、ですから、そこを町立を使われない方の不公平感というところも当然バランスを考えないといけません。そういったところを検討している状況です。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)なかなか難しい。保管場所等あるかと思いますが、保育士の負担、また保護者の負担が軽減できるということで、ごみに出したほうがいいのかなというふうに提案させていただいているわけです。

費用につきまして、他市の状況では、保護者がおむつの処理代として、計算したら1人月300円程度と言っていました。300円払って持ち帰りしなくていいんやったらそれをしますというふうに保護者の方は訴えられて、そういうふうになったというところとかもあるというふうに聞いておりますので、費用とかにつきまして解決できる問題でしたら、そういうふうにすることも検討できるかと思います。保育士の労力的な負担がある部分につきましては、もう少し改善策、ごみ箱の置き場所とか、もう少し検討できるものなら検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

以上で終わります。

議長(二見裕子君)以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより3時15分まで休憩いたします。

(「14時55分」から「15時14分」まで休憩)

議長(二見裕子君)休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、河合議員。

11番 (河合弘樹君) 議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、初めの1点目、認可地縁団体についてですが、区・自治会を法人化するに当たってのメリットとデメリットについて答弁願えますか。

議長(二見裕子君)明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君) それでは、ご質問の1点目、認可地縁団体についての区・自治会を法人化するメリット、デメリットについて答弁申し上げます。

認可地縁団体とは、地方自治法で規定されました、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体でございまして、自治会活動のため不動産に関する権利等を保有するため、町長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し義務を負うものでございます。現在、熊取町では11の区・自治会を認可地縁団体として認可しているところでございます。

ご質問の法人化のメリットでございますが、最もニーズが高い自治会名義で資産を保有できる点が挙げられます。自治会が所有する不動産などの財産は、法人格を持たない自治会の場合は自治会名義で所有できないため、自治会長の個人名義や役員の共有名義で所有することなどの運用となり、名義変更や相続時などにおいてトラブルが生じる可能性もございます。一方、法人格を持つ認可地縁団体の場合は自治会名義で所有することができるため、将来に向けて安定した自治会運営が可能となるものでございます。

次に、デメリットでございますが、制度上のものではございませんが、法人化に当たり総会での議決など一定の手続が必要となることや、代表者である区・自治会長が交代するたびに町への届出が必要となること、また、法人の運営として規約や議事録の作成が必要となるなど、一定の事務的な負担が伴ってまいります。ただし、これらの諸事務につきましては、町としましても制度の説明をはじめ、書類作成の支援など最大限のサポートをさせていただいております。

このように、認可地縁団体は法人格を持つ団体として資産保有が可能となるメリットがあることから、本町では、区・自治会長が交代される都度、認可地縁団体の説明と案内を行っております。その結果、各自治会からは認可地縁団体について適宜、町にご相談いただいており、その都度丁寧に説明させていただいております。さらに、既に認可地縁団体となった区・自治会に対しましても、書類作成や手続などの諸事務につきましてご不明な点があれば、適宜説明させていただいております。

このように、今後も、各区・自治会に対しましては、認可地縁団体制度をはじめとして自治会運営支援をしっかりと行ってまいりたいと思います。

以上、ご理解賜りますよう申し上げ、答弁といたします。

議長(二見裕子君)河合議員。

11番 (河合弘樹君) ありがとうございます。メリットとしては、不動産等を団体名義で保有できるという点と、相続等に当たっても問題が生じないということで、デメリットよりメリットがあるということで、区長会の中でもずっとそうしていただきたいと訴えているということなんですけれども、不動産に関する権利等とは、具体的には会館などかなと思うんです。それはどうなんですか。

議長(二見裕子君)明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君)お見込みのとおり、現在11ございます認可地縁団体の多くが、憩の家、区

民ホール、だんじり小屋、駐車場の不動産、これらを自治会名義で所有されてございます。

議長(二見裕子君)河合議員。

11番(河合弘樹君)憩の家と今言われましたけれど、憩の家は町のあれじゃないんですか。

議長(二見裕子君)明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君)失礼いたしました。基本的には憩の家は町所有になるんですが、ただ、預かり財産的に預かっている物件もございまして、そういったものを要は一旦は区の所有というような形でいる物件もあると伺っております。

以上でございます。

議長 (二見裕子君) 河合議員。

11番 (河合弘樹君) そういったところも多いと思うんですが、今、町内で11区・自治会が法人認可されている団体なんですけれども、一番初めに平成11年3月に希望が丘自治会がされているんです。これも憩の家ということですか。

議長 (二見裕子君) 明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君)希望が丘自治会の設立の経緯でございますが、これは、もともと町内で1 つ目なんですけれども、基本的には自立的な運営をするために、不動産の所有ではなくて自立化を 目指していくという内容で設立されたものでございます。

議長 (二見裕子君) 河合議員。

11番(河合弘樹君)不動産とかじゃなしに、通帳とかそういうのも兼ねているということですね。分かりました。

そしたら、それに法人格を取得するには、費用的なものはどうなんでしょうね。

議長(二見裕子君)明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君)一定、法務局への登記というのは必要ございませんけれども、ただ、不動産を取得する場合は不動産登記というのが必要になってまいりますので、その不動産登記の費用というのは発生してまいります。

以上でございます。

議長(二見裕子君)河合議員。

11番(河合弘樹君)大体どれぐらいか分かりますか、金額的に。ざっくりで。

議長(二見裕子君)明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君) すみません、具体的な費用というのはちょっと承知していないんですけれ ども、一般的な不動産費用でございますので、憩の家が建て替えを今ちょうど進めておりますと大 体2,000万円、2,500万円の費用がかかっているということでございますので、一般的な住宅ぐらい の登記費用、10%やったか、一般的な費用ということで調べさせていただきます。すみません。

議長(二見裕子君)河合議員。

11番(河合弘樹君)また分かったらお願いします。教えていただきたい。

それと、11地区以外の法人化されていない地区の地区公民館と地区集会所の名義とかはどのよう になっているんでしょうか。

議長 (二見裕子君) 明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君) こちらは正確に一件一件確認はしてございませんが、恐らく区の所有というふうになっているかと思います。あるいは区長名義でしているところもあるのかなというふうに 思います。

以上でございます。

議長(二見裕子君)河合議員。

11番 (河合弘樹君) 地区によって違うと思うんですけれども、区名義というか、その場合やったら固定 資産とかは減免ですよね。

議長(二見裕子君)阪上総務部理事。

総務部理事(阪上 章君)現在、認可地縁団体11団体中、不動産をお持ちの団体が8団体ございます、 各区自治会名義の。その中で7つの団体につきましては、税条例第77条、公益の用に供する固定資産ということで減免をいたしております。その残り、五月ケ丘ですが、公衆用道路と用悪水路をお持ちなんですが、これは非課税となっております。

以上です。

議長 (二見裕子君) 河合議員。

11番(河合弘樹君)法人認可以外の地区の会館とかの固定資産税とかはどうなんでしょうか。

議長(二見裕子君) 阪上総務部理事。

総務部理事(阪上 章君)例えば大宮地区でございますと、集会所用地、墓地用地とございますが、本町の預かり財産という形で名義が熊取町となっておりまして、課税に入らずという具合でございます。

議長(二見裕子君)河合議員。

11番(河合弘樹君)分かりました。ありがとうございました、預かり財産ということで免税されている ということで。

それと、現在法人認可の手続等、またこれから行おうとしている地区はありますか。

議長(二見裕子君)明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君)今の現時点、直接具体的なご相談というのは伺っていないというふうに確認してございます。

以上でございます。

議長(二見裕子君)河合議員。

11番(河合弘樹君)分かりました。

それでは、先ほど話が出ましたが、地区の公民館と憩の家が併設されている野田地区の場合ですと、土地と2階の部分が野田区の名義になっているんでしょうか、そういった場合は。どうなるの。 1階が憩の家で2階が地区会館、公民館になっていると思うんですけれども、その名義上はどうなっているんですか。地縁団体にはなっているんですけども。

議長(二見裕子君)明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君)基本的に、野田地区は地縁団体になられまして、なおかつ不動産を持たれるということでございますが、ただ、不動産のほうなんですけれども、だんじり小屋を不動産登録、 名義登録されているということでございますので、憩の家、公民館のほうは預かり財産として処理 しているという状況でございます。

以上でございます。

議長(二見裕子君)河合議員。

11番(河合弘樹君)だんじり小屋でしているということで、分かりました。

それでしたら、憩の家と町会館が併設しているのが野田以外にあと5つあるんですけれども、大久保、紺屋、五門、七山、成合地区も同じように預かり財産というていになっているんですね。この地域もまだ地縁団体は法人格を取得していないんですけれども、野田だけがされていて、それがだんじり小屋だと今答弁であったんです。

議長(二見裕子君)明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君) 今持ち得ている情報なんですけれども、実は私が今持っている情報といいますのが、法人設立時に目的で例えば何の不動産を持ちたいから認可地縁団体になりたいんだというときの情報でございまして、ですから設立当初の情報でございますので、例えば今の野田地区でございましたら、設立当初はだんじり小屋が目的やったんですけれども、その後、ご質問の憩の家併設の公民館のほうが不動産登記の変更をしている可能性もございまして、この辺は、すみません、今持ち得ている情報ではお答えできませんので、不動産登記情報を確認した上でお答えしたいと思います。少しお時間をいただきたいと思います。すみません。

議長 (二見裕子君) 河合議員。

11番 (河合弘樹君) 分かりました。今言った野田区もそうですけれども、併設している公民館と憩の家、これは今、耐震化工事を進めていかないということなんです。それにちなんでこの質問もさせていただいたんですけれども、詳しくは会派代表で田中豊一議員がそれについてされるんで、あとはそこでしていただきたいと思います。私のほうは、この質問はこれで。ちょっと聞きたいことだけ聞かせていただきました。

それでは、2点目のほうに移りたいと思います。ややこしいことを聞きましてすみません。

先ほどの渡辺議員の一般質問でも話をされていましたが、本年はオリンピックとパラリンピックが開催されて、無事に閉会されたんですけれども、開催などでは賛否いろいろありましたが、大変感動した次第でございます。それにちなんでこの質問させていただきたいと思うんですけれども、町民栄誉賞についてですが、条例が制定されてから現在までの経緯について答弁願えますか。

議長(二見裕子君)明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君) それでは、2点目のご質問、町民栄誉賞の条例制定から現在までの経緯に つきまして答弁申し上げます。

ご質問の町民栄誉賞は、町民栄誉賞表彰条例に規定する賞で、平成24年4月に新設したものでございます。

本町の表彰につきましては、要綱に基づき、町民文化賞及び町民スポーツ賞として現在も実施しているところでございます。しかしながら、平成24年当時、各スポーツ種別でのレベルが高まってきている状況などを受け、分かりやすく一例を申し上げますと、オリンピックや世界大会のメダリストなどが想定されますが、それらに対応するため、既存の文化・スポーツ賞に加えて新たに町民栄誉賞表彰条例を制定し、町民栄誉賞を新設したものでございます。

また、町民栄誉賞表彰条例第1条では、「スポーツ、文化、芸術その他の分野において、卓越した成果を挙げ、かつ、本町の名を高めるとともに、広く町民に敬愛され、町民に明るい希望を与えることに顕著な功績のあった者」を対象とし、第3条では、決定に際しては議会の同意を必要としており、まさに町全体でお祝いを行うものでございます。

次に、実績でございますが、制度創設から現在に至るまで町民栄誉賞の受賞者はございません。 町としましても、条例制定後、町民の皆様のご活躍を見守ってまいりましたが、現時点まで対象と なる方はいらっしゃらない状況でございます。

今後も、町民栄誉賞につきましては、該当の有無について情報収集に努めるとともに、議員の皆様方におかれましても、該当される方がおられましたら適宜情報提供いただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)河合議員。

11番(河合弘樹君)ありがとうございます。

条例が制定されてから10年近くなるんですけれども、まだ該当者が一人もいないというのはちょっと残念かなと思うんです。せっかくつくったんですからそれなりに、今まででも世界でも活躍しているような方々もいっぱい熊取町から出身者がいてるんで、該当者がおったんじゃないかなとも思うんです。それについてはどう思いますか。

議長(二見裕子君)明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君)栄誉賞ではないんですけれども、町民スポーツ賞、町民文化賞なんです。町民文化賞ではここ5年間の平均で毎年1人、町民スポーツ賞では毎年8人程度コンスタントに出ておるということでございますが、これらの賞には世界大会では8位以内、全国大会、近畿大会では3位以内、それから大阪府大会では優勝といった明確な基準がございまして、これ以上のいわゆる世界大会で、例えば先ほど答弁で申し上げたとおり、オリンピック・パラリンピック等々でメダリストであったりとか、近隣の岸和田市なんかですとお二人ほど市民栄誉賞というのが条例の制定とともに出ているわけなんですけれども、実際、もう皆さんご存じのとおり、超有名なお二人とい

うことで、将棋界の王将を取られた方やプロ野球界で新人賞、2,000本安打を取られた方といった、 そういった岸和田市の名を非常に全国的に知らしめたといった、そういったレベルのものを想定し ているというような、そういったところでございます。

以上でございます。

議長 (二見裕子君) 河合議員。

11番(河合弘樹君)ありがとうございます。

この栄誉賞の条例の前に3年前ですか、平成21年から町民文化賞、町民スポーツ賞というのが先にあって、それは頻繁に出ているというのはよく広報でも分かっていますし、それはいいことなんですけれども、その中で現在はくまとり親善大使として、ここでもくまとりスポーツ大使ですか、村田 透選手や室屋 成選手、あと、太極拳の渡邉俊哉老師や陳静老師などもそうやって受賞されているんです。そのほかでは、くまとりPR大使としてもシンガーソングライターのヒナタユウさんやアニメソングの零氏、同じくアニメソングの喜多修平氏なども数々いるんですけれども、やはりオリンピックというあれもあったんで、もう少し縛りを緩くして、熊取町のアピールにもなると思うんです。ここで1人誰か熊取町初の町民栄誉賞が出ましたみたいなのが、コロナ禍の中の暗い話題ばかりの中でちょっと明るい日差しがあってもいいんかなと思ってこの質問をさせていただいたんです。

例えば、つい先日、8月29日に開催された高校生の格闘技のK-1甲子園というのがあったんですけれども、熊取町の熊取南中学校出身で現在大体大浪商の3年生の古宮選手という方が見事に優勝して、日本一になったんです。去年の大会も準優勝で、この方は聴覚障がいのハンディもありながら見事に優勝した。そういった方をもっと熊取町の誇りとして、スポーツ大使もありますけれども、この方も2020年4月にはプロデビューしていますし、今後期待ができる熊取町のスターが誕生するかも。今でももう日本一になってスターですけれども、そういった方をもっとたたえるためにこういう町民栄誉賞を、この方に出せと言うているんじゃないんですけれども、例えば室屋選手でもそうですよ。ドイツで、今海外のクラブチームで活躍している日本代表選手です。立派で十分値するんじゃないかと思うんです。

国民栄誉賞はあれですけれども、まだ府民栄誉賞もあって、それで町民栄誉賞とあるから、もうちょっと緩くしてもいいんじゃないかと思うんです。それについてどう思いますか。

議長(二見裕子君)明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君)町民栄誉賞に係る基準のハードルを低くという、そういったご提案かと存じます。

先ほど申しましたとおり、一定、24年に条例制定いたしましたときにターゲットとなる方がいてつくったという条例ではなくて、今後、どんどんレベルが上がってきているということで、今も議員ご紹介いただいたように全国大会で優勝されるというような人材も、喜ばしいお話もございます。そういった中で、では24年につくったこの条例の基準、ハードルをもうちょっと下げるということにつきましては、当時のやはり条例制定のときの趣旨というんでしょうか、恐らくそのときはオリンピアンであったりとか、そこで議員おっしゃっているような世界で活躍している室屋さんが該当するんではないかという、その理屈も一定ございますが、その中でももう一段熊取町の名前を上げていただける著名な方という条例制定当時のちょっと考え方がありますので、まずは今あります町民スポーツ賞、これは世界大会で8位以内とかという基準でございますが、あるいはスポーツ大使、PR大使といった制度もございますので、そちらのほうで対応させていただきまして、例えば松原市で出たような13歳のスケートボードの金メダリスト、ああいった子がもし熊取町で出てくることがあるようなときは、これはもう迷わずご提案、ご推薦させていただけるのかなというふうにも思っております。

そういった24年制定当時の基準というか考え方もございますので、その点につきましてはご意見ということで預からせていただきまして、すみません、よろしくお願いしたいと思います。

議長(二見裕子君)河合議員。

11番(河合弘樹君)あまり変わらないということで何かあれですけれども、でも、今後そういう選手が出たらぜひ。議会の同意も得るということになっていますけど。

それで、これにちなんで、記念品を添えることができるとあるんですけれども、何か決めている ものはあるんですか。別に……。

議長(二見裕子君)明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君)申し訳ございません。これについての予算というのは経常的に毎年上げているというのはございませんでして、恐らくその同意の条例のときにセットで緊急補正予算としてこういった記念品をということで提案させていただくことになろうかと思いますが、町民栄誉賞ですのでそれなりの記念品を用意させていただくことになろうかというふうに想定してございます。以上でございます。

議長 (二見裕子君) 河合議員。

11番(河合弘樹君)近い将来、出るのを楽しみに待っています、それでは。

議長(二見裕子君)南副町長。

副町長(南 和仁君) 私のほうから、実は24年当時というのは私、広報広聴をやっておりました。まさにこの条例を作成した者であったわけですけれども、この年がちょうどオリンピックの開催の年でございまして、町の先ほどお話しさせていただいたスポーツ賞のレベルもかなり上がってきた。世界大会で活躍される方々も出てきたということで、よくあるパターンとしては、活躍したから町民栄誉賞、市民栄誉賞を与えましょう。けども条例がないから、受皿がないから後から条例をつくりましょうというのがよくあるパターンだったんです。それよりも、うちの場合、熊取町はそういったことが近い将来あるだろうということで、先に条例というものを制定して受皿をつくろうというのが、まず第一の目的やったわけでございます。

そしたらどういう人を町民栄誉賞にという話になったときに、議会の中でもいろいろと私もご答弁させていただいたんですけれども、結論としましては、第1条にありますように、町民に敬愛され、町民に明るい希望を与えるということで、自然と町の住民の方々からあの人に町民栄誉賞をやろうよ、あれだけ活躍して熊取町の名声を上げてくれたんだからすごいことじゃないかというような声が絶対に上がってくるはずなんです。当然のことながら、職員の間にも出てくるし議員の皆様方からもご提案があるだろうと。要は住民の方々も自治会の議員らも私とか当然職員も含めて、全会一致でこの人にというような機運が必ず出てくるでしょうと。そういうときにこの条例をやっぱり使って、町民栄誉賞ということでお祝いしようというものでございます。

当然のことながら、議会の同意を得るということになっていますけれども、議会の議員の皆様方からご提案いただいても全然問題ございませんし、これがもしかしたらあるべき姿かも分かりません。

以上です。

議長(二見裕子君)明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君) 先ほど、ご質問の中で野田区の併設の地区のご質問をいただきまして、今ちょっとメモのほうが届いたんですけれども、これ、議員すみません、かなり区のセンシティブな情報となってございますので、議会終了後情報提供させていただくということで、よろしくお願いしたいと思います。

議長(二見裕子君)河合議員。

11番(河合弘樹君)分かりました。ありがとうございます。

町民栄誉賞、楽しみにしたいと思います。

あと、最後の質問のほうにいきたいと思います。

最後、3つ目、ひまわりドームについてですが、それの1点目、町内、町外利用者の人数と割合 とかは分かりますか。 議長(二見裕子君)原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(原田哲哉君) それでは、ひまわりドームについて、ご質問の1点目、町内、町 外利用者の人数、割合について答弁申し上げます。

メインアリーナ及びサブアリーナの団体利用につきましては、団体登録における代表者の住所により町内または町外の区別は可能ですが、その他団体の構成員全員まで把握できていないことから、利用者として個々、町内、町外を区別することができないのが実情でございます。

また、その他、個人利用につきましても、券売機で利用券を購入してご利用いただいていることから、町内、町外の把握ができない状況でございます。

利用者の町内、町外の人数、割合として、正確な数値は把握できておりませんが、毎年指定管理者が実施しているアンケート調査における回答によりますと、過去3年間、町内利用者は約7割から8割、それ以外が町外利用者となっているところでございます。

以上でございます。

議長(二見裕子君)河合議員。

11番 (河合弘樹君) はっきりとは分からないけれども、7割、8割は町内で、町外者はそれ以外かなということですね。

でも、券とかで買っているから分からないというのもあるんですけれども、体育館等で熊取町以外で違うところをちょっと調べてみると、大阪の摂津市の体育館では、団体による貸切りが土日祝は平日の1.2倍の使用料を徴収しているとあって、また、市外の方の利用の場合は、過半数以上市外であれば2倍の額を徴収しているとあって、ただし、市内で在勤、在学している方々は除きますとあるんです。そういった施設もあって、また、熊取町では料金は一定していますが、昼の料金と夜の料金を昼3,000円にしているところが夜になったら5,000円にしているとか、また、アマチュアの団体が借りて入場料を徴収する場合は基本料金の5倍の額を、また、アマチュア以外の団体がする場合は10倍の金額を、また、その中でその団体が市内に住所を有しない団体の場合は20倍となっているんです。

ひまわりドームでも、このような団体の貸切り等は今まででもあったことはありますか。

議長(二見裕子君)原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事 (原田哲哉君) 当然、これまでの利用状況によってはそういった団体の使用もあったかと思います。

議長 (二見裕子君) 河合議員。

11番(河合弘樹君)ごめんなさい、ちょっと聞こえにくかったんですけど。

議長(二見裕子君)原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(原田哲哉君) 今具体例を出していただいたような使用例は、ひまわりドームに おいてもあったかと思います。

議長(二見裕子君)河合議員。

11番 (河合弘樹君) あったということで、でも料金は決まった料金でということですね。分かりました。 2点目につながるんですけれども、今のお話。町内、町外利用者の利用料金を別料金にしてはに ついて答弁願いますか。

議長(二見裕子君)原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(原田哲哉君) 1点目の先ほどの追加でご説明させていただきたいんですけれども、本町の場合、確かに議員がおっしゃるように一定の額での設定となってございますが、一つ、減免規定というのがございまして、その中で社会教育法に基づく社会教育団体につきましては、大会が全額免除だったりとか練習では5割免除とかという設定は中にはありますので、ご承知おきいただければと思ってございます。

それでは、続きましてご質問の2点目、町内、町外利用者の利用料を別料金にすることについて 答弁申し上げます。 先ほど答弁申し上げましたとおり、現在、町内、町外の利用者の人数、割合につきましては正確な数値として把握できておりませんので、把握できる方法についてまず指定管理者にも相談しながら協力をいただき、まずは町内、町外の利用者の状況把握に努めてみたいと考えてございます。そして、その把握した内容を実績として積み上げ、町内、町外の利用者の人数や割合を捉えた上で、利用料を別料金にするかどうかも含めて検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようにお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長 (二見裕子君) 河合議員。

11番(河合弘樹君)ありがとうございます。

現在では分かりにくいと違って、それを分かるようにしていただけるということはありがたいことなんですけれども、この質問をなぜするかというと、現在、町内で利用している方からこれをちょっと言われたんで、町内と町外を何で分けへんねやみたいな感じで言われて、現在、ひまわりドームじゃないんですけれども、野外活動ふれあい広場ですか、あそこは町内、町外で金額を分けているんですね、使用料。それは証明書等で分かるようにしているはずなんですけれども、今後、それはしていただけるということなので、それをまず分かってからのほうがあれと思うんです。

先ほど答弁の中で理事がおっしゃった減免になる団体というのは、詳しくどんな、町内の各種団体ですか。

議長(二見裕子君)原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(原田哲哉君)一例でございますが、社会教育団体というのがまずございまして、 例えば青年団、婦人会、子ども会、あとPTAとか、そういった団体がございます。また、当然、 町内に有する私立の学校とかも一つの減免団体として取り扱ってございます。

議長(二見裕子君)河合議員。

11番(河合弘樹君)分かりました。

それにちなんで、テニスコートも同じ、町内、町外、別で関係なしに一律1時間500円、照明も1時間500円ですか。

議長(二見裕子君)原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(原田哲哉君)テニスコートも同様の取扱いとなってございます。

議長(二見裕子君)河合議員。

11番 (河合弘樹君) 分かりました。今後、だから指定管理業者ともその話合いをしていただき、可能であるんであれば利用料金を別料金にしていただき、今後の維持管理にもつながると思うんです。

それにちなんで、駐車場の有料化についてもこれまで協議等はあったんでしょうか。

議長 (二見裕子君) 原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(原田哲哉君)まず、駐車場の有料化についてでございますが、全体的に公共施設における駐車場の有料化につきましては、やはり受益者負担により公有財産の有効活用を図るということ、また目的外使用、過度の長時間利用などの課題解決も図ることができるということにおきまして、駐車場管理の適正化という点におきましては有益なものということで認識してございます。

これまで、ひまわりドームの駐車場におきましても検討してきたことがございます。しかしながら、ひまわりドームにつきましては高台で上り坂があって、駐車場への入り口も複数ございます。そういった利便性と安全性、そしてまた、調べたところ、駐車場を有料化にする機器といいますか、バーが下りるやつがあるんですけれども、それにつきまして1台セット、いわゆる入出セットで約3,000万円を超えるという数字も聞いてございます。そういったコスト面においても有料化の課題は非常に大きいというところでございます。

それと、また一方で、現在無料であることから、利用者の方々から大規模な大会を招致するに当たっても非常に利用しやすい施設になっているというお声もいただいているところもございまして、そういったバランスも考えたところ、現在といたしましては有料化というところには至っていない

という状況でございます。

議長 (二見裕子君) 河合議員。

11番(河合弘樹君)ありがとうございます。駐車場の有料化についてもこれまで協議して、コスト面や 立地上の問題とかがあり、なかなか困難だということで、ちょっと難しいかなと今の答弁で分かっ たんです。

先ほど言いましたように今後の維持管理のことを考えて、町内、町外の料金も踏まえて、駐車場もそれで終わりじゃなしに、また今後の課題としてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長(二見裕子君)原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(原田哲哉君)議員のほうからも先ほどおっしゃっていただいたとおり、ひまわりドームにつきましては開館当時から、先ほど申しましたとおり一定の利用料金体系の下でさせていただき、減免規定を設けてやってきているという状況でございます。

また、個人利用につきましても、当時、近隣の岸和田市以南におきましても市内、市外を区別していないところがほとんどであったと聞き及んでございます。そういったところから現在に至っているというところでございますが、議員が先ほど一例をおっしゃっていただいたとおり、体系的にも変わってきているところがあろうかと思いますので、まずは町内、町外の区別がどの程度なのかの一遍実態というのを把握してみたいというところが1点。

それから、それを捉えた上でどういった形になるのか、別料金を設定するのかどうかも含めて検 討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長(二見裕子君)河合議員。

11番(河合弘樹君)検討をよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長(二見裕子君)以上で、河合議員の質問を終了いたします。

次に、江川議員。

13番(江川慶子君) それでは、通告に従いまして私から一般質問をさせていただきます。

全国各地で新型コロナの新規感染者が急増し、感染爆発、医療崩壊が深刻になっています。熊取町でも7月末から8月に200人余り感染者が急増しています。これまでにも議会質問で、新型コロナによる感染が広がらないように無症状の感染者を見つけ出し保護すること、感染源を断つことを求めてまいりました。それをワクチン接種と同時進行で進めていくことが重要だと述べてまいりました。しかし現状では、一定の症状が出てから病院での検査となり、無症状者への対応ができていません。また、濃厚接触者の判断は保健所であり、国のPCR検査の抑制により、無症状感染者を見つけ出せないまま感染が広がっています。人口比で、日本の検査状況は世界の138位となっています。大変遅れています。

先日、感染者の急増で、重症患者と重症化リスクの高い患者以外は原則自宅療養という政府から 方針が出されました。熊取町の状況はいかがでしょうか。これまで削減されてきた保健所が、人員 削減や行革により十分に力を発揮されていない今、行政の在り方が問われていると思います。

テレビでは連日コロナの話題でいっぱいなのに、検査でさえ誰が検査を受けると決めるのか、濃厚接触者や陽性者の判定は保健所だということで保健所任せ。どこで発生し、対応し、終息したのかなど情報がなく、住民としては不安ばかりで思考停止に陥りがちです。熊取町が科学的な見地に立ってコロナ対策と情報発信を進めていくことで、住民への理解と協力が得られると思います。

そこでお伺いします。医療は、早期発見、早期治療が一番の命を守る基本です。そして、症状に 応じて必要な医療を全ての患者に提供する姿勢で取り組んでいかなければなりません。現在の熊取 町の感染状況と感染者への対応についてお伺いします。午前に文野議員の答弁でもありましたけれ ども、ワクチンの接種状況、また自宅待機や自宅療養者への支援はどのようになっていますか。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君) それでは、1つ目にご質問のコロナ対策についての1点目、ワクチン接種 状況、また自宅待機者や自宅療養者への支援についてご答弁申し上げます。

まず、接種状況についてでございますが、9月6日現在、1回でも接種した方は約2万8,800人、2回目の接種も済ませている方が対象者の約59%で約2万3,000人となっております。なお、詳細につきましては、時間の都合上、午前中の文野議員へのご答弁において申し上げましたとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、自宅待機や自宅療養者は、原則、40歳未満で軽症で重症リスクのない方が対象となります。これらの陽性者や濃厚接触者へは保健所が対応することとなっており、まずは自宅療養時における客観的な数値を基に、1日2回の健康観察をスマートフォン等を用いていただいて自動音声または入力による問診や、貸与されておりますパルスオキシメーターによる健康状態の把握が行われております。なお、健康観察が困難な方につきましては、保健所から直接電話連絡による対応となっております。

また、外出できないことから、自宅療養者に対しては配食サービスも行われております。

診療体制につきましては、自宅療養者へのオンライン診療や、保健所長が訪問による観察が必要と認めた方へ地域の訪問看護ステーションにより自宅訪問し、健康観察・相談等を行う体制が地区の医師会との協議により整備されており、その支援が行われておるというような状況となっております。

しかしながら、現在、保健所では多くの検査や陽性者への対応、また濃厚接触者の調査を行っておりまして、その業務が非常に逼迫しておる状況にある中で、本町といたしましては、貸与するためのパルスオキシメーターの購入や検査機関の逼迫状況時の検査の遅れをフォローするため、熊取モデルの活用など支援をしておるところでございます。今後におきましても、実施可能な支援につきましては感染状況を注視しながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)江川議員。

13番(江川慶子君)答弁ありがとうございます。

先ほど、お昼にも7日の分の熊取町の感染者、7日に3人増えまして506例目ということでLINEが飛んできたんですけれども、本当に日々どきどきしながら、人数が増えていくなと感じています。

ワクチン接種者数についてはホームページにも書いてあったんで、資料の③のところに一応用意させてもらいました。住民にも分かるようにきちんと公表されているんだなということで、9月6日の午前9時現在ということで数字が上がっていました。ありがとうございます。

506例目の方まで出てしまったんですが、これ506名の方が全員、今治療の必要な方じゃないですよね。徐々に回復しているということで、現在治療が必要な人数というのはどのぐらいおられるんでしょうか。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君) これは午前中にもちょっとお答えをさせていただいたんですが、各保健所の管轄のところでの人数、それを集約しました大阪府全体での人数というものの把握ということになっておりまして、9月の昨日7日時点、本町503名、それで大阪府全体人数といたしましての割合、これを少し集計いたしますと、割合でいきますと、入院されておられる方がまずは累計の中でいきます。現在も陽性というのが14.8%、これは大阪府全体の数字です。本町でも恐らく同程度であるというのは保健所の職員のほうからも伺っております。単純にその率を掛けますと、累計人数の中で現在も陽性で何らかの対応をお願いしておるというのが74名という単純な数字になります。その74名のうちのおおよそ1割の方が入院されておられるであろうというような数字になっております。残りの内訳は自宅療養、それから宿泊というような状況になっておりまして、現在、総数の83.6%、その方々はもう既にいわゆる無罪放免といいましょうか、陰性ということで解放されてお

るというような、そんなような状況になっております。それを単純に本町で表記いたしますと、先ほど申しましたように503名という今までの累計数字になりますが、現在も何らかの対応が必要な方は70数名であろうという数字になっております。

以上です。

議長(二見裕子君)江川議員。

13番 (江川慶子君) 資料の6を見ていただきたいんですけれども、人口10万人当たりで新規陽性者数というのがやはり大阪市が断トツに高くて、泉州はどちらかというとまだ低いほうなんですよね。ですので、割合で比較して70数名ということで、その計算が土地柄的にどうなのかというのはちょっと考えてしまうんですが、でもそういうふうに把握していると、担当課は。ということと、あと保健所からそういった情報が来ないというのが、とても何か熊取町と連携が取れているのかなということを非常に感じるんです。熊取町の対応の連携というのは今どのようにされているんですか。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君) それは江川議員もよくご承知やと思います。江川議員も保健所のほうに直接出向かれたというふうなこともちょっと聞かせていただいております。現場を見ていただいて感じていただいたと思うんですけれども、かなりもうてんやわんやで、それこそ猫の手も借りたいというような、そんなような状況でございます。正直申しまして電話1本かけるのもちょっと気が引けるような、そんな状況なんです。

ただ、そうは言うてもやはり我々としてもしっかりと連携を取っていかなあかんので、情報のほうはしっかりとくれというのは常に申し入れております。先ほど申しましたように、直近の9月5日時点での各市町村ごとの人口10万人当たりの陽性者数、そういったものは直近のデータとして頂いております。それでまた保健所管内での発生者数、これも人口10万人当たりに直して頂いておりまして、議員ご指摘のとおり、大阪市を筆頭に泉州、この泉佐野保健所管内では一番、人口10万人当たりにしますと、頂いた9月5日時点では1,061人と、大阪市が2,897人という数字からいたしますと約半数以下というような程度で今のところは収まっておるというのが、今の正直な状況でございます。この辺の情報連携については常に図っていっております。

また、保健所がこのように逼迫しておる状況というのはもう全国どこも同じでございまして、国のほうも保健所の状況を見かねて、市町村としても何らか連携できることがあれば、特に自宅療養者の支援とか市町村としてできるようなことがあれば保健所と連携を取ってくださいというような通知も今頂いておるようなところで、それを踏まえて保健所とも今後、より緊密な連携を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長(二見裕子君)江川議員。

13番 (江川慶子君)確かに保健所はとても大変です。もう本当に深夜に帰るような状態で、命と関わっておりますのでとても大変な状態だからこそ、連携を熊取町が取っていくような方向で、保健所が足りないところを補える、何か助けることができるのであれば、そこをフォローできるような体制で行政はあるべきだなと思っております。

先ほど、配食サービスとかスマホを使える方はオンライン診療で、自分で入れるということなんですよね、LINEか何かで。それで、訪問介護はそれができない人に限ってやとか、そういうランクづけをしていてということなんですが、これは全国的な動きのご説明でされたんでしょうか。それとも泉佐野保健所に限って言われた答弁なんでしょうか。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君)自宅療養者への支援というか、陽性になられた方への支援ということで、これは大阪府内、ほぼ全国的にも同様の対応になっておるかと思います。特に東京圏、大阪圏が逼迫した状況ですので、できる限りスマホとかそういった形で一律対応できるようなことをまず大前提に、そして、できない方に対してはより丁寧な対応という、そういう2段構えになっております。

- 議長(二見裕子君)江川議員。
- 13番 (江川慶子君) またもうちょっと聞きたいんですけれど、パルスオキシメーター、熊取町には幾つあって、今どのぐらいお貸ししているんでしょうか。
- 議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。
- 健康福祉部長(山本雅隆君)準備はいたしておりまして、保健所のほうにも、もし足らんようになったらすぐに言うてやということで連絡はしております。ただ、保健所のほうは今のところは足りているんで、うちのほうにはまだ要請が来ていません。ただ、うちのほうも20台から30台程度、その程度の分の備蓄は今しておるというような、そんな状況です。
- 議長(二見裕子君)江川議員。
- 13番 (江川慶子君) 分かりました。ぜひとも、大変な保健所に対して一緒に連携を取ってやれるような 方向で進んで、協力できるような体制でぜひしていきたいなと思っております。よろしくお願いい たします。

じゃ、2つ目の質問に入ります。

コロナ感染第5波では、感染力の高いデルタ株が主流になり、子どもの陽性者が急増しています。 小・中学生全員にPCR検査を求めますが、いかがでしょうか。これも午前中の文野議員とかぶっ た質問なんですが、答弁よろしくお願いいたします。

議長(二見裕子君)阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君) それでは、ご質問の2点目、小・中学生全員のPCR検査の実施についてご答 弁いたします。

小・中学生へのPCR検査につきましては、全国的に児童・生徒への感染が広がりを見せている中で学校内での感染拡大を防止しなければならないという場面においては一定必要であると考えますが、現状においては、全ての児童・生徒への検査の実施には様々な課題があると認識しております。

PCR検査は、検体採取時点での陽性、陰性を判定するものであり、議員お示しの早期発見、早治療を目的としたPCR検査は、継続的に行うことによって初めて感染者を把握できるものと認識しております。また併せて、検査をちゅうちょされる児童・生徒や保護者への配慮についての対応も必要と考えており、こうしたことも含め、児童・生徒、教員等合わせて4,000人規模のPCR検査を日常的に行うことについては、現実的ではないものと考えてございます。

いずれにいたしましても、今後の町立学校における感染状況を十分に見極めつつ、現時点で発出されている文部科学省や大阪府からの要請を踏まえ、取り得る感染対策を十分に行いながら小・中学校における教育活動を継続していきたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)江川議員。

13番 (江川慶子君) とても残念なんですが、4,000人の人たちを日常的にするのは現実的ではないというようなご答弁だったんです。中で陽性者が出たクラスとか、そういうところだけでも的を絞ってやるとか、やはりそういった対応をぜひしていただきたいんです。その辺はいかがですか。

議長 (二見裕子君) 阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君) 先日、学校の学級閉鎖から休校に向けてのスケジュールというのを定めまして、 議員皆様にも情報提供させていただいたと思います。現状、陽性者が出ると3日間学校を閉めると。 これは、場合によっては閉めない場合もございますけれども、それは、濃厚接触者の特定であった りとか教室の消毒とかという場合にということで考えています。

ただ、最近文部科学省からのほうの通知にもございまして、やっぱり子ども間の感染が広がっているという中で、必要に応じて学級単位あるいは部活動単位でのPCR検査というのは一定考えていかんとあかんよというふうな話が出てきてございます。ただ、これは感染状況の広がり具合によってということになりますので、当然、学校をクラス単位で学級閉鎖せなあかん場合であったりと

か、そういう場合については考えていかなければいけないかなと思ってございます。

先日、医療関係の関西医療大学の所長であったりとか町内の医師会の代表の方ともちょっとお話をさせていただいたんですけれども、やっぱり子ども間の感染が広がっているという中で、一定そういうふうな事態があれば熊取モデルの活用についても協力しますよというお答えもいただいておりますので、感染拡大の状況次第によっては熊取モデルの活用、あるいは新聞報道でもありましたけれど、直接、保健所の委託している業者に検査を出せるとかというふうなことも出てきていますので、そのような対応も必要に応じて取っていきたいと考えてございます。

以上です。

議長(二見裕子君)江川議員。

13番(江川慶子君)ありがとうございます。感染しにくいとされていた子どもの感染が第5波で顕著になったわけですが、感染は大人から子どもにと指摘されていたものが、子どもから親へと感染するパターンが報告されるようになりました。しかも、保護者世代はワクチン接種がまだ間に合っていません。

現在の学校での対応なんですけれども、今、文部科学省でいろいろ出されている分の中には、給食は15分間以内だから濃厚接触には当たらないような、検査もしないというような話も出ているようで、これでは感染拡大は防げないなというふうに感じています。濃厚接触者を判定するのにそういうふうな甘いとか、そういうことは考えていないでしょうか。どのように対応されていますか。

議長(二見裕子君)阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君)基本的に、濃厚接触者の特定というのは保健所のほうでという話になっています。ただ、さっきも申し上げましたけれども、感染が非常に広がっているという状況では、念のためクラス全員のPCR検査であったりとか部活動でのPCR検査というふうなのは国のほうも言ってきております。やっぱり学校内で子ども等を通じて感染するという確率が高いんで、今までは3日間の臨時休業やったんやけれども、クラスで2人以上の陽性者が出たらその学級は閉めましょうかと。その学級の子どもたちの検査をやる中で、2人出たけれどもPCRの結果をやると5人、6人とか出てきたという場合についてはやっぱりそれなりの対応をしていかなあかんよねというふうなことが国のほうから示されているという中で、一定、今のところは、そういうふうなちょっと今までよりステップを1段高くして、濃厚接触者というか、この子らちょっと危険やねという対象についてはできるだけ今までより広く取っていくというふうな指示も来ております。その辺は学校とも共有しながら進めています。

まず、一番子どもたちにお願いしているのは、調子が悪いときは休んでくださいと。それで、今までどおり手洗い、マスクについては徹底してくださいということを、先生方を通じてお伝えしているという状況です。

議長(二見裕子君)江川議員。

13番 (江川慶子君) 分かりました。保健所が指定した人だけということではなくて、学校で身近に生活を見ている、教育している担任の先生や周りの先生たちの判断で枠が広がるというふうに判断しました。しっかりその辺の判断をされるように、教職員で力を合わせて対応して、ずっとやっているんですけれども、引き続きお願いしたいなと思います。

子どもたちは、長く我慢を強いられて不満も募らせていると思います。感染の仕組みを知り、自ら考え、納得して行動を変え、部活動や行事でもこれなら可能だといろいろ話し合って、できることなら前向きにすると、そういった話し合うことがこの時期こそとても大切な子どもたちの学びだと思います。それには、教職員が討議できるゆとりの保障も重要だと思っています。ですので、ぜひその辺はこれからも教職員が協力し合って取り組んでいただきたいなと思います。ありがとうございます。

それと、抗原検査について、政府、国のほうから方針としてやるということで、文野議員のとき の質問でも幾つか要求しているということでした。それもうまく使えるように工夫していただきた いなと思います。

ただ、抗原検査は症状が出ていなければ検査できないものだということで、無症状者からの感染拡大を防ぐにはPCR検査、この拡充が不可欠だということを述べておきます。何か意見はありますでしょうか。

議長(二見裕子君)阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君)午前中、林理事のほうからもご答弁させていただいていましたけれども、抗原 検査については一応基本的には教職員が対象ということで今は進んでいます。どうしてもやっぱり すぐにおうちの方が迎えに来てもらえないであったりとかそういうような場合に限って、本人、子 どもたち自身が取るという話になっているんで、制度の問題とか、最終的に判断するのは、やっぱ り出た結果を持ってお医者に行ってもらって、そこで判断してもらうという形になっていますので、 そのあたりについては一応念のためにということで、非常時に対応できるということで一定量、熊 取町のほうにも配付されるということで、ご理解いただけたらと思います。

議長(二見裕子君)江川議員。

13番(江川慶子君)分かりました。

これ、数については分からないですか、まだ。

議長(二見裕子君)阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君)町全体で200セット、200回分ということで聞いています。

議長(二見裕子君)江川議員。

13番(江川慶子君)ありがとうございます。

それでは、3つ目の質問に入ります。

PCR検査「熊取モデル」の活用状況を表でご説明を求めます。検査を必要なときにできるように、よろしくお願いしたいです。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君)資料のほうは提示させていただいておるとおりでございます。そちらのほうをご覧いただければと思います。

それでは、ご質問のPCR検査「熊取モデル」の活用状況でございます。資料をご覧いただきたいと思います。

熊取モデルにつきましては、令和3年1月より開始し、今年度より1件当たりの自己負担額の引下げや対象者の拡充を行い、実施をしておるところでございます。医療機関で症状のある方など疑いのある方に実施する行政検査については61件実施し、令和3年度には、新型コロナウイルス感染の拡大に伴いまして、8月時点で145件実施ということになっております。また、クラスター防止対応での検査数につきましては、令和2年度、令和3年度合わせまして8事業所、合計152件実施しておるところでございます。

また、新型コロナ感染症の検査につきましては、医療機関での実施に加えまして民間での検査場も増え、抗原検査も含めると、受検できる機会は多種多様となってきておるのが現状でございます。 感染拡大している現状におきまして、行政検査であっても多くの日数を要するケースも増えてきております。本町においては引き続き、医師会や関西医療大学の協力の下、必要な検査が迅速に対応できるよう、熊谷モデルを有効活用して感染拡大防止に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

議長(二見裕子君)江川議員。

13番(江川慶子君)ありがとうございます。

資料の2をまた前回と同じく、つけさせていただきました。これは熊取町の広報に載っていた分をそのまま資料としてつけたんですけれども、新型コロナウイルスの感染拡大を防ごうということで、「コロナかも?と思ったら」ということで、発熱、せき、強いだるさ、喉の痛み、味覚・嗅覚障がいなどがあったときにはかかりつけに行ってくださいよ、病院に行ってくださいよと。それか

ら点々と矢印があって、熊取モデルの検査の状況の流れが出ているんですね。

今問題になっているのは、コロナかもという前の段階のPCR検査、無症状者のことをどう発見して保護していくかということが今、問われていると思うんです。それで、①の泉佐野市の広報8月号を1の資料のところへつけさせてもらいました。「泉佐野市民は無料! 大阪PCR検査センター泉佐野」ということで広報にこのようなものが出ていて、それで、右下に7月号に詳しいことが書かれているというんで、ちょっと7月号は添付するのはできなかったんですが、住民の方は月2回まで、合計9回まで無料、市外の人は2,980円、だから私たちも2,980円あれば受けに行けるということなんです。ありがたいですよね。それで、QRコードが載っていまして、そこから携帯で予約して行くという形になるんですけれども、こういったことが本当に今大事だなというふうに感じています。

泉佐野市のように、住民に向けた、症状が出ていないときにPCR検査を熊取モデルを活用できるようになれば、先ほども聞いて、多分無理だというようなご答弁だったんですけれども、再度聞かせていただければありがたいです。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君)無症状者へのいわゆる社会的検査といいますのをどこまで拡大して実施するかというのは、なかなか議論があるところでございます。ご承知のとおりでございます。全国的にも、例えば世田谷区であったりだとか、早々と世田谷モデルということで実施をなさっておったんですが、やはりかなりの感染拡大で追っつかないということで、現在、大部分停止しておるというのが現状だということを聞いてございます。

このように、社会的検査と申しますのはやはり現状可能かどうかということをまず考える必要があるというのが一つと、それから江川議員もご承知の関西医療大、畑村先生が講演会でおっしゃっていただいたとおり、PCR検査も100%ではなくて、通常発症する発症率よりも高い率で擬陽性が出ると。その危険性もはらんでいるということを十分認識せなあかんということを畑村先生はおっしゃっていたと思うんです。通常発症するよりも、要はほんまにコロナ感染者であるよりも、多くの間違って陽性やと言われる方が出てしまうと。これがイコール多くなると保健所の機能が麻痺する、あるいはそれがどう間違ってか入院、そうしたら医療崩壊につながるという悪循環につながってしまう危険性を秘めているということを十分認識した上で、社会的検査というのを実施しなければならないというふうに伺っております。

大阪府のほうも十分このあたりは認識をしていただいておりまして、江川議員もご承知やと思うんですけれども、集中的実施計画に基づく検査ということで、高齢者の施設あるいは障がい者の施設の従業員の方を対象に、これはもうまさに社会的検査です。 2 週間に1 度定期的に症状があろうがなかろうが検査しております。これで高齢者の方を感染から救うという、集中的に社会的検査、それは取り入れて一部やっておりますので、その辺はご理解をいただきたいと。のべつ幕なくというのは現実、できませんので、実際にやっているところも停止しているというのが現状でございますので、その点についてはご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長(二見裕子君)江川議員。

13番(江川慶子君)あまり前回の質問と答弁は変わらないということで理解しました。

泉佐野市がこういういろんな方を対象にPCR検査やり始めただとか、いっぱい資料をつけておりますので、いろいろそこから学んで、熊取町でやれることは何なのかということをまた引き続き検討していただきたいなと思います。

それで、この質問に当たりまして、保健所についてちょっと勉強させていただきました。それで聞いてほしいんですけれども、いろんな資料を見ながら、今日、大阪府のいろんな資料をつけさせてもらったんで、それを見ていただきながら聞いていただければと思うんですが、明治維新政府は明治4年、岩倉具視ら100人を欧米に派遣し、ヨーロッパの衛生医学を日本に導入しました。第一

大学区医学校、東京医学校で学び、その後軍医としてドイツに留学した森 鷗外は、人々の健康を 向上させるには公衆衛生の考え方を日本の近代化の様々な面に取り入れなければならないと考え、 帰国後は公衆衛生の教育を積極的に進め、下水道整備の重要性を説き、特に、貧しい人々の健康を 改善することにより、社会全体の健康向上を目指しました。しかしその後、日本は侵略戦争への道 へと突き進むことになり、富国強兵策の一環として昭和12年に保健所が設置されました。

戦後、GHQの指導によって保健所機能の充実が図られ、戦後の寄生虫、伝染病対策、母子保健 政策が充実していきました。とりわけ、亡国病と呼ばれた結核対策は保健所業務の中心的課題とな り、抗結核薬の出現によって昭和30年から40年には目覚ましい治療効果を上げ、予防法も確立しま した。昭和36年に国民皆保険制度によって医療を受ける権利が保障されたこともあり、人生僅か50 年と言われた時代も終わりを告げました。

一方で、朝鮮戦争以降、日本の再軍備計画が進むにつれて保健所行政の予算削減、保健所再編計 画が進められ、オイルショック以降の地方財政危機による行財政改革路線の中で保健所行政が後退 させられていくことになりました。

平成6年には保健所法が廃止、地域保健法が改悪され、母子保健機能は市町村へ移管されました。昭和60年頃から保健所が構築した在宅ケアシステムも、平成12年の介護保険導入に組み込まれました。それ以降、訪問看護などは民間サービスへとなり、市町村への業務移管が急速に進み、全国的に保健所が半減されていることとなりました。特に、ここ大阪では、2000年に61か所あった保健所が2020年には18か所に、20年間に3分の1に削減されています。

保健所の仕事は、コロナ感染症の拡大によってクローズアップされるようになりました。一般社団法人全国保健師教育機関協議会ホームページによると、保健師の仕事は、人々が抱える健康問題の背景にある社会の問題を察知し、原因を探索して根本的な解決を図っていく、言わば社会を看護する仕事です。病院が迎える医療であるとすれば、保健所は向かっていく医療と言えます。地域で生活する乳幼児から高齢者、健康な人から病気や障がいを抱える人など、あらゆる人々と地域全体の健康のため、対象や地域に応じた方法で展開されます。具体的には、対象となる個人や学校への家庭訪問や健康相談、集団への健診や健康教育等が挙げられますが、これらの活動は保健所自身が地域に出向き、地域に根差して展開される活動です。保健師は、そのような活動を通して豊かなソーシャルキャピタル、住民や組織同士がつながり、地域に根差した信頼やネットワークなどの社会関係の醸成を図ることにも役割を担っています。このように書かれています。改めて、保健所、保健師の役割、仕事を確認させていただきました。

コロナ感染症を通して保健所の役割が明確になったわけですが、削減された保健所では手が回らないほど異常な事態になっています。しかし、正職の保健師の負担はありません。上司から行革による超勤せず早く帰れの指導もある中、深夜まで対応に追われる姿が報告されています。保健師の声を幾つか紹介します。

経皮的酸素飽和度、SpO2が低下している患者を前に、一刻も早く入院させたいと思っても、入院フォローアップセンターからは無理と。そんな説明はできないと訴えても、それを説明するのが保健所の仕事と言われるだけ。救急隊の方からの苦情も多く、毎日つらい思いをしています。陽性や濃厚接触になった方の中には、対応の遅さや、すぐに入院できないことで怒りや不安をぶつける方もいます。保健所が入院をコントロールしているような報道がされていますが、入院フォローアップセンターがあり、保健所だけでコントロールできないため板挟みになり、苦しいです。若い方の感染者が増え、30から40代の重傷者も増えています。しかも、感染力が強く、これまでのコロナとは明らかに違います。現状では、重傷者の5人に1人が入院できなくなるという深刻な事態です。大切な命を守るため、保健所と医療現場に早急に人的支援をお願いします。そのようないろんな現場の声がありました。

現場で奮闘されている保健師や保健所職員の増員を。医療をつかさどる病院と同じように、保健 所でも個人の頑張りだけでは何とかできる状況ではありません。平常時には、公務員はより少ない ほうがいいと極限まで職員の削減が進められてきましたが、緊急事態や災害時には、住民の命と暮らしを守るために公務員としての使命が発揮できる体制づくりが求められています。

憲法25条には生存権、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」 「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と書かれています。法の精神に返り、誰もが安心して人間らしく生きていける社会の実現を求めます。

保健所の立場から紹介を幾つかさせていただきましたが、次は医療の側からのご意見です。

医療崩壊とは、必要な医療が受けられず、助かる命を救えない状況を指します。資料9をご覧ください。上には緊急事態宣言、大阪モデルの予定だとか感染者の状況だとかグラフになっています。第1波は2020年1月26日から6月13日、昨年春、防護服がほとんど入荷せず、マスク支給も週1回。自らの感染や家族への感染リスクの不安にさらされただけでなく、突然の学校休校で子どもの心配も重なったとのこと。国や府は、そんな中でアベノマスク、イソジン、雨がっぱに象徴される的外れな対応だったと言われています。第2波、6月14日から10月9日、第3波、10月10日から2021年2月28日、12月からも場当たり的で根拠乏しく、性急な緊急事態宣言の解除、そしてGoToキャンペーンの実施、大阪都構想をめぐる住民投票の実施等、11月から新たな第3波が押し寄せてきました。第4波、2021年3月1日から6月20日、5月に公表された大阪の死者は、資料の8をご覧ください。859人にも上り、全国でも大阪府は異常に突出しました。それまでに自宅でお亡くなりになった方は、大阪府で第3波では27名、第4波では48名おられます。現在第5波、6月21日以降、東京五輪の開催を強行したことが国民に誤ったメッセージとなり、感染爆発を招きました。

コロナ患者への治療は、できるだけ早く開始することが非常に重要です。重くなる前に治療を開始し、重症化を早く食い止めることがコロナ治療の中心です。抗ウイルス薬のレムデシビルが非常に有効で、早く使えば使うほどウイルスを抑えることができるとのことです。今回、初めて軽症者に使える治療薬として抗体カクテル療法が登場しました。これも早く使うことが求められている薬で、できれば軽症のときに投与したい治療薬です。点滴投与が必要で、入院かごく一部の療養施設でしか使用できません。病院や専用の施設で集中的に実施すべきです。

大前提として、政府が医療崩壊の事実とコロナ対策の失敗を認め、医療供給体制と保健所業務の 実態と見通しについて全容を詳細に明らかにすることが不可欠です。その上で、政府、自治体と医 療機関が真剣な議論を行うことでこそ、打開の道を見いだすことができると思います。そこには熊 取町も連携していくことが必要だと思います。

政府は、逼迫する保健所への支援強化を、自治体職員削減をやめ正規職員での採用を、臨時の医療施設を大規模に、原則自宅療養の政府方針は撤回すべき。病院の再編、統廃合計画の撤回を求めます。国・大阪府に要望したいと思いますが、熊取町からも要望していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君)あまりにもちょっとご演説があれなんで、ああなるほどな、おっしゃっているとおりやなというふうに聞かせていただきましたけれども、午前中、文野議員のときにもお答えさせていただいたとおり、町村長会の町村要望というのは毎年あるんです。その際に町長自ら、保健所の逼迫している状況をどないかしたってくれということをストレートにご要望いただいています。また、その他いろんな機会がございます。ワクチンの会議だとかそういった際にも、やはり泉州地域の医療の関係、もう少しどないかならへんかとか、そういったことも要望をいろいろさせていただいていますので、我々は我々のルートで一生懸命要望はしてまいります。

江川議員、せっかくそこまで名演説をいただいたわけでございますので、これは町議会だけじゃなくて、もっと江川議員は江川議員のルートで大阪府・国、そういったところでご要望いただければと思いますので、ぜひそれはおやりいただければありがたいなと思います。どうぞよろしくお願いたします。

議長(二見裕子君)江川議員。

13番(江川慶子君)文野議員のときの答弁でもありましたので、多分そういう答弁が返ってくるだろうなと思ってお聞きしたわけですが、私たちも要望しております。ですので、もっと声を上げて、一緒によくなるようにしていきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後の質問になります。今後の住民に対するコロナ予防としての対策と生活支援についてお伺い します。

継続するものと新たな支援策を求めます。 9月補正もこの後出ているんで一定分かるんですが、 ご答弁を用意していましたらよろしくお願いします。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君)この中身、予防対策と、それから生活支援とで分かれてご答弁となります。 すみません。私のほうからまず最初、させていただきます。

4つ目のご質問のうち、住民に対するコロナ予防対策についてご答弁申し上げます。

地道な対応ではございますが、やはりマスクの着用、小まめな手指消毒、3密の回避など、慣れ によりその徹底がおろそかにならないように、これらの基本的な感染対策の徹底を機会を捉えて継 続して啓発しているところでございます。

現在のところ、大阪府では、緊急事態宣言発出による不要不急の外出自粛の要請がなされており、 住民の皆様に対し感染予防対策にご協力いただいておるところでございます。

また、現在進めてございますワクチン接種は感染拡大予防の切り札であり、特に感染の広がりが見られる若い世代に対してのワクチン接種の啓発に引き続き努めてまいりたいと考えております。

なお、ワクチン接種後においても、感染予防対策は引き続き重要でございますので、併せて啓発 してまいりたいと考えております。

議長(二見裕子君)明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君)続きまして、総合政策部のほうからは、コロナ対策についての4点目、住民に対する生活支援で継続するものと新たな支援につきまして答弁申し上げます。

住民に対する生活支援で継続するものにつきましては、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染が急拡大する中、引き続き、コロナ禍で影響を受けている住民生活を下支えするとともに新型コロナウイルスワクチン接種を促進するため、熊取町版緊急生活・経済支援(第3弾)の取組のうち、9月末で終了予定の3本の事業、町立保育所等副食費無償化事業、町立小中学校給食費無償化事業及び町内循環バス(ひまわりバス)運賃無償化事業の事業期間を令和3年12月31日まで継続することとし、本定例会に追加事業費を計上した補正予算案を上程することにつきまして、先日、議員の皆様にお知らせしたところでございます。

次に、新たな支援につきましては、現時点、未定ではございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況及びワクチン接種の進捗状況を見極めながら、8月20日に交付限度額が示されました地方創生臨時交付金(事業者支援分)の活用も含め、しかるべき時期に適切に検討してまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長 (二見裕子君) 江川議員。

13番(江川慶子君)ありがとうございます。

第3弾の循環バス、小・中学校の給食費、保育所の副食費については12月末まで、本当なら3月までと言いたいところなんですけれども、またそのときに判断するということなんでしょうか。12月末までの補正予算を今回提出されるということで受け止めました。

国が一定予算をつけてくれない限り、なかなか町独自でというところでは大変なこともあるので、 財源の要望をしていくということで、午前中にもそういった答弁があったんです。やはり財源の裏 づけもないとできない部分もあるでしょうが、ぜひ、引き続き対応をお願いしたいなと思います。

感染者が発生した家族というのは、家で診るには陽性の方と陰性の方といてて、とても地獄にな

っているんですよね。そこで家族内で感染してしまった場合なんかとても大変なんで、そういった場合に何か、感染者が行くのは保健所のほうからホテルとか、そういう指定があるんでしょうけれども、元気な方の対応というのを何か考えていますでしょうか。

議長(二見裕子君)明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君)今現在、町内において延べ500人もの感染者が出ている中、家族の罹患に伴って濃厚接触者が相当数出ているということでございます。ですので、単純に4人家族ですと3人の濃厚接触者が出るというようなそういった現状で、掛ける3、掛ける4の自宅待機者が出ているということで、この点につきましては町長のほうも非常にご憂慮されておりまして、健康福祉部並びに私のほうに指示も別途いただいてございます。2週間自宅待機ということで、それは非常に大変な2週間でございます。私、体験を2週間先月末にさせていただいたんですが、非常に大変でございました。

保健所の話もございましたが、私、直接保健所とやり取りをさせていただいたんですが、大変多忙の中ですけれども非常に親切にご対応いただいております。私も忙しいと聞いていたんですが、ここまで親切に対応していただけるかなというふうに感じておりました。

その中で、必要な買物、2週間分の買物を自分が陰性だと分かって、それで自宅待機が夕方、保健所から連絡がかかってきて明示されるまでの間、買物に走るわけなんですけれども、必要な2週間分をストックする上でも、やはり最後のほうはつらくなってきます。そういったことから、ただ、これも状況によるかと思います。私どもの場合でしたら私を含めて2人は陰性、1人がということになるんですが、非常に楽でした、2人で1人を診るという。ただ、もしこれが1人ということになりますと、本人だけということになりますと非常に大変かと思いますし、かつその状況、家族構成、もし2人感染していたらとかというような場合も想定されますので、その家族家族によって必要なニーズは変わってこようかなというふうに思います。

そういったことをしていく上で、まず山本部長ともいろいろこの件については相談しておったんですけれども、やっぱり今、壁になっております大阪府の個人情報の取扱いということで、町内のどの住所の誰が陽性者かというのは教えていただけないという状況になっておりますので、我々が自宅療養者に対して届ける住所先が分からないといった、そういった壁もございますことから、一定そのあたりも整理した上で、こちらの支援策については検討していく必要があるかなというふうに感じているところでございます。すみません、長くなりました。

議長(二見裕子君) 江川議員。

13番(江川慶子君)ちょっと時間が来てしまったんですけれども、聞きたい答弁だったんでありがとうございます。

一律にどうのこうのするのではなくて、やっぱり相談があって必要がある方に対して対応できる 窓口というのを熊取町にもつくっていただきたいと。

それと、家庭内感染の防止のために泉佐野市も泉大津市もやっているような、ホテルに病気の人が行くんだったら危険ですけれども、陽性じゃない方を利用してもらって隔離する機会にするとかいう、そういう方法の補助だとか、あと朝、見守りを私もしているんですけれども、子どもたちって結構布マスクの子が多いんです、朝登校しているときにね。不織布というのがすごく今とても効くということで、子どもたちに再度これを配るなり学校に置くなり、持っていない子に渡すなり、そういった体制も予算をつけて整備していただきたいなということを述べておきます。

政府は、一刻も早く予算をつける、そういった臨時国会を開いて科学的な知見に基づいて打開策を真剣に検討し、実行に移すべきです。入院制限の方針を撤回し、重症化を防ぐために早期に治療ができる体制をつくること、自宅療養者への支援を強化するなど、命を救う対策を取ることが急がれます。そうしてこそ、国民全体で危機感を共有し、感染防止対策の徹底、外出自粛などの行政変容への協力の呼びかけが国民に届くのではないでしょうか。そのことを述べまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長(二見裕子君)以上で、江川議員の質問を終了いたします。

議長(二見裕子君)お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。 本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「17時00分」延会)

9月熊取町議会定例会(第2号)

令和3年9月定例会会議録(第2号)

月 日 令和3年9月9日(木曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり12名であります。

1番 田中 豊一2番 大林 隆昭3番 浦川 佳浩4番 坂上 昌史5番 文野 慎治6番 鱧谷 陽子7番 二見 裕子8番 渡辺 豊子11番 河合 弘樹12番 矢野 正憲13番 江川 慶子14番 坂上巳生男

欠席議員 10番 田中 圭介

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 藤原 敏司 町 南 和仁 長 副 長 教 長 育 岸野 行男 総合政策部長 明松 大介 総合政策部理事 野津 惠 総合政策部理事 東野 秀毅 務 部 長 林 利秀 住 民 部 長 巖根 晃哉 住 民 部 理 事 山本 浩義 健康福祉部長 山本雅隆 健康福祉部理事 木村 直義 都 市 整 備 部 長 田中 耕二 都市整備部理事 会計管理者兼会計課長 中谷ゆかり 永橋 広幸 議会事務局長 藤原 伸彦 教 育 次 長 阪上 敦司

教育委員会事務局理事 林 栄津子 本議会の職員は、次のとおりであります。

議会事務局長藤原伸彦 書 記 瀬野裕三

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

一 般 質 問

議案第45号 公平委員会委員の選任同意について

議案第46号 教育委員会委員の任命同意について

議案第47号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例

議案第48号 議場映像・音響システム等の購入について

議案第49号 令和2年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第50号 令和3年度熊取町一般会計補正予算(第4号)

議案第51号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第52号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第53号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第54号 令和2年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第55号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第56号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第57号 令和2年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第58号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第59号 令和2年度熊取町下水道事業会計決算認定について

議案第60号 令和2年度熊取町水道事業会計決算認定について

議長(二見裕子君)皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。議席10番 田中圭介議員から欠席の届けがありましたので、ご報告をいたします。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年9月熊取町議会定

(「10時00分」開会)

議長(二見裕子君)それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。 次に、浦川議員。

3番(浦川佳浩君)皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

今回の質問は、小・中学校の児童達の「国際理解」を深める為のESD教育の更なる推進及びユネスコスクールに加盟する必要性についてお伺いしたいと思います。

前回の6月議会で、小・中学校の児童に対する教育方針のうちESD教育の重要性や取組内容等を確認させていただき、その後の教育委員会主催による議員向け勉強会においても様々な取組内容をお聞かせいただきました。先日はお時間をいただきましてありがとうございました。

勉強会の冒頭でも、シンク・グローバリー、アクト・ローカリーといったご説明から始まり、現状の取組と地域に根差したESD教育について一定納得できるご説明をいただきましたけれども、シンク・グローバリーの視点においては私自身まだまだ不十分ではないかというふうに思いましたので、順次質問させていただきたいと思います。

では、1点目の質問ですが、ESD教育のカテゴリーの一つである国際理解を深めるために、各小・中学校でそれぞれ具体的にどんなことに取り組んでおられるのか、ご説明をお願いいたします。 議長(二見裕子君) 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)浦川議員の小・中学校の児童たちの国際理解を深めるためのE SDのさらなる推進及びユネスコスクールについてご答弁申し上げます。

1つ目の「国際理解」を深める為の、各小・中学校での具体的な取り組みについてお答えいたします。

教育基本法第2条(教育の目標)には、「5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」とあり、平成17年8月の初等中等教育における国際教育推進検討会報告の中では、「国際化した社会において、我が国の子どもたちが自立した個人として、いきいきと活躍できるよう、初等中等教育段階においては、すべての子どもたちが、①異文化や異なる文化をもつ人々を受容し、共生することのできる態度・能力、②自らの国の伝統・文化に根ざした自己の確立、③自分の考えや意見を自ら発信し、具体的に行動することのできる態度・能力、を身に付けることができるようにすべきである」と書かれています。

各校での具体的な取組としましては、道徳科において、マザー・テレサやマーティン・ルーサー・キングの生き方からその背景にある社会的課題について知り、自分の生き方を考えたり、杉原千畝やマララ、オードリー・ヘプバーンの行動から世界の平和、国際貢献について考えたりする学習に取り組んでいます。

社会科では、自国の歴史や文化、他国との関わりについて学び、現在の日本の役割について環境問題や世界の平和、国際協力の視点を持ち学習を進めています。

英語や外国語活動では、多文化を題材にした教材で学んだりALTと直接接することで、文化や考え方の違いに気づいたり、その違いを受け入れたりする態度を育んでいます。また、地域の人材等を活用し、地域の方から自分たちのまちのことを聞いたり、外国にルーツのある方から他国の文化等について話を聞いたり調べたりしたことを基に、自分の考えを発信する学習に取り組んでおります

各校においては、それぞれの発達段階や課題に応じて、各教科等の学習により身につけた態度・

能力をつなげながら国際理解教育に取り組んでおり、先生の話を一方的に聞くだけの授業ではなく、 資料との対話、自己との対話、他者との対話を通して自分事として考え、学びを深められるような 授業づくりを行っております。

以上です。

議長(二見裕子君)浦川議員。

3番(浦川佳浩君)ありがとうございました。

全般的な質問に関しては前回の6月議会でもさせていただいて、そのときは各学校長のご判断で、例えば本校の特色に応じてということだったので、環境問題に力を入れて子どもたちに今その大切さを伝えていくと。教育委員会のご発言の中でもそういった各校の特色に応じた取組を支援していくというようなご答弁だったかと思うんですけれども、例えば国際理解に特化して今年度はこういう形でやっていきますとか、そういうような取組ではないんでしょうか。

議長(二見裕子君)林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)各校においては、当然教育課程、あと年間の計画の下、教育活動を進めておりますので、例えば人権学習の中の国際理解教育というあたりで各学校取り組んでおるところです。ただ、当然、力点を置きたいところというのは、子どもの現状であったり立地の状況であったりということで各校で考えていただいておりますので、取組の程度は各校によって変わるところはあるかなというふうに思っております。例えば国際理解でありましたら、学校によっては在日外国人のことあるいは在日韓国・朝鮮人のことを学んで、実際、フィールドワークに行ったりとかというふうなことをしている学校もありますが、全ての学区がそうしているわけではないというところになります。

議長(二見裕子君)浦川議員。

3番(浦川佳浩君)今回質問させていただくに当たって、ユネスコスクールに加盟する必要性についてということで大きくタイトルをつけさせていただいていますので、ユネスコスクールに加盟している学校たちと本町のように加盟していない学校との違いについてちょっと話させていただけたらなと思うんですけれども、ユネスコスクールに加盟している学校がどういうような取組をしているかというのは、ユネスコスクールのウェブサイトで見ることができるんです。その中の加盟校情報というような形でたくさん、国内では1,100を超える学校が加盟してあって、それぞれ、先生もご存じのとおり、ユネスコスクールに加盟したら活動報告書というのを上げることになっていますよね。その活動報告をそれぞれウェブサイトで見ることができるんです。あまり細かくは出ていないんですけれども、概要を見ることができると。

ユネスコスクールに加盟している学校はどんなことをやっているのかなというふうにずっと見ていくと、やっぱりそれぞれのカテゴリーに応じて、例えば今年度は環境や国際理解について重点目標にして、それについての取組を今年度具体的にこういうことをしますよというような形で各学校がそれぞれ取り組んでいって、非常にこれを見ると分かりやすいというか、いろんなカテゴリーの中で今年度はこれをするんやな、自分たちの1学年上、2学年上の先輩たちはそのカテゴリーの中のこれについてやっているんだなということで、非常に取組方が分かりやすいなというふうに思ったんで、ちょっとこういった質問をさせていただいたんです。学校によっては、その取り組んだ内容を保護者の方、それから地域の皆さんにプレゼンして共有していくといったような取組をしている学校もあります。

カテゴリーに絞って、この学年の今年度はESD教育のたくさんあるカテゴリーの中のこれに特化してやっていきますよと、そういったような取組をやっている学校というのもあるんですか。

議長(二見裕子君)林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)各校においては、当然全般的に環境教育であったり平和教育、 国際理解教育というのをやっておりますけれども、当然、その年度、例えばある学年でこのことを 重点的にやろうかというような感じで、学年の発達段階に合わせて6年間でそこを学べるような形、 あるいは中学であれば、学校が大事にしていきたい人権教育の中身について3年間で網羅できるというような形でやっておるというような状況になります。

ただ、立地的に例えば東小、南中であれば山間部にありますので、環境教育とか自然を保全する ために守っていくためにどうしていけばいいかというあたりは、重点的に取り組んでいるというよ うなところもあります。

議長(二見裕子君)浦川議員。

3番(浦川佳浩君)分かりました。

次の質問も国際理解を深めるために必要な取組になってくると思うんですけれども、以前、議会質問で、GIGAスクール構想の質問だったんで3月議会だと思うんです。タブレットが児童全員に配付されて、ICTを利活用した国際交流についてお伺いしたときに、そのときはまだ配付されたばかりで、具体的にまだ取り組んでいないんですけれどもといったようなご答弁だったかと思うんですけれども、その後、現状はどんな感じになっていますでしょうか。2つ目の質問です。

議長(二見裕子君) 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)では、2つ目のICTを利活用した「国際交流」についてはど うかの質問にお答えします。

ICTを活用することにより、自分の学校にいながら世界中の人々と交流できるのは非常に便利であると考えています。一方で、画面を通しての交流は五感を使って得られる情報が限られるため、対面での交流以上に目的や交流の内容を明確にし、他教科等での学びを生かして取り組むことが必要であるというふうに考えております。

以上です。

議長 (二見裕子君) 浦川議員。

3番(浦川佳浩君)そうすると、まだ具体的にどこかの国の子たちと遠隔授業であったり交流授業をやっていないというような現状かなというふうに思ったんですけれども、まず最初にやりたいと前回おっしゃられていたのが、ALTのご家族の方とまずは交流を深める、そういったこともやっていきたいんですというようなお話もあったかと思うんです。それについてはもうやられているんですか。

議長(二見裕子君)林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)そこについては、ALTについてはそのときはそんなふうなことも一案かなというふうに思っておったんですが、よくよく考えましたらアメリカ出身の者ばかりでしたのでちょっと時差の関係もあるというようなところで、と考えるんであれば、時差のない姉妹都市であるミルデューラのチャフィー中等学校と何らか交流できるというようなことのほうが現実的ではあるのかなと。その際に、例えばALTがその学校とのやり取りをやっていただいて、どんな形で交流できるかは分からないんですけれども、できたら授業で学んだこと、例えば、中学2年生であればオーストラリアについて学ぶ単元があります。Amazing Australiaというような単元なんですが、そこで学んだ後に、自分のまちのことについて外国人が来た場合どう観光するか、あるいは案内するかというようなプロジェクトが教科書の中に盛り込まれています。それを学んだ後、例えばチャフィー中等学校と熊取町はこんなまちなんだよというような交流がALTの力を借りながらできへんのかなと思ったりはしているので、まだALTに相談したりはしていないんですけれども、放課後の時間、それをしたいなという子どもたちをまず集めてやってみるというのも一つ考えられることではあるのかなというふうに思っているところです。

議長(二見裕子君)浦川議員。

3番(浦川佳浩君)一度やってしまうとどんどんそういう取組が広がっていって、2回、3回、もっと早くやれるようになってくるのかなというふうに思いますし、なかなかそういったことが本町ではまだできていない。タブレットは全員に配付されてインターネット関係は整っているけれども、残念ながらまだちょっとそこまでは至っていない。もちろん、コロナの環境とかもやっぱりあると思

うんです。

本町がそういうような状況であるのに対して、ユネスコスクールに加盟している小学校の児童たちは、既に海外の1万1,000校のネットワークを使って遠隔授業に取り組んでいるところもあって、前回は例に東京の江東区立八名川小学校の例を挙げさせていただいたんですけれども、今回もユネスコスクールの加盟校情報の中で活動内容をいろいろざっとたくさんある中で私も見ていって、どこをひとつご紹介させていただこうかなと思ったときに、大阪府の学校のほうがちょっと親近感があるのかなというふうに思ったので、今回は河内長野市立美加の台小学校をご紹介したいなと思うんです。

この学校は、ユネスコスクールに加盟したのが2012年、今から9年ぐらい前ですか。2020年度の活動報告として、今年度は環境と国際理解について取り組みますよといったような、カテゴリーの中でこの2つの分野についてやりますよという方針があって、具体的に2020年度にやった取組というのを概要ではあるんですけれども紹介されていて、幾つかちょっとご紹介したいんですけれども、例えば日本とインドの環境問題の共同学習をやりましたということで、環境ごみ問題について日本とインドで共同学習を行い、お互いに家庭から出るごみについて、その処理の情報交換を行いましたというふうに書かれているんです。これだけでも本当にすごいことだなと。後からちょっと説明させていただきたいんですけれども、例えば、ほかにはJICAと連携してフィジーやセネガル、フィリピンと遠隔交流授業を行いました。また、去年の2月末には5か国の音楽交流会をやりました。オーストラリア、台湾、インド、インドネシア、日本、この5つの国で音楽交流を行いましたとか、それから、去年の7月下旬なのでちょうど夏休みに入っている頃です。日本とオーストラリアとの語学共同学習を行いましたと。日本の4年生の子ども、オーストラリアは3年生の子どもが参加して語学の共同学習を行いましたと。楽しく交流ができました。そういったような内容が書かれて、もうこれだけでも本当にすごいことをやっている。しかも小学生がもうこういうことをやっているんですよ。

そういうすごいなと思うことが、ユネスコスクールの加盟校の実績の中でたくさん書かれている わけですよ。やっぱりすごくあせりますよね。もっと言うと、日本とインドの環境ごみ問題につい て共同学習を行いました、お互いの家庭から出るごみについてその処理の情報交換を行いました、 これにしたって、例えば昨日も議会の中で渡辺議員のほうからプラごみゼロの話があって、マイボ トルの普及で熊取町は町長を筆頭にそういったところにすごく力を入れる町だということで、府内 でも非常に珍しい取組だということでやっておられる。このプラごみゼロについても、日本とイン ドの環境ごみについてどこまでどういう話があったのかということまでの詳細はここには書かれて いないんですけれども、例えば我々大人も、プラスチックごみ、ペットボトルを飲んだジュースの ごみとかを新興国に送って向こうの国で処理してもらってという、非常に環境問題というか、国際 問題になっていたりしますよね。新聞とかテレビで見る情報を、子どもたちは当方の当事者の国同 士で会話をしているわけですよ。だから子どもたちは、自分が飲んだジュースのペットボトルのご み、そのごみが君の国に行っているんだねと、そして君の国に対して迷惑をかけていて、それは当 然、その国だけには収まらずに、まさに地球規模、シンク・グローバリーなわけですよ。当然、そ の子どもが当事者同士で話をして、君の出したごみが僕のところに来ているんだよと、それを話し した瞬間に、まさに子どもたちはペットボトルを買うたびに、きっと外国の友達のことを思い出す と思うんです。あっ自分の飲んだこのごみが僕の友達のどこどこの国に行くんだな、そこでやっぱ りアクト・ローカリーに変わると思うんですよね。

だから、いろんなテキストを読むというのは重要なことだと思うんですけれども、何よりもまず自分と同じ目線の子ども同士がそういったことを会話して、まさに自分事として捉えて行動に移していく、これがまさにESD教育の真髄であって直結しているものだなというふうに、もう本当に感心したというかびっくりしたというか、だから、それをユネスコスクールに加盟しているだけでと言ったら語弊があるかも分からないですけれども、そういったネットワークをすぐ使えるわけで

すよ。JICAの支援もあって遠隔授業なんかもできる。先ほどミルデューラ市の話も出ましたけれども、何も選択肢はそこだけじゃなくなるんですよ。ユネスコスクールに加盟すると、1万1,000校の海外のネットワークを使ったいろんな国の同世代の子どもたち同士でこういった会話ができるようになる。物すごく可能性がある取組だなというふうに思うんですが、その話を聞いてどうですか。

議長(二見裕子君)林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)先ほど議員ご紹介いただいた河内長野市の小学校については、 私もその取組を見せていただいて、いろんな学校の取組が報告されているんですが、すごくしっか りいろんな国と交流なさっているんやなと。確かに、テキストで学ぶだけじゃなくて、実際にほか の国の子どもと話をする中で感じるものであったりとか、まさに自分事として子どもたちが考える ことができる機会にはなるかなというふうに思っています。

当然、学校にはそのあたりもユネスコスクール、例えばここの学校のこんな取組がありますよという紹介もしながら、各学校でユネスコスクールとはどんなものなのかなというのを知っていただくということ、あと、熊取町としてまずできるところからというところからスタートできてもいいのかなというふうに思っておりますので、ミルデューラ市の学校との交流というのができるのかどうなのかも含めて、例えば、先ほどオーストラリアのことを学んで、熊取町の観光とかあるいは町のことを紹介する、その後、ミルデューラ市あるいは熊取町の課題は今何なのかなと、それについて、じゃ私たち、僕たちはどんなことをしていかなあかんのかなと、そこまで発展できたらいいなというふうなことをイメージは少し持っております。ただ、そのあたりも学校と調整しながら、当然学校の教育課程もある中ですので、どんなふうにやれば、より子どもたちが自分事としていろんな社会の問題を主体的に考えることができるかということを学校とも相談しながら進めていきたいなというふうに思っています。

議長(二見裕子君)浦川議員。

3番 (浦川佳浩君) この件については最後の質問のところでもちょっとお話ししたいと思うんで、別の 視点で伺うんですけれども、例えば国際交流事業という意味では、先ほどもミルデューラ市との交 流というふうにあったんですが、ミルデューラ市との交流事業についても、この2年間コロナで止 まっているわけですよ。

私は前々から、国際交流事業についてはもちろん重要な取組なんだけれども、参加できる子どもが10人とか非常に少ないという枠の中で、行ける子どもは僅か1%ですよと。残り99%の子どもたちに対しての国際交流の取組、自分たちも参加できるような形で何か方法はないだろうかと。例えばオンラインを使った取組というものも一案ですよねというような話も4、5年ぐらい前からずっとお話しさせていただいているんですけれども、これももうずっと止まっていると。今回こういったコロナになって、2年間止まっているわけですよ。昨日の文野議員の話の中では、ウィズコロナがずっと続く可能性だってありますよというようなお話をされていて、もう本当にまだまだ何年も続くかもしれない。そういったときに、子どもたちの学びもずっとまたそこで止まってしまっているわけで、それをやっぱり何とかせんとあかんと思うんです。

何度も申し上げているんですけれども、子どもたち一人一人にタブレットが配付されてインターネット環境も整っている。そして、ユネスコスクールに加盟するだけでネットワーク、海外とつながることができて、かつ子どもたちに直接的な学びを提供することができる、そういった環境をやっぱりつくってあげるということが我々大人の責任じゃないのかなというふうに思うんです。なので、国際交流事業も今まで総合政策部の事業としてやってこられたんですけれども、やっぱりこれは全庁的に捉えて、総合政策部からも教育委員会と申入れをいただいて、一緒になってユネスコスクールというものに対して考えていかなあかんというふうに思うんですが、総合政策部のご意見はどうですか。

議長(二見裕子君)明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君)国際交流事業のほうなんですけれども、議員ご指摘のとおり2年間交流が 止まっているという状況でございまして、議員からご提案いただきました例のスカイプを使ってと いうことで、3年前に先方とのお約束事といいますか、お話の中で一定スカイプを使った交流の合 意に至ったという経過がございます。

ただ、その後、うちのほうからは10数名希望者を募って、いつでもこちら側はできる環境は整ったんですが、残念ながら先方のほうのご事情によりそれが止まっているということで、1か月ないし2か月おきに再三連絡のほうは今も定期的に入れているんですが、先方からは色よい返事が返ってこないといった、そういった状況が続いてございます。

そんな中で、そんな折にコロナということで、GIGAスクール構想が一気に予定よりも進みまして、1人1台のパソコンの環境、それからご自宅での環境も整いつつあるというそういった中で、一つの手法として議員ご提案の1万1,000校が加盟されているユネスコスクール、これに加盟することによって、河内長野市の美加の台小学校ですか、そちらの内容も研究しながら、すみません、この場でやりますという積極的なご答弁は控えさせていただくんですけれども、まずは研究を進めまして、私自身もコロナ禍において一番の被害者は子どもたちというふうに感じておりますので、そのあたりは教育委員会と連携しながら、何がいいのか、どういう手段が国際感覚の醸成、ひいてはESD、SDGsにつながっていくのかというところ、その辺の視点を持って考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長(二見裕子君)浦川議員。

3番(浦川佳浩君)ぜひ進めていただきたいと思うんです。

町長も、グローバル人材の育成というのはSDGsもそうですし、重要政策の一つだと思うんです。なので、そういった意味では、何も海外はオーストラリアだけじゃなくていろんな国があるわけで、そのネットワークやノウハウをユネスコスクールに加盟する、もちろん入るまでには大変な労力は必要かと思いますけれども、冒頭申し上げたように、一度その門が開かれるとどんどんとそのネットワークを活用していって、すごく子どもたちの視界も開けていって、外国というのはテキストだけじゃない、インターネットだけの世界じゃないんだ、動画だけの世界じゃない、リアルに存在しているんですよ。そのことを我々大人は、やはりそういう環境を子どもたちに一日も早く、しかもこれは2030年までにという国際的なお約束事があるわけで、どんどん日が進んでいっています。コロナ禍ではあるけれども、やっているところもあるんです。全部が全部止まっているわけじゃなくて、やっているところもある。であれば、やはりどうやったらできるのかということをお考えいただく、そしてできるというふうに私は信じています。皆さんの力量にかかっているのかなというふうに思いますので、ぜひ、その辺も総合政策部と教育委員会が一緒になって進めていただけたらなというふうに思っています。

次の質問に移るんですけれども、前回の6月議会や先日の勉強会でも、ESDの教育はどういう ふうに推進できているかどうか確認されていますかといった質問をさせていただいたときに、全国 学力・学習状況調査の結果を一つの指標として見ていますよといったような話があって、今度、逆 に子どもたちの目線に立った場合、ちょっと質問が難しいとは思ったんですけれども、子どもたち 自身が、自分がESDの理解が深まっている、できているのかどうか、進んでいるのか否かについて何をどう感じて判断しているというふうに思われているのかというふうな質問をさせていただいています。

議長(二見裕子君)林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)3つ目の自分たちがESDの理解が進んでいるか否かについて、 本町の児童たちは何をどう感じて判断するのかについてお答えします。

現行の学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現により、これからの社会を生き抜く 資質・能力を養うことが求められています。ESDの理解についても、他者や自己との対話等を通 して新たな知識を得たり、考え方の違いや事象の関係性に気づいたり、新たな価値観を見いだしていくことにより、理解が深まると考えております。

各校では、人権教育をはじめ地域教育、環境教育、平和教育など、発達段階に応じて身近な問題から世界規模の問題にまで少しずつ視野を広げながら取り組んでいます。それぞれの授業や学習の終わりには、子ども自身が自らの学習を振り返る機会を設けています。自己の学習の記録を振り返り、自分の考えや価値観の変化に子どもたちが気づいたときに、理解が進んだと判断できるのではないかと考えております。

以上です。

議長(二見裕子君)浦川議員。

3番(浦川佳浩君)まさにそのとおりですよね。僕も、子どもたちは何を見てというか、どういう基準 で自分が学びができているのかできていないのか判断するんかなと思ったときには、やっぱり他者 を通して自分と他人とを比較して、友達がこういう考えを持っていて自分はこういう考えを持って いて、お互いの話をすることによって新たな価値観が生まれ、まさにそのとおりだなというふうに 僕も同意できるんですけれども、やっぱり比較していくということが重要であって、そういった意 味でも、今は学校内の、もしくは隣の子どもというか友達ですよね、子どもの目線でいくと。隣の 友達はこういうことを考えているんだなという、そこで自分の価値観と友達の価値観をすり合わせ していって、あっこんな考え方もあるんだということにつながっていくと思うんですけれども、大 きく比較するといっても、やっぱり学校内だけになってくるわけです。学年内だけでという話にな ってくるんで、そういった意味でも、ユネスコスクールに加盟している学校というのは横のつなが りもあって、年に数回お互いの交流会というのもあって、例えば今、美加の台小学校の話をします けれども、美加の台小学校の子どもたちとうちの子どもたちが交流を行った際に、僕ですらもびっ くりしているわけですからきっとびっくりすると思うんです。すごいな、そんなことやってんのと 絶対なると思うんです。だから、そこで自分の位置と美加の台小学校の位置、そして自分の理解、 ESDに対しての取組の理解であったり熱意であったり、どれだけ自分事として捉えているか、こ の違いというのが、そのまま大人になっていくと非常に悲しいというか残念というか、だから、一 刻も早くそのステージに立たせてあげたいんです。

なので、そういったような取組を学校で学んで、そしてそれを親御さんや地域の住民の皆さんたちにプレゼンする機会があって、そしたら、例えばさっきの環境ごみの問題についても、実際に新興国の友達としゃべって、こんなので、だからプラスチックごみはあかんねんで、紙に変えようやとか、もうずっとマイボトル、水筒を持ち歩くわ、こういうことを聞かされた親御さんというのは、もう本当にびっくりするというか、すごいことをやってるな、今の子どもはと。だから、こういうことが次世代への育成というか、持続可能な社会のつくり手の育成につながる基なんじゃないのかなと思うので、ぜひ、比較できるところをもっともっと増やしてほしいなという意味で今回この質問をさせていただきました。

次の質問でも、前回の6月議会を経て各学校と協議を進めていただいているというふうに思うんですけれども、その辺の話というか反応というのはどういうものがありますでしょうか。

議長(二見裕子君)林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)4つ目の6月議会を経て、各学校の反応についてはどうか、また、その後何か変わったことはあるかの質問についてお答えします。

6月議会でご答弁したとおり、現行の学習指導要領でも国際理解教育の必要性が示されており、総合的な学習の時間、道徳や各教科の目標や内容において、自己の確立や多文化共生の視点、我が国の歴史や文化についての理解についての目標や内容が示されております。各校においては、現行の学習指導要領の下、SDGsの達成を念頭に置き、カリキュラム・マネジメントの視点で教育活動を進めているところです。国際理解教育においてもその重要性を理解し、年間指導計画の中に位置づけて取り組んでおります。

教育が全てのSDGsの基礎であり、特にESDは、持続可能な社会の担い手作りを通じてSDGs17全ての目標の達成に貢献するものとされています。本答弁において、町立学校におけるESDの視点に基づく学びの一部をご紹介いたしましたが、これらの学びを進めていくことにより、児童・生徒及び教員の価値観や行動にも変化が生じてきているところです。以上です。

議長(二見裕子君)浦川議員。

3番(浦川佳浩君)今の答弁でいくと、前回とあまり変わっていないのかなと。これまでどおり進めますというような流れですよね。何度も申し上げているんですけれども、やっていないわけじゃないんですよ。今の学校の熊取の子どもたちもやっていないわけじゃなくて、ちゃんと教科書どおりに取り組んでいただいているのは僕も分かっています。だけど、それが冒頭の話でいくと、やっぱりテキストだけだとなかなか自分事に子どもたちが理解できるというのが非常に難しいというふうに思いますし、いろんな、ユネスコスクールに加盟していないというか、ほかの学校も同様の問題が起こっていて、どういうふうに子どもたちに伝えて教えていったら自分事に捉えられるのかなあといったようなところが非常に難しいという点と、学校の先生たちの部分も、やはりまだまだどういう取組をしてどんな教え方をしていったら子どもたちに伝わるのかが分からないという非常に手探り状態の中でやっているというのも現状だと思うんです。

なので、教育長もSDGsとESDはセット物やと前回おっしゃっていただいて、まさにそのとおりで、熊取町はSDGsのことについては非常に前向きに取り組んでいますし、もちろんESDについてもやっていないわけじゃないと。何回もこの話になってしまうんですけれども、だけど、まだまだやっぱり不十分なんです。もちろん、できているところと比べると不十分になってしまうやんというご意見ももしかしたらあるのかも分からないけれども、やっぱり子どもたちにそのステージまで上がっていっていただきたいですし、その環境をつくってあげたいと思うんです。

最後の質問に入りますけれども、ESDに加盟するに当たって、事前相談組織であるユネスコスクール支援大学間ネットワークの支援を受けてみるのはどうかというふうに質問をさせていただいています。これについてご答弁をお願いします。

議長(二見裕子君)林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)最後に、5つ目のユネスコスクール支援大学間ネットワークの 支援を受けてみるのはどうかについてお答えします。

現在、本町において加盟校はありませんが、各校に対して情報提供する等支援してまいりたいと思います。今後も、児童・生徒一人一人が持続可能な社会のつくり手となるべく、自己の確立を目指すとともにコミュニケーション能力を育成し、異なる文化を持った人々とともに生きていく資質や能力を育成できるよう教育活動の改善・充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)浦川議員。

3番(浦川佳浩君)ちょっとずつトーンダウンしていくんですけれども、前回の議会でも、我々議会としても環境問題について話をするというか、要望させていただく議員もたくさんいてますし、今回のESD教育についても、やはり我々議員としても関心事項ということで、先日、教育委員会の皆さんにお時間をいただいて勉強会も開催させていただいた。さらに、町の方針ともやっぱり合致していますし、そして町長も前回、この議論のやりとりの中で、大賛成であると、ぜひこれは教育委員会、勇気を持ってチャレンジしてほしいというようなお話、檄もあったかと思うんです。

町長に質問というかお考えをもう一度お伺いしたいんですけれども、前回、教育委員会にも申入れを行いたいというふうにも言っていただいたんです。町長の思いというのは実際に教育委員会に届いているんでしょうか。

議長(二見裕子君)藤原町長。

町長(藤原敏司君)なかなか難しい質問であるかなと思うんですけれども、事あるごとに教育長を通し

て教育委員にも私の思い、考えは伝えさせていただいております。その中で、やはりICT教育の環境整備も整いました。GIGAスクールが進んでおります。そしてSDGsという持続可能な、熊取町も含んでいるわけですね。そういった社会を目指していく中には、従前どおりの考え方ではなかなか達成が難しい、そういうこともある中で、やっぱり子どもたちからそういった前へ向いた考え方に変わっていただく必要があるというふうに思います。これは、もう教育委員も教育委員会も同じような方向で頑張ってもらっていると思います。だから、皆さん方の協力があれば、さらに教育委員の皆さん方も、こういった教育のまち熊取の中にあっての教育の質の変容を求められていくのではないかなというふうに思っています。

着実に教育委員の皆さん方もESD教育、またSDGsについての理解を深めていただいていると、私はそういうふうに感じ取っておりますので、そういう気持ちは着実に伝わっているというふうに思います。あとは、現場で頑張っておられる校長先生以下、教職員の皆さん方の協力が必要になってくるというふうに思いますけれども、一段のそういった環境を整えていくことが学校現場の皆さん方の理解を深められる要因になるのかなというふうに思っておりますので、ぜひ皆さん方のご協力をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長(二見裕子君)浦川議員。

3番 (浦川佳浩君) ありがとうございます。そういった意味では、まだまだ僕自身も思いというものが 伝わっていないのかなというふうに今反省したところであります。

引き続き、この重要性について、前回にもお話しさせていただいたんですけれども、ユネスコスクールに加盟することで子どもたちはもちろん変わりますし、学校の先生たちも非常に取り組みやすくなった、前向きな効果というか、大いに効果が出ているということもご紹介させていただいた。もっと言うと、ほかの科目も総体的に上がってきているというふうな報告も上がってきている中で、ユネスコスクールを使わないというか、加盟しない手はやっぱりないと思うんです。

今お話をずっと2回に分けて聞かせていただく中でも、僕自身にもやらない理由が見つからない わけです。特に大きなお金がかかるわけでもなく、かかるのは一番最初の先生方の労力であると。 例えばそこがネックになっているのであれば、今、私は別の視点でいつも言うんですけれども、学 校の先生方のご負担を減らすために議会としてもできることは何なのかというようなことで、いろ んな角度からご提案もしていますし、ご相談もさせていただいていますし、そういったところで、 例えば何か外注する形で先生の手から離れて、そこからまたユネスコスクールに加盟していく、そ っちの余力を使っていけるというものがあれば、ぜひ議会とも共有していただきたいですし、変な 話、大人の事情でできない、だってこれはどう考えたってやらんよりやるほうがいいに決まってい るわけですよ。だけどそれに至らない理由があって、そこら辺の本質というところは分かりません けれども、もちろん学校の先生方も、いやいやもうユネスコスクールに負けず劣らずで私たちはや っています、それぐらいの思いでやっていただいているんやと思うんですけれども、ただ、限界が あるというか、ユネスコスクールに入って、先ほどのミルデューラの件もそうです、何も国はオー ストラリアだけじゃないんですよ。たくさんの国がある中でいろんな国とつながって、ごみの問題 も、100回テキストを読むよりも1回当事者の子ども同士で話すほうがよっぽど子どもたちの頭に 入るし、自分事になるし、子どもたちが変わるきっかけになると思うんです。そのきっかけをたく さん提供することで子どもたちが熊取から発信していく。

2030年というと小学6年生の子どもがもう社会に出る頃であって、中学生の子どもは社会の第一線で働いているとき。そのときに、自分たちが住む地球、自分たちの生活をよりよくしていく、豊かにしていくための取組というものを本来であれば成し遂げていかないといけない2030年の目標があって、なので、時間がない中でこれを進めていかなあかんというようなところがある中で、効果的、効率的にやる方法としてユネスコスクールがある。

先生もご存じだと思うんですけれども、これまでユネスコスクールに加盟する学校が爆発的に増

えて、一旦申請を止めますよといったような状況があった中で、文部科学省からこの5月に再開しますというような通知があって、今までは入りたくても入れなかった。だけどその門がまた開いたわけです。今までユネスコスクールも、たくさんの学校がESDについてやりたいやりたい、うちの学校も混ぜてやというようなところを、いやいや、もう今いっぱい過ぎて困るからちょっとストップしますというような状況が、やっとこの5月にまた再開しますよと扉が開いたわけです。

だから、今後また、いろんな検討の結果熊取町もやりますと言ったときに、ちょっと待ってください、もう今すごく爆発的にまた増えてしまっているんで、その意向は大切にしたいですけれどもちょっと待っておいてくださいと言われてしまうと、また取り返しがつかないというか、非常にもったいない期間が生まれてしまうので、そういう意味でも今すごくチャンスなんですよ。ぜひこれは、やっぱりその認識というか、ユネスコスクールに加盟するメリットしかないと思うので、教育委員会の皆さんや総合政策部にも今日ちょっとお話しさせていただきましたけれども、全庁的に熊取町はESD教育に力を入れている、SDGs、もちろんこれはセット物やと、教育長の言葉を借りればまさにそのとおりであって、それを突き進んでいる町として、そしてそこに住む子どもたちの未来の幸せのためにも、ぜひこれは勇気を持ってチャレンジしていただきたいということ度々お願いしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

議長(二見裕子君)以上で、浦川議員の質問を終了いたします。 次に、矢野議員。

12番(矢野正憲君)改めて、おはようございます。

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、コロナ禍における保育所・こども園・学童等 の運営について質問をいたします。

緊急事態宣言発出下においても保育所、こども園、学童は開所を求められており、現場は感染力の強いデルタ株の脅威、感染リスクを抱えての業務遂行で、本当に大変で頭の下がる思いでございます。感染リスクの中でも国からの感染症対策ガイドラインに沿って運営をしてくれておりますが、以下の4点について質問をしたいと思います。

まず、1点目は、感染予防としてコロナ関連の国の補助金をしっかりと活用できているのか、まずはこれをお尋ねしたいと思います。

議長(二見裕子君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)それでは、1点目の感染予防としてコロナ関連の国の補助金をしっかり 活用できているのかにつきましてご答弁申し上げます。

児童関連施設の感染対策に係る経費につきましては、国・大阪府で共に支援措置が講じられてございます。保育所等につきましては、令和2年度で申し上げますと、1施設当たり令和元年度と2年度の2か年で50万円の補助基準額である国の保育対策総合支援事業費補助金、さらに9月補正予算で措置いたしました1施設当たり50万円の補助基準額でございます大阪府の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、町立保育所ではマスクや消毒物品、次亜塩素酸水生成器などの購入、民間園には感染対策に必要な物品の購入に係る所要額を補助金として交付するなど、感染対策へ有効活用してまいりました。

学童保育所につきましても、同じく1クラブ当たり50万円の補助基準額でございます新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に加え、1クラブ当たり令和元年度と2年度の2か年で50万円の補助基準額である子ども・子育て支援交付金を活用し、換気機能付エアコンや手指消毒用スプレースタンドを購入するなど、感染対策に活用したところでございます。

これらの補助金等につきましては、令和2年度は補助率が100%として、町の負担が生じないよう措置されてございました。また令和3年度につきましても、保育所等については保育対策総合支援事業補助金、学童保育所については子ども・子育て支援交付金を活用するための予算措置を行っているところでございます。

今年度の補助金等につきましては、町負担が生じることになりますが、積極的に活用を図り、換気機能つきのエアコンや施設の消毒作業に必要な物品の購入を行うなど、継続的に感染対策を行っているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長 (二見裕子君) 矢野議員。

12番(矢野正憲君)分かりました。この質問というのは過不足はないのかというふうなことを聞きたいがための質問でありまして、今現状であれば、町立にしても民間にしてもそういった過不足はないというふうな認識でいいんですか。その辺もう一度お願いしたいと思います。

議長(二見裕子君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)まず、保育所等につきましては、基本的には補助基準額内で工夫していただいて申請をいただいて、感染対策を講じていただいていると。消毒物品等につきましては、もし仮に物品が入ってこないとかいったときには町のほうにぜひご相談くださいと、町のほうからまずもって、一時的になるかもしれませんけれども、その辺は融通し合いましょうということで、各民間園と連携を取っているといったような状況でございます。

また、学童保育所につきましては、これまで校区の1クラブ50万円でございますので、1校区に3クラブになってくるとかなりの高額の金額、正直言いますと使い切れない、また消毒物品をその分買っても、消費期限もありますが保管場所にも困るという、これも民間園の保育園も同じなんですけれども、そういうこともあって、今のところ我々としては、そういう感染対策で特に消毒の物品等で困っているという声は、現時点では聞いてございません。

以上でございます。

議長(二見裕子君)矢野議員。

12番(矢野正憲君)分かりました。

令和元年と令和2年度はそういった形で、補助率がもう100%だというふうな話でしたね。令和3年度、今年度は地方負担も少し出てくるというふうなことになっていますが、それについても過不足はないというような考えでいいんですか。こちらのほうから、これを買いたいけれど駄目だというふうなそういうふうな話にはならないですよね。その辺の確認だけさせてください。

議長(二見裕子君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)当初、予算の編成を行う過程におきましても、基本的には、まず各民間 園につきましては一方的にこちらから決めるのではなく、一応購入予定であるとかそういったとこ ろのご意見をお聞きした中で予算措置をしているところでございますので、現時点におきましては、 いわゆる換気機能つきのエアコンでありますとか、なかなかコロナ対策のこれがないと通常であれ ば購入も難しいようなものも、一気にはないですけれども順次進めているといったような状況でご ざいます。

学童につきましても同じでございます。1クラブ50万円、これは、全てはもうなかなかNPO指定管理者のほうからもそこまでは必要ないということで、そのお話を聞いた上で予算措置をさせていただいてございますので、議員のほうからご心配いただいているようなところは現時点では発生しておりませんし、状況によっては町から必要な物品等であれば融通するとか、そういった形で対応していきたいなというふうに考えてございます。

議長(二見裕子君)矢野議員。

12番(矢野正憲君)分かりました。そういった形で進めておるというふうなことなので心配はするなというふうな形ですね。了解しました。

そしたら、2点目のほうに移りたいと思います。

3密回避や感染症対策です。保育所にしろ子ども園にしろ学童にしろ、3密がなかなか避けて通れないような施設ですよね。園児1人頭、児童1人頭の面積要件とかもありますよね。そういった中での運営になるんですが、2点目について答弁いただきたいなと思います。

議長(二見裕子君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君) それでは、2点目の三密回避や感染症対策につきましてご答弁申し上げます。

まず、3 密回避についてでございますが、今ほど議員からご指摘のございましたとおり、保育所等や学童保育につきましてはどうしても集団生活の場でございますので、子ども同士や子どもと保育士、支援員との身体的距離の確保というのは非常に難しい環境にございます。その対策といたしまして、具体的には保育所等では子ども同士が集まって遊ばない、遊ぶ場所を分散する、散歩など屋外での活動を勧める、また、お昼寝では頭と足の向きが交互になるように配置して顔が接触しないようにする、食事のときは対面にならないように着座するといった対策を行ってございます。

学童保育所につきましても、屋外遊びを勧める、密になる遊びは避ける、食事やおやつの際には 座卓の間隔をあけるということや部屋を分割する、非常に大事な黙食を指導するなどといった対策 を行ってございます。

さらに、学童保育所におきましては、これまでの施設整備により今年度は条例に定めてございます1クラブの定員おおむね40人の基準を達成できたところで、各クラブでの密回避にもつながったのではないかと考えております。

次に、感染症対策でございますが、最近は感染力の強い変異株への置き換わりが進み、子どもへの感染リスクが高まっていることから、子どもの感染者数が急増してございます。家庭内で子どもが感染すると、保育所等で他の子どもなどに感染が広がるケースが増え、本町に限らず、大阪府内の児童関連施設でクラスターの発生も増え続けている状況となってございます。

保育の現場では、2歳以下の子どもはマスク着用が困難な環境ですので、保育所内での感染拡大を避けるためには、子どもや家庭が少しでも体調不良を感じたらすぐにかかりつけ医へ相談していただき、子どもの登園を控えていただくなどの注意喚起を町から重ねて行っているところでございます。さらに、保育所内では、玩具や施設内のドアなどの手を触れる場所の毎日の消毒作業や常時ないし頻繁な換気の徹底を行うとともに、職員自身も、マスク着用や手指消毒の徹底はもちろんのこと、感染リスクが最も高まる食事では、保育室内で子どもと一緒には食事をしない、休憩も別室で少人数に分散して行うなど、細心の注意を払ってございます。

また、学童保育所におきましても保育所と同様の対策を取っており、換気や手の触れる箇所の消毒の徹底、子どもへの手洗いや手指消毒の徹底、環境に応じたマスク着用の徹底などに努めているところでございます。

さらに、新型コロナワクチンの接種では、保育所等の従事者や学童保育の従事者を優先接種の対象とし、希望者への接種が完了することで、より一層の感染予防に努めたところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)矢野議員。

12番 (矢野正憲君) ありがとうございます。

今の現状は、新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化されているというような認識はしていて、 大阪府下の中でもコロナウイルスの第5波、これ以降に児童施設でクラスターが発生したのが33件 ぐらいあるというふうに、調べたら書いておりました。10歳未満の新型コロナの陽性がこの8月末 ぐらいまでに6万人弱ぐらいになっているというふうなことで、やはり子どもたちにとっても急速 に広がってきているというような指摘が昨日の初日も何人かの議員がされていましたね。

そんな中でも、ワクチンは12歳未満は対象外であって、理事が先ほど言うたように、2歳以下の子どもというのはマスクが推奨されていないんですよね、窒息のリスクがあるとかというふうな形で。そういうふうなことがありますけれども、実際はやはり乳幼児の世話をする際には抱っこをしたりあやしたりおむつを替えたりというような密接、体の触れ合いというか、その辺になってくるんですけれども、そういった意味では感染対策を講じにくいような環境とかにもあるんかなというふうに思うんです。

今、緊急事態宣言が発出されて、いろいろなところで新聞等で報道されているのが、先ほど答弁がありましたけれども、子どもたち、園児たちの登園の自粛要請というのが全国的に広がってきているというふうに出ておるんです。先ほどちょろっとそのことを触れられたのか、体調が悪かったらもう来んといてくれというような形の話であったのかなというふうに思っているんですが、いろいろと見ていると、もうコロナ禍の緊急事態宣言だからこそお父さんがリモートで出社を控えてくださいというような会社も出てきている中で、そういった家庭に自粛要請をするような自治体が増えてきているというふうに聞いておるんです。熊取町としては、その辺というのはどういうふうな議論、考え方をされているのかな。その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長(二見裕子君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)まず、議員ご指摘のように、リモートワーク等で昨年に比べればやはり 就労形態というのが変わってきているというのは十分認識しているところでございます。

ご質問の登園自粛のいわゆる協力要請についてでございますけれども、昨年の春には登園自粛の要請はしたところでございます。こちらにつきましては、国から府を通じて登園自粛の要請ということがありましたんで、原則開所ではありますけれども、家庭保育が可能な方につきましては登園の自粛を要請したという経緯がございます。

ただ、そういった中でも、後ほどの議員のご質問でありますように、やはり特にエッセンシャルワーカーの方の仕事の面での保育としての維持を継続したいというのもまずは大前提で、感染症対策も万全に講じた上での前提になりますけれども、そういった方のためにもできるだけ保育を維持したいというふうな考えを持ってございます。

ただ、一方で感染症対策とどちらを優先するのかというところが非常に難しいところではございますけれども、我々としては、先ほどご答弁申し上げましたように、また緊急事態宣言が大阪府も9月末まで延長されるという中で、やはり我々としてはコロナ慣れというのがやっぱり一番怖いところでございまして、そこは継続してお子様の体調管理をしっかりしていただいて、まずはコロナを園に持ち込まない、そういったところを引き続きお願いを徹底していき、クラスターの発生の予防にもつなげていきたいというふうに考えてございます。

ただ、保護者の方へのご案内といたしましては、やはり職員でありますとかお子さんが濃厚接触者もしくは陽性となった場合には登園の自粛の要請を行う場合もありますという、当然臨時休園も含めてなんですけれども、併せてご周知はさせていただいている状況で、基本としてはやっぱり現行の保育を維持していきたいというのが我々の思いでございます。

議長(二見裕子君) 矢野議員。

12番(矢野正憲君)心意気はいいと思います。僕が言うているのは、冒頭に言いましたけれども、保育所、こども園、学童というのはやはりお父さんお母さんが働いているお子さんが通うというような形になっていますので、ここが閉鎖されるとかになると仕事も行けなくなるような状況が出てくるというふうなところになってきますよね。

ただ、夏の暑いさなかでも、デルタ株というのは物すごく感染力が強いがゆえに1日2万人ぐらいの感染者が出るというふうな状況になっていて、9月末までに緊急事態宣言が延長されて、になると今度、すぐに10月が来て、11月、12月、1月というふうな形で秋冬がやってくるというような状況で、一般的に考えると、こういったコロナとかウイルスというのは夏は下火になって、乾燥する秋冬にまたどんと増えるというような、それが一般的に言われていたわけですよ。それが今回は夏でさえこれだけ爆発的に感染力を持っているというふうなことを考えると、やはり10月とか、先ほど言う秋冬ですよ。秋冬迎えたらひょっとしたら今以上に感染が出てくるような可能性というのもあるわけですよね。その中でもやはり開所してくださいというような国のお達し等があるわけですから、それもやっていかないといけないになると、預かる園児を苦肉の策で絞るとか、学童の児童を低学年に絞るとかというようなことも議論しておかないと駄目な状況が出てくるのかなというふうに僕自身は認識をしているわけです。その辺についてどうするのか。

去年の春、1回目のときですか、自粛要請はしましたよというふうなことなんですけれども、サービスとしたらやはり臨時休園とか休業にならんようなことをするのが大きなサービスで、それをしようと思ったら幾つかの施策があるわけで、その辺の考え方をどうするかですよね。今までとまん防が出ている緊急事態宣言があるけれども、緊急事態宣言が出ているさなかでも同じようなことをしてやることが一番のサービスかもしれませんけれども、なかなか厳しいように思われる、この秋はね。その辺の考えというのはどうされるのか。去年の春は自粛したけれども、例えばここから先ですよね。それはどういうふうに考えておられますか。

議長(二見裕子君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)まさしく議員ご心配されているとおり、我々の中でも、これから冬場を 迎える中でまた再度感染拡大になるのではないかという懸念は持っているところでございます。

何が何でも我々はもう全て受け入れるという考え、確かにそこは議員の言葉をお借りすると意気 込みはわかるということではございますけれども、やはり町内での感染状況、そういったものを十 分見極めながら、必要に応じて登園の自粛の要請を行うというのもこれは十分といいますか、状況 によってはあり得るというふうに私どもは考えてございます。

昨年、いわゆる学校の休業等々で仕事を休まざるを得なかったことへの助成金制度というのが議員ご承知のとおりまた復活するという話もございますので、それも今度は個人申請もできるといったような形でなっております。もし仮に登園自粛要請をしたとしても、一定そういう制度が国のほうで整っておれば、ある程度の密を回避するといいますか、そういう分散するという、そういった効果は期待できるのかなというふうに私個人としては思っているところでございますので、その辺の登園自粛等々につきましては、現時点では状況を見ながら判断していきたいというような私のほうからのご答弁になって申し訳ないですけれども、そういう考えでございます。

議長(二見裕子君)矢野議員。

12番(矢野正憲君)調べていますと、登園の自粛要請をしているところは登園しない日数に応じて保育料の還付を決めているようなところも出てきていますよね。ご存じだと思います。あとは、登園自粛してベビーシッターを利用した場合は、その補助制度も設けようというふうな動きも出ています。これやっぱり予算を講じないといけないんで、だから、その辺は自粛要請だけじゃなくて、それに代わるような代替策も考えておかないとなかなか応じてくれにくいという現状になると思う。こういうようなことをやっているところがもう既に出てきていますから、その辺はちょっと議論されたほうがいいんじゃないですか。

議長(二見裕子君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君) 今、議員からご指摘がございました保育料の還付でございますけれども、 そちらにつきましては昨年、登園自粛要請をしたときも、本町におきましても同じように保育料の 減免といいますか減額還付は行ってございますし、今後行う分につきましても、その分は実施いた します。

ただ、議員ご指摘のとおり、一番そこで保育がどうしても必要だということであれば、ベビーシッターもしくはファミリーサポートセンター事業というのがございますので、そちらのご利用になるんですけれども、これもすぐに一気に大量のお子さんを見られるのか、マッチングと言っているんですけれども、そういうのができるのかというところは非常に課題となってございますので、登園自粛の要請はしますけれども、やっぱりどうしても家庭での保育が難しいという方につきましては、これはもう感染対策を万全に取った上で、保育所のほうで受け入れるというようなそういった形を取りたい。その部屋をできるだけ分散させるとか、そういった工夫をしながら、どうしてもお困りのご家庭については保育所のほうで受入れをしたいというふうに考えてございます。

議長(二見裕子君)矢野議員。

12番(矢野正憲君)よく分かります。そういった考えに立ってやっていただいているというふうに思っているんですけれども、緊急事態宣言で有事というふうなことになりますから、平時と同じような

ことをやっていたらどこぞにひずみが出て、もう立ち行かなくなるようなこともあるだろうという ふうに認識されて、さっきのようないろんなことを頭の中に思い描きながらやっていっていただき たいなというふうに思います。夏の場合でこれなんで、秋冬になるとどないなるんやというふうなこと、あとまた南米のラムダ株であるとかミュー株とかというのも出てきているんで、それがもう 一つ感染力が強かったらどうするんやというふうなことにもなります。そのときに慌てんように、事前の策はやはりやっておいていただきたいなというふうに思ってございます。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君)ご指摘ありがとうございます。本当にそのとおりだと思います。現在、緊急事態宣言がさらに延長というような状況にございますので、いわゆる3密プラス、それから無理に行動しない、登園しない、出社しない、それも気をつけてくれというのが、これはもう国のほうからももう既に出されております。特にクラスター対策という意味からしても、無理に出てきていただくともうそれで広がってしまう。何でこれだけ体調が悪いのに登園したの、あるいは出社したのというようなことにならないように、これもしっかりとこの期間においてはPRしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長(二見裕子君)矢野議員。

12番 (矢野正憲君) 分かりました。その点についてはよろしくお願いしたいなというふうに思います。 あと、感染症感染症対策でいろいろと所属等もやっているというふうな話がありましたが、小学 校、中学校においてはスクールサポートスタッフというのを配置しているんですよね。小学校5つ、中学2つに消毒をやったりだとかトイレの清掃をしたりだとかというふうな形で、7名で280万円 か。

(「8校」の声あり)

12番(矢野正憲君) 8校。いや、熊中ではなっていないというのが載っていたんで、そうかなと思ったんですけれども、それに代わるような保育所、こども園、学童というのは、小学校、中学校でいうスクールサポートスタッフというようなことの配置というのはしなくて大丈夫なんですか。先ほどの答弁では、もう既に消毒等はやっているというような話でありましたけれども、それは誰がやっているのか、それが保育士とかの負担軽減とかにつながっているのか、逆に増加しているんじゃないのかというふうに思ったりするんです。その辺はどうなんでしょうか。

議長(二見裕子君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)消毒を実施するのは、当然のことながら保育士もしくは学童では支援員 が作業を行ってございます。

冒頭、議員のほうからもご質問ございましたように、国の感染症ガイドラインに沿いましてコロナ以前からもそういった消毒というのは常に行っております。今回、コロナだからといって、例えば部屋全体を壁から何から全て消毒するといったようなことではなくて、日々以前から継続されてきた感染症対策ガイドラインに沿った感染症対策を引き続き実施しているという状況で、現場のほうからも、特にそれに対する大きな負担になっているとか、そういったことはなくて、現場でもいろいろ工夫していただきながら消毒作業に取り組んでいっていただいているといったような状況でございます。

議長(二見裕子君)矢野議員。

12番(矢野正憲君) 今の答弁であれば、現場のほうから苦情が出ているというようなことでもないと。 今までどおりにガイドラインに沿って継続的にそういった消毒作業とかをやっていますよというふ うな答弁ですね。分かりました。そしたら、別にもう特段配置をする必要というのはないという形 ですね。分かりました。了解です。

じゃ、次の3点目に移りたいと思います。職員への負担軽減、それからメンタルヘルス、慰労金、 応援特別給付金等、この辺の考え方についてお聞かせいただきたいと思います。 議長(二見裕子君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)3点目の職員への負担軽減・メンタルヘルス・慰労金などの考え方につきましてご答弁申し上げます。

先ほどのご答弁の中でも申し上げましたが、保育の現場では、本来の子どもの保育に加えて、 日々の感染対策で職員の身体的・精神的な負担が増大し、特に最近の子どもの感染リスクの増加な ど、コロナ禍が保育現場にもたらしたストレスは大きいものでございます。このような状況下にあ っては、希望者に新型コロナワクチンの優先接種を行うことで自身または子どもへの感染リスクを 抑えることができ、心理的な負担の軽減にもつながっているんではないかと考えてございます。

また、保護者への注意喚起と同時に、職員に対しても少しでも体調に異変を感じたら必ず出勤を控えるよう周知しており、職員一人一人が抱える感染の不安に対して遠慮なく休めるなどの職場環境づくりを施設長が中心となって配慮することで、安心感を与えるべく努めていくことも重要であると考えてございます。

次に、慰労金についてでございますけれども、令和2年度の国の第2次補正予算におきまして、介護や障がい福祉の分野の従事者には認められたものの、児童福祉分野の従事者には認められなかったことに対し、熊取町版緊急生活・経済支援(第2弾)の一つといたしまして、コロナ禍でも開所が求められた保育所等や学童保育所において、町民の子どもを守るという強い使命感を持って業務に従事した職員へ1人3万円の応援特別給付金を措置し、支給したところでございます。

議員ご質問の再度の慰労金給付につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や住民の ワクチン接種の状況を見極めながら、しかるべき時期に適切に検討してまいりたいと考えておりま すので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)矢野議員。

12番(矢野正憲君)この質問は、現場を支える体制というか、そういった形の質問なんですけれども、 保育士の負担軽減、あと心理的なものというふうなケアですよね。答弁の中では、ご自身の体調が 優れなかったら遠慮なく休めるような体制を取ってやっているというようなお話でありましたけれ ども、その辺は間違いなく、例えば保育士がコロナに罹患されて休まないといけないというふうな 状況になったときに、バックアップ体制とか補充体制というのはしっかりとできているんですか。

KPIの保育所の運営事業であるとか民間保育所等の助成事業、ここの課題では、施設整備は充足してきたが保育士の不足によって待機児童等が発生したと、人材確保というのが急務だと、今後の課題だというふうな形で書かれているんですけれども、ウィズコロナのさなかでそういった現場を支える体制、保育士がコロナにかかったときにそれを補充できるとかというふうな形になっているんですか。その辺もう一度お尋ねしたいと思います。

議長(二見裕子君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)まず、通常の保育士の確保という点におきまして、議員ご承知のとおり、 会計年度任用職員の制度が運用された後、やはり当然のことながら報酬等は以前よりも上がってお ります。それが全ての原因ではないかもしれないんですけれども、一定、今までに比べれば保育士 の確保は行えているというふうに認識してございます。

あと、コロナにかかった場合なんですけれども、バックアップ体制ということで、職員が感染してしまうとどうしてもまずは休園という措置が数日間は取られるということになります。当然その保育士は2週間とかは出勤できないわけなんですけれども、その点につきましては、具体的に町立はないんですけれども、所長なり副所長が実際に保育に携わるとか、あと国の通知では、議員ご心配というかご指摘の部分については、国基準を何が何でも守らんとあかんというようなことではなくて、ある程度柔軟に判断していきなさいと。例えば、低年齢児3人に対して保育士1のところが、そしたら4人、5人になって駄目なのかといったところは、それは国は柔軟にしなさい。ただ、子どもの安全が確保できるという大前提ではありますけれども、その辺の基準についても一定柔軟に考えてもいいというような通知も来ているところでございます。

そういった状況の中で運用していければということで、具体的にバックアップ体制というのも、 場合によっては町立保育所の中で臨時的に応援に行ったり、再任用保育士というのもある程度フリーでおりますので、ベテランの保育士でございますのである程度その辺を融通しながら、実際になればそういったことも使いながら対応していきたいというふうに考えております。

議長(二見裕子君)矢野議員。

12番(矢野正憲君)分かりました。

これを質問したのは、ワクチン接種のときに打ち手が足りへんと。看護師の資格を持っている方がたくさんおられるけれども、それが表に出てきてくれて協力してくれるかというのはなかなかそれができなかったんで、お金も大きな金額を講じたりとか、それが税金に取られるというふうな形にならないとかというふうな形で、潜在的なものを表に出すような努力はやってきたんです。保育士とかについてもそういった形にあるのかな。会計年度の任用職員、あと再任用というふうな方も、家に戻れば旦那がおってお子さんがおって、感染リスクが高いというふうなところになかなか手を挙げて来てくれるのかなというような思いがあったんで、こういった質問をさせてもらっているんです。

だから、会計年度の任用職員になって少し現状は改善されているというような答弁でありましたけれども、緊急事態宣言のさなか、感染リスクの高いと言われるような保育所やこども園であるとか、あとは学童ですよね。そこに本当に身を投じてくれるのかなというふうなところです。だから、平時と同じような体制というか条件であったらなかなか来てくれにくいんかな、もう少しお金も出さないといけないのかなというふうな思いがあったんでこの質問なんですが、その辺についてはどうですか。

議長(二見裕子君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)まず、先ほどちょっとご答弁申し上げましたように、本町におきましては保育所、学童、認定こども園もそうなんですけれども、従事される方などにまずはワクチンの優先接種を7月から順次実施させていただいたというところでございます。まずはそこで一つ精神的な安心感というのが、先ほどもご答弁申し上げましたように、あるのかなというふうに考えてございます。

さらなる金額面でのことなんですけれども、これは先ほどご答弁申し上げましたとおり、町全体での施策の枠組みというのもあると思いますので、そこは今後、状況を見ながら検討させていただきたいということで、現時点で具体的に再度給付するといったことは申し上げられないということでご了承いただければと思っております。

議長(二見裕子君)矢野議員。

12番(矢野正憲君)民間の保育園の経営者と話をしていると、やはりコロナのさなかなんで、どうしても現状のお給料ではないと。やっぱり少し出しているというような話はされておりました。園の運営がそれで円滑に進むというようなことにもなるし、やはり一人一人の責任感を醸成することになるんやというようなことはおっしゃっていました。その辺ちょっとまた検討していただけるというふうなことなので、それは考えたほうがいいのかなというふうに思います。

あと、応援特別給付金です。これをやったのは去年の春のあの1回きりですか。それから何度か緊急事態宣言がありましたけれども、その都度その都度というわけではないんですか。1回限り。やはり精神的にもしんどいような現場でもあるんだろうなというふうに認識していますので、国の補助がないものですから、それはもう各市町村でしないといけないようなところなんで、議長をやっているときにお願いもしたというふうな部分になっています。これはいろいろと考えていただいて、やはり責任感を強くしてもらうようなこともあるし、というような形でちょっと前向きに検討していただきたいと思います。これはもう要望で、お願いしたいなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

あとはメンタルヘルスです。何か産業医を雇ってどうのこうのというような状況には今はないん

ですか。その辺はどうなんでしょうか。心のケアをしないといけないというような中で、そういうふうな精神的に心の病になっているというような、そういうふうな事例というのはないんですか。その辺はどうでしょうか。

議長(二見裕子君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)町立保育所におきましては、特にそういった状況にある職員がいるというような報告は受けてございません。民間保育園についても同じような状況であるのかなというふうに認識はしてございます。

議長(二見裕子君)矢野議員。

12番(矢野正憲君)分かりました。そういうふうなことは、今現時点ではない。だけど、これが例えばまた半年、この秋冬で同じような状況になってきて、通年で半年や1年やとなってくるとそういうふうな可能性も出てくると思いますので、その辺は重々やはり目配りをしていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いしたいと思います。

次に、最後なんですが、感染リスクの高いエッセンシャルワーカーに定期的なPCR検査の実施 について、この辺の考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長(二見裕子君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)4点目の感染リスクが高いエッセンシャルワーカーへの定期的なPCR 検査の実施につきましてご答弁申し上げます。

エッセンシャルワーカーに含まれてございます保育士等につきましては、先ほどご答弁申し上げました新型コロナワクチンの優先接種の対象とし、希望者への接種を完了したところでございます。 当然のことながら、接種したからといって感染リスクがゼロになるわけでなく、また、議員からもご指摘のとおり、12歳未満の子どもはワクチン接種の対象ではない上に、最近では保育所等でのクラスターの発生が増えるなど、依然として保育所内での感染拡大の不安要素が存在している状況でございます。

先ほどからもご答弁申し上げましたが、また、2歳児以下の低年齢児がマスクを着用できない環境下では、子どもの感染を保育所内で直接的に防止することは限界もございますので、職員が感染させない、感染しないよう防護することが重要であると考えてございます。

このような状況におきまして、先日、大阪府を通じて国が実施しておりますモニタリング検査のモニターへの参加協力を求める通知がございました。当該事業内容でございますが、おおむね1から2週間に1回の頻度で幼稚園、保育所、認定こども園の従事者等が定期的にPCR検査を受けることができ、また、医療従事者によらず自身で検体を採取し、検査費用も無料で行うことのできる事業となってございます。民間の保育園等には本町から情報提供を行うとともに、町立保育所につきましては各保育所から参加申込みを行い、定期的に職員のPCR検査を実施していく予定でございます。

また、学童保育所につきましては、先ほどご答弁申し上げましたモニタリング検査のモニターの対象となっておりませんことから、大阪府より抗原簡易検査キット配付の案内がございましたので、現在、指定管理者のほうが申込みの手続を進めているところでございます。

さらには、スマートフォンやパソコンでインターネットから検査申込みができ、簡易・迅速に検査を行うスマホ検査センターの検査対象者に学童保育の従事者も含まれていることから、必要に応じて積極的に利用するよう周知しております。

なお、抗原簡易検査キットやスマホ検査センターの検査は、少しでも症状が出た場合に迅速に実施するものですが、保育所等と同様に早期に陽性者を発見することで、感染拡大の防止、ひいてはクラスターの発生防止につながるものと考えております。

このような様々な方法、機会を活用し、感染拡大防止に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)矢野議員。

12番(矢野正憲君) エッセンシャルワーカーについての定期的なPCRというのは、国の制度でモニタリング検査という形で幾つかがピックアップされて、その中で熊取町の保育所やこども園がピックアップされたというような形なんですか。

議長(二見裕子君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)こちらは国からの対象として、まず首都圏及び大阪府下の市町村がその 対象になっていると。緊急事態宣言が首都圏であるということになっているということで、当然、 本町におきましてもその対象になるというところでございます。

この事業は唾液による検体の採取でございますので非常に、当然自分で採取することができます から非常にそんな負担にもならないということで、積極的にこれを活用していきたいということで ございます。

終わりはいつまでなのかなというのも気になったんですけれども、現時点では終わりの期を定めていないと。しばらくは継続する必要があるというのが今の国の考え方のようでございます。

議長 (二見裕子君) 矢野議員。

12番 (矢野正憲君) 渡りに船というような形ですよね。分かりました。

初日の答弁等では熊取モデルの有効活用というふうなことをうたっておられたんで、そういったものがなければ熊取町独自にやったらどうだというふうに言おうと思っておったんですけれども、これはやると、そういうふうな制度を活用するというような形でやっていくということですね。分かりました。

学童保育については抗原キットですよね。これが配付をされるんで、こちらのほうも学童のほうから参加してもらう意思等を待っているみたいな、そんな感じなんですよね。分かりました。了解しました。

これ、エッセンシャルワーカーにPCRを定期的に受けろというのは、8月の終わりぐらいに熊 取町ではありませんけれども、ちょうど兵庫県の尼崎市の市立の小学校の教諭が感染しておったけれども、自分の判断でもう大丈夫だろうというふうな形で、担任されているんでしょうね、授業をやったというふうに新聞等でありましたね。それでPCRを調べたら子どもの2人がまだ罹患しておったというふうな形になっていましたから、こういった問題があったのと、逆に、かかっているということ自体を知らなくてお仕事をされる、業務を遂行されているというふうなことも出てくるのかなというふうに思ったので、定期的にやったらどうですかというふうな意味合いの質問だったんですが、これは府の制度を活用してやっていくというふうなことですね。分かりました。

緊急事態宣言のさなかですので、定期検査が必要であるというのは国も府も考えておるというふうなことで、そういった中で感染力の強いデルタ株、これから園児であったりとか児童であったりとか、やはりエッセンシャルワーカーを守り抜くというふうなことが必要になってくるのかなというふうに思います。その点については積極的にしっかりと対応していただきたいなというふうに思います。このことを最後に言いまして、私の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

議長(二見裕子君)以上で、矢野議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(「11時37分」から「13時00分」まで休憩)

議長(二見裕子君)休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君) 一般質問の最後となりました。議長の指名がありましたので、質問をさせていただ きます

まず、規則、校則についてです。

共産党として、今年1,195人の中高校生に校則についてのアンケートを取りました。頭髪では中高生の71%がツーブロックなど髪型の禁止、服装では59.9%が靴下の色、長さなどに疑問を持つと答えております。その他校則では、46.6%が携帯の持込禁止に疑問に思うと答えております。スマホが社会生活に広く浸透していることが背景にありそうです。学校の中でスマホを含む電子機器を使ったら4泊の預かり指導、持ってきてもいいが緊急以外は使用禁止というのもあったそうです。

先生へのアンケートでは、校則指導をする理由、しない理由を自由記述として聞きました。校則 指導は、果たしてその中身について教員がどれだけ自分の言葉で納得させられるか、学生側もこれ はおかしいと言える立場にある関係かどうかにかかっていると思う。残念ながら、現状は教員に権 力が偏っている。なぜいけないのかを説明し切れない。主幹教諭の立場上、周りの教員の目が気に なる。先生にとっても生徒にとっても校則に納得している。疑問があるが言えないなどの意見があ りました。

熊取町の中学校の規則は、この中高生に取ったアンケートとは違うと思います。熊取町の3中学校に、校則らしきもの、中学の決まり、生活のしおり、安心して学校生活を送るためにを見せていただきました。髪型は、熊中、南中が中学生らしい髪型、北中が良識のあるものとなっています。靴下の色については3校とも指定はなし、華美でないものとし、白、紺、黒が望ましいとしています。

罰則規定があるのは北中の自転車通学で、ヘルメット着用などの違反者には1回目、注意、2回目、3日間の自転車通学禁止、3回目、1週間の自転車通学禁止だけになっております。スマホなどの持込みについては、熊中は学習に不要なもの、携帯電話、ゲーム、お菓子など、これらは持参しない。南中については記入はありませんでした。北中は、スマホ、ゲーム、お菓子、漫画は持ってくることのないようにする。もし持ってくれば預かり、家庭連絡をし保護者に返却する。制服については、各校服装の内容として詳しく書かれております。

昔、私たちの息子の時代は、中学校は丸刈りで詰め襟の制服でした。比べると規則は穏やかになっています。校則や制服が本当に必要なものか、教師、生徒みんなで話し合い、考えていただきたいと思います。北欧諸国では、ほとんど校則も制服もありません。私立の一部があるようです。

熊取中学校の制服は、20年、19年から女子生徒にスラックスを認めています。私の資料を見ていただきたいと思います。この男女の区別がない制服をほかの中学校にも広げることはできないでしょうか、ご答弁よろしくお願いいたします。

議長(二見裕子君)林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君) 鱧谷議員のSDGs5、ジェンダー平等の観点から学校のきまり(校則)の見直しについてのご質問のうち、1つ目の熊取中学校は女子生徒にスラックスを認めているが、他の学校へ広げることについてにお答えします。

まず、学校の決まりについてですが、児童・生徒が心身の発達の過程にあることや学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定の決まりが必要であると考えております。

校則は、児童・生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として各 学校に定められております。

学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は常に変化するため、児童・生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況などを踏まえたものになっているか、適宜内容の見直しが必要であると考えています。

熊取中学校においては、女子生徒もスラックスを選択できることとなっています。ほかの中学校では、学校の決まりとしての明示はしていませんが、配慮が必要な生徒に対しては個別に対応するとともに、制服やトイレの使用、更衣等について気軽に相談できる体制を整備しております。

以上となります。

議長(二見裕子君)鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君)ありがとうございます。各校でいろいろと決まりを決めてもいいかとは思いますが、

子どもの声を聞いて全中学校で話し合うということもたまには必要ではないかと。あまりにも各校いろいろと様々という感じがしますので、ある程度決まりをつくるならば、同じようなレベルでというふうな感じが望ましいのではないかなというふうに感じました。

浦川議員の質問にもありましたが、SDGsというのは全ての人、その一人一人が自分の問題として考えるということが大切だと思います。校則についても、やはり個人個人がなぜこういう校則を守らなければいけないのか、なぜこういうふうなことが決められているのか、そういうことが個人で判断できるということを能力として身につけていく。このことについて疑問があったら、そのことをこれはおかしいんではないかと言えるような能力というのも必要ではないかと思うんです。

いろいろと問題は感じるんですけれども、先生方も忙しくしてはりまして大変で、そういうところまで配慮していくというのはなかなか時間的にも難しいのではないかというふうなことが言えると思いますし、やはり先生が物を言えないような状況が徐々につくられていっているのではないかというふうな感じがして仕方ありません。熊取町なんかは違いますが、大阪市なんかは学校の成績というのを各校順番に貼り出されて、ここは成績のいい学校、悪い学校、何かそれが物すごくはっきりしていて、やはりだんだんと物を言いにくくされているのではないかなというふうな感じがします。いろいろと教育に関して問題は感じるんですけれど、また皆さんで話合いして、みんなが子どもも教師も話ができる、何でも言えるというふうな、そういう学校の雰囲気をつくっていただけたらありがたいかなというふうに感じております。

SDGs、平等と言いましたが、私もこの年齢になりますと、SDGsという言葉もジェンダーという言葉もなかなかすっと理解しにくい言葉になってきております。ちょっと勉強してみましたので、皆さんはご存じだと思いますが、聞いていただけたらありがたいと思います。

ジェンダー平等とは、日本語では社会的性別と訳されています。皆さんご存じのように、ジェンダーという言葉が広まり、男性だから女だからと決めつけることで、男女の間に偏見や差別、不平等が生まれていると広く知られるようになってきました。女性が政治家や社長になっても男性が家事や育児に専念しても、それはその人の好きなこと、得意なことを生かしているだけだと思います。しかしながら周りからは、女だてらに、男のくせにとか言われてしまうことがあります。このように、男だから、女だからと社会的なイメージや役割分担を押しつけられ、好きなことや得意なことを制限されるのはおかしいという考えを持つことが、ジェンダーによる偏見や差別、不平等をなくすことにつながっていくと思われます。

ジェンダーギャップとは男女の違いによる格差のことです。ジェンダーギャップ指数は、国ごとに経済、政治、教育、健康の分野のデータと総合的な指数で示されております。日本は153か国中121位で、政治や経済の分野において女性の参画が低いことへの格差の解消が今求められています。ジェンダーフリーとは、社会的な性別の違いによる役割分担に縛られることなく、一人一人が自分の能力を生かして自由に行動したり生活したりできるようにしよう、誰もが性別の違いにとらわれず自分らしく生きることができるような社会にしようという考え方です。

ジェンダーレスとは、男女の区別をなくす、男女の境界がないという意味です。男女がどちらでも着られるジェンダーレスファッションが話題になりました。自分自身の性の在り方を求めます。自分の生まれつきの性や、男らしい、女らしいという性の思い込みを捨て、自分らしい服装やメイク、言葉を大切にしていくという考え方です。LGBT、ジェンダーの問題の中では、これは考えておくべきことだと思います。LGBTと呼ばれる人たちです。これまでは、性の違いは男性と女性に分けるのが一般的でした。しかし、体の性と心の性が違ったり、同性が恋愛対象になったり、そういう人もいます。男女以外にも多様な性があることを一人一人が知り、社会全体で受け入れることが大切です。

LGBTとはレズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字です。社会的なイメージや役割分担によって男女格差が生まれています。女性用、男性用制服をなくし、将来的には制服をなくすことはできないでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

議長(二見裕子君)林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)2つ目のご質問の女性用、男性用制服をなくし、将来的には制 服をなくすことについてご答弁申し上げます。

制服を変更することやなくすことについては、学校が児童・生徒や保護者の意見を丁寧に聞きながら判断しなければならないと考えております。

今後、学校を取り巻く社会環境や児童・生徒の状況を注視するとともに、各校において自他ともに大切できる子どもの育成を目指し、男女平等教育を含めた人権教育を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君)熊取中学校のそういう男女別の制服を広げていくというお考えはないのでしょうか。 議長(二見裕子君)林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)熊取中学校でスラックスを女子が選べるようになるという経緯 についても、やはりスカートを履くことにちゅうちょされる子どもがいるかもしれない、あるいは いるという状況の中、制服を変更していったというふうな経緯もございます。

各学校においても、やはりそんなふうに苦しんでいる子どもはいないかというのを注視しながらほかの北中学、南中学校でもやっておる状況なんですけれども、今は個別に対応しておるということで、制服を変えるということになるとやはりお金もかかる云々というところもありますので、なかなか学校が判断する、あるいは教育委員会がこんなふうにしてくれというのは難しいと思っております。やはり子どもの意見、保護者の意見、また地域の意見も聞きながら、誰一人取り残さない状況になって、みんなの意見を聞きながら丁寧に進めていかなあかんと思っております。実際、熊取中学が制服を変える経緯についても、そのあたり、いろんな意見を聞きながら変更したということも聞いておりますので、学校のほうがそのあたり、現状を見ながら、周囲の意見を聞きながら丁寧に進めていくということになるかと思っております。

議長 (二見裕子君) 鱧谷議員。

6番 (鱧谷陽子君) 本当に制服というのも確かにいい面もあるんです。改まった場面とかどこにでも着ていけるというふうな、制服があったらすごく便利だということも分かるんですけれども、制服でずっと小中高と過ごしてきた子どもたちは、社会に出るとTPO、その場に合った服装というのがどういうのがいいのだろうかというふうにちゅうちょしたりとか、どういうふうなものを着たらいいんだろうか、どういう化粧をしたらいいんだろうかということで悩んだりとかするということも聞きます。

だから、本当に子どもたちがいろいろなことが自由に話せて、それからそういう先生方もいろんな自分たちの意見が自由に話せるような場をいっぱいつくっていただいて、お母さん方も制服に対して、やはりいいと考える方もあると思いますし、私も一方的に悪いと言っているわけではないんですけれど、その中でやはり苦しんでいる子とか、それからもう本当にいろいろなことを考えたいということ、それを学校の中でしていっていただけたらというふうに考えているんです。その辺についてはいかがですか。

議長(二見裕子君)林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)学校にはいろんな校則があります。以前であれば、例えば靴下は白しか駄目とか、靴も白しか駄目というような時代も、私が教員時代はそうでした。ですが、やはり生徒会が中心になりながら、あるいは子どもが声を上げることによって、校則というのは先生が一方的に決めるものではないです。社会の状況であったり子どもの意見も聞きながら、子どもと先生方がどんなふうにすれば全ての子どもが、あるいは子どもが快適に安心・安全に学校生活を送るために本当にそれは必要なルールなのかどうなのかというのを子どもと話し合いながら、今までも校則を変更しております。ですので、当然子どもの意見が全く反映されていないような校則ではないというふうに思っております。

また、当然教師間の風通しというのも非常に大事だと思っております。そのあたりは、各学校長が中心になりながら風通しのいい職場づくりに尽力していただいていると思っております。ただ、うちとしてもそのあたりは各学校にまた指導しながら、継続して指導していきたいなというふうに思っております。

議長(二見裕子君)鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君) それと、ジェンダー平等についても学校のほうでいろいろと教育されるような場面 もあると思うんですけども、やはりその辺のいろんな意見というのもまた話し合っていただけたら なと思うんです。その辺については。

議長(二見裕子君)林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)議員のほうから、先ほど性の多様性、LGBTというお話もありました。学校によっては、実際、当事者の講師の方をお招きして話をする機会を設けて、子どもたちが講師の話を聞いて、男、女だけじゃなくて自分らしく生きるとはどんなことというのをその話を聞かせていただいて子どもたちが考えるという機会を設けておりますので、当然、男、女、障がいの有無にかかわらず、みんな自分らしく生きればいいんだと、自分も大事やしほかの人も大事やというふうなことを全ての子どもが思えるような教育を進めております。

議長(二見裕子君)鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君)ありがとうございました。今、コロナ禍の中、女性とジェンダーをめぐる問題が浮き彫りになってきています。非正規で働く女性が真っ先に職を失い、給付金の給付対象から外れる。学校の休校や自粛の長期化で子育てや介護の負担が限界を超えている女性、みんなストレスをため、その中で子どもや女性に暴力が向けられることが多くあります。一日も早くジェンダー平等が実現する社会を望んでおります。

そのためには、自分の一人一人の気持ちの中に、SDGsの持続可能な社会とはどういう社会であって、ジェンダー平等というのはどういうことなのかということを一人一人が考えていっていただきたいという思いで、次の参考資料を見ていただきたいんですが、ジェンダーのマル・バツクイズを入れさせていただきました。それぞれの個人がジェンダー平等についてどれだけ考えているか、理解できているか、それを考えていただいて、一人一人がジェンダー平等というものに注意を向けていただけたらというふうに考えて入れましたので、またご参考によろしくお願いしておきます。

ユニバーサル・スタジオ・ジャパンの制服も男性、女性という文言を全て削ったそうです。 2割ほどの制服は男女で異なっていたそうですけれども、個人の意思で選べるようになったというふうに聞いております。多様性を尊重するためですということでおっしゃっております。

ジェンダーの問題は家父長制度と深く結びついていて、本当に女性だけでは解決できない問題です。男性の方々の意識が変わっていかないとジェンダー平等は実現しないと思いますので、またその辺よろしくお願いしておきます。

次の質問へ移らせていただきます。

高齢者の補聴器購入に公費補助をしていただきたい。この質問は以前に江川議員からもいたしま したが、重ねてお願いいたします。

私も2年前から補聴器のお世話になっております。私も足が悪くなり、耳も聞こえなくなる。年を取ることは少しずつ障がい者になっていくことのようです。障がい者のつらさが、この頃は身にしみて分かってきました。加齢により難聴が進みます。このことにより、認知症や鬱病が発症するおそれがあります。また、コミュニケーションが取れなくなると、誤解を生むことを恐れて会話をしなくなる。介護予防の観点や高齢者の社会参加には補聴器は必要ではありませんか。答弁よろしくお願いいたします。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君)それでは、ご質問の2点目の高齢者の補聴器購入への公的助成についての 1つ目、介護予防の観点や高齢者の社会参加のための補聴器の必要性についてご答弁申し上げます。 高齢者における加齢性難聴は、日常生活における質を落とす原因になるだけでなく、議員おっしゃるように認知症や鬱につながる可能性が指摘されていることは認識してございます。ゆっくりと端的に話しかけるなどの配慮が必要となります。

また、難聴の方にとってその方に合った補聴器を装着することは、社会参加を行う上での必要性ということについては十分認識しておるところでございます。

以上です。

議長(二見裕子君)鱧谷議員。

6番 (鱧谷陽子君) 私も、うっかりして補聴器をつけずに外出しますと、面と向かって話してもらうと 辛うじて言っていることが分かるんですが、3人、4人と集まって、その中で1人耳の聞こえない 中で参加しますと、誰が何を言っているかということが全く理解できなくなってしまいます。もう 一度言ってと3、4人いてるときだったら問い返すこともできずに、笑って時を過ごしてしまいます。話の中に入れず、寂しいときを過ごしてしまいます。大きな声でテレビをつけたりしたら、難聴になりかけているのだと思ってあげてください。近くにそのような方がもしいらっしゃいましたら、耳鼻科へ行くことを勧めてあげてください。やはり私も、そういうときには自分自身がひきこもりになってしまうだろうなというふうな可能性を感じます。それから、補聴器が合わなくなって 苦労したときにも、何かそういう自分自身がひきこもりになるのではないかというふうな感じを思ったことがあります。

ほかの加齢による障がいや疾病は、国民健康や介護保険料が適用されます。例えば車椅子とかべッドなどは介護で貸してもらえますし、白内障の眼内レンズは保険適用されています。入れ歯も保険適用されるものがあります。補聴器は、重度の難聴以外は自己負担になっています。重度の難聴は、40センチの範囲の音しか聞けない70デシベル以上の方です。WHOは、40デシベル以上は補聴器をつけるように推奨しています。

そして、補聴器は値段が非常に高いのです。随分差があります。片耳で2万円から20万円ぐらい、両耳になると4万円、5万円から40万円ぐらいです。私の参考資料を見ていただけますでしょうか。多くの町や市で、東京のほうが多いんですが、助成制度をしているところがあります。ぜひ助成制度の実現をお願いしたいと思うんですが、ご答弁よろしくお願いいたします。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君) それでは、2つ目の助成制度についてでございますが、現在、高齢者に対する補聴器購入助成につきましては、聴覚障がい者として身体障害者手帳をお持ちである方で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費支給制度としまして購入等に要する費用を助成しております。

さらに、所得税及び町府民税の所得控除において、医師等による診療や治療を受けるために直接 必要な補聴器の購入費用について医療費控除の対象となっております。また、視力低下の方が眼鏡 を購入する場合、医師による治療のため直接必要と認められた眼鏡の購入以外の一般的ないわゆる 視力矯正用の眼鏡には公的補助はないという状況と同様でございます。

ご質問の高齢者補聴器購入助成につきましても、全国的にもまだ導入実績も少なく、大阪府内では導入実績がないという状況でございます。本町といたしましても、加齢性難聴の方で障害者手帳の交付を受けておられない方に対して、現在実施していない状況でございます。

今後は、国や大阪府、また近隣市町の動向を注視しながら情報収集等を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君)医療費控除があるとおっしゃいましたけれども、どれぐらいの控除になっているんでしょうか。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君) 購入費用の一定の割合ということになります。これは平成30年度から補聴

器の購入費用が医療費控除の対象になっておりまして、耳鼻咽喉科学会が認定した補聴器の相談医が記入した補聴器適合に関する診療情報提供書、こういったものを添付資料として添付することによって医療費控除の対象、医療費控除は総額10万円程度の医療費控除がございますけれども、その対象とすることができるというものでございます。

以上です。

- 議長(二見裕子君)鱧谷議員。
- 6番(鱧谷陽子君) それは所得制限もあるんですよね。
- 議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。
- 健康福祉部長(山本雅隆君)いわゆる所得控除の範囲でございますので、それは所得の多寡に関係なく、 同様に控除のほうはございます。
- 議長(二見裕子君)鱧谷議員。
- 6番 (鱧谷陽子君) 適用される額というんですか、私が医療費控除の仕組みをちょっと見たときには所得200万円から300万円の方と書いてあったので、所得にあれするのかなというふうな感じで思ったんですけれど、だから税率適用は10%ぐらいという、そういう方で30万円の補聴器を購入すると、いろいろと手続がかかって、それから領収証をつけて医療費控除を申請すると、30万円の補聴器の場合は10万円を引いて残りの20万円、それに税率の10%を掛けて2万円ぐらいの控除になるというわけなんです。だから、そういうので医療費控除といってもすごく負担減にはあまりならないという感じなんですけれど、その辺についてはいかがでしょうか。
- 議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。
- 健康福祉部長(山本雅隆君) 鱧谷議員おっしゃられるとおり、実額的にはさほどというふうな感も否めないところではございますが、今まで平成30年度まではその対象となっておらなかったんですけれども、やはりそういった必要性もあるということで控除対象となったというところでご理解いただきたいと思います。
- 議長 (二見裕子君) 鱧谷議員。
- 6番 (鱧谷陽子君) 本当に医療費控除というのは、大変な書類をつけて先生の診断書が要ってというふうな感じになっていますし、いろいろなところの補聴器助成制度一覧を見ても、金額的にはあまり大きな額にはなっていないんですけれども、そういうふうないろんなことをしなくても助成されるということと、それから高い補聴器は買えないけれども日常生活にちょっとした補聴器があればというふうな、年金生活で30万円、40万円は買えないけれどもそういう 4、5万円の助成とか、それから現物支給というところも何か所かあります。そういうのが簡単に行われますと、耳の聞こえにくい方が外出しようという気持ちにもなるのではないかと思うんです。その辺についてはいかがでしょうか。
- 議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。
- 健康福祉部長(山本雅隆君) おっしゃられること、お気持ち的なところから考えるとよく分かるんですけれども、助成制度といいますのはやはり全体のバランスと、それから助成をするに当たってはその財源を確保しなければならない。また、持続可能な制度として構築できるかどうか、それを考えなければならないということがいろいろ出てまいります。

鱧谷議員のほうもご承知やと思うんですけれども、国会のほうでもこれ、鱧谷議員ご所属の党から質問が出されて、やり取りが今もネット上で検索できることになっています。それをつぶさに読ませていただきますと、やはり他の制度とのバランスであったり、そういったことを考えた中で国もなかなか取り上げづらい、そういう状況だということで結論づけられております。当然、この中身について大阪府の担当課に私のほうも問合せいたしましたけれども、大阪府としても、府としてこの制度を取り上げる予定はないというような状況も聞かせていただいております。

それに、さらにもう一つ、前回、江川議員のほうで2年前ご質問いただいたときにも併せてご答 弁申し上げたんですけれども、実は一旦制度を立ち上げたけれども、周りの方から、そしたら歯は どうなるねん、加齢性で歯が抜けてきたんやけれども、それも見てくれるんか、目もやっぱり年がいったら見えへんようになってきて、それもやっぱり見てくれるんかというような声がかなりたくさん上がって、一旦立ち上げたんやけれどもこの制度をもう一回見直すということで、廃止になったようなところもあるというふうに聞いてございます。

資料としておつけいただいている東京のほうは割かし制度があるんですけれども、これとて例えば大きな東京の23区辺りでも1年間で多くても50件程度の件数になっています。静岡県の長泉町というところですと、年間、少ないときはもう1桁程度の件数になっているというようなところで、実際にその需要も本当にどうなのかなというような、そんなところもございまして、もちろん大阪府内は実績ゼロでございます。そんなような状況でございますので、どうしても全体の補助制度のバランス、補助制度のこれからの持続可能性の検討、そういったものを総合的に考えますと、やはりすみませんが慎重にならざるを得ないというのが今の現状でございます。

以上です。

議長 (二見裕子君) 鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君)医療についても、先々早く医療をしたほうが後からのいろんな重い病気にならないというふうなこともあります。介護についても、補聴器を早く持っていただいたほうが、認知症になって早く介護を受けなくてはならないとか、だから引き籠もってしまって鬱になってしまうとか、年寄りが元気でないと、やはり町としても元気がだんだんなくなっていきます。元気に年を追っていけるような、そういう私は制度だと思うんです。

だから、本当に自分自身がなってよく分かるんですけれども、もし私、補聴器がなかったら、本当に自分自身でも家の中へ閉じ籠もってずっと本を読んでいるというふうな状況になるんではないかなというふうな感じがしますし、なかなか難しいところはあるんです。補聴器というのもその人その人によっていろいろと違うんで、なかなか高いからいい、安いからいいじゃなくて、合わせていくのが難しいというのも確かに補聴器にはあるので、その辺は一概に言えないところはあるかと思いますけれども、つけてみてこんなものなんやということが分かるというのが一番いいというふうに私は感じました。

それは、1回でぱっと補聴器はこんなんでいいわというふうにはなかなかなりませんけれども、2回、3回と調整してもらううちに、自分で、あっこれで補聴器して本当に聞こえるようになったというふうな感じになりますので、その辺も、これは東京の江東区の話ですけれども、7割の方々が、ここは割合に補聴器、広報なんかで進めた結果、大体毎年200人ぐらいだったんですけれど、広報でぱっと宣伝したら年間400人ぐらい申込みがあったというふうに報告がされている。今はどうなっているか知りませんけれど、これは2年ほど前の話です。

だから、本当に転ばぬ先のつえというんではないですけれども、お年寄りが難聴になる、40デシベルぐらいから補聴器が支給されるというのはありがたいことではないかなというふうに感じております。難しいとおっしゃるんですけれども、やはり友達とか、それから家族とかと交流をするということも考えればそんなに無駄にならないお金ではないかというふうに思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君)熊取町としても、介護予防につきましてはもう本当に重要な施策やということで進めていく、そういう決意で今いろいろ事業を進めております。タピオステーションもはじめ、皆さんが集っていただける場所をこしらえて、そこで健康づくり、若返り、そして少しでも介護予防にという施策を大いにこれから進めていく、そういう決意でおります。

ただ、いろんな加齢性のものはございますので、それを全て助成制度すればそれで解決するかというと、なかなかそういうものでもないのかなと。この間、ふれあい元気教室というのがございまして、そちらでも、おっしゃられるように難聴についての話もされておりました。やはり聞こえない、聞こえが悪くなったかなというような状態になったら早くお医者に相談して適切な対応をして

なというような、そんなアドバイスもございました。

そして、体の加齢に伴う変化というのは耳だけではなくて、目もそうですし歯もそうですし筋力もそうです。それらを総合的に少しでも皆さんお元気で長生きしていただく、健康寿命を延ばしていただく、そういうことを総合的に考えさせていただきたいというふうに思っております。そのうちの一つやとおっしゃられればそれはそうなんですけれども、これだけに特化してというところは、今のところすみません、ちょっと慎重な対応とならざるを得ないというところでご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長(二見裕子君) 鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君) 先ほども私、言いましたけれども、目についても白内障の眼球内レンズは保険が利くようになりましたし、歯でも入れ歯なんかは本当にもうすごい、何百万円とするものから安いものでいろいろとあります。だから安いものしか入れ歯は保険は利きませんけれど、やはりあります。眼鏡についてはちょっと私も調べようがなかったんですけれど、いろんな眼鏡があって、それに保険がつくかというたらつきませんけれども、でも眼鏡は年寄りだけという問題ではないですから、若い人から近眼から老眼までいろいろとあるんで、眼鏡が老眼の眼鏡だけに保険をかけてくださいというのではないんです。

難聴は、若い人でも生まれつきという方はありますけれども、年を取ってから困るんやというのは老人性難聴やと思いますんで、本当に自分の身に照らしても、年金生活で30万円、40万円の補聴器は買えないけれども、3、4万円でもこの辺のこういう補助制度があればちょっとした補聴器が買えるのではないかということでお願いいたしております。またいろいろとお考え合わせいただきまして、町長のほうにもどうかよろしくお願いしたいと思いますので、いかがでしょうか。

議長 (二見裕子君) 山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君)これはもう繰り返しのご答弁になって本当に申し訳ないんですけれども、 やっぱり総合的に考えざるを得ないと思います。保険制度もおっしゃっていただいておりますけれ ども、これはもう国全体で考えられる話でございまして、熊取町でいかんともし難いお話でござい ます。可能な限り我々としても、こういった介護予防につながるような施策は先頭を切って走りた いんですけれども、やはり制度として成り立たせるには持続できるのかどうか、これからずっとこ の制度を維持できるだけの財力があるのかどうか、そういったことも総合的に考えていく必要がご ざいますので、今時点、全国でも極めて少ない実施で大阪府内でもゼロ、国の国会答弁でもなかな か厚生労働省のほうも全くその基準について検討を進めている気配がない、大阪府においてもこれ について検討を進めている気配がない、そういったものについて今時点は、本当に申し訳ないんで すけれども、慎重に検討させてくださいというご答弁しか今の時点はできないというところでご理 解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長(二見裕子君) 鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君)無理だということでよく分かったんですけれども、これからのお年寄りにとってやはり深刻な問題になってくるかと思います。国のほうに要求していただいて、国のほうで制度をつくっていただくのが一番早いのかもしれませんけれども、町としても少しでも難聴の方が生活できるような制度をお考えいただけたらということで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長(二見裕子君)以上で、鱧谷議員の質問を終了いたします。

以上で一般質問を終わります。

議長(二見裕子君)次に、日程第4 議案第45号 公平委員会委員の選任同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長(藤原敏司君) それでは、議案第45号 公平委員会委員の選任同意についてご説明申し上げます。 公平委員会委員の根来陽子氏につきましては、令和3年9月26日付で任期満了となります。同氏 の後任として林 弥生氏を選任したいと考えておりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規 定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。 よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長(二見裕子君)以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第45号は委員会付託を省略することに決定いたしました。 それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) 林 弥生氏につきましては異議あるものではないんですが、ただ、公平委員の任期 についてちょっと教えていただきたいんです。何年ですか、任期は。

議長(二見裕子君)林総務部長。

総務部長(林 利秀君)地方公務員法に規定されてございまして、4年でございます。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) 今回任期が満了となっている根来陽子さんは、平成30年、2018年6月に就任された と思うんです。だから4年となれば来年の6月になるかと思うんですが、任期満了というところに ついてのご説明をお願いしたいと思います。

議長(二見裕子君) 林総務部長。

総務部長(林 利秀君)根来陽子さんにつきましては、前任の方が途中で都合ということでお辞めになられまして、その残期間ということで3年間務められたということの残任期間が3年でございましたので、今回、任期満了で一旦終わりということになります。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

以上です。

8番(渡辺豊子君)分かりました。

一応、根来陽子さんが就任して、根来陽子さん自身に4年が任期としてあるという考えではない ということなんですか。残期になるわけなんですか。そういう規定というのは何かどこかに載って いるんですか。

議長(二見裕子君) 林総務部長。

総務部長(林 利秀君) 今も申し上げたように、地方公務員法のところで公平委員会の任期ということで規定がございますので、それにのっとって残任期間をまずお願いしたというところでございます。 以上です。

議長(二見裕子君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第45号 公平委員会委員の選任同意についての件を採決いた します。

議案第45号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案に同意することに決定いたしました。

議長(二見裕子君)次に、日程第5 議案第46号 教育委員会委員の任命同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長(藤原敏司君) それでは、議案第46号 教育委員会委員の任命同意についてご説明申し上げます。 教育委員会委員の土屋裕睦氏につきましては、令和3年9月30日付で任期満了となります。引き 続き同氏を再任したいと考えてございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条 第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。 よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長(二見裕子君)以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員会付託を省略することに決定いたしました。 それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第46号 教育委員会委員の任命同意についての件を採決いた します。

議案第46号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案に同意することに決定いたしました。

議長(二見裕子君)次に、日程第6 議案第47号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する 条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本住民部理事。

住民部理事(山本浩義君) それでは、議案第47号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する 条例につきましてご説明申し上げます。

まず、1ページ下のところ、提案理由でございます。

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務、これは収集及び運搬を除いた事務でございますが、この事務を令和3年4月1日より泉佐野市田尻町清掃施設組合に委託を行っております。

し尿処理施設、熊取町立大原衛生公苑でございますが、この9月末をもって廃止に向けた残業務、 プラント内の清掃業務などを行ってまいりましたが、これが完了し、併せて同施設の廃止を予定し ていることから、この条例案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例でございます。

説明につきましては新旧対照表で行いますので、3ページをお開きください。

廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案となっております。

第26条第1項でございますが、この表における「熊取町立大原衛生公苑」の項を削るものでございます。

2ページにお戻りください。

附則でございます。

この条例の施行日は、令和3年10月1日からとなっております。

以上で、議案第47号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例についての説明を 終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い 申し上げます。

議長(二見裕子君)以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(二見裕子君)質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長(二見裕子君)次に、日程第7 議案第48号 議場映像・音響システム等の購入についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原議会事務局長。

議会事務局長(藤原伸彦君) それでは、議案第48号 議場映像・音響システム等の購入についてご説明 いたします。

議案書1ページをご覧ください。

議場映像・音響システム等について、次のとおり購入契約を締結するため、地方自治法第96条第 1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、購入物品ですが、議場映像・音響システム等でございます。

次に、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、1,537万8,000円でございます。

契約の相手方は、大阪市浪速区難波中3丁目5番13号、株式会社会議録研究所大阪営業所、所長浅野正明でございます。

入札の結果についてご説明いたします。

熊取町指名競争入札要綱をはじめ熊取町建設工事等における郵便入札実施要綱等に準じ、令和3年6月30日付で指名連絡をファクスにて7者に行い、令和3年7月28日執行の応札業者2者による開札において最低価格を提示した者を落札者として決定いたしました。

次に、購入物品の概要についてご説明いたします。

次のページをご覧ください。

このたびの契約は、円滑な議事運営を図るため、老朽化したマイク等の音響機器を更新するとと もに、録画配信等のためのカメラ等映像機器を音響機器と同時に制御することができる映像音響制 御システム等を導入するものでございます。

購入物品の概要ですが、無線式卓上マイク45本、無線式ハンドマイク2本、無線受発光機器・充電機器一式、議場内集音マイク2機、ミキサー・パワーアンプ等音響関連機器一式、会議録用IC レコーダー2台、タッチパネル式PCを含むマイク・カメラ等制御システム一式でございます。

納入箇所につきましては、議場ほかでございます。

納期限につきましては、令和4年3月25日でございます。

以上で、議案第48号 議場映像・音響システム等の購入についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(二見裕子君)以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長(二見裕子君)次に、日程第8 議案第49号 令和2年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金 の処分についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋都市整備部理事。

都市整備部理事(永橋広幸君) それでは、議案第49号 令和2年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰 余金の処分についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

令和2年度熊取町下水道事業会計の決算額が確定し、未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1つ目の当年度未処分利益剰余金5,244万9,904円の内訳につきましては、令和2年度熊取町下水道事業会計決算書の6ページの剰余金計算書に記載してございます当年度未処分利益剰余金となってございます。

2つ目の利益剰余金処分額5,244万9,904円の内訳でございますが、全額を減債積立金とし、資本的支出の財源に充当する予定としてございます。また、組入資本金は計上してございません。

3つ目の翌年度繰越利益剰余金につきましては0円となってございます。

なお、この処分の内容につきましては、令和2年度熊取町下水道事業会計決算書7ページに令和2年度熊取町下水道事業剰余金処分計算書(案)として記載してございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、議案第49号 令和2年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。 議長(二見裕子君)以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員会付託を省略することに決定いたしました。 それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第49号 令和2年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金 の処分についての件を採決いたします。

議案第49号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。永橋都市整備部理事。 都市整備部理事(永橋広幸君)議案第49号のご可決ありがとうございました。

お手数ですが、令和2年度熊取町下水道事業会計決算書の7ページに記載しております令和2年 度熊取町下水道事業剰余金処分計算書(案)の(案)を削除していただきますよう、よろしくお願 い申し上げます。

議長(二見裕子君)次に、日程第9 議案第50号 令和3年度熊取町一般会計補正予算(第4号)の件 を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事(東野秀毅君)それでは、議案第50号 令和3年度熊取町一般会計補正予算(第4号) につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、熊取町版緊急生活・経済支援(第3弾)の延長に係る経

費として、ひまわりバス無償化、学校給食費無償化、保育所等副食費無償化をそれぞれ12月まで延長するもののほか、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費の追加などとなってございます。 それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧になってください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,587万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ150億9,080万9,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の補正は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

第2条につきましては地方債の補正で、地方債の変更は第2表地方債補正によるものとしてございますので、順次説明させていただきます。

4ページをご覧になってください。

第2表地方債補正でございます。

1の変更でございますが、臨時財政対策債につきまして、令和3年度発行可能額が確定したことにより、限度額を6億4,000万円に変更するものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

続いて、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括ですので省略させていただきます。

8ページ、9ページをご覧になってください。

まず、歳入でございますが、款 地方交付税、項 地方交付税、目 地方交付税の普通交付税2 億2,834万1,000円の増額につきましては、令和3年度交付額の確定によるものでございます。

次に、款 分担金及び負担金、項 負担金、目 民生費負担金の保育料365万9,000円の減額につきましては、熊取町版緊急生活・経済支援(第3弾)の延長として実施いたします保育所等の副食費無償化分でございます。

次に、款 使用料及び手数料、項 使用料、目 衛生使用料の葬具使用料66万円の増額につきましては、町営葬儀に係る葬具使用料でございます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金の低所得者保険料軽減負担金9万2,000円の増額につきましては、令和2年度の当該負担金の精算額確定に伴う追加交付分でございます。

その下の目 衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金692万2,000円の増額につきましては、新型コロナウイルスワクチンの個別接種委託料に充当するものでございます。次に、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金26万4,000円の増額につきましては、戸籍副本データ全件送信作業に係る経費に充当するものでございます。

その下、目 衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金4,364 万8,000円の増額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備に係る経費に充当 するものでございます。

次に、款 府支出金、項 府負担金、目 民生費府負担金の低所得者保険料軽減負担金4万6,000円の増額につきましては、国庫と同様に、令和2年度の当該負担金の精算額確定に伴う追加交付分でございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金500万円の増額及びその下の 財政調整基金繰入金1,853万2,000円の減額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

次の目 くまとりふるさと応援基金繰入金6,760万1,000円の増額につきましては、熊取町版緊急 生活・経済支援(第3弾)の延長分及び指定寄附のうち図書費購入に充当する分及び生ごみ処理機 購入費用に充当する分でございます。

次に、項 特別会計繰入金、目 後期高齢者医療特別会計繰入金3,000円の増額につきましては、 令和2年度精算額確定に伴う繰出金返還金でございます。

次に、10ページ、11ページをご覧ください。

目 介護保険特別会計繰入金2,000円の増額につきましては、令和2年度精算額確定に伴う繰出 金返還金でございます。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金の前年度繰越金55万円の増額につきましては、令和 2年度決算における実質収支の確定によるものでございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の指定管理業務利益還元金1,140万2,000円の増額につきましては、永楽ゆめの森公園指定管理業務利益還元金でございます。その下の副食費347万円の減額につきましては、保育所の副食費無償化によるものでございます。

最後に、款 町債につきましては、第2表でご説明したとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

なお、財源振替の説明は省略させていただきます。

12ページ、13ページをご覧になってください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の広報広聴一般事務経費、会計年度任用職員報酬 42万3,000円及びその下の費用弁償1万3,000円の増額につきましては、職員の産休・育休代替部分 でございます。

次の目 財産管理費の財政調整基金積立事業、財政調整基金積立金2,566万9,000円の増額につきましては、地方財政法の規定に基づき、令和2年度の実質収支確定分の2分の1をめどに積み立てるものでございます。

次の目 自治振興費の町内循環バス運行事業、町内循環バス運行費補助金89万1,000円の増額につきましては、ひまわりバス運賃無償化の延長に係る経費でございます。

次に、目 人権啓発費の男女共同参画推進事業、会計年度任用職員報酬76万3,000円の増額及び その下の費用弁償2万1,000円の増額につきましては、相談件数が増加していることから相談員を 新たに任用するものでございます。

次に、款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉費の障がい者自立支援給付事業、国・府支出金等返還金1,812万6,000円の増額につきましては、令和2年度自立支援給付費等の確定に伴う返還金でございます。次の障がい者地域生活支援事業、国・府支出金等返還金106万3,000円の増額につきましては、令和2年度の地域生活支援事業国庫補助金の確定に伴う返還金でございます。次の地域共生社会推進事業、国・府支出金等返還金132万9,000円の増額につきましては、令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費国庫補助金の確定に伴う返還金でございます。

次の項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の未熟児養育医療給付事業、国・府支出金等返還金19万6,000円の増額につきましては、令和2年度未熟児養育医療費等国庫負担金の確定に伴う返還金でございます。次の民間保育所等助成事業、保育事業補助金901万8,000円の増額及びその下の施設型給付費121万5,000円の増額につきましては、民間保育所等の副食費無償化に伴う経費でございます。次の子育て世帯臨時特別給付金事業、国・府支出金等返還金180万8,000円の増額につきましては、令和2年度子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金の確定に伴う返還金でございます。

次の目 児童福祉施設費の児童発達支援事業、障がい児通所給付費審査手数料19万8,000円の増額につきましては、審査件数の増加に伴う手数料の増額でございます。

次に、14ページ、15ページをご覧になってください。

項 国民健康保険費、目 国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出事業、国民健康保険 事業特別会計繰出金103万3,000円の増額につきましては、令和2年度精算額の確定に伴う追加の繰 出金でございます。

次に、項 介護保険費、目 介護保険費の介護保険特別会計繰出事業、介護保険特別会計繰出金

18万6,000円の増額につきましては、令和2年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴う追加繰出金でございます。

続いて、款 衛生費、項 保健衛生費、目 予防費の健康増進事業、国・府支出金等返還金7万4,000円の増額につきましては、令和2年度感染症予防事業費等国庫負担補助金の確定に伴う返還金でございます。次の新型コロナウイルスワクチン接種事業、個別接種委託料692万2,000円の増額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の時間外、休日加算の追加委託料でございます。その下のコールセンター業務委託料396万円の増額につきましては、ワクチン接種コールセンターを10月末まで延長するものでございます。その下の機械器具借上料18万円の増額につきましては、事務室設置のコピー機リースを年度末まで延長する経費でございます。

次に、目 環境衛生費の町営葬儀事業、葬儀委託料136万5,000円の増額につきましては、町営葬 儀が増えていることに伴い委託料を増額するものでございます。

次に、款 農林水産業費、項 農業費、目 農地費のため池等整備事業、維持修繕工事費540万9,000円の増額につきましては、雁ノ池水路の法面修繕工事に係る経費でございます。

次に、款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校維持管理事業、測量・設計・監理等委託料344万5,000円の増額につきましては、南小学校グラウンド整備に係る設計業務でございます。 次の目 学校給食費の小学校給食事業、給食備品費138万6,000円の増額につきましては、生ごみ処理機を購入し中央小学校に設置するものでございます。その下の給食費補助金3,144万9,000円の増額につきましては、給食費無償化延長に伴うものでございます。

16ページ、17ページをご覧になってください。

項 中学校費、目 学校管理費の中学校維持管理事業、修繕料124万1,000円の増額につきましては、熊取中学校における録画レコーダー、センサーの取付けに係る経費でございます。

次の目 学校給食費の中学校給食事業、給食費補助金1,641万3,000円の増額につきましては、小学校費と同じく給食費無償化の延長に伴うものでございます。

次に、項 社会教育費、目 公民館費の公民館・町民会館整備事業、建築確認等手数料197万 4,000円の増額につきましては、公民館・町民会館整備に係る建築確認など各種申請手数料でございます。

次の目 図書館費、図書館運営事業、図書費10万円の増額につきましては、ふるさと寄附のうち 指定寄附を活用した図書購入費でございます。

最後に、18ページ、19ページの補正予算給与費明細書及び20ページの地方債調書につきましては、 後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第50号 令和3年度熊取町一般会計補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(二見裕子君)以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中豊一議 員。

1番(田中豊一君)私、事業厚生なんで聞く機会がないんで、総括的に質問させていただきます。

15ページのため池等整備事業、附属資料と今の説明で雁ノ池水路法面修繕工事ということなんですけれども、これ、水路とか法面とかというのは水利組合とかそういうところが管理していないんですか。

議長(二見裕子君)田中都市整備部長。

都市整備部長(田中耕二君)当該箇所は法面がはらんできているという状態でして、この法面について は町有地になっているというところでございますので、町が対応するというところでございます。 以上でございます。

議長(二見裕子君)田中豊一議員。

1番(田中豊一君)たしか紺屋でしたかな。

議長 (二見裕子君) 田中都市整備部長。

都市整備部長(田中耕二君)場所は外環をずっと下りていただいたところのドコモの携帯ショップがあ ろうかと思うんですが、あそこから桜が丘へ入っていく道があるんですけれども、そこのちょうど 入り口のところでございます。

以上でございます。

議長(二見裕子君)田中豊一議員。

1番(田中豊一君) 法面が膨らんでいるということは、別に災害ではないんですか。

議長(二見裕子君)田中都市整備部長。

都市整備部長(田中耕二君)災害というよりもやっぱり経年変化によってという部分で、このままずっと置いておくとちょっと危険な面が出てくるであろうというところでございますので対応すると。 また、地元のほうからも、紺屋区のほうからですけれども、要望等も出てきておるというのも踏まえて対応させていただくというところでございます。

議長(二見裕子君)田中豊一議員。

1番(田中豊一君)雁ノ池はたしかもうなかったと思うんですけれども、まだあるんですか。

議長(二見裕子君)いけますか。総括的にというところでありますので、大丈夫ですか。永橋都市整備 部理事。

都市整備部理事(永橋広幸君)雁ノ池については、もう水路としては機能しておらないということになってございます。

議長(二見裕子君)田中豊一議員。

1番(田中豊一君)最後にします。

水路として機能していないということが、農林のため池等整備事業なんですか、何か違う事業じゃないんかなと思うんやけれども、こういう事業でいいんですか。

議長(二見裕子君)永橋都市整備部理事。

都市整備部理事(永橋広幸君)水利として、排水路ではなく、まだ水路としてはございましたので、整理は一旦していかな駄目なこととは思いますが、今の現状では水路に係る法面という形で、この項目で上げさせていただいてございます。

議長(二見裕子君)田中豊一議員。

1番(田中豊一君)周りで住んでいる人、市街地なんで整備が必要やと思うんですけれども、今後、こういうため池がなかったりとか管理者があやふやで、本来ならば自治会とか区が関係するのかも分かりませんけれども、そのあたり、ちゃんとやっぱりきっちり事業の位置づけをお願いしたいと思うんです。

以上です。

議長(二見裕子君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長(二見裕子君)次に、日程第10 議案第51号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件、日程第11 議案第52号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件及び日程第12 議案第53号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件、以上3件を一括して議題といたします。

本3件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君)それでは、議案第51号、議案第52号及び議案第53号についてご説明申し上 ばます

それではまず、議案第51号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)に

つきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、激変緩和措置等に伴う保険料の収入見込額の減額、会計年度任用職員 任用に伴う必要経費の増額、令和2年度の事業費確定に伴う国・府支出金及び一般会計繰入金の精 算、令和2年度決算剰余金の繰越額、国保財政調整基金への積立額の補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,616万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億3,914万7,000円と定めるものでございます。 第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 一般被保険者国民 健康保険料4,918万1,000円の減額でございます。これは、令和3年度保険料率の激変緩和等に伴う 収入見込額の減額によるものでございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金103万3,000円の増額ですが、これは、令和2年度の事務費繰入金の確定に伴って生じた不足額2万6,000円と、本年度、年度途中に急遽国保担当一般職員1名が退職したことに伴う当面の対応といたしまして、会計年度任用職員1名を任用するための経費100万7,000円を繰り入れるものでございます。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 その他繰越金1億4,431万円の増額でございます。これは、 令和2年度の実質収支見込額の黒字額全額を本年度に繰り越すものでございます。

続きまして、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費100万7,000円の増額ですが、会計年度任用職員の報酬87万7,000円、期末手当14万8,000円、費用弁償通勤分1万2,000円の合計額となります。

次に、款 基金積立金、項 基金積立金、目 国民健康保険財政調整基金積立金8,898万6,000円の増額ですが、前年度繰越金1億4,431万円と一般会計繰入金の精算額2万6,000円の合計から保険料の激変緩和や令和2年度事業費の精算に伴う国・府への返還金を除いた額を基金に積み立てるものでございます。

続きまして、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 一般被保険者保険料等還付金616 万9,000円の増額ですが、令和2年度の保健事業費や特定健診費用、保険料のコロナ減免の実績精 算に伴いまして生じた返還金でございます。

10ページ以降の補正予算給与費明細書につきましては、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第51号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の説明を 終わらせていただきます。

それでは、続きまして議案第52号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、大阪府後期高齢者医療広域連合に対する令和2年度分保険料負担金の精算と一般 会計からの令和2年度繰入金の精算に関する補正でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ベージをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221万

7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億2,463万9,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書により説明 させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金221万7,000円の増額でございます。これは、令和2年度の実質収支見込額の黒字額221万7,000円を繰越金として計上するものでございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金221万4,000円の 増額でございます。これは、令和2年度分の保険料収納額のうち、大阪府後期高齢者医療広域連合 への未精算分を支払うためのものでございます。

次に、款 諸支出金、項 繰出金、一般会計繰出金3,000円の増額でございます。これは、令和 2年度の事務的経費の確定により生じた繰入金の余剰額を一般会計に返還するためのものでございます。

以上で、議案第52号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

それでは、続きまして議案第53号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、令和2年度決算に伴う前年度繰越金の介護給付費準備基金への積立てや令和2年度介護給付費及び地域支援事業費等の精算額確定に伴うものでございます。 まず、1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,955万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,819万4,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書に従って説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 37万3,000円の増額、次に、目 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業) 5万3,000円の増額、次の款 府支出金、項 府補助金、目 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 23万3,000円の増額、次の目 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業) 2万6,000円の増額につきましては、令和2年度地域支援事業費の介護予防・日常生活支援総合事業費及び包括的支援事業・任意事業費の精算額確定に伴い、国・府から追加交付されるものでございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 低所得者保険料軽減繰入金18万6,000円の増額につきましては、低所得者保険料軽減繰入金精算額の確定に伴い一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金5,868万円の増額につきましては、令和2年度にお

ける実質収支黒字額を令和3年度に繰り越したものでございます。

次に、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず、款 基金積立金、項 基金積立金、目 介護給付費準備基金積立金4,168万7,000円の増額 につきましては、令和2年度の決算に伴う前年度繰越金の精算後黒字額を介護給付費準備基金に積 み立てるものでございます。

次に、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金の国・府支出金等返還金1,786万2,000円の増額につきましては、令和2年度の介護給付費及び介護保険事業費の確定に伴い、超過交付となった介護給付費負担金及び介護保険事業費補助金を国・府へ返還するものでございます。

次に、款 諸支出金、項 繰出金、目 一般会計繰出金、一般会計繰出金2,000円の増額につきましては、令和2年度の一般会計が負担すべき事務費の確定に伴い、超過繰入れ分を一般会計へ返還するものでございます。

以上で、議案第53号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、議案第51号、議案第52号及び議案第53号、いずれも原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(二見裕子君)以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本3件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長(二見裕子君)次に、日程第13 議案第54号 令和2年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第14 議案第55号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第15 議案第56号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第16 議案第57号 令和2年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第17 議案第58号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第18 議案第59号 令和2年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件及び日程第19 議案第60号 令和2年度熊取町水道事業会計決算認定についての件、以上7件を一括議題といたします。

本7件について説明を求めます。藤原町長。

町長(藤原敏司君)それでは、令和2年度における主要施策の成果に関してご説明申し上げます。

議案第54号 令和2年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第55号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第56号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第57号 令和2年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第58号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第59号 令和2年度熊取町下水道事業会計決算認定について及び議案第60号 令和2年度熊取町水道事業会計決算認定についての各決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をいただきたく、ご提案申し上げるものでございます。

なお、令和2年度各会計の決算書をはじめ関係書類をあらかじめ配付しておりますので、併せて ご覧ください。

初めに、各会計の全般的な状況からご説明申し上げます。

一般会計につきましては、決算規模では歳入・歳出とも前年度に比べ大幅に増加し、実質収支におきまして令和元年度に引き続き黒字決算となりました。

歳入総額ですが、203億9,140万8,215円となっており、前年度決算額に比べると55億9,635万

1,282円増加しています。

次に、歳出総額ですが、196億4,987万1,262円となっており、前年度決算額と比べると51億9,684万2,434円増加しています。

これら歳入歳出の差 7 億4, 153 万6, 953 円を翌年度へ繰り越すものですが、この繰越額には翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額 6 億9, 074 万962 円が含まれておりますので、これを差し引いた実質収支は5, 079 万5, 991 円の黒字となっています。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入は49億2,406万126円、歳出は47億7,974万9,721円で、歳入歳出の差引きは1億4,431万405円の黒字となり、これを令和3年度に繰り越しました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入は7億623万3,192円、歳出は7億401万7,215円で、 歳入歳出の差引きは221万5,977円の黒字となり、これを令和3年度に繰り越しました。

介護保険特別会計につきましては、歳入は36億3,086万3,968円、歳出は35億7,218万4,323円で、 歳入歳出の差引きは5,867万9,645円の黒字となり、これを令和3年度に繰り越しました。

墓地事業特別会計につきましては、歳入は2,087万7,880円、歳出は2,087万7,880円となり、歳入歳出とも同額となりました。

下水道事業会計につきましては、総収益は11億2,314万7,996円で、総費用は10億7,069万8,092円となり、差引き5,244万9,904円の当年度純利益となり、この額がそのまま当年度未処分利益剰余金として計上されます。

水道事業会計につきましては、総収益は9億2,948万1,779円で、総費用は10億345万5,707円となり、差引き7,397万3,928円の当年度純損失となりました。これにより、令和元年度からの繰越利益剰余金1億2,933万240円とその他処分利益剰余金変動額2,500万円の合計額から当年度純損失7,397万3,928円を差し引いた結果、8,035万6,312円の当年度未処分利益剰余金を計上することができました。

続いて、令和2年度を振り返りますと、改めて申し上げるまでもなく、令和2年度の町政運営は 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応、そして何よりも、大きく影響を受けた住民生 活や地域経済の支援に努めた1年となりました。

新型コロナウイルス感染症拡大への対応としまして、その拡大の兆候が見られた令和2年1月にいち早く対策本部を設置し、感染拡大の防止に向けた対策や体制整備などを検討・実施してまいりました。加えて、早期の臨時議会の開催など、議員の皆様のご理解・ご協力もいただきながら、少しでも住民の生活を支援し、不安を和らげるべく、国の対策に先駆けた本町独自の熊取町版緊急生活・経済支援を2回にわたり矢継ぎ早に取り組んだところであり、いまだ収束の見えない中、令和3年度におきましても第3弾の取組として、現在、地域振興券事業や副食費・給食費の無償化事業などの支援策を実施しているところです。

また、学園文化都市である本町の特徴を生かし、関西医療大学と連携し、PCR検査により逼迫する検査機関において検査に日数がかかることとなった場合に、大学診療所で迅速に検査を行えるPCR検査体制(熊取モデル)を令和2年12月に構築したところであり、現在もこの検査体制を維持しながら感染症の拡大防止に努めております。

ワクチン接種につきましても、泉佐野泉南医師会、町内協力医療機関をはじめとする関係者の皆様のご協力の下、令和2年度から迅速に住民の皆様への接種体制を整備したことにより、令和3年7月末時点で65歳以上の希望者への接種がほぼ完了しておりますし、9月9日現在、町内対象者3万9,000人に対して1回目の接種率が74%、2回接種率が61%となってございます。引き続き、国・大阪府及び協力医療機関と連携しながら、できる限り早期に接種完了し、住民の皆様に安心していただけるよう取り組んでまいります。

一方、コロナ禍が私たちの生活様式に与えた影響は大きく、テレワークやオンライン会議をはじめ、リモート学習、オンライン診療など、社会のあらゆる分野においてデジタル化の変化が現れたところですが、本町においては、令和2年度当初からスマートシティ担当グループを設置し、いち

早くその基本的な方向性を定めた熊取町スマートシティ構想を策定するとともに、おくやみワンストップコーナーの設置、LINEによる道路・公園通報システムの導入、子育て世代に身近なスマートフォンを活用した子育てアプリ「くまっ子ナビ」の導入など、直ちに実施可能な取組を推進しました。

引き続き、大阪府・大阪市及び民間事業者との協働により、住民の皆様に利便性向上を実感していただけるよう、ICTを活用した行政サービスの質の向上に努めてまいります。

それでは、令和2年度に取り組んだ施策の成果について申し上げます。

最初に、住民協働・住民参画については、令和元年度に手続の簡素化や迅速化を図った住民提案協働事業制度に基づき、5つの住民提案協働事業を実施するとともに、令和3年度の実施に向けた新たな取組を含む6つの協働事業を採択しました。

交通安全については、全国で子どもが巻き込まれる交通事故が依然として後を絶たず、多面的な対策を継続する必要がありますが、令和元年度に緊急実施した横断歩道のある交差点の独自点検結果も踏まえ、令和2年度においては車止めバリカーの設置や通学路における路側帯のカラー化など交通安全施設等の整備に取り組むとともに、引き続き、満65歳以上で運転免許を自主返納した方に町内循環バスの無料定期乗車券を交付するなど、交通安全対策に努めたところです。

防犯については、住民の皆様の安全・安心に資する防犯カメラを既設の58台に加えて42台を新た に設置するなど、当面の目標としていた合計100台に増設しております。

防災については、新型コロナウイルス感染症を想定した新しい生活様式も取り入れながら災害等に備えるため、新たな取組として全ての町職員を対象としたコロナ禍における避難所開設訓練を一般公開の下で実施するとともに、避難所内の間仕切りを想定した防災テント450張りの整備や災害対応時に活用する移動系の防災行政無線のデジタル化など、防災資機材の着実な拡充を行ったところです。

子育て・保育については、子どもの最善の利益を尊重するための指針となる(仮称)子ども基本条例の令和3年度の制定に向け、当事者である子どもの意見を取り入れた実効性のある条例となるよう、令和2年度は中学生へのアンケート調査や検討部会への学生オブザーバーの参画など、制定に向けた準備を進めました。

また、妊娠期から子育で期まで切れ目のない支援に向け、本町の特徴的な取組であるホームスタート事業の実施や地域子育で支援拠点事業の実施など、引き続き地域団体と連携した子育で支援に取り組んだほか、子どもの総合相談体制及び見守り体制として、児童虐待防止スーパーバイザーの配置による緊急事態への迅速かつ適切な対応や、相談機関が一体となった子ども・家庭相談の実施などにより、児童虐待の未然防止に努めたところです。

保育所等においては、施設の老朽化と子どもの受入れ増に対応する建て替えを進めている民間の さくらこども園に対する支援として、施設整備に係る補助金を交付したほか、病児・病後児保育に ついては、貝塚市と協定を締結し、貝塚市の病児・病後児保育を実施している民間施設の広域利用 により事業を開始しました。

町立保育所においては、安全で質の高い保育の提供のため、西保育所大規模改修に向けた設計業務の実施に加え、新たに子どもの送迎用駐車場用地を確保したほか、令和4年度からの民営化に向け、移管先を学校法人誠優学園に決定しました。

さらに、学童保育所の待機児童対策として西学童保育所で1クラブを増設するとともに、北学童保育所では施設整備などにより2クラブを増設しました。また、2小学校区において夏休みなどの長期休業限定学童保育を開設し、保育サービスの拡充を行うなど、全クラブにおいておおむね40人の条例基準の定員を達成したところです。

学校教育については、学校におけるいじめ、不登校、児童虐待など、子どもを取り巻く様々な問題や教育についての諸課題に対し多面的な支援を実施するため、スクールソーシャルワーカー、教育相談カウンセラー、英語指導助手や学校図書館司書などの専門的人材を引き続き配置し、児童・

生徒へのきめ細かなサポートに重点を置いた取組を進めるとともに、学校給食については教育委員会内に衛生管理や物資調達等業務に従事する栄養管理士を新たに配置し、より一層安全・安心でおいしい給食の提供に努めました。

また、GIGAスクール構想における学校ICT環境の整備として、全町立小・中学校に1人1台の学習用端末クロームブックと高速ネットワーク環境の整備のほか、全町立中学校の教室用大型モニターの整備を完了するとともに、教職員の働き方改革の一環として、電話機をナンバーディスプレーや留守電機能のある機器へ更新したところです。

トイレ洋式化につきましては、東小学校及び南小学校で改修工事が完了し、全小学校の改修を終えたほか、熊取北中学校及び熊取南中学校の一部の改修工事を完了しました。さらに東小学校については大規模改造工事に着手し、令和2年度は体育館棟の改修工事を行いました。

このほか、大阪体育大学との協働による「"熊取町×大阪体育大学" DASHプロジェクト」の一環として、熊取北中学校では剣道部とバスケットボール部に、熊取南中学校では剣道部と野球部にそれぞれ大学生をスポーツ指導者として派遣し、運動部活動の活性化を図りました。

生涯学習については、熊取図書館のくまとりのお店紹介コーナーで紹介した事業者が、その専門知識やノウハウを講演するまちサロンを新たに実施するなど、引き続き住民活動団体等との協働の取組に努めたところです。

文化・芸術については、公民館、町民会館の老朽化の対応として、令和5年度中のリニューアル に向け、令和2年度は学識経験者と住民代表などで構成する整備検討委員会での検討を経て整備基 本構想として取りまとめ、設計業者を公募型プロポーザル方式にて決定しました。

健康・長寿については、介護予防の効果的なツールであるとタピオ体操プラスを活用した住民運営の通いの場であるタピオステーションや、担い手となる健康づくりボランティアを育成するフレイル予防サポーター養成講座について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時的な休止や中止を余儀なくされたところですが、自宅でフレイル予防に取り組めるように、新たにタピオ体操プラスプラスを大阪体育大学に監修いただき作成・啓発するとともに、「"熊取町×大阪体育大学"DASHプロジェクト」の取組として、このタピオステーションの効果判定に向けた体力測定結果の分析を引き続き行いました。

運動・スポーツについては、町民総合体育大会をはじめ、太極拳フェスティバルやくまとりロードレースなど様々な取組をやむを得ず中止した一方で、新たな取組として、くまとりスポーツコミッションによるオンラインスポーツ教室の実施を支援したほか、関西大学バレーボール連盟リーグ戦や関西女子学生バスケットボール連盟リーグ戦の開催など、スポーツへの参加意欲を高める機会の創出に努めたところです。

高齢者福祉については、老人憩の家において、令和2年度は5地区の耐震補強工事を完了するとともに、10地区の耐震診断及び当該10地区を含めた15地区の耐震補強工事実施設計などに鋭意取り組んだところです。

地域福祉・社会保障については、地域共生社会の実現に向けた包括的新体制構築事業として、コミュニティソーシャルワーカーである相談支援包括化推進員を新たに配置し、地域から抽出される課題や問題の解決に向けて、様々な機関とのコーディネートなどネットワークの構築に取り組むとともに、委託先である熊取町社会福祉協議会に地域づくり支援員を新たに配置し、地域の課題を地域で解決できる環境の整備や地域のつながりづくりの強化に努めました。

市街地整備については、熊取駅西整備事業として事業用地の取得や熊取駅西交通広場の用地測量業務などを実施するとともに、熊取駅西地区まちづくり協議会を適宜開催するなど、本町の玄関口にふさわしい良好な市街地の形成に向けた取組を進めました。

道路・交通については、都市計画道路の整備促進として、大阪岸和田南海線の事業推進や大阪外環状線の4車線化に係る要望活動を実施したほか、泉州山手線については本町を含めた岸和田市、 貝塚市及び泉佐野市の3市1町で構成する泉州山手線整備推進協議会で要望活動を行うとともに、 泉州山手線の整備促進のため、貝塚市と合同実施する七山北地区の地籍調査に着手しました。

また、町道の新設改良として、児童・生徒の通学時の安全確保のため、令和4年度の事業完了を目指す町道久保高田線歩道拡幅事業については、令和2年度に予定の工事を完了し、令和3年度も引き続き工事を進めているところです。加えて、町道の維持管理として、道路橋梁長寿命化修繕計画に基づき、紺屋上橋橋梁架替工事及び町道五門七山線の拡幅工事を完了するとともに、紺屋上橋の名称について、住民の皆様や地元区のご意見を踏まえ、歴史と触れ合いの拠点にふさわしい紺屋あいぞめ橋に変更したところです。

水道事業については、令和3年4月からの大阪広域水道企業団との事業統合に向け、基本協定を令和2年7月に締結し、令和3年3月に大阪府から事業創設の認可を得るとともに、町広報紙やホームページにより住民周知を図り、無事に事業統合されたところです。今後も、同企業団の技術力、組織力、経営基盤などの強みを生かし、本町のライフラインとしてより効率的・効果的に耐震化を推進するなど、特に防災面の強化において緊密に連携しながら、安定した安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。

下水道事業については、小垣内、久保、大久保地区において公共下水道工事を実施し、年度末人口普及率が82.6%となりました。また、安定的な下水道事業を継続し経営の効率化及び健全化を図るため、熊取町下水道ビジョン(経営戦略)を策定したところです。

公園・自然環境については、永楽ダム周辺の桜の景観を次の世代に引き継ぐため、特定非営利活動法人永楽桜保存会との協働により、引き続き雑木の伐採や桜の植栽を実施したほか、熊取町公園施設長寿命化計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用し3か年計画により進めている長池オアシス公園の整備のうち、園路広場及び遊戯施設等の整備を行いました。

循環型社会については、気候変動への対策に注力し、SDGsが目指す「持続可能な社会」の実現に資するため、熊取町気候非常事態宣言を行うとともに、熊取町エコプロジェクトを策定し、プラスチックごみ及び食品ロスの削減に関する様々な取組を実施しました。

また、広域での新ごみ処理施設整備に向けた取組として、住民の合意形成を図るべく住民説明会を重ねるとともに、関係市町との協議を慎重に進め、施設整備の方向性や規模及び処理方式などの基本的事項に係る施設整備基本計画を策定しました。加えて、し尿処理に係る泉佐野市田尻町清掃施設組合への事務委託による広域化についても、関係機関との協議の結果として、規約の制定や協定書の締結の手続を行うとともに、同組合におけるし尿等受入れ準備工事及び試験運転処理を実施し、令和3年4月から正式に当該事務委託が開始されたところです。

このほか、平成30年台風第21号や大阪府北部地震などの経験とこれらの教訓を踏まえた産業廃棄物処理基本計画の策定については、国や大阪府と連携しながら令和2年3月に作成した計画骨子に基づき、熊取町災害廃棄物処理計画を策定しました。

観光・交流については、新たな観光スポットを創設するため、ブルーベリー農園を開園する団体への補助により整備された和田山Berry Parkが令和2年7月11日にオープンするとともに、より多くの方々に利用いただけるよう第2農園への拡張整備について支援しました。令和3年度におきましても、ブルーベリーの特産品の開発に向けた生産拠点として拡張する第3農園の整備への支援など、引き続き、にぎわい創出の新たな仕掛けづくりとして交流人口の増加に寄与してまいります。

行財政運営については、スマートシティの実現に向け、熊取町スマートシティ構想を令和2年10月に策定したところであり、令和2年度の具体的な取組として、先ほど申し上げた取組をはじめ、直ちに実施可能な事業を推進しました。

また、災害時の業務継続への対策として各種情報システムのクラウド化を進めておりますが、令和2年度は基幹系システムとして子ども・子育てシステム及び障がい者福祉システムを、また、内部事務系システムとして財務会計システムをクラウド移行しました。

さらに、議会におけるタブレット端末の導入により、議会に係る各種資料のペーパーレス化、資

料作成や配付の省略化など効率化が図られたところです。

そのほか、役場庁舎について、本館1階に多機能トイレを整備し、誰もが利用しやすい環境づくりに努めました。

情報の公開については、令和2年8月に熊取町の公式LINEアカウントを開設し、ホームページと連携させたプッシュ型の情報発信を開始するとともに、広報紙を令和2年10月からA4判化することにより、情報量や紙面構成などを改善し、より見やすく親しみやすい広報紙づくりに努めました。一方で、住民の皆様からの忌憚のないご意見を直接伺い、開かれた行政を共につくることを目的として実施してきたタウンミーティングや直接対話については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、残念ながら直接対話の1地区にとどまる結果となりましたが、わが町提案箱などを通じて多くの貴重なご意見を賜りましたことに、この場をお借りして感謝申し上げます。今後におきましても、住民の皆様からの声をしっかりとお聞きし、徹底した情報公開を推進してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

シティプロモーションについては、転入・定住促進のためのインセンティブとして、3世代近居 等支援と社宅等誘致支援について令和3年4月からその要件を一部緩和し、より利用しやすい制度 となるよう改良したところです。

以上、各主要施策の推進に当たりましては、年度当初にお示ししました町政運営方針及び所信表明での考え方や方向性を基本に、社会経済環境の変化を的確に見極めながら、計画的かつ効果的な行財政運営に努めたところです。今後におきましても、行財政構造改革プランに基づき、引き続きこの手綱を緩めずに不断の取組を進めてまいります。

別に配付しております主要施策成果等一覧表は、主要施策の事業内容や実施状況などについて、 第4次総合計画に定める将来像の実現に向けた施策の大綱に従い整理していますので、後ほどご覧 ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、一部の事業についてはやむを得ず 中止したものもございます。

改めて、令和2年度1年を振り返りますと、冒頭でも申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と必要な対応に注力した年となりました。感染拡大の防止に向けた対策や体制整備などの検討・実施はもとより、その収束を目指し希望者全員に対するワクチン接種を鋭意進めておりますが、今後も、住民の皆様に最も身近な基礎自治体として、必要な対策を迅速に実施してまいります。

以上、今後におきましても、安全・安心なまちづくりの基本と位置づけ、貴重な財源を有効活用し、第4次総合計画の将来像の実現に向け、住民の皆様との積極的な対話を進めながら、自然に恵まれた豊かな住環境の中で子どもから若者、高齢者までいつまでも元気で生き生きと、長く楽しく日々を送り続けることができるまちづくりを推進してまいります。引き続き、議員各位をはじめ住民の皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議長(二見裕子君)以上で説明を終わります。

議事の途中ですが、ただいまより3時40分まで休憩いたします。

(「15時18分」から「15時40分」まで休憩)

議長(二見裕子君)休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(二見裕子君) それでは、令和2年度における主要施策の成果及び各会計決算に関する件について、 会派代表質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、熊取公明党を代表して、渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) 議長よりお許しをいただきましたので、熊取公明党を代表いたしまして、主要施策 の成果・決算に関して通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1項目めは転入・定住促進についてです。

まず、その中の1点目は、令和2年度における「3世代近居等支援」「社宅等誘致支援」による 転入定住の成果と現在の取り組み状況、課題についてお聞かせください。

議長(二見裕子君)野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君)それでは、転入・定住促進についての1点目、「3世代近居等支援」「社宅等誘致支援」による転入定住の成果と現在の取り組み状況、課題について答弁申し上げます。 転入・定住の成果につきましては、長期的・総合的な視点で判断が必要になると考えておりますが、直近の令和3年と令和2年の1月1日時点の社会増減数を単純比較しますと、3世代近居等支援の対象と想定する25歳から39歳までの数値は74人の減少、社宅等誘致支援の対象と想定する20歳から24歳までの数値は165人の減少となっております。

現在の取組状況につきましては、ご存じのとおり令和3年度から、3世代近居等支援制度については課税を免除する方式から一律10万円の補助金を交付する方式に、社宅等誘致支援については3戸以上の社宅確保の条件を1戸からとしたなどにより、利用しやすい制度に改善したところです。

このうち3世代近居等支援制度については、令和3年の住居の取得分に係る申請期限が令和4年2月末となっており、8月末時点で14件の申請がございます。また社宅等誘致支援につきましては、令和3年の社宅の取得もしくは賃借分に係る事前申請期限が今月末となっており、現時点では相談等がない状況でございます。

最後に、課題につきましては、いずれにも共通するものとして周知啓発が挙げられます。コロナ禍におきまして、これまで取り組んできた3世代近居等支援制度に係る住宅展示場を中心とした住宅関連会社への訪問や、社宅等誘致支援に係る社宅確保が可能と想定される近隣の臨海エリアにある各社への訪問など、積極的な周知営業活動が困難な状況にございます。課題の解決に向けましては、コロナ禍の状況を見ながら啓発時期を絞り、集中的な周知営業活動を行うなど、工夫してまいりたいと考えております。

また、令和3年12月を予定して現在その構築作業を進めております町ホームページの更新におきましては、転入・定住促進に係る特設ページをリニューアルし、本町の充実した子育て・教育施策の内容をより簡易に分かりやすく伝えられるよう取り組みますが、これに併せて2つの支援制度をより効果的に周知啓発してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)分かりました。今のご答弁ですと、ターゲットとしている25歳から39歳の転入促進 につきましては社会増減で74人の減、社宅の誘致を対象としている二十歳から24歳は165人の減と いうところにつきまして、本当に社会増減で見たときに、それだけ転入より転出のほうが増えてい ると。その転出のほうが増えているというところについてはどのように分析していますか。

議長(二見裕子君)野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君)社会増減につきましては、既に総務省の統計なんかでも出ているんですけれども、やはり全国的に社会増減というのは、要するに生産年齢人口というものについての増減というものでは減少が続いているということの中で、熊取町におきましてもそういった大きな流れの中ではなかなか数字としてプラスまでには至れていないということだろうと認識しております。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) 国全体的にもそうだという考えしかないということかと思うんですが、第3次行財 政構造改革プラン「アクションプログラム」の中で、この事業についての実績報告を先般、議員全 員協議会で聞かせていただいたんです。そこでこの分につきまして、3世代近居等支援については 利用が83件で、新築71件、中古12件ということで数値の報告をいただいているんですが、この分に ついては熊取町内に転入された方が83件あったというふうに理解してよろしいんですか。

議長(二見裕子君)野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君)制度上そういう形でつくっておりますので、もうこの方については町内 に住居を有しているということでの理解をしております。

以上でございます。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) 全く転入者がなかったというのでなくて、転出は多かったけれども転入者はこれだけあったというところで理解させていただくわけなんです。

また、社宅等誘致につきましては0件となっておりました。今の報告の中ではもう言ってくれていたんですかね。その対象とする人数の減は165人という形で言っておられましたけれども、この社宅に関して、令和2年度は0件やったというところについての説明もお願いしたいと思います。なぜゼロ件なのかというところをもう一度。

議長(二見裕子君)野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君) コロナ禍の中で、いわゆる例年実施しておりました各業界団体、企業等へのPR活動等が、例年でしたら4,000枚程度のチラシなんかを配布したりというような営業活動も行っていたんですけれども、それらがもう一切取り組めていないというような状況もありまして、今のところ、そういう形で0という結果につなげております。コロナ禍の状況を見ましても、何がしかPRの活用方法については考えて取り組んでまいりたいなということで考えております。以上でございます。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)PRもしっかりとしていかないといけないというところで、今後の対策はPRしか考えていないというところで理解させていただいていいんですか。

議長(二見裕子君)野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君)ご存じのとおり、制度については3戸以上ということから1戸以上からの要件緩和をしたということで、今申し上げたとおり、コロナ禍の影響を若干なりとも受けながら今の状況ではございますけれども、この制度緩和についての効果というものをしばらく見極めさせていただきたいというふうに考えております。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) 分かりました。

そしたら、ちょっと観点を変えまして、2点目の質問に入ってくるんですが、今の3世代近居等支援と社宅誘致の支援だけではなく、コロナ禍の中で今、町民、若い方がどういった支援を求めているかというところに焦点を置いて、そういう人たちに熊取町に転入していただく、そういったことにシフトして、そういう面での新しい策というものを考えていくことも大切ではないか。今の制度をPRするだけではなくて、今の状態、コロナ禍の中でどういうふうに皆さんの求めているもの、支援策というものをしっかりと模索し、その支援策に取り組んでいくということも必要かなというふうに思いまして、2点目の質問をさせていただきます。

2点目ですが、地方への定住などを条件に、国や自治体が貸与型の奨学金の返済を肩代わりする 支援制度、奨学金の肩代わり制度が今、全国展開しております。日本学生支援機構の発表によると、 大学生の2.7人に1人が貸与型奨学金を利用しているようですが、社会人になってから返済するこ とが大変で、延滞者も延滞額も増加しているようです。

そこで、こうした利用者の負担軽減に向け、返済を肩代わりする支援制度が2015年から実施されております。一定期間定住し就職するなどの条件を満たせば奨学金の返済を自治体が支援するもので、2020年6月現在、32府県423市町村が導入しております。地方への若者の移住を促し、地域産業の人手不足を解消することが狙いです。国が自治体の負担額の2分の1を特別交付税で措置してくれます。昨年6月からは国のその支援も拡大されました。

本町には3つの大学があります。新たな転入・定住促進策として、今このターゲットとしている 年齢層、大学生ですよね、年齢的には。大学生等の就職層をターゲットとする奨学金の肩代わり制 度を導入してはどうかと思いますが、いかがお考えですか。

議長(二見裕子君)野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君)では、次に2点目の大学生等の就職期層をターゲットとした奨学金の肩 代わり制度の導入について答弁申し上げます。

議員ご提案の奨学金の肩代わり制度につきましては、平成27年4月に国を挙げて人口減少克服・地方創生という課題に取り組む中で、地方から大都市への流出に歯止めをかけ、地方への新しい人の流れをつくることを目的として、奨学金を活用した大学生等の地方定着促進制度が創設され、さらに令和2年6月には、地方に定着する若者の奨学金返還を支援するため、より一層の運用改善が図られたところです。

この制度の概要につきましては、市町村が資格要件を定めた上で、支援対象者となり得る学生を 日本学生支援機構へ推薦し、その後、同機構が当該学生に対して無利子奨学金の優先枠を設けるな ど優遇措置を講じた上で貸付けを行い、大学等を卒業後、その市町村内に居住する場合に肩代わり することで、奨学金返還の全部または一部について免除するというものです。

なお、対象者や補助金額等の支援内容については、国の定める基準を踏まえた上で、都道府県・ 市町村ごとに決定することができるものとなっております。

当該制度の導入につきましては、過去に実施した大学生を対象とした住民登録を促進する事業の 実績が芳しくなかったこと、また、当該制度に関する国の財政支援が事業費のおよそ4割にとどま ることも勘案し、現時点では、本町の転入・定住施策の新たなインセンティブとして導入すること につきましては慎重に判断すべきものと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)今、社宅等誘致等もそうですが、ターゲットとしている年代、二十歳から24歳につきましては、熊取町の大学、先ほども言いましたが、そういった年代の若者が今学校に通ってきています。熊取町に来ておられます。その学生をターゲットとして、熊取町の学生たちは奨学金を借りている方も多くいてます。そういう学生たちが熊取町に住んでもらえる、熊取町で働いてもらう、そういった施策というものは、大学が3つもある熊取町にとっては本当に取り組むべき支援策ではないかなというふうに、社宅等誘致が昨年度0件であるならば、やっぱり今求めている学生、また二十歳代が求めている施策というのはこれじゃないかなというふうに思うわけです。

資料に大東市の返還支援補助金をつけさせていただきました。見ていただきたいと思うんですけれども、ここにあるように、大東市につきまして返還額の2分の1の上限7万5,000円、1年を上半期下半期に分けた1件当たり7万5,000円、最大8年間補助するという内容のものですが、対象者が大東市に住んでいる人、市税を滞納していない人とかいうふうにあるわけです。その人たちが従事する仕事、ただの企業で働くんではなくて、保育士や幼稚園教諭、養護教諭、看護師等、保健師等、こういう方も対象としているわけなんですね。

熊取町も、保育士を毎年募集したりとかそういう形で、そういう人材について困っていることがありました。その中で若い学生が働ける場所というものを提供できる事業者というのは熊取町にあります。企業というのはあまりないかも分かりませんが、こういったところの働き場所はあるわけなんです。そういった面で考えたときに、大東市と同じように、せっかく大学で学習し、熊取町になじんだ学生がそのまま熊取町に住んでいただける、そういった施策として、また保育士やそういった仕事に就いていただく、熊取町が今そういった人材不足で困っている、そういう仕事に就いてもらえるというところで大変有効な施策かというふうに思うんですが、その分についてさらに考え直すということはないですか。

議長(二見裕子君)野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君)ご指摘のとおり、熊取町においては大学を複数有しております。令和2年時点になるんですが、学生が5,000人以上おりまして、調査しますと奨学金の利用者数が3,500人近くいてるということでございます。

大東市の事例のご紹介をいただいたわけなんですけれども、大東市のほうでは年間750万円程度の事業費をもってこの事業を運営しているということでございます。単純に人口規模での案分になりますけれども、やっぱり町内でもこれは数百万円程度の事業、持ち出し部分でそれぐらいの額になってくるということが想定されます。

当然、この要件というものは町のほうでいろいろ精査できますので、額についてはいろいろ変わる余地はございますけれども、事業について、やっぱりいずれにしましても相当の費用については一定確保する必要が出てくる。それも、学生にとってはこういう制度があるということで、もちろん一定、町に住まいを得て仕事を持ってくれることで来てくれるわけですから、事業を一旦起こせば、これはもうやっぱり長い目で動かしていかなあかんということでございますので、そういう意味では、慎重にこの事業を始めるに当たっては考えるべきことでありましょうし、先行の自治体は、大東市も含めてちょっとお伺いしたんですけれども、やはり転入者よりももともと市内に住んでいた方が利用されているケースが多かったりとか、支援期間が終わってしまうと、大東市も8年ということですけれども、8年が済んだらもう出ていってしまったりということも多くあって、担当者の実感として、転入につながっているかというとちょっと疑問をお持ちのような状況でもございまして、これはあくまでも所感ですけれども、そういう意味でも、事業費のことも合わせましてこれは慎重に検討すべきであるということでの認識に変わりないものでございます。

以上でございます。

議長 (二見裕子君) 渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) 和泉市は金額が月2万円という形でやっておられます。熊取町が、先ほど3,500人と学生の数と言われていましたが、全て受け入れるというわけではなくて、人数制限をしながら、そしてまた熊取町に何年以上住んでもらえるとか、そういった条件等もしっかり検討しながら条件をつけてこの施策を推進するということもあり得るかと思います。

慎重にと言っていますが、今のところ取り組んでいる施策が全然効果がないのであるならば、やっぱりターゲットとする年代が何を求めているかというところにしっかり着目して新しい手を打つということも必要ではないかなというふうに思うんです。どうですか。

議長(二見裕子君)野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君) 今、現状の新インセンティブについては今年度から始めたということでもございまして、これが3年間ということで始めたものでございますので、この効果についてはしっかりとやっぱり見極めさせてもらった中で、さらなる手が必要ということになればそこはその時点でまた適宜判断すべきことでしょうけれども、今始まった、1年目の成果もまだ出ていない状況でもう次に見直すということについては、何度も繰り返しになりますけれども、慎重に考えさせていただきたいというのが今の考えでございます。

以上でございます。

議長 (二見裕子君) 渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) 社宅等誘致の施策の成果というのを言ってもらえますか、この推移です。これは今年始まったばかりと違いますよね。どれだけの効果があったかというところ、創設時から。

議長(二見裕子君)野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君) 創設の時点からということですか。

(「はい」の声あり)

総合政策部理事(野津 惠君)まず、30年度が6戸、31年度が3戸で、令和2年度が申請がないという 状況でございます。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)ということであるならば、やっぱりちょっと検討すべきじゃないかな。これが増えてきているんやったらそのまま継続もあるけれども、減ってきていますよね。ですのでやっぱりちょっと新たに、そしてこの中の6戸、3戸という分について、転入してこられた世代は何歳の方ですか。

議長(二見裕子君)野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君) 社宅等誘致については、実際転入されてきた世代が何歳の方かということは把握できておりませんので、分からないという状況なんです。

先ほども申し上げたんですけれども、減ってきているということなんですが、減ってきているからこそ今回要件を変えたということでございまして、まだその効果というものははっきりと結果として出てきていない状況ですので、そこはもう少し判断するには時間が必要なのかなというふうに思います。

以上でございます。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) 分かりました。一応、社宅等誘致については、対象のターゲットとする年齢層があるならば、何歳というところの掌握もちゃんとしておかないといけないかなというふうに思います。 二十歳から24歳の方をターゲットとしているのであるならば、そういった人たちがちゃんと社宅等誘致で転入してこられているのかというところ、それがこの施策の成果につながるかと思いますので、その辺のところもしっかりと掌握していただきたいなというふうに思います。

議長 (二見裕子君) 野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君)制度上、社宅等誘致ということは社宅に入るという方がおおむね我々が ターゲットとしている年代の方であろうという見込みでつくったものでして、要件として入る方に ついての年齢制限を設けているものでございません。その辺についてはご理解いただきたいと思い ます。よろしくお願いいたします。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)堂々巡りになるのでこの程度で終わりますが、先般、コロナ禍の中で学生に対する 支援が熊取町としては何もないんやと前回の議会質問の中で答弁されておられました。そのことを 踏まえて、学生が今求めている支援についてこういったこともあるんだという、先ほども言いましたように肩代わり制度、全国で普及しておりまして、本当に今困っている、延滞者が増えている、 延滞額が増加している、でも働くところもないというところで転入促進、熊取町に住んでもらったらそれを肩代わりしますよという、学生に直接支援できる施策ですので、熊取町として学生に対して何も今ないんですよと前回、議会質問で答弁されておられたので、この制度を私は熊取町として は取り組むべきではないかなというふうに思ったので、今回質問させていただきました。

田尻町も奨学金返還支援制度の導入を検討しておられるようです。本町もしっかりとまた、慎重 にと言っていますが、前向きに検討していっていただきたいと思いますので、部長、よろしくお願 いいたします。

次にいきます。

2項目め、防災対策の推進についてです。

令和2年度の防災事業の重要業績評価指標(KPI)実績値等調査票について、自主防災マニュアル作成率0%、自主防災組織の自主防災訓練実施率35.9%で、自己評価はBとなっています。

まずは、B評価について説明をお願いいたします。

議長(二見裕子君)野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君)それでは、ご質問に答弁させていただきます。

まず、令和2年度における自主防災組織の訓練実施率35.9%につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、前年度の74.4%から大きく減少したものですが、コロナ禍においても、昨年度に全戸配布いたしました無事ですカードを活用した安否確認訓練を行っていただいたほか、

訓練実施の意図を持って調整は行ったものの、感染状況の悪化により中止した地区もあり、地域における防災意識の向上を改めて感じることができたところです。

次に、自主防災マニュアル作成率0%に関しましては、マニュアルの作成に当たっては、屋内で地域の皆様に集まっていただき、様々な点について議論を重ねる必要があることから、感染リスクが高くなることが想定され、本町としては、感染拡大防止のため住民の皆様に外出自粛を強力にお願いしていること、また、地域によっては感染防止のため地域の会議や行事も実施していないというような状況を聞き及んでいたこともあって、積極的な働きかけを控えざるを得ず、作成に至らなかったところです。

今回のB評価は、コロナ禍でも創意工夫の下、訓練に積極的に取り組んでいただけたところから、地域の防災意識の向上を評価し、また自主防災マニュアル作成につきましても、自主防災組織連絡協議会においてその作成の必要性の共有を図られたことを勘案し、自己評価をBとしたところですので、ご理解賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

議長 (二見裕子君) 渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議があったと思うんですが、この中では紙面会議になったかと思うんですけれども、このB評価についてのご意見等はなかったですか。

議長(二見裕子君)野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君)防災に関しては、特に意見というのは頂戴してなかったように記憶して おります。

議長 (二見裕子君) 渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)分かりました。ちょっとそれはそれであれなんですが、この評価というのは、自主 防災組織を評価するのではなくて町行政の姿勢を評価するものではないかな、KPIというのはね。 ではないかなというふうに思っておりまして、自主防災組織に対して町がそこはBですよと言って いるんじゃないですよね。これは町自体の取組の評価ですよね。町自体が自分たちを評価して、Bというふうに判断したというふうに理解させてもらっていいわけですね。

議長 (二見裕子君) 野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君)自主防災組織の支援ということに関しましては、地域防災力の向上というのはもちろんあるんですけれども、そういった意識を醸成するということ、これも大きな目的でございますので、そういった意味では地域の皆さんの意識が高まっているということ、これも一定、一部評価の対象になるのかというふうに我々としては考えております。

議長 (二見裕子君) 渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)そういった面も踏まえまして、次に2点目へいきます。

2点目、令和2年度は自主防災組織の育成支援にどのように取り組んだのか、また、町が育成した防災士のスキルアップにどのように取り組んだのか、お聞かせください。

議長(二見裕子君)野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君)では、2点目のご答弁をさせていただきます。

まず、自主防災組織の育成支援につきましては、令和元年度に地域住民の皆様のご尽力により作成いただいた自主防災モデルマニュアルをひな形として、各区・自治会で自分たちの地域に合わせた自主防災マニュアルの作成を進めるべく、自主防災組織連絡協議会において勧奨し、おおむね理解を得たところで、今後とも各地区の訓練の機会等を積極的に活用して支援を行ってまいります。

さらには、当該マニュアル作成と並行して校区別避難所運営マニュアルの作成につなげることも 検討しており、モデルマニュアルの目指すところとしている地域住民の皆さんが一丸となって災害 に対峙するために、そして、要配慮者の方にも優しく、安全で安心して暮らせる地域づくりに寄与 するものとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、町育成の防災士のスキルアップへの取組につきましては、スキルアップを図っていくため に、今年度、防災士の方々に活動を行う上で必要なことなどのアンケートを実施したところで、知 識や経験を得るための講習会や研修会とする意見が最も多かったことから、防災知識向上のための 講習会の開催を行うほか、他自治体や防災機関が開催する講習会などの情報提供も行いたいと考え ているところです。

加えて、町、自主防災組織が行う防災訓練への参画意欲を持つ方も多かったことから、次年度に延期となった総合防災訓練への参画要請を行うとともに、地域の自主防災組織とのコーディネートも行い、地域に根差した活動を行っていけるよう支援してまいりたいと考えてございます。

以上、ご理解賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) 分かりました。

今、地区別の自主防災マニュアルの作成についてなんですが、育成支援についてご答弁いただいたんですけれども、3月議会でも防災マニュアルにつきましてはどういうふうに取り組んでいくのかと質問させていただきました。

そのときに、時期を逃さずに速やかに対応していくというふうに、また、コロナ禍だからといってとどまっているのは許されない、どうすればやっていけるのか考えながら進めていくというふうにご答弁していただいたんですが、その中で、今回マニュアル作成がまだ進んでいなかったというところにつきまして、コロナ禍であってもやっぱりとどまってはいられないんだとおっしゃっておられたので、何か取り組んでいただけたのかなというふうに思ったんです。やっぱり結局できなかったというところなんでしょうか。

議長(二見裕子君)野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君)結果を捉えて見ますとそういう形になってしまっていて、それは申し訳なく思っているんですけれども、よくご存じのとおり、コロナの今のこれまでの経過につきましては、緊急事態宣言が4度あって、その間にまん延防止措置なんかも取られたりして、どうしても状況を見ながらこの動きを考え始めるとまた緊急事態宣言を打たれたりとかで、そうすると、どうしても我々も住民に何がしかの集まってもらうみたいな声かけがなかなかしにくいという状況、ある意味そこはご理解いただきたいところでございます。

ただ、じゃいつまでそういう形で置いておくのかというのは、それはもう今、議員がご指摘のとおりでございまして、今我々が考えておりますのが、どうしても集まることになかなか支障がある中では、一つはもちろん人数を絞って、自治会の本当に代表の方だけ来てもらってやるということもありますし、もしくは我々役所のほうではウェブ会議システムというのを新たに入れましたので、それは町がホストとなって、参加いただくことがもう今可能になっています。そういうところ、自治会でインターネット環境があるところは多いと思うんですけれども、今でしたら。そういうところについては一定、そういうネットを使って参加して、できることをやっていくとか、答弁で申し上げましたけれども、接触しない形での訓練みたいな形の検討はしていただいていますので、そういう機会もやっぱり町のほうでこの時間にさせてもらえないかという、そのマニュアルづくりについての議論をする時間にしてもらえないかということのご提案は、常にこれからも積極的にさせてもらいたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) 分かりました。

コロナであっても災害は来ます。この間も大雨警報が出て警戒レベル3が出たというところで、 モデルマニュアルはあるんです。ですので、それぞれの地区別にそれをつくり直すのであるので、 そんなにたくさんの方に寄っていただかなくてもできるかと思います。

今回、モデルマニュアルをつくったのも9人、職員、理事とかが入ってくれていますが、それぞれの校区の代表者の方がいらっしゃいますので、その方たちが入ってモデルマニュアルを基本にするだけですので、しっかり感染対策を取って密にならないようにしながらやろうと思えばできる。

審議会とかでもやっているので。やっぱり町が遠慮せずに、町が働きかけないと自治会の自主防災 組織の方たちも動けません。町がいついつやりますよということを言ってくれたら皆さん動きます。 そういった積極的な働きかけをすることが大事だというふうに思います。

来年度はKPIがゼロにならないようにしていただきたいなというふうに思っておりますので、 お願いします。

防災士へのスキルアップにつきましても、昨年9月議会で質問させていただいたときに、日本防災士機構が開催しているシンポジウム、公開講座の活用も検討していくというふうに答弁されておられました。今回アンケートを取ったということですが、町が育成された防災士も、やっぱり自分たちも何かしなければならないという意識はありながらも、結局何も働きかけがなかったらせっかく取った資格がそのまま埋もれてしまいますので、シンポジウムというのもZoomでやっております。そういったこともしっかりと情報提供して、コロナ禍だから講習会が開けないんですというのではなくて、そういった機会をしっかり情報提供していっていただき、参加していただけるように推進していただきたいと思います。

それでは、3点目にいきますが、町職員を対象としたコロナ禍における避難所開設訓練を実施していただきました。その成果と課題についてお聞かせください。

議長(二見裕子君)野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君)では、3点目、お答えいたします。

コロナ禍での避難所開設訓練は、令和2年11月、中央小学校体育館にて、防災関連事業において 充実・強化を図った各種防災資機材について、その設置・取扱い方法を町職員が習得し、コロナ禍 においても有事の際に迅速かつ円滑に避難所を開設できるようにするために全職員を対象に実施し たもので、住民や町議会議員の皆様への展示を兼ねて一般公開とし、当日はマスコミの取材を受け、 訓練写真とともに新聞にその記事が掲載されたところでございます。

訓練の成果としましては、コロナ感染防止に資する間仕切りテントのほか、組立て式大型便槽トイレなど設営や使用に不慣れな資機材について、組立てや使用方法を訓練したことで非常にスムーズに運営できるようになったこと、避難所開設担当であるか否かを問わず全職員を対象とし、多数の職員が参加したことにより、例えば大地震発生時など避難所開設担当職員が被災し、代わりの者を派遣することとなった場合でも円滑な開設が可能となったこと、これまでの避難所運営は、台風などの災害が通り過ぎるのを一時的に退避して待つことが多かったが、生活用資機材に触れたことで、災害時には生活の場となることを改めて認識し、そのための配慮が重要であると意識づけができたことなどが挙げられます。

一方で、課題としましては、空調設備のない体育館で夏場に間仕切りテントで避難生活することは熱中症の危険があり、空調設備のある教室の活用について検討する必要があること、体調不良を訴える方についてはゾーニングの必要があることから、体調不良時でもトイレなどが使用しやすいよう配慮する必要があること、避難所派遣職員は、コロナ禍の避難所運営において体調不良者の福祉避難所への搬送も行うため、感染症に関する研修とともに搬送訓練も行う必要があることなどが挙げられます。

今後も、国のガイドライン及び大阪府の指針に沿ったコロナ禍での避難所開設訓練を継続的に実施し、開設手順の習熟とともに問題を洗い出し、課題の解決に努めてまいります。

以上、ご理解賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) 分かりました。私たちも参加させていただきましたが、テント型のそういったもの を設置していただき、手際よく職員がテントを組み立てていただいているのを拝見させていただき ました。

今回、避難所開設訓練に防災士も参加されたんでしょうか。

議長(二見裕子君)野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君)職員で防災士を取得している者もおりますので、そういう職員についての参加はいただいております。

ただ、残念ながらその際に防災士の方にお声かけして参加してもらったということまでは、ちょっとそのとき思い至らずに、申し訳ございません、できておりませんでした。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) 町の育成された防災士も、そういったテントの組立て方とか、また防災資機材の使い方というものをしっかり知っていただくことも、それぞれの自主防災組織、それぞれの地区に帰ったときに必要かと思います。それも防災士への町からの指導というか講習になるかと思いますので、そういった研修会というものも今後検討してはどうかと思うんですが、どうですか。

議長(二見裕子君)野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君)ご指摘のとおり、今後、様々な自主防災組織の訓練をはじめいろんな訓練には、常に防災士の方に参加を呼びかけることは大前提として考えております。

また、先ほどのお話にもありましたけれども、いろんな情報を共有するに当たっては防災士の 方々と町とが直接やり取りできるような連絡網みたいな形のものは、至急整備すべきものと認識し ております。

一つ今年度で考えておりますのは、町には災害協力隊がいらっしゃって、例年研修等の事業も行うんですが、災害協力隊についても今年度、なかなか事業にまだ今のところ着手できていないということもございますので、こういった機会も併せて合同でこの事業を使って防災士の方と連携するようなことは、ちょっとまた考えたいなと思っております。

以上でございます。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)よろしくお願いします。

4点目ですが、コロナ禍での避難所運営についての取り組み状況をお聞かせください。

議長(二見裕子君)野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君)では、4点目、お答えいたします。

今年8月中旬に日本付近に停滞した前線による大雨の影響により、8月14日土曜日に南中学校を、8月17日火曜日には土砂災害警戒情報が発表され、南中学校と南小学校を避難所として開設したところです。ともに避難者はありませんでしたが、受入れ体制としましては、受付時に手指消毒とともに検温を行い、37.5度以上の方及び健康状態チェックシートによるスクリーニングで体調不良を訴える方は、福祉避難所へ行くよう案内することとしておりました。

37.5度未満で体調に問題のない方はそのまま避難所内に入っていただくのですが、避難所としては、熱中症の危険を考慮して教育委員会と協議を実施し、体育館ではなく空調設備のある多目的室や図書室などに開設しておりました。避難者数が多くなりソーシャルディスタンスが確保できなくなる場合には、体育館に間仕切りテントを設営することを想定しておりました。

体温が37.5度以上ある方など新型コロナウイルス感染の可能性が考えられる方に入っていただく 福祉避難所としましては、ワクチン集団接種会場となっているふれあいセンターが使用できないた め、臨機応変に対応し、役場の福利厚生棟を活用することとし、医療・福祉対策班が移動式パーティション等を設置するなどの感染防止対策を行い、使用する準備を行ったものです。

また、福祉避難所の運営においては、熊取町災害医療センターと適宜連携し、対応してまいります。今後も国のガイドライン及び大阪府の指針を遵守しつつ、コロナ禍においても適切な避難所運営に努めてまいります。

以上、ご理解賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) ありがとうございます。ご答弁いただきましたように、秋雨前線の停滞によりまして避難所開設、警戒レベル高齢者等避難が発令されたわけなんですが、本当に私も、土砂災害警戒

区域があるというところで南中学校のほう、避難所を開設していただいていたので行かせていただいたんです。そういった感染対策をしっかりやって取り組んでいただいていたんですけれども、ただ、1点私が気になったことは、今クーラーがあるからというところで、多目的教室というところで避難スペースをやっていただいていたんですけれども、それが2階なんです。高齢者等避難ですので避難対象者は高齢者であり、障がい者の方であり、また乳幼児のある家庭ということが対象になっておられました。そういった方たちが2階の避難スペースというのはちょっとしんどいん違うんかなというふうに感じたんですけれど、どうなんでしょうか。

議長(二見裕子君)野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君)幸い避難者がいらっしゃらなかったということで、実際そういう支障はなかったんですけれども、ご指摘については、確かに高齢の方にとっては階段の上り下りが困難な方もいらっしゃるかと思います。

我々、これまで防災対策をしてくる中で、学校は一応避難所の指定は体育館になっているんですが、これまでは正直、体育館以外使用することについてはなかなかハードルが高かったところがあったんですけれども、幸い最近はすごく学校サイドも協力的にいろいろと考えてくれていますので、各学校においては、そのときそのときで一番最適な場所を使用させていただくことはもちろん前提なんですけれども、柔軟な協議に乗っていただけるんじゃないかと思っております。

だから、1階で、さらに空調も効いて使えるような部屋があれば一番そういうところを使用させてもらいたいですし、そこは状況に応じて……。

今回なぜ多目的室を使ったかというと、あそこはやっぱりある程度の広さがあって、避難者がある程度の人数を使用できるということを想定して、よかれと思ってそういう形で考えたわけなんですけれども、実際、避難者数がその状況によってだんだん増えてくる場合にまた変えればいいとかという対応も可能でしょうから、できるだけ1階で確保できるところについてはそういうところを確保するように、今後は進めてまいりたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長 (二見裕子君) 渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)町と学校と自治会と三者が協議すれば、こういうことは起きなかったと思うんです。 やっぱり自治会におきましては高齢者の方、そしてまた障がいの方、どういった方がおられるとい うのを掌握されておられますので、ちょっと2階はしんどいでという意見も出たと思うんです。で すので、三者でそういった避難所運営マニュアルを作成することによって、やっぱり2階は無理や と。最初は1階の保健室を使われへんかなといった、そういった意見も出てくるんじゃないかなと いうふうに思います。ですので、やっぱり三者で事前に避難所運営マニュアルというものは早急に つくるべきではないかなというふうに思います。

そしてまた、それも併せてですが、防災マニュアルモデルの中に、そういったときに自主防災組織も防災本部を設置するというふうになっているんですね。だから、自主防災組織が自分ところの憩の家等にそういった避難所を設置することもできるわけなんです。身近なところで必要に応じて地区避難所を開設できるということなんで、まずはそこから、学校まで行かなくても憩の家をまずは高齢者の方に避難してもらうというところも検討できるかと思います。まずはやっぱりそれぞれの自治会での自主防災避難所運営マニュアルの作成をしていただきたいことを要望させていただきます。

ちょっと時間が迫ってきましたので、一応そういうことをお願いいたしまして、早急にモデルマニュアル作成に動き出していただきますようお願いいたします。

次、3項目めへいきます。

3項目めは新型コロナウイルス感染症対策についてです。

令和2年度の町政運営は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策や体制整備に努めた1年であったとありました。迅速にワクチン接種体制を整備していただき、またPCR検査体制、

熊取モデルの構築など、感染拡大防止に医療従事者との連携の下取り組んでいただき、大変感謝するものですが、今なお感染が拡大している状況です。現状を踏まえ、以下の取組についてお尋ねいたします。

1点目は、本町のワクチン接種を希望する対象者の方へのワクチン接種はいつ頃完了の予定ですか。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君) それでは、3つ目にご質問の新型コロナウイルス感染症対策についての1 点目、本町の対象者へのワクチン接種はいつ頃完了予定かについてご答弁申し上げます。

本町のワクチン接種については、町内協力医療機関をはじめ、泉佐野泉南医師会のご協力の下、身近なかかりつけ医で安心して接種できる体制整備を図り、5月10日より65歳以上の方への接種が始まって以降、8月30日現在接種率、1回でも接種された方は12歳以上の接種者全体で約73%、2回以上の方で約57%、うち65歳以上対象者については1回でも接種した方は89%、2回接種済みの方は87%に達しており、順調に接種が進んでおるというような状況でございます。

最新の接種率はさらにこれよりも上がっておりますので、また後ほどご案内させていただきますけれども、ご質問の完了予定につきましては、実施計画上、対象者の接種率80%を目標とし、約3万2,000人の方々が10月中に2回目の接種が完了する見込みでございます。現在、皆様のご協力の下、鋭意推進しているところでございます。

なお、ワクチン接種は令和2年2月末までの臨時接種ということになりますので、希望があれば それまでの間にまた接種することもできます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) 熊取町は、本当にワクチン確保にしっかり取り組んでいただきまして、順調に接種 体制が進んでおられまして、感謝したいと思います。10月中には一応希望者全ての方には完了する ということですね。分かりました。

2点目へいきます。

先日、千葉県柏市で、コロナに感染した妊婦が早産し、新生児が死亡した事案がありました。そうした問題を受け、妊婦のコロナ感染予防に向けて厚生労働省は8月23日、妊婦やその配偶者らが希望すればできるだけ早く優先的にワクチン接種を受けられるよう、配慮を求める事務連絡を各自治体に発出したようでございます。公明党が政府に要望し、政府が対応したものです。

事務連絡では、特に妊娠後期の感染は重症化しやすく、早産のリスクも高まるとされていることや、関係学会が妊婦への接種を呼びかけていること、また、日本で承認されたワクチンについて、妊娠、胎児、母乳、生殖器に悪影響を及ぼすという報告はないということ、その上で、妊婦らの接種について、予約やキャンセル待ちで優先するほか、年齢等によって接種予約の対象となっていない場合には予約の対象とするよう特段に配慮するように要請されているようです。

本町にもそういった事務連絡があったと思います。妊婦やその配偶者らへの優先的ワクチン接種 についてお聞かせください。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君) 今、議員のご指摘のとおり、国のほうからの通知等もございました。それ は、国のほうでの動きが大きく迅速にあったということでございます。

それでは、ご質問の2点目、妊婦やその配偶者らへの優先的ワクチン接種についてご答弁申し上 げます。

新型コロナウイルスは、妊娠中、特に妊娠後期に感染すると早産率が高まり、重症化しやすいと報告をされております。また、妊婦が感染する場合の約8割はパートナーや家族からの感染であり、国は妊婦と共にパートナーや家族にワクチン接種を進めております。

本町におきましては、妊婦やその同居家族の方が接種を希望する場合に、できるだけ早期に安心

して接種できる体制整備を図るため、集団接種での優先接種枠を設置したほか、地元医師会内の産婦人科及び町内協力医療機関において、可能な限り優先的にワクチン接種いただけるよう協力を求めるとともに、新たに町内の産婦人科が協力医療機関に加わっていただけることとなりました。

また、かかりつけ医以外での接種の場合は、かかりつけ医にご相談の上、集団接種または町内医療協力機関で接種が可能となってございます。

なお、これらの周知については、8月末に未接種の妊婦の方を対象に啓発チラシを個別通知する とともに、町ホームページやくまっ子ナビにも掲載したところでございます。

今後につきましても、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識も含め、母子手帳交付時など機会を捉えて広く啓発に努めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)妊婦は今何人ぐらいいらっしゃいますか。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君)今回ダイレクトメールを発送させていただきましたのが約120名というような状況でございます。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)既に接種を済ませた妊婦もいらっしゃいますか。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君)送付時に、国のVRSというワクチン接種のシステムがございますけれども、そちらのほうで確認しますと、おおよそ2割程度の方が接種済みとなっておりました。 以上です。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)すみません。ちょっと時間がないので飛ばします。

そんなので町のホームページにも掲載していただき、集団の申込みもしていただいて進めていただき、ご家族の方も申し込んでいただけるというところ、理解させていただきます。

3点目ですが、先ほどの柏市の事案で、女性は9か所の医療機関に入院を断られ、結局自宅で出産した結果、赤ちゃんが亡くなりました。せっかく生まれてきた命を助けられなかった、そういった悲しい事案が二度と起きないように、また、妊婦は無事に出産できるまで大変に不安を抱えていると思います。妊婦が感染した場合の受入れ体制についてお聞かせください。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君) それでは、ご質問の3点目、妊婦が感染した場合の受け入れ体制について ご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者に対する療養支援については、感染症法に基づき府が対応してございます。その中で、妊娠中の方に対しては原則的には入院対応となっていますが、本人の体調や妊娠中の経過等により、個別対応となっておる状況です。

陽性者の出産については、府内で対応いただける医療機関が確保されてございますが、感染拡大 を見据え、対応できる医療機関の拡充について、大阪府及び府内産婦人科において検討されている ところでございます。

また、府では、感染した妊産婦を対象に、助産師や保健師等が訪問によるケアや電話による相談 支援も行っております。本町におきましても、医療機関や大阪府等の関係機関と連携しながら適宜 適切な情報発信に努めてまいりますので、ご理解賜りますよう申し上げ、ご答弁とさせていただき ます。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) 分かりました。

次、4点目、昨日も質問がありましたが、コロナに感染した自宅療養者の支援についてです。

自宅療養者が増加する中で、食事提供等の生活支援を保健所が対応していますが、行き届かなくなることへの対策として、一部の都道府県と市町村が連携して生活支援事業を行っているようです。厚生労働省は、8月25日付で都道府県に対し、市町村と連携して自宅療養者への食事提供等の生活支援を行うよう要請する事務連絡を発出しました。9月3日の読売新聞にも、第5波で自宅療養者は増え続け、8月25日時点で全国で10万人以上いる自宅療養者に症状が急変し、死亡するケースも相次いでいるが、感染者情報を一括して管理する保健所の業務が逼迫し、健康観察や食料配達等の生活支援が追いついていないケースが多いとありました。

広域保健所が持つ自宅療養者の氏名や住所、連絡先といった個人情報を管内市町村に提供していないと回答したのが34道府県あったとありました。府としてもこの情報提供をしているのかどうかということも聞かせていただきたかったんですが、昨日の関係でしていないということがあったんです。こういった情報提供をしっかりしていただくように、国のほうも、今日の読売新聞にもありました。広域保健所が持っている新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の個人情報が管内の市町村に提供されていない問題で、厚生労働省と総務省は、生活支援に必要な個人情報の提供は緊急性があるということで、情報提供しなさいというふうに指示したというふうに厚生労働省のほうがありましたので、そういった情報を受けて、町としても直接食料の支援というものを検討していただきたいなというふうに思います。

昨日もありましたが、自宅療養者だけではなくて濃厚接触者がすごく増えてきているというところで、だから自宅療養者は保健所がするのであるならば、濃厚接触者に対する支援は町が町の災害備蓄品とかそういったものの食料品を提供してはどうかなというふうに思うんですが、その辺の答弁だけお願いします。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君)そうしましたら、もう端的に申し上げます。

もう議員ご指摘のとおりでございます。情報共有をしっかりやって、そして町でできる生活支援、 これをしっかりと進めていきたいというふうに考えて、今、大至急検討しているところでございま すので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長(二見裕子君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) すみません。ありがとうございました。 以上で質問を終わります。

議長(二見裕子君)以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

議長(二見裕子君)お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。 本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「16時40分」延会)

9月熊取町議会定例会(第3号)

令和3年9月定例会会議録(第3号)

月 日 令和3年9月10日(金曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 田中 豊一 2番 大林 隆昭 3番 浦川 佳浩 4番 坂上 昌史 5番 文野 慎治 6番 鱧谷 陽子 7番 二見 裕子 8番 渡辺 豊子 10番 田中 圭介 13番 江川 慶子 11番 河合 弘樹 12番 矢野 正憲

14番 坂上巳生男

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

長 藤原 敏司 副 町 長 南 和仁 教 育 長 岸野 行男 総合政策部長 明松 大介 総合政策部理事 総合政策部理事 野津 惠 東野 秀毅 林 利秀 総 務 部 総務部理事 阪上 章 長 巖根 晃哉 住 民 部 理 事 住 民 部 長 山本 浩義 健康福祉部長 山本 雅隆 都市整備部長 田中耕二 都市整備部理事 白川 文昭 都市整備部理事 濱田 隆之 兼 道 路 課 長 都市整備部理事 永橋 広幸 会計管理者兼会計課長 中谷ゆかり 教 育 次 長 阪上 敦司 本議会の職員は、次のとおりであります。

議会事務局長 藤原伸彦

瀨野 裕三 書 記

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第54号 令和2年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第55号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第56号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第57号 令和2年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第58号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第59号 令和2年度熊取町下水道事業会計決算認定について

議案第60号 令和2年度熊取町水道事業会計決算認定について

議長(二見裕子君)皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3 年9月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

(「10時00分」開会)

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君)すみません。昨日、渡辺議員の会派質問の際に接種率の数字、8月30日時 点でご報告申し上げました。本日付の数字を再度ご報告させていただきたいと思います。

9月10日現在の接種率は、1回でも接種した方は12歳以上の接種対象者全体で約75%、2回接種 済みの方は約62%であり、うち65歳以上の対象者については、1回でも接種した方は89%、2回接 種済みの方は88%に今達しておるという状況でございます。最新の数字で再度ご報告をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長(二見裕子君) それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、会派代表質問を継続いたします。

次に、未来を代表して、坂上昌史議員。

4番(坂上昌史君) それでは、通告に従いまして代表質問をさせていただきます。

まず1つ目、これは昨日、渡辺議員も質問されていた同じようなところなんですけれども、シティプロモーション事業についてということで、それの1点目、転入・定住促進特設サイトへのアクセス数のKPIの目標値は低くないかということで、ご答弁をお願いします。

議長(二見裕子君)野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君) それでは、シティプロモーション事業についての1点目、転入定住促進 特設サイトへのアクセス数のKPIの目標値について答弁申し上げます。

この転入・定住促進特設サイトへのアクセス数については、第2期熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策の一つであるシティプロモーションの推進のKPIとして設定し、目標年次である令和6年度における数値を4,400件として掲げているものでございます。この目標値は、目標年度を令和元年度とした第1期の熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る計画期間である平成27年度から令和元年度までの実績の平均値から算出したものであり、第2期戦略の策定段階の議員全員協議会において目標値が低過ぎるとのご指摘をいただき、地方創生への意気込みとして1,000件を積み増し、上方修正した経緯がございます。

令和2年度実績においては4,601件と、上積みした目標値を達成することができたところですが、この目標値達成をもってよしとするのではなく、さらなる上振れを目指していくべきものと考えております。

以上、答弁といたします。

議長 (二見裕子君) 坂上昌史議員。

4番(坂上昌史君)確かに令和元年度のときよりも目標値は増えているんですけれども、これで4,400件でいいのかどうかというところですよね。昨日、渡辺議員もおっしゃっていましたけれども、転入・定住施策が成功しているのかどうかというのは、いまいち実績値は上がってないのにこの目標値でいいのかどうかというところが、まず4,400件というのが妥当なのかどうかなという、疑問なところなんです。

今回、実績値としては目標を上回ったわけなんですけれども、アクセスを増やす方法で何かされている取組はありますか。

議長(二見裕子君)野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君)正直なところ、後ほどの答弁でもこれから触れさせていただくんですけれども、現行の今のホームページのシステム上、なかなか大きな手入れというのが難しい部分もあって、今年度予定しておりますホームページの更新に当たって、この辺については抜本的に手を入れたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(二見裕子君)坂上昌史議員。

4番(坂上昌史君)これも昨日の渡辺議員の質問でページのリニューアルというのはおっしゃっていたんですけれども、リニューアルされるのは、それはそれで結構なことなんでやっていただきたいんです。結局、今までどおりの特設サイトやと、あまり更新はされてないですよね、ページ自体の、今のページも。というところがまず問題なんじゃないんかなというところがあるんですけれども、その辺はどうお考えですか。

議長(二見裕子君)野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君) おっしゃるとおり、実績値の部分だけ年において、実績値といいますか、 最新の情報には一定、データ部分等には積み上げを直したりはしておるんですけれども、確かに更 新頻度ということでいくと、頻繁にはさせてもらえていないという現状はございます。この辺も、 新たなシステムを組んだ際にはより簡易に分かりやすく伝えられるように、更新頻度も踏まえて刷 新してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 (二見裕子君) 坂上昌史議員。

4番(坂上昌史君)ぜひその辺は定期的に更新をやっていかないと、結局情報はどんどん古くなっていっているので、実際にやっている施策でも、見た人はこれ今やってるのかなとかというのがすごく不安になって、ましてそこでいいことをやっていても、更新されてないページを見ているとあまりやってないよねというイメージ、ブランドとしてイメージダウンになるので、そこはまめにぜひやっていっていただきたいんです。

これから更新をやっていただけるということなんですけれども、それの頻度とかはどれぐらいをお考えですか。

議長(二見裕子君)野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君) 今の時点で具体的な想定というのはこれからとさせていただきたいんですけれども、いろんなイベントについてはその都度上げさせていただくとか、その機会は逃がさずにいろいろ更新のチャンスと考えて、捉えて作業するようなことは気をつけてやっていきたいなというふうに考えております。

議長(二見裕子君)坂上昌史議員。

4番(坂上昌史君)分かりました。いろいろなこと、庁内でやっているいろんな事業をアンテナを張って、そういうことを転入・定住施策にひもづけて、更新はぜひまめにやっていただきたいと思います。

シティプロモーション事業についての2点目、これも転入・定住施策についてなんですけれども、 子育て世代へのブランディングやメッセージ発信は今のままでいいのかということでご答弁をお願いします。

議長(二見裕子君)野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君)では、2点目の子育て世代へのブランディングやメッセージの発信について答弁申し上げます。

ブランディングにつきましては、他団体との差別化を図るための現時点の不変の方向性として、これまで着実に積み上げてきた充実した子育で・教育などの施策により磨きをかけ、子育で世代に選び続けてもらえるようしっかり取り組むこと、これを大前提といたしまして、引き続き、子育で、教育のまちのブランドイメージをさらに浸透させるべく取り組んでまいりたいと考えております。その上で、ご質問いただきましたとおり、メッセージの発信をより効果的に行う必要があると考えております。

そのための情報発信ツールとしましては、電子媒体が中心となっている中、コロナ禍においてさらにその有用性の認識が深まり、各自治体においてはSNSなどを活用した様々なシティプロモーションの取組が実施されております。

本町においても、YouTuber養成講座の開催など電子媒体による住民主体のプロモーションを推進すべく取り組んでいるところであり、さらに現在その構築作業を進めております、繰り返しになりますが、令和3年12月予定の町ホームページの更新におきましては、転入・定住促進に係る特設ページをリニューアルし、本町の充実した子育て・教育施策の内容をより簡易に分かりやすく伝えられるようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

一方、これまで活用してきた紙媒体の転入・定住促進パンフレット「ほほえみ 子育て 熊取町!」ですとかプロモーション冊子「熊取ものがたり」につきましては、作成からも一定期間が経

過している中で、掲載モデルの肖像権に係る使用期限が令和4年度末をもって満了することなどから、これらの紙媒体の活用方法なども含めたシティプロモーションの在り方についても併せて整理・検討してまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長 (二見裕子君) 坂上昌史議員。

4番(坂上昌史君)いろいろ変えていただけるということなんですけれども、実際、じゃ特設サイトに どうやってたどり着けるんだろうというので、いろんなキーワードで検索しても、すごく具体的に 「熊取町 転入定住」とかかなりピンポイントなキーワードで検索しないと上位に上がってこない ので、そこはやっぱり、先ほど申し上げたように更新頻度が低いとか、そもそもこの辺の人に見ら れていないというようなのが原因かなと思われます。その辺はきっちりとキーワードとかを意識し ていただいて、ページの更新に当たっていただきたいなと思います。

子育て世代へのブランディングやメッセージの発信ということで、ここも特設サイトへの情報の掲載の仕方なんですけれども、今まででも北保育所の大規模改修工事とかされていると思うんです。 そういったのは要は子育てに直接つながるような情報なので、ここの特設サイトに載せようとかという考えはなかったんですか。

議長(二見裕子君)野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君)その点につきましても、議員からのご指摘を踏まえますと、その辺の直結という部分では確かに欠けていたのかなと思います。それも先ほど申し上げた様々な機会を捉えて更新頻度につなげて皆さんの理解を進めていただくという意味でも、各課と連携もきっちり、今の情報を密に吸い上げるようなことも考えて、更新の頻度であるとか注目度を上げるような施策につなげてまいりたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

議長(二見裕子君)坂上昌史議員。

4番(坂上昌史君)その辺が、更新するネタがないなと思っているのが、実際はどんどん日々熊取町でやっているような保育であるとか学校の施策が更新する方につながってなかったというのは、一番ほぼ更新されてなかったという原因かなと思います。例えば学童クラブの1つ増設とかクーラーを更新したりとかというのもあったでしょうし、小・中学校のトイレの洋式化もそうやったのかもしれないし、教育委員会でいくとALTを配置していますよとか図書館司書も各学校に置いているとか、そういうのもどんどんどういった活動をしているんかというのも図書館司書の方に教えてもらって更新するも一つでしょうし、ネタは幾らでもあったのに、そういったところが総合政策部にとってつながってなかったというのが一番の更新頻度がなかった原因でしょうし、そこがつながったら、1年間で4,600という実績をもっと超えていたんじゃないんかなと思われるんです。なので、もう少し全体の施策を見渡して、子育てにつながるような情報は、漏れなく小まめに更新していっていただきたいなと思います。

なので、先ほど言われていたいろいろなSNSとかを使っていただいて、ぜひもうちょっと簡単なキーワードでも引っかかるような特設ページにしていっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

次、大きい2点目、熊取町のキャッシュレス化についてお伺いします。

熊取町は、スマートシティ構想にまちのキャッシュレスという項目あるんですけれども、これに ついて進んでいるのか、ご答弁をお願いします。

議長(二見裕子君)野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君)熊取町のキャッシュレス化についての1点目、熊取町スマートシティ構想にあるまちのキャッシュレス化の進捗状況について答弁申し上げます。

昨年10月に策定しました熊取町スマートシティ構想においては、その7つの政策分野の一つにまちのキャッシュレス化を掲げ、現金の持ち歩きが不要になるなどの消費者のメリットに加え、現金

管理業務の軽減や売上げ機会の増加などの事業者のメリットもあることから、国のキャッシュレス 化推進の取組と連携し、地域における機運を醸成することとしております。

その具体的な取組として、令和2年度において、町内中小企業事業者店舗を対象としたキャッシュレスポイント付与事業の社会実証を検討いたしました。その結果、当該事業により付与するポイントが本町住民に限定できないことや事業費が高額になってしまうこと、新型コロナウイルス感染症対応の地域生活・経済支援を優先すべき状況であったことなどを総合的に勘案しまして、その実施を見送ったところでございます。

ご質問のまちのキャッシュレス化の進捗状況につきましては、国によるマイナポイント事業の実施などを通じて全国的にその流れが定着しつつあり、本町におきましても、現在、大手キャッシュレス決済事業者の加盟店が355店舗あり、昨年10月の220店舗から135店舗増加するなど、各店舗のキャッシュレス化への対応が着実に進みつつあります。今後におきましても、この流れを後押しするべく、熊取町としましても国の推奨する複数のQRコード決済を一つのQRコードで対応を可能にするシステムであるJPQRの導入支援に係る情報を熊取町商工会を通じて提供するなど、まちのキャッシュレス化の機運を醸成しながら推進につなげてまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)坂上昌史議員。

4番(坂上昌史君)以前よりは進んでいるということなんですけれど、この辺はこっちのほうが便利やし、普通に皆さんが使っていったら事業者の方は勝手に導入するんであろうなというのが予想できていたので、進んでいるというのは普通なのかなと。そこで、今現状でも導入されていない事業者の方にも導入していただくという意味では、もうちょっと何か取り組んでいただけたらなと思っているところなんです。

民間の事業者の方にQRコード決済とかキャッシュレス、そこを導入していただくのも便利になる一つなんですけれども、2点目の役場の窓口、これ役場と書いたんですけれども、ひまわりドームとか煉瓦館での使用料とかもそうなんです。今現状、払えないかなと思うんですけれども、窓口での支払いのキャッシュレス化はどうかということでご答弁お願いします。

議長 (二見裕子君) 野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君)では、続きまして役場の窓口での支払いのキャッシュレス化のご質問について答弁申し上げます。

キャッシュレス化につきましては、国を挙げて推進している施策であり、また、熊取町スマートシティ構想においてまちのキャッシュレス化及び役場のデジタル化に取り組むべき政策分野の一つと位置づける中、議員ご質問の役場窓口でのキャッシュレス化につきましても実施が不可欠なものと認識しております。今年度においては導入に向けた検討に着手したところで、令和4年度当初予算計上に向け準備を進めているところでございます。

その検討状況を申し上げますと、まずは手続件数が多い住民票や税証明書の発行手数料についてキャッシュレス化を検討しており、その導入に当たっては、QRコードをはじめクレジットカードや交通系のICカードなど複数の支払い方法に対応可能とし、利用される多くの住民の皆様にとってサービスの向上が実感できるものとなるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

今後、方向性が固まりましたら改めてご報告させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)坂上昌史議員。

4番(坂上昌史君)ありがとうございます。考えていいただいているということで、それはぜひ実現できるようにしていただきたいなと思います。キャッシュレス化を進めていっていると言うているのに、役場の窓口で現金しか駄目ですと。官公庁とかで支払いするときは基本的に現金なんで、進めると言っている側が現金やんかというのはいつも思っているところなので、そこはぜひ早急に導入していただきたいなと思います。

さっきの答弁になかったんですけれども、ひまわりドームとか煉瓦館の使用料について、その辺はどうですか。

議長(二見裕子君)野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 惠君)答弁の中で申し上げたんですけれど、まずは一番手続の多い役場の手数料関係、住民課のいろんな戸籍関係、住民票等の証明関係ですとか税の証明等の部分でまず導入させていただいて、その後改めて、指定管理者との契約の調整なんかもございますし、ドームについてはですね。その辺もありますので、まずは役場のスタートを見ながら、じっくりとそれは利用勝手のいいように進めさせていただきたいなということでご理解いただきたいと思います。

議長 (二見裕子君) 坂上昌史議員。

4番(坂上昌史君)今でも国はモニター自治体というようなところをつくって、それをどういったところに課題があるんかというのを洗い出している状況でどんどんやれというのも、こことしてもしんどいところなのかなと思うんですけれども、キャッシュレスがいける支払いと現金の支払いが交じっているというのもまたそれはそれで面倒くさいところなので、これはぜひ、確かに委託しているというところなのでハードルはちょっと高いのかもしれないですけれども、熊取町の公共施設の利用料とかも全てぜひ同時にキャッシュレスにしていただきたいなと思うんです。難しいと言うているんですけれども、町長、その辺はどうお考えでしょうか。

議長 (二見裕子君) 藤原町長。

町長(藤原敏司君)議員おっしゃるように、全てというんですか、できる範囲で一緒にできればそれは それにこしたことはないと思うんですけれども、いかんせん手探り状態な部分もございますので、 まずは利用度の多い本庁内の住民課、また納税といったところから始める中で、できるだけ迅速に ひまわりドーム、また煉瓦館での手数料の支払いについても進めていきたいというふうに思ってお ります。多少時間をいただければというふうに思います。

以上です。

議長(二見裕子君)坂上昌史議員。

4番(坂上昌史君)国全体でも官公庁の窓口でのキャッシュレス支払いというのは2020年度から始まったところなんですけれども、絶対世間の流れとしてはキャッシュレスのほうでQRコード決済なりICカードなりクレジットカードの支払いというのはどんどん進んでいっているので、現金の支払いしか駄目ですというようなのはぜひなくしていっていただきたいなと思います。

来年度から導入できるようにしていくというようなご答弁やったんですけれども、この役場の窓口の利用頻度の多い支払いだけじゃなくて、公共施設の使用料もぜひ同時にキャッシュレスができるように進めていただけたらなと強く要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長(二見裕子君)以上で、坂上昌史議員の質問を終了いたします。

次に、創生くまとりを代表して、田中豊一議員。

1番(田中豊一君) それでは、創生くまとりを代表しまして、まず私のほうから令和2年度主要施策の成果、決算に関する会派代表質問をさせていただきます。

まず初めに、一般質問、会派代表質問でほかの議員からも出ておりましたコロナ対策については、昨日、政府の専門家委員会で9月12日から30日まで大阪を含む多くの都道府県で緊急事態宣言の延長が決定し、今後、大阪府、熊取町も対処方針を進められると聞いております。同時に、各議員から出ておりましたワクチン接種や小・中学校の児童への感染について、今日の朝の新聞報道で、隣の貝塚市で小学5年生の7人から陽性反応が出、また岸和田市でも出たということで、今後、ワクチン接種も努力していただいておりますけれども、今後もこの点についてもよろしくお願いしたいと思います。

では、通告に従いまして、私のほうから大きく2点質問させていただきます。

まず、1点目ですけれども、地区老人憩の家の耐震改修の状況と今後の計画についての質問をさせていただきます。

ご存じのとおり、地区の老人憩の家は地区の集会所も兼ねており、また、身近な公共施設としているんな団体が活用されております。ほかの施設がない地区については、老人憩の家については一時的な災害のときの避難所であったり、また、こちらで会合やいろいろ福祉的な、防災的なそういう拠点を置かれているような施設であります。

まず、1点目ですけれども、地区老人憩の家で現在耐震改修済みのもの、改修中、未改修のもの、地区公民館と老人憩の家併設のものの一覧表を示してくださいということで、当局側の資料を頂いております。この資料をご覧ください。

これは、もう答弁はよろしいんですか。お願いします。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君) それでは、1点目の地区老人憩の家の耐震改修の状況と今後の計画についての1つ目、地区老人憩の家及び地区公民館併設老人憩の家の改修状況についてご答弁申し上げます。

老人憩の家は、昭和49年度より順次設置し、町内各自治会38か所に整備されております。そのうち26か所が昭和56年以前の旧耐震基準で建設されており、耐震化については急務となっております。また、介護予防の拠点施設としてタピオステーションでの利活用を目的とし、国の補助金を活用し、平成30年度より急ピッチで進めておるところでございます。

お手元の資料をご覧ください。

併設施設を除く旧耐震基準の老人憩の家につきましては、一部地区を除き令和3年度をもって17施設の耐震改修は完了する見込みとなってございます。一方で、残る6地区の公民館併設老人憩の家につきましては、令和3年3月議会会派代表質問での河合議員へのご答弁においても申し上げましたとおり、地区のご負担も生じることから、各地区の意向を確認しながら進めてまいりたいと考えておるというような状況でございます。

以上です。

議長(二見裕子君)田中豊一議員。

1番(田中豊一君)ありがとうございます。一覧表を見せていただいて、新耐震基準にかなっているのが12か所あるということで、トータルで38の地区の老人憩の家があるということ、それから、課題となるのが6か所の併設施設になるかなというふうに認識しております。

2点目なんですけれども、改修済み、改修中の地区老人憩の家の、これは立地条件とか広さとか、 それから中の傷み具合とかによって違うとは思うんですけれども、平均改修費が分かれば教えてい ただけますか。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君)続きまして、2つ目の改修済み、改修中の地区老人憩の家の平均改修費についてでございますが、耐震改修を実施した17地区の耐震診断及び実施設計、改修費用全ての支払い総額及び契約額での平均の改修費用については約1,900万円であり、平米単価の平均といたしますと1平方メートル当たり約17万円となってございます。この費用につきましては、耐震改修に合わせ、屋根や外壁等の長寿命化の改修に係る費用も含まれております。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)田中豊一議員。

1番(田中豊一君)ありがとうございます。国の補助金をタピオステーションという高齢者の健康の拠点として申請されて補助金を頂きながら、また町の単費、ふるさと寄附の一部を活用しながら平均1,900万円で地区を改修していただいているということは、非常にありがたいことで頭の下がるところであります。私の住んでいる地区、朝代もこの間、8月の末に一応完成しまして、活用するということで進めております。

こういった中で、私のほうから3点目、4点目の質問をさせていただきます。

町長の2期目のマニフェストの中に、全ての老人憩の家の耐震化について行っていくということ

が明記されておりました。この前段としては単独立地のものを中心にということで、恐らくこれは国の補助金を頂くということで意識をされて明記されている中で、まず5か所をスタートさせるんだと。その文章の下のほうには全てのということが書かれておりましたんで、これについて、単独のものが進んできている中で今後どうされるのかということで、その考え方を示していただきたいんですけれども、それは同時に、なぜこういうことを言うかというと、現在進んでおります公民館・町民会館保護について同列でその中に載っているんです。これはもうスケジュールどおり取り組んでいるところでございまして、地区公民館と老人憩の家の併設施設についても今後は取組をスピードアップされて、少なくともロードマップを示し、併設施設を持っている地区に話の材料として進めていく必要があるんではないかというふうに考えておりますので、それについてご答弁をいただきたいと思います。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君) それでは、3つ目の耐震化への取組のロードマップについてご答弁申し上げます。

先ほどの1つ目のご答弁でも申し上げましたとおり、今年度中には単独の老人憩の家の耐震化は 完了する見込みとなっており、また、引き続き着手してまいります公民館併設老人憩の家の耐震化 では地区のご負担も生じることから、各地区の事情も考慮しながら計画的に取り組んでまいりたい と考えてございます。

ご質問にございますロードマップにつきましては、これまでの単独老人憩の家の耐震改修のスケジュール等を参考に、各地区との協議を町内関係部局と一丸となって鋭意進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)田中豊一議員。

1番(田中豊一君) 老人憩の家担当の健康福祉部長のご答弁なんで、ある程度限界があるかなというふうに思うんですけれども、国の補助金を頂きながら、また、町長のマニフェストの中に出ております内容を確実に進めていただいていることはよく分かるんです。これは、進めるにはやはりいろいろ単独の部だけではなかなかしんどいなというふうなことを認識しておりまして、少なくとも町トータルとして、どっちか言うたら事務マターというよりは政治マターというふうに考えておりますので、そのあたり、副町長あたり何か調整の中でのご意見があれば、ロードマップについてご答弁いただけますか。

議長(二見裕子君)南副町長。

副町長(南 和仁君)まず、現在進めております単独の施設の耐震化につきましては、今年12月をもって19地区の老人憩の家が終了するということで、この件に関しましては、町長の熱い思いと、そして渡辺議員、また議長から交付金の獲得にいろいろと大きなご尽力をいただきまして、また、田中豊一議員には私ども、先輩としていろんなアドバイスをいただいた中で成し遂げられたことだと思っております。どうもありがとうございました。

その中で、続いて併設の老人憩の家につきましては、先ほど健康福祉部長のほうからありましたように、各地区ごとにやっぱり個別事情もかなり大きく違います。当然財政事情、台所事情も違いますので、そういったところをしっかりと協議を重ねて進めてまいりたいというのが基本的な姿勢でございます。

ただ、町内につきましては、老人憩の家併設の耐震化につきましては4部6つの課による調整会議が持たれております。関係するところといたしましては、健康福祉部の健康・いきいき高齢課、総務部の総務課、総合政策部の企画経営課、財政課、危機管理課、そして都市整備部のまちづくり計画課ということで、先ほど申し上げましたように4部6課による調整会議が適宜持たれて進めているところでございますので、たまには私の部屋で関係課が集まって、この件について協議をしているというようなこともございます。それは、議員おっしゃったように政策マター、また町長の政治マターとして取り扱っているというところでございます。

以上です。

議長 (二見裕子君) 田中豊一議員。

1番(田中豊一君)ありがとうございます。副町長を中心に事務担当者が集まって検討いただいているということはありがたいと思うんですけれども、資料を見ましても、6つの公民館併設の老人憩の家については建築面積も延べ床面積も違いますし、憩の家の床面積も違います。建築面積の大きい地区については、全体をやっぱり耐震化するということやったら相当な金額の予算が必要になってくると思いますのでなかなか悩ましいところやとは思うんですけれども、町としては、個人の住宅の耐震化について補助金も出しているところから、やはり今までの公民館の改修というふうなこととは別に考えていかなくてはならないかなと思います。

私が言いたいのは、要するに改修が終わりつつあるところは別として、6つの地区についてはやはりロードマップを示していただいて、それで各地区が判断すると。どっちかいうたら耐震化をやってほしいというふうに進めるべきやと思いますので、そのあたり、町長からちょっと力強い回答をいただければありがたいんですけども。

議長(二見裕子君)南副町長。

副町長(南 和仁君) 町長ということではございますが、私のほうから加えて現状の状況についてお話しさせていただきます。

今、私も健康福祉部長もお話しさせていただきましたように、各自治会、地区の役員の方々、また区長のほうといろいろと協議を進めております。本当にそれぞれ個別事情、先ほども言いましたけれど様々です。それを一つの時期に合わせてロードマップをつくっていくというのは非常に困難であると思っております。しかも、そこに対して国の交付金をどのタイミングで獲得していくかということも非常に大きな課題であろうというように考えております。

ただ、そういうふうにしておってもなかなかロードマップは仕上がりませんので、一番大事なところは、この前もちょっと町長と話をしておったんですけれども、一体、老人憩の家、公民館と併設の施設に耐震化するのに幾らかかるんやというところが一番大事なところでして、それを出さないと、地区として幾ら負担をしなければならないのかというのが見えてこない。次の質問にもあるんですけれども、その中で熊取町がどのような補助金制度を創設しなければならないのかということも全く分からない。上限額を設定することはできないという状況になっていますので、令和4年度に向けて耐震診断のほうをやらせていただきたいなというように考えております。これも、耐震診断を受けますよという地区もあろうかと思いますし、また、もういいよという地区もあろうかと思いますので、予算化に向けて、そのあたりは先ほど言った庁内連絡会議を持っておりますので、そこでしっかりと進めていきたいというように思っております。若干次の質問にも影響した答弁になりましたが、申し訳ございません。

以上です。

議長(二見裕子君)田中豊一議員。

1番(田中豊一君)この質問をさせていただいて今、副町長から答弁いただいた。一歩前進かなというようなことで、ありがとうございます。

各地区も課題になっていますけれども、区長もやっぱり何年かで替わられますし、その後を引き継がれる地区で住んでいる若い方、また今後役員になっていく年代の方というのは非常に自分のこととして今度心配していかなくてならないんで、やっぱりロードマップであるとか耐震診断を、やるかやらないかは地区で決めるということなんですけれども、憩の家は公共施設ですし、公民館、地区の集会所についても準公共施設ですので、そのあたり、町のほうも理解していただくように十分説明していただいて、耐震についてはできたらまとまってやれば国への補助金とかも申請しやすいと思います。そうなってくるとまた予算的なものもなかなか大変やと思うんですけれども、そのあたりはよろしくお願いします。

それでは、4つ目に移らせていただきます。

今回答いただいたんで多くはあれなんですけれども、思い切った補助金、今600万円という、以前はもっと金額は大きかったんですね。これも1回限りということで、それをもらって建てた地区もあるわけなんですけれども、耐震診断の後は個々に交渉するのでも限度額とかそういうことを定めていかなあかんと思いますので、そのあたりは今の枠組みではない思い切った補助が必要かなと思っています。そのあたり、ご答弁いただければありがたいです。

議長(二見裕子君) 林総務部長。

総務部長(林 利秀君)それでは、4点目、地区公民館と老人憩の家併設施設の耐震改修に係る補助制 度の創設についてご答弁申し上げます。

現在各地区に活用いただいています熊取町地区集会所等施設整備事業補助金につきましては、地区公民館等の施設整備事業を実施する場合に当該地区に対して補助金を交付するもので、補助内容といたしましては、新設及び増築につきましては累計600万円、補修・改善につきましては120万円を上限に、それぞれ工事費の2分の1の範囲内で補助するものでございます。

この補助制度につきましては、地区公民館の耐震化にも活用できるものではありますが、耐震改修には多額の費用が必要であり、各地区において地区公民館の耐震化を図る上で大きな負担となることは認識しているところでございます。

地区公民館と老人憩の家併設施設の耐震改修に係る新たな補助制度の創設につきましては、各地 区において施設の耐震改修工事が円滑に進められることにつながると思いますが、一方では町の財 政負担も新たに増大するということにもなりますので、慎重な判断も必要でございます。

このような考えの下、現在、既存補助制度の枠組みや各地区の費用負担も考慮しながら、地区老人憩の家の耐震スケジュールと歩調を合わせるべく関係部局と連携し検討しているところでございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げ、答弁といたします。

議長(二見裕子君)田中豊一議員。

1番(田中豊一君)ありがとうございます。総務部長の答弁としてはそのあたりが限界かなというふうに思って聞いておりました。この質問をすることによって、各部、各課が真剣にこの問題について対応していただきたいと。ご存じのように、この中にはしっかりと書いています。住民への約束ですので、これはね。その点はよろしくお願いしたいと思います。

今この話をしても前へは進まないと思うんですけれども、やはり耐震診断をされる地区が出てきて耐震診断をされて、その中ではやっぱり柔軟に、地区が呼び水として工事をしやすいような調整が当然必要になってくると思いますので、その点、十分配慮されてやっていただけるように、これは最後に町長、どういうふうに進めるかご意見いただけますか。お願いします。

議長 (二見裕子君) 藤原町長。

町長(藤原敏司君)タピオステーションでタピオ体操をやっていただきながら、フレイル予防、健康増進ということで考えております。大きな施策でありますので、そういったことが身近な場所でやってもらえる老人憩の家、集会所、これについては当初から耐震をやる必要があるというふうに思った中で、公約として掲げさせていただきました。全てが同じ条件ではないということは皆さん方もご存じのとおりでありますので、できるところから耐震化を進めていく。その中で、併設されている施設が6地区あります。今まで議論の中でありましたように、状況が違う中で各地区の考え方もまだはっきりと出ていない地区もございます。そういったところにはいろんな資料を基に相談させていただく中で、できる限り耐震化を進めていくというのが私の信念でありますので、その辺については各部署、担当は理解してくれているはずだと思います。熱意を持ってこの全ての耐震化を進めていく覚悟でありますので、また皆さん方には途中でいろいろな協議もさせていただく必要があろうかなと思いますけれども、ご協力をお願いしたいと思います。

また、各地区の役員の方々にもそういった思いを伝えながら進めていきたいというふうに思って おりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長(二見裕子君)田中豊一議員。

1番(田中豊一君) ありがとうございます。熱意を持ってというお言葉をいただいたんで、これぐらい にしておきます。

1点だけ、ちょっと状況を教えてほしいんですけれども、大宮のうわさでは、新しいものを建てたいんで、それも違う場所でというのがあって止まっていると聞いているんです。何か進展がありましたら教えていただけますか。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君)大宮地区との関係でございますけれども、こちらにつきましては、耐震の 状況の診断を進めておる中で、補強方法を3つほど町のほうで作成し、自治会のほうにご提案して いるというのが今のところの正式な流れでございます。あと、自治会の中でそれを協議していただ いておりまして、そのご返事を今待たせていただいているというのが今正直な状況でございます。 あと、その中で新たな場所とかというような話は、正式には我々、まだ伺っていないというよう な状況にございます。

以上です。

議長(二見裕子君)田中豊一議員。

1番(田中豊一君)単独の施設でここだけ残るといろいろ問題もあると思いますので、提示されてから 区長も2代替わっているのもあるんで、そのあたり、新しい区長と今後詰めていただいて、地元に も議員もおられますので、その調整もお願いするとして、これについてもよろしくお願いしたいの と、また補助金ももらえるような形で進めてもらいたいんですけれども、どうですか。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君)形の上では単独ということになるんですけれども、もともとの成り立ち経過は、ご承知のとおり、大宮会館という木造の建物があって、そこに鉄骨造りで老人憩の家を増設させていただいているという事実上併設で、木造の分については今も自治会のほうの維持管理ということになっております。どうしてもこれは自治会のほうのご負担も当然生じますし、自治会のほうの内部調整、これが済まないと我々もなかなか難しいところでございます。

その中で、先ほど出ておりました集会所への補助の関係だとかその辺も同時に進めば、我々健康 福祉部としても自治会との協議というのはやりやすくなっていくのかなという、そういう思いは持っておりますけれども、これはもう先ほど来より話の出ております全庁的に議論をした中で、その 制度について進めていかなければならないということになりますので、大宮のほうだけを特別にと いう話とかはなかなか難しいんでしょうけれども、またそれはそれで各地区ごとの状況を丁寧に聞 かせていただいて、今後調整を図っていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいた します。

議長(二見裕子君)田中豊一議員。

1番(田中豊一君)今の答弁の中でちょっと私、不思議やなと思った点がありまして、一覧表の中には 単独のところに載っているんですけれど、今、何か併設みたいな話が出ました。私は、単独の老人 憩の家で大宮自治会の考え方が今のほかの地区でやっている事業とはちょっと合わないんで進んで いないんかなという認識でしたんですけれども、何か併設の施設なんですか。

議長 (二見裕子君) 山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君) これも議員ご承知やと思うんですけれども、事実上、地区の建設された木造の建物、そこに鉄骨造りの老人憩の家を途中、51年にその部分を増設している。形はもう明らかにいわゆる併設型になっています。ですので、自治会のご意向を確認した上でないと進められないと。単独で老人憩の家をぼんと建ててやっているという単独型という形にはなかなかしづらい。これ、すみません、表の中で単独のほうに分類しておりますのは、その当時の経過、いきさつがございましてこういった単独のほうに分類はしておるんですけれども、事実上これは併設扱いで、自治会等の協議が必要な案件という中身になっております。

以上です。

議長(二見裕子君)田中豊一議員。

1番(田中豊一君) そのあたり、私は個別の話をするつもりはないんで、また地元のほうと調整していただいて、前へ進むように努力をお願いしたいと思います。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

質問の内容は、雨山川災害復旧工事を教訓とした造成工事、特に盛土工事地区の点検と開発指導についてという内容です。

ご存じのように、この夏はゲリラ豪雨であったり長雨が続いたり、気象変動によって今まで想像ができなかったような集中豪雨が起こって、不幸なことに静岡県の熱海市では、ひょっとしたらこれは人災かなと言われる盛土の部分が崩壊し、土石流となってほかの部分も巻き込んで、たくさんの方が犠牲になられたという事件は皆さんもご存じのことだと思うんです。

雨山川の災害復旧に関わるのは技術検証が進んでおりまして、私も2回傍聴させていただきましたですけれども、専門家の方々のご意見を聞かせていただく中で、もっともだなというふうな話もお伺いさせていただいております。今後は、この検証がまとまった中で関係する個人住宅の方々との交渉が待っていると思うんで、そのあたりはあとよろしくお願いしたいと思います。

それでは、内容に入らせていただきます。

まず1番目、大阪府住宅供給公社の開発であるこのたびの崩壊のあった盛土の部分は、もともと販売予定がなかったか、もしくは販売を控えていた場所です。ほかの区画の販売から10年ほど経過して以降に販売されたと聞いております。大量の盛土を行い販売した大阪府住宅供給公社の責任はないのかどうか、ご答弁いただけますか。

議長(二見裕子君)濱田都市整備部理事。

都市整備部理事(濱田隆之君) それでは、雨山川災害復旧工事を教訓とした造成工事、特に盛土工事地 区の点検と開発指導についての1点目、大量の盛土を行い販売した「大阪府住宅供給公社」の責任 について答弁申し上げます。

大阪府住宅供給公社の開発に関しては、宅地造成に係る記録が町には存在せず、過去の経緯について不明な点が多いため、明確なことは申し上げにくい面がございますが、まず、公社自体が大阪府の100%出資法人であることからも、当時の許可基準に適合しない造成を行ったということは基本的には考えづらいのではないかと推察しております。

加えて、一般論が前提となりますけれども、宅地に何らかの問題が生じた場合でも、その宅地が 当時の許可基準に基づき造成された宅地であれば、明確な瑕疵の証拠がない限り、責任を求めるこ とは難しいという旨の見解を本町顧問弁護士からもいただいているところでございますので、ご理 解いただくようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)田中豊一議員。

1番(田中豊一君)顧問弁護士まで聞いていただいてありがとうございます。

確かに昭和47、8年ぐらいの工事やと思いますので50年、都市計画法ができて間がないようなときの工事やと思いますので、いろいろ限界もあるかなと思うんですけれども、大阪府の直接やないけれども、関係団体が施工したものであるから間違いがなかったんじゃないかというふうなことです。ただ、専門家委員会の中でも土坡の安定勾配の話やとかそういうことも出ておりましたし、また、私は現地が近いんでよく工事中も見ていたんですけれども、雨山川の橋から下流のほうは緑地のところにコンクリートブロックがあるんです。当該地区については緑地に土坡だけで、上に草ぼうぼうというか、ブロックとかもなかったんですけれども、これは何か見解があるんですか。

議長 (二見裕子君) 濱田都市整備部理事。

都市整備部理事(濱田隆之君) 先ほどもご答弁を申し上げましたとおり、経緯等不明な点が多いという ことで、上流側と下流側の構造物の違いということにつきましてどういう理由でそういう構造物の 違いがあったかというのは、現時点ではちょっとお答えしづらいというふうな状況でございます。 議長(二見裕子君)田中豊一議員。 1番(田中豊一君)分からないということでいいのかなと思います。

では、2番目に移ります。

開発行為の際、都市計画法第32条の協議で、これは緑地を引き取っていますので、第32条で。当然、どういう工事をするというのは事前協議が終わったぐらいのあたりで工事の内容が分かってくると思うんですけれども、盛土工の工種変更やコンクリート擁壁の指導というか、土坡からこういうものに変更というのは可能でしょうか。

議長(二見裕子君)濱田都市整備部理事。

都市整備部理事(濱田隆之君)2点目の開発行為の際、都市計画法第32条の協議で、盛土工の工種変更 やコンクリート擁壁の指導は可能かについて答弁申し上げます。

開発者が開発許可を申請しようとする場合は、都市計画法第32条に基づき、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、同意を得ることになります。多くの場合、事前協議の段階で、盛土工の工種や擁壁の形状等についても、公共施設管理者との協議を踏まえ、開発許可に係る基準に基づき計画されることとなりますので、その時点で必要な協議は可能であると考えております。

したがいまして、仮に開発行為によって町管理の緑地等に管理上支障を来すような状況であれば、 開発者と協議することは可能であり、状況に応じて公共施設管理者の意見を踏まえ、互いに連携し て対応してまいりたいと考えております。

以上、都市計画法第32条の協議での指導は可能かについての答弁といたします。

議長(二見裕子君)田中豊一議員。

1番(田中豊一君)なぜこういうことを言うかといいますと、特に5,000平方メートルとか1万平方メートル以上の開発で、この近くにあるんですけれども、朝代大橋に隣接する元大屋紡績の跡の住宅開発のところなんかは、販売する住宅のところが川沿いになるということで当然、砂防の規制がかかっているんです。大型のL型擁壁をやっているんです。また、見出川に関係するところでは、若葉の見出川沿いのところも管理用通路の内側に大型のコンクリートの擁壁があるわけです。やはりそういう面では、売るところについてはそういうきっちり金をかけてやって、こういうふうな町に引き取ってもらうもので、上に住宅があるのにもかかわらず町に緑地を引き取ってもらうというようなところには金をかけずにやっているというのはちょっとやっぱりおかしいなと思うんで、過ぎたことを言ってもしようがないんで、今後のこういうところの開発については指導ができるということであれば、安全を考慮して、最低ブロック積みで上をカバーするとか、それからコンクリートの擁壁である程度上げて緑地を確保するとか、そういうようなことが必要になってくると思います。これは日々の開発指導の中なので、この点は担当レベルになってくると思うんですけれども、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

次、3番目に移ります。

過去に開発行為があった地域で河川周辺や大きな盛土工事や盛土法面がある地域、特に盛土工の上下に住宅が張りついているところへの点検が必要ではないかということで、私の次の坂上巳生男議員の質問もスクリーニングの話が出ておりましたですけれども、これは何か計画されていたら教えてください。

議長(二見裕子君)濱田都市整備部理事。

都市整備部理事(濱田隆之君)続きまして3点目、過去に開発行為があった地域で、河川周辺や大きな 盛土工事や盛土法面がある地域、特に盛土工の上下に住宅が張り付いているところの点検の必要性 について答弁申し上げます。

本年7月に静岡県熱海市で発生しました土石流災害を受けまして、国土交通省から各都道府県に対しまして「盛土による災害防止のための総点検について」という通知がなされました。これを受けまして現在、大阪府において、開発許可の対象となる盛土や大規模盛土造成地などの点検箇所の抽出作業が行われておりまして、今後、目視等の点検が行われる予定です。町としましても、大阪府と連携して対応してまいりたいと考えております。

以上、盛土工の上下に住宅が張り付いているところの点検の必要性についての答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)田中豊一議員。

1番(田中豊一君)ありがとうございます。国のほうからそういう指示が出ているということで、熊取町もご存じのように、山を削った部分はいいんですけれど、盛土をしている部分もありますので、特に河川が掘り割り河川になっていますから、やはりその周辺については盛土をしているところが多いと。そういうところは地盤が脆弱なところもあるということなんで、その点、過去の地形とかも調べていただいて、その点検に役立っていただけたらなと思います。よろしくお願いします。

次、4番目に移らせていただきます。

今後の開発指導についてお尋ねします。

大阪府の条例や町の条例による盛土工の適正指導については、役場各部署の役割分担を明確にして指導していただくべきと思いますが、できているかどうか、できているという答弁になるのかも分かりませんけれども、この点よろしくお願いします。

議長(二見裕子君)濱田都市整備部理事。

都市整備部理事(濱田隆之君)続きまして、4点目の①大阪府の条例や町の条例による盛土工の適正指導について答弁申し上げます。

開発許可の申請等に係る盛土工につきましては、まちづくり計画課が窓口となりまして、関係部署と連携の下、許可権者の大阪府から適切に指導がなされることとなります。大阪府及び関係部署それぞれが所管する法令に基づいた役割分担の下、連携しながら指導してまいります。

以上、大阪府の条例や町の条例による盛土工の適正指導についての答弁とさせていただきます。 議長(二見裕子君)田中豊一議員。

1番(田中豊一君)都市整備部のまちづくりのほうで中心となって進めていこうということなんですけれども、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、開発者と言われているところがまだ開発でないと、土を取っているだけなんやというふうなところの事例です。これはどこかといいますと南中学校の前です。前をよく私、車で通過するんですけれども、この夏の間、山であったところがもうほぼフラットな平地になっております。これについて私、情報収集をして、まちづくりや環境課のほうに寄せていただいたんですけれども、何か明確な答えをいただいていなかったので、ここで質問をさせていただきます。

開発申請がまだされていない状況での土の移動、持ち出しや低地への土の移動による盛土で周辺 地域にいろんな影響が出ているけれども、開発申請による事前協議ができていない中、関係部署に よる庁内連絡会議等で対応してはどうかということなんです。ご答弁いただけますか。

議長(二見裕子君)濱田都市整備部理事。

都市整備部理事(濱田隆之君)続きまして、4点目の②開発申請がまだなされていない状況で、事前協議ができない場合の、関係部署による庁内連絡会議について答弁申し上げます。

開発申請がまだなされていない状況で、事前協議前であっても状況や内容に応じまして今後も庁 内関係部署で連携し庁内会議を行うなど、情報共有や対応策の検討に努めてまいりたいと考えてお ります。

以上、開発申請がまだされていない状況での関係部署による庁内連絡会議についての答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)田中豊一議員。

1番 (田中豊一君) 現場の話はしましたですけれども、どういう影響が出ているかお話しさせていただきます。

うわさによると、南中学の前の土砂というか真砂土に近い、それから下のほうは大阪層群の洪積 世の土砂で粘土層もありましたですけれども、これは堺市美原区のほうに運ばれているというふう に聞いております。中には低かったところを埋めたりもしています。たしかここは、町の対応する 条例で500平方メートルから3,000平方メートルが町の対応ですけれども、それ以上多分あると思うんです、3,000平方メートル以上。じゃ大阪府のマターなんですけれども、こういうところは大阪府の土砂の埋立ての担当のほうに連絡されましたか。どなたか答弁いただけませんか。

議長(二見裕子君)答弁。山本住民部理事。

住民部理事(山本浩義君)現場のほうを私も見させていただいております。

まず、熊取町で規制条例があって、議員のご指摘のとおり、500平方メートルから3,000平方メートルということになっておりまして、これは外から搬入した土砂を入れた場合の盛土を規制する条例です。熊取町の条例というものは、そういうほかの例規、法規、法令が優先されるもので、熊取町のこの規制条例に当てはめることは難しいという、議員がご指摘のとおりなんですけれども、あの現場の場合は大阪府も連携しながら取り組んでいく事案かなというふうに思っております。

大阪府に連絡というか、連絡会議というのがございまして、それで町と大阪府が連携しながら取り組んでいる事案です。大阪府士砂埋立て等規制連絡協議会というものがございまして、情報共有を行っております。その中で、あそこは継続して気をつけていく事案でありますということで情報共有をやった上で、我々も現場の巡回を適宜やっていると。その中で、場合によってはちょっと泥混じりの水等、雨の場合は流れたりしているということで、そういったときは持ち主、開発者にこういう苦情が入っていますというようなアプローチも適宜やっていると、そういった今現状でございます。

以上です。

議長(二見裕子君)田中豊一議員。

1番(田中豊一君)ありがとうございます。大阪府と連携しているということですけれども、ここまで進んでいますので、あと、今後の対応をよろしくお願いしたいと思います。それと、いずれは何らかの開発が出てくると思いますので、やはり事前のあれとして監視をよろしくお願いします。

どういうことが起こっているかというと、1つは、当該地区の和田とか隣接する南山の手の住民の方は非常に不安になっています。そういう開発とかに関わったことのある自治会の役員なんかは、あんなの開発が出ていないというのは不思議やというようなこととか、ああいうがばっと土砂が減るようなところを町が指導していないというのはおかしいん違うかということを私も再三言われました。

2つ目は、長雨が続きましたんで土砂が田んぼに流れています。これはどういう被害になるんかというのは私は分かりませんけれども、3つ目は、前が中学校です。それで出入口が中学校側なんで、そこに土砂が流れて掃除しているのを私は見たことがないんで、前を車が通ったり自転車とか通る中で、やっぱり安全確保というのができにくいんかなというようなことを思っています。

さらに、そういうふうな土砂を出入りのダンプとかが持ち出すときは、やはり掃除したりプールみたいなところにダンプを通過させて、土砂を取って外へ持ち出さんための行為が必要やと思うんですけれど、これ、たしか大阪府の自然環境保全条例というのがあって、それによってそういうこととか、それから周りに土砂が流れないような行為とか、場合によっては木を植える計画をつくるとか、そういう指導があったと思うんです。そういう配慮とか、担当、これは大阪の農と緑の関係のところやと思うんですけれども、そういうような何か調整とかされましたか、教えてください。

議長(二見裕子君)答弁求めますが。いけますか。山本住民部理事。

住民部理事(山本浩義君)環境部局のほうからですけれども、土砂の盛土の、現時点では外からの搬入がないということで、自分のところの土を行ったり来たりしているだけやということなので、具体的なところが整備、指導の対象にはならないということなので、具体的な話というのは、こちらのほうからやっている現状では今の現時点ではないということで聞いております。

以上です。

議長(二見裕子君)田中豊一議員。

1番(田中豊一君)これ、過ぎたことは次のに役立てていただくための話をさせていただいていますの

で、今後、さらにあそこは高さを下げる可能性があります。開発行為が出てきた場合、やっぱり今 の話も含めて対応をきっちりお願いしたいのと、ちょっと感想なんですけれども、これは町長、副 町長、よく聞いておいていただきたいんです。

何か縦割りがやっぱりはっきりし過ぎているというか、最後に質問した内容も、以前はこういう ふうな法律とか指導の対象にならへんところは状況を皆、情報共有して、一緒に行くとかというて 当該事業をやっている方に注意喚起を図るようなことをやっていく必要があるん違うかなというふうに思いますので、今後、この対応を縦割りというのは分からんでもないけれども、開発行為になった場合はまちづくりのほうが中心になってくると思うんです。住民が困っているわけなんで、それも200平方メートルとかそのぐらいの家を建てている問題と違うんで、そのあたりの影響というのはあると思うので、あれは何ですかと僕らが聞かれた場合、答えのしようがないんで、いや、こんなん言って、こんなんで動いてくれていますよということを説明できるようにお願いしたいんです。そのあたり、ちょっとお願いしたいと思います。

議長(二見裕子君)南副町長。

副町長(南 和仁君)今回、田中議員のほうから、南中の前のまだ開発申請が出されていない現在の状況の中でこういうことが起こっているということでお話をお伺いさせていただきました。この件については、しっかりとちょっと関係所管から事情聴取、情報をまた入手した中で、町政連絡会議的なことで確認等を進めていきたいというふうに考えております。

ただ、熊取町は非常に風通しが、まだほかの自治体に比べて横のつながり、連携ができていると 私は感じております。先ほど申し上げたように、老人憩の家の耐震整備については4部6課の連絡 調整会議も持たせていただいたり、町内の今、小学校の周辺で、田中議員もご存じやと思いますが、 それもまだ本格的な開発審査は出ていません。その中で、もう既に4部5課による連絡調整会議を 持たせていただいております。南中学校の前の今の状況というのは、もう一度確認させてください。 その中でしっかりと横の連携を取って進めていきたいと思っております。

以上です。

議長(二見裕子君)田中豊一議員。

1番(田中豊一君) どうもありがとうございます。やはり今後のこともありますので、ひとつその点は よろしくお願いします。

もう間もなく時間です。私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。 議長(二見裕子君)以上で、田中豊一議員の質問を終了いたします。

会派代表質問の途中ですか、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(「11時23分」から「13時00分」まで休憩)

議長(二見裕子君)休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日本共産党熊取町会議員団を代表して、坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君) それでは、日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして、熊取町令和2年度決算に関連しての会派代表質問を行いたいと思います。

まず、1点目は盛土造成地の安全対策についてでありますが、これに関しましては、この間、雨山川災害復旧事業の内部検証というものが一定期間かけて行われてまいりました。そして、その内部検証結果が今年の3月に完成して、議員に報告されましたのはたしか5月であったと思いますが、その内部検証結果に基づく外部検証委員会の検証が現在行われている途中であります。本来であれば第3回目の検証委員会が既に終わっているところであるんですが、新型コロナの感染拡大による緊急事態宣言の影響でまだ第3回目の検証委員会が開催されないまま現在に至っております。その雨山川災害復旧工事の外部検証委員会の検証過程において、盛土を含む地盤について調査の重要性など種々意見が出されております。

今回の事例については、災害復旧工事という条件があったにせよ、盛土の存在が想定されたわけであり、しかも災害発生以前からブロックの亀裂や法面の膨らみなどが確認されており、盛土の滑りが起こり得る現状だったと言えます。

そこでお尋ねします。まず1点目に、住宅地に隣接した土地における土木工事においては地盤調査が極めて重要と思われますが、いかがでしょうか、認識をお尋ねいたします。

議長(二見裕子君)永橋都市整備部理事。

都市整備部理事(永橋広幸君) それでは、ご質問の盛土造成地の安全対策についての1点目、住宅地に 隣接した土地における土木工事においては、地盤調査が極めて重要と思われるがいかがかについて ご答弁申し上げます。

以前より土木工事における地盤調査が重要であるとの認識を持ち業務遂行をしておりましたが、 今年度開催いたしております雨山川災害復旧事業検証委員会において、地盤調査の重要性を再認識 いたしました。具体的な内容としましては、今回の災害復旧現場のような工事においては、住宅開 発の造成図面など盛土や切土などの成り立ちの分かる資料を収集し地盤調査をすることで、より詳 細な地盤が把握でき、より適切で安全な仮設工法、本復旧工法、工事施工を図ることが可能となり ます。また、事業実施時には、調査内容や図面より想定いたしました現地盤の確認をするため、携 わる発注者、設計者、施工者の3者による情報の共有も重要であることを認識したところです。 以上、答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)坂上巳生男議員。

- 14番(坂上巳生男君)ありがとうございます。ただいまの答弁の中で、工事の対象の土地の造成されたときの図面をきちんと取り寄せるということが大事だというふうにおっしゃっていただいたと思うんですが、その辺が今回の雨山川の災害復旧事業に関しては欠けていたということなんでしょうか。議長(二見裕子君)永橋都市整備部理事。
- 都市整備部理事(永橋広幸君)当初、地盤調査とともに盛土が発覚していきましたので、造成当時の図面というのは取り寄せておったんですが、今回、私たち、委員会のほうで言われております委員の皆さんは、その地盤の成り立ちを先に調べて、それを基に地盤調査に入るほうが、より一層どこに注視していかなくては駄目なのか、実際、盛土で分かってから後で地盤の成り立ちを調べるより、成り立ちを分かるほうがより詳細な土質なり特性なりが分かるのではないかということで、ご意見はいただいてございます。

以上です。

議長(二見裕子君)坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君)分かりました。工事にかかる以前に、地盤調査をやる以前に造成の図面を収集しておく必要があったということですね。基本的な認識として地盤調査が重要だということはもともと持ってはいたということかと思うんですが、今回の外部検証委員会の中で、改めてそのことの重要性を再認識されたということかと思います。

そこで、2点目に移りますが、今後、美熊台の事例のように住民から危険箇所の情報が提供された場合の対応についてどう考えているか、検討していますかということなんです。これについては、今回の検証委員会の中におきましても一定、現時点での町側の見解というのも示されていたかなと思いますけれども、改めて、現時点でどういうふうに考えているか、お考えを伺います。

議長(二見裕子君)永橋都市整備部理事。

都市整備部理事(永橋広幸君)次に、ご質問の2点目、今後、美熊台の事例のように、住民から危険箇所の情報が提供された場合の対応について検討しているかについて答弁申し上げます。

住民の方から異変が生じたなどの情報が提供された場合、異変状況の情報のみで災害が発生する か否かの判断を町職員が行うことは困難である旨の意見を検証委員会よりいただいているところで す。

今後の対応策といたしましては、急傾斜地や大規模な盛土のほか、家屋が近接しています箇所で

の住民の方からの情報やパトロールなどにより異変を確認した場合、町職員だけではなく、高度な技術力や経験がある地盤を専門とする協会などに緊急度の判断、応急対応の必要性や計測方法などを依頼し、事前の適切な対応により災害の未然防止、被害規模の縮小や復旧期間の短縮に努めていく方針でございます。

なお、現在、雨山川災害復旧事業検証委員会の委員の皆様のご助言によりまして、一般社団法人 地盤品質判定士会との協定締結に向け事前協議を開始してございます。災害時の対応、平常時のア ドバイザーや職員の技術力向上を行うことにより、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。 以上、答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君)今回、外部検証委員会の中で様々なアドバイスもいただいて、そしてまた、そういう地盤調査の専門家の、それを仕事とされている方との連携がそこで生じて、今後そういった方々のアドバイスを求めるための仕組みづくりというか、そういうことを検討されているということのようなんですが、それはぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

検証委員会の中でも、結果論ではあるがと言いながら、もし美熊台の自治会の方々から情報提供 があった際にもっときちんとした調査、対策が講じられておれば、未然に災害を防げたかもしれな いというふうな、そういうご意見があったかと思うんです。それに関連して、私は6月議会の中で もちらっと情報提供させてもらいましたが、岬町で事前対策を講じたという事例が国土交通省の資 料の中にも出てまいります。私、今回の参考資料としてつけさせていただいています大規模盛土造 成地の事前対策の意義の再整理という資料ですが、その資料の6ページのところに宅地耐震化推進 事業の一例として岬町の事例が載っております。大阪府下では、宅地耐震化推進事業の国の補助金 を活用して工事を実施したというのは岬町が唯一でありますけれども、岬町では、ここでも地元の 住民、たしか自治会のほうからもお声があったかのように聞いておりますが、岬町の事例の場合は、 住宅地に隣接する法面のブロック積みのところに異変が生じて危険ではないかということで情報提 供があり、それに対して、すぐに工事を実施したというわけではないようなんですが、岬町の場合 も一旦はモルタル詰めみたいなそういう形で応急処置をして、しばらく様子を見ていたけれども、 やはり危険だということで、国の補助金を活用しながらグラウンドアンカー工で工事を実施したと。 このための事業費が0.4億円ということで4,000万円です。ここでは被害想定額は7億円というふう に今想定されていますが、4,000万円の事業で約7億円の被害を防止したというふうに評価されて いるんです。

結果論ではありますけれども、熊取町の事例の場合も場合によったらこういった対策工事が実施できたかもしれないというふうに思いますが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

議長(二見裕子君)永橋都市整備部理事。

都市整備部理事(永橋広幸君)岬町の事例、文書で見せていただいて、後ほどまた探し出していただいて見たんですが、先ほども答弁で言いましたように、災害は、起こる箇所はどうしても起こってしまうと思います。議員言われたように、未然防止が一番防除という形で大丈夫なんですが、今回の美熊台につきましても、何らかのそのときに専門的な知識があって、何か次の変異を探していくであろうという認識を職員のほうで意識向上しておれば、このような事例が防げたのではないかと私も感じているところでございます。

以上です。

議長(二見裕子君)坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君)今回の美熊台の災害をきっかけとして、改めて大規模盛土造成地に関しては慎重な対応、事前の対策も効果的であるということを認識していただいて、今後の対応をぜひ検討していただきたいと思います。

次の3点目の質問に移りますが、大規模盛土造成地に関しては第2次スクリーニングを予定していると6月議会での答弁でありました。そのスケジュールと調査後の対策はどのように考えていま

すか、報告を願います。

議長 (二見裕子君) 濱田都市整備部理事。

都市整備部理事(濱田隆之君)それでは、盛土造成地の安全対策についての3点目、大規模盛土造成地 に関する第2次スクリーニング予定のスケジュールと調査後の対策について答弁申し上げます。

大規模盛土造成地につきましては、6月議会でもお答えしていますとおり、平成18年に改正された宅地造成等規制法の改正による宅地耐震化推進事業について、国の指導の下、大阪府と各市町村が協力して事業を進め、大規模盛土造成地マップを公表しており、このたび、町のホームページでも見ていただけるよう対応してまいりました。

また、本町としましては、令和2年11月に大規模盛土造成地の造成年代調査を実施し、大阪府に 結果報告しているところです。

今後のスケジュールにつきましては、第2次スクリーニングを行う箇所の優先順位を決める第2次スクリーニング計画につきまして、現在、大阪府において、令和5年度末に向けて作成作業を進めていただいております。その後、その優先順位に従い、順次、現地踏査や安全性把握などの第2次スクリーニングを実施してまいります。

調査後の対策につきましては、滑動崩落が発生するおそれがあり、発生した際に被害が甚大になることが想定される場合は、大阪府と連携し、造成宅地防災区域指定または宅地造成工事規制区域内における勧告を行い、宅地所有者等と協力し、滑動崩落防止工事を実施していくこととなります。 今後も、国や大阪府と協力して宅地耐震化に努めてまいります。

以上、大規模盛土造成地のスケジュールと調査後の対応についての答弁とさせていただきます。 議長(二見裕子君)坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君)ありがとうございます。大規模盛土造成地のマップにつきましては、6月議会で質問した折に熊取町のホームページからもアクセスできるようにしていただきたいと私のほうで注文をつけておきまして、現在はホームページでアクセスできるようになっているということであります。私もそれは確認させていただきましたが、できましたら、熊取町のページで大規模盛土造成地マップの意義についてもう少し、あまりにも素っ気ない感じであったというふうに思うんです。ほかの自治体の場合、かなり自治体によって種々様々ではありますけれども、確かに大阪府のホームページあるいは国の国土交通省のホームページのほうにアクセスしていけば、より詳しい情報が出てくるんでありますけれども、熊取町としても、今後の対策についてきちんと取り組んでまいりますという姿勢が伝わるような、そういう表示をできればしていただきたいというふうに思います。今後のスケジュールにつきましては、第2次スクリーニング計画を大阪府のほうで令和4年度末までとおっしゃいましたか。

議長(二見裕子君)濱田都市整備部理事。

都市整備部理事(濱田隆之君)スケジュールなんですけれども、国のほうからは令和4年度末までにという目標を提示されておるんですが、大阪府のほうから今現在お聞きしていますところ、箇所数も多く事業費もかかるということから、今のところ4年、5年の予算措置で対応してまいりたいというふうに考えているというところをお聞きしております。

議長(二見裕子君)坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君)第2次スクリーニングの計画というところまでは大阪府のほうで進めると。計画ができた後の具体的な調査の作業には熊取町も関わっていくということになるわけですか。

議長(二見裕子君)濱田都市整備部理事。

都市整備部理事(濱田隆之君) 今のところ、明確に第2次スクリーニングを熊取町のほうで行ってくださいという指示はありませんけれども、今の計画はまず大阪府に作成いただきまして、その後、箇所と進め方によるとは思うんですけれども、熊取町のほうも府と協力しながらやっていくことになるうかなというふうに今のところ考えております。

議長(二見裕子君)坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君)国のこういうホームページで閲覧できる資料を見ておりましても、あるいはただいまの答弁をお伺いしておりましても、今後の調査の進み具合というのがまだもうちょっとゆったりしているような、そういう感じを見受けるんですが、今後、大規模地震とか、あるいは豪雨災害とか、様々な自然災害によって大規模盛土造成地にどのような異変が起きるか分からないということかと思いますので、こういった系統的な調査をきちんとしていただくというのは、それはそれで大事なことなんですが、一方で、第2次スクリーニングの計画や調査と並行して町としても積極的に危険箇所をキャッチする、そういう姿勢をきちんと持っていただいて、同時に住民にも注意喚起をして、国がせっかく大規模盛土造成地マップを公表して、しかも、その添付資料の中にも書かれておりますけれども、公表については全ての住民に繰り返し徹底して周知するようにというふうなことも書かれております。

もちろん盛土造成地が全て危険だというわけではないんですが、しかし、危険である可能性を含んでおりますので、盛土造成地に現に住んでいる、あるいはこれから住もうと考えている、そういう方々に対しては、やはり熊取町の盛土造成地がどのような状況になっているかということをきちんと認識していただいて、その上で、特に30年、40年を経過して、自分が住んでいる土地の盛土の擁壁等、そういう変化がないかどうか、異変が生じていないかどうか、住まわれている方がきちんと監視していただいて、町に対しても情報提供していただくと。異変が生じた箇所が公有地、町有地であれば町として対策しなければなりませんけれども、そこが民地であって、町が本来直接工事すべき箇所ではない場合についても、それは国の大規模盛土造成地の宅地耐震化対策事業の中では、民間に対してもそういう対策工事の補助ができるように、そういうふうになっていたかと思います。その辺の情報提供もしながら、きちんと住民には情報提供し、そして住民から上がってくる情報を収集しながら安全対策を講じていくということを系統的にお願いしたいというふうに言っておきたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。はい。

そしたら、続きまして大きな2点目のコロナ禍における70周年事業の見直しについてということなんですが、昨年度、70周年事業の懇話会において様々な事業が計画され、駅前のロータリーにおける記念植樹やひまわりドームでのコンサートなどが予定されています。総額8,400万円の予算規模や内容に、これはいかがなものかというふうなそういう反対の声といいますか、首をかしげる意見も多く聞こえてきます。

共産党議員団は、予算委員会の中でも鱧谷議員のほうから、住民生活が大変な中、これはちょっと予算規模が大き過ぎるのではないかというふうな指摘もさせていただきました。そしてまた、ついこの間の6月議会では新政クラブの河合議員が、河合議員の立場としては70周年事業を応援する立場ではあったかと思いますが、そういう立場から経費の節約を求める、そのような内容の非常に事細かな詳細にわたる質問をされておられました。さすが建築関係の専門家だというふうに感心をしながら聞いておりましたが、その際、河合議員の質疑の中で、この間、一定の見直しがされていることも報告されました。

コロナの感染拡大が続いており、しかも現在の第5波においてはとてつもない感染拡大が続いており、全国的にも緊急事態宣言が延長延長となってきております。住民生活も大変困難な状況が続いている現在、70周年記念事業について大胆に見直すことが必要ではないでしょうか、答弁を願います。

議長(二見裕子君)明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君)それでは、70周年事業に関しますご質問に答弁申し上げます。

記念事業の内容につきましては、昨年度から記念事業の検討及び準備を進めておりまして、令和 2年6月に記念事業の目的や実施期間を定めました基本方針を策定いたしまして、この方針に基づ きまして庁内各部局の課長級職員及び若手職員で構成されましたプロジェクトチームを令和2年8 月に立ち上げまして、記念事業の内容を検討してまいりました。

加えて、区・自治会長や議会議員、各種団体、事業者、大学関係者など多方面にわたる委員で構

成されました懇話会を令和2年8月に組織し、プロジェクトチームの記念事業案に対し、各委員の様々なお立場からご意見を賜りながら記念事業を企画し、具体的な事業案として積み上げてきたところでございまして、令和3年3月定例会におきましてその予算案についてご可決いただいたところでございます。これらの手続を経て、令和3年6月30日開催の懇話会において全会一致で記念事業の内容についてご了承いただき、記念事業の実施に向け、段階を踏まえ、着実に準備を進めてきたところでございます。

また、記念事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況及びワクチン接種の 進捗状況などを見極めながら進める必要があることから、特に集客のある事業に関しましては、ワ クチン接種の進捗予定状況を考慮の上、感染拡大の状況がある程度収束している状況と収束してい ない状況の両面から事業案を構築しております。さらに、11月3日に開催を予定しておりました70 周年記念コンサートにつきましては来年2月に延期するなど、事業規模の縮小や延期をはじめ、内 容変更も含めて適切に判断してまいりたいと考えておりまして、ご質問にあります見直しにつきま しては適宜柔軟に対応しておると考えているところでございます。

一方で、国の対策に先駆けました本町独自の熊取町版緊急生活・経済支援策をこれまで3度にわたり実施し、加えて、次のご質問に関連しますが、第3弾の取組の一部を継続できるよう、本定例会に補正予算案を上程したところでございます。

今後におきましても、引き続き国や大阪府の動向を注視・連携しながら、真に支援が必要な方々に届きますようしっかりと支援してまいりたいと考えております。

さらに、記念事業として実施する「くまとりSANPO СОВІRІの日スペシャル」につきましては、例年の実施内容を70周年バージョンとしてプレミアム率を50%にアップさせるなど、参加する町内飲食店で使用できるチケットをよりお得に購入いただくとともに、コロナ禍の影響を受けた町内飲食店への経済支援にもつながるものであり、生活経済支援の目的を併せ持つものでございます

このように、既に中止や縮小している事業もあり、また、先ほどの「くまとりSANPO CO BIRIの日スペシャル」のように町内飲食店や住民生活経済支援につながる事業も構築しており、現コロナ禍の状況を踏まえた上での予算執行に努めているところでございます。

当然ながら、それぞれの事業を実施する際には、住民の皆様にしっかりと還元することはもとより、より多くの方々に喜んでいただけるものになるように常に念頭に置きながら進めてまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長 (二見裕子君) 坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君)当初の予定と大きく変わった点として、予定していたコンサート、秋に予定していた分を来年2月に現時点では延期しているということやら、COBIRI-1グランプリの内容の変更等について報告がございましたが、COBIRI-1グランプリ、これはグランプリという形でのコンクールのような、そういう部分はもう取りやめるということのようです。COBIRI の部分については、当初の予算に比べて変更はどうなっているんですか。

議長 (二見裕子君) 明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君)当初、こちらの予算は3,200万円を想定して構築してございましたが、今現時点は1,000万円程度減少の2,000万円程度での事業執行という予定で進めてございます。

以上でございます。

議長(二見裕子君)坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君) コンサートの予算については当初ざっくりと1,000万円とか聞いておりましたが、 これはやはり1,000万円ぐらいかかるんですか。

議長(二見裕子君)林総務部長。

総務部長(林 利秀君)いえ、できるだけ予算は抑えられるように考えてございますが、相手方と交渉

もしながら今現在進めているところでございます。具体的な金額は現時点ではお示しすることはできませんけれども、住民の皆様に少しでも元気が出るような内容をお届けするとともに費用面も極力抑えながら開催したいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

議長(二見裕子君)坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君)極力抑えるようにしたいということのようですが、金額的には現時点ではまだ示すことはできないということです。

金額的に一番気になっているのは、これは住民の方からもよく言われますが、駅前での記念植樹、大きなシマトネリコですか。シマトネリコという木はごく一般的な、あちこちの家庭でも植えられております。私の家の庭にもあります。いろんなところでよく見かける木ですが、シマトネリコは非常に大きくなると。放置しておくとどんどん伸びていって巨大になるということでよく知られていますが、駅前に植えるシマトネリコはたしか11メートルというふうにお聞きしました。その巨大なシマトネリコをたしか九州のほうですか、何か遠方のほうからはるばる運んできて植えるんだと。だから、何でそんな遠いところから運んできて、しかも、あらかじめ植えるための事前の対策といいますか、土台を構築する費用とかをひっくるめて予算委員会等で説明されていましたのは2,500万円と。実際には入札、契約の段階での減少とかで2,500万円よりは収まるみたいですけれども、それだけのお金をかけてなぜ巨大なシマトネリコを植えるのかなという、その辺が私自身もすっきりしないし、住民からも何でそんな無駄な金を使うんやとよく言われるんですが、その辺いかがなものでしょうか。

議長(二見裕子君)白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長(白川文昭君)この事業につきましては、70周年を記念して後世に形を残すという取組の中でシンボルツリーを植樹させていただくものですが、駅前につきましては、既に緑に係る取組として、町内の造園事業者の協力を得まして植栽エリアごとに個性ある花木の植栽や造作物により作庭し、日常の維持管理を行う緑化プロジェクトを実施してございます。そういう協力事業者の下、有名広場の華やかさをこれまでも創出してきたところでございまして、それの継続的な取組、集大成として、今回70周年の記念植樹、熊取町のシンボルとなる植樹を考えておるところでございます。

それと、予算につきましても、先ほど議員おっしゃられたように、総務部長も説明しておりましたが、こちらの発注につきましても落札減等生じている中、できるだけ当初の予算よりはコンパクトな形で完成するものというふうに考えてございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 (二見裕子君) 坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君)そういうふうに説明していただいてもなかなかすっきりとはしないんです。もう 既に土台が出来上がっていることですし、今からいきなり植樹を取りやめるということはほぼ不可 能であるかもしれないんですけれども、いざできてしまったというか、植えてそれが町民の皆さん になじんでくれば、ああ植えてよかったのかなというふうにはなるのかもしれませんが、何分、今 現在のコロナ禍で多くの皆さんが大変厳しい生活を送られている折に記念植樹を行うということに ついては、大変我々議員としては気にかかるところであります。

今回この質問をあえてこの時期にしようと思ったきっかけは、9月号広報を見たときの私の印象でした。6月議会で河合議員も発言されておりますし、9月のこの時点になって改めて70周年事業どうのこうのと言うつもりは当初なかったんですが、9月号広報、あれは何ページでしたか、最初のほうの表紙をめくってその次のページぐらいですか、町制70周年記念事業の見開きのページがあって、すごくそれがインパクトがあるんですね、70周年記念事業をPRするようなページで。そこでは、コロナ禍の中で苦しむ住民に対するいたわりのようなものがそのページからはあまり感じられない。あと、ずっとめくっていって、コロナに関連した情報というのはワクチンに関した情報がちょこっと載っていたぐらいで、あとは日常の広報のお知らせばかりで、町制70周年事業に関して

のPRがいやに目立つ号であったんですよ。70周年事業に関しては、予算について報道した5月号 広報ですか、そこにも出ておりましたけれども、だから、町民の皆さんが9月号広報を目にしたと きにどう思われるのかなという気がいたしました。

そういう中で、議会準備のために町のホームページとかいろいろ見ておりますと、わが町提案箱というところがありまして、そこも調べていると、その中に70周年事業について、こんなのは無駄遣いだと、コロナで大変なときに熊取町は何を考えているんやと、70周年何がめでたいんやみたいな、そんなちょっと極端な意見でしたけれども、そういうお声でありますとか、70周年事業を見直すべきだというお声が3件載っておりました。多分それは別々の方のご意見であっただろうと思いますけれども、そういう声もあり、私の周りの方々からも記念植樹に対する疑問の声とかそういうのが出ておりましたので、あえてこの時期に言わせていただきました。

ただいまの答弁の中で、費用を節約するための工夫もされておりますし、あるいは住民に還元するための、コロナ禍で大変な思いをしている住民を支援する、そういう形での取組も含まれております。そして、町制70周年という形で冠事業には入れておりませんけれども、様々な経済対策も実施していただいております。そういうことも含めれば、必ずしも70周年記念事業が全面的にけしからんというわけではないのですが、住民感情ということを考えていただいて、見直している部分についてはこういう部分を見直していますよとか、あるいはこういうふうに予算も削減されていますというふうなことは、また今後、いろんな形で住民の方々に説明していっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

大きな3点目の質問に移ります。

住民生活を応援する支援策の継続・拡大についてでありますが、長引くコロナ禍の下で経済的に 困難に陥る方が増加しております。熊取町は、これまで3回にわたって緊急生活・経済支援策を実 施してきました。これらについては大いに評価するところでありますが、依然として住民生活は大 変厳しい状態が続いています。住民生活が破綻することのないようさらなる支援策が必要かと思わ れます。その点についてご答弁をお願いいたします。

議長 (二見裕子君) 明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君) それでは、住民生活を応援する支援策の継続・拡大についての1点目、住 民生活を支える支援策として検討している内容について答弁申し上げます。

先日、江川議員の一般質問への答弁で申し上げましたとおり、住民を支える支援策として検討している内容については、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染が急拡大する中、引き続き、コロナ禍で影響を受けている住民生活を下支えするとともに、新型コロナウイルスワクチン接種を促進するため、熊取町版緊急生活・経済支援(第3弾)の取組のうち9月末で終了予定の3本の事業、町立保育所等副食費無償化事業、熊取町立小中学校給食費無償化事業及び町内循環バス(ひまわりバス)運賃無償化事業の事業期間を令和3年12月31日まで継続することができるよう、本定例会に追加事業を計上した補正予算を上程したところでございます。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を見極めた上で国からの財源にも注視しながら、引き続き、必要な支援策について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(二見裕子君)坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君)緊急経済対策のひまわりバスの無償化、学校給食、保育所副食費の無償化など、 それを12月末まで延長するということについては既にご説明いただきましたし、そのことについて は評価するものでありますが、そこを12月末までとした点についてはどういう判断であったんでしょうか。

議長(二見裕子君)明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君)この期間ですが、まず、その期間、当初の補正予算のほうで期限を9月末 としていました3つのメニューの期間設定の考え方でございますが、その当時、ワクチン接種がほ ぼ終了する時期と想定しておりましたのが9月末ということで、まずは9月末の半年間ということで設定をさせていただいたところでございます。あわせて、コロナの感染状況を見極めて延長の是非を検討していく旨を6月定例会の坂上巳生男議員の一般質問で答弁させていただいたところでございますが、現時点、ワクチン接種のほうが、ご存じのとおり予定終了時期が10月末と延びてございます。また、感染状況もいまだ出口も見えていないということから、まずは学校の2学期の終了時期と合わせて12月末までの延長というふうにさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長(二見裕子君)坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君)国からの交付金等の今後の状況もあるかと思いますけれども、コロナの感染拡大がそう簡単には収まりそうもない状況の下で住民生活を守るという観点からは、その辺は柔軟に対応していただいて、また、必要に応じてさらに延長というふうなことも検討していただきたいと思います。

そのことと関連してといいますか、事業内容としては若干異なりますが、他の自治体では事業者への支援策ということで、感染症対策の設備改修などをしている事業者への支援策として、泉大津市ではそういう感染症対策として事業所の設備を改修した、そういう事業者に対する補助金、上限20万円でしたか、そういうのを、これはたしか泉大津市の場合は商工会議所が窓口であったかと思いますが、新型コロナウイルス感染症対策事業者設備改修支援金というのが実施されております。そしてまた、これは若干タイプは異なりますが、忠岡町では事業継続推進支援事業ということで、事業継続計画(BCP)を策定したということを条件にして、テレワーク関連の機器の購入費用でありますとか防災防疫用品購入費用とか、そういったものに対する補助金を設けております。

このような形での事業者への支援策、こういったものも他の自治体では実施されているんですが、 熊取町ではいかがでしょうか。

議長(二見裕子君)明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君) コロナの経済支援対策なんですけれども、私のほう、各自治体の色がやは りあるかと思っております。ただいまご紹介されました泉大津市、忠岡町、やはり中小企業という んでしょうか、そういった事業者が非常に多く存在してございます。

一方、熊取町のほうはやはり住宅政策で進めてきたまちということもありまして、熊取町のほうでは、当然事業者支援も怠ることなく進めていくんですけれども、まず住民支援というような形で違う角度での支援という、形は違うんですけれども、違う角度で熊取町の特色を生かした支援で行っていると。ただ、今そういった形で泉大津市、忠岡町の取組もご紹介いただきましたので、そこは産業振興部局のほうとまた情報共有しながら研究してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

議長(二見裕子君)巖根住民部長。

住民部長(巖根晃哉君) そういった感染症対策に対する支援というところで、実は、産業振興課でも今、地域振興券、こちらの支援を検討する際に同じような形のことを検討させていただいたんですけれども、そのときに我々の基本的な姿勢としまして、まず国・府がやっている対策に対して、それ以外のところで支援できるものはないかということで、これまで取り組んできてございます。今、議員がおっしゃったようなところの支援というのは、今現在はもう切れておるんですけれども、7月末までに大阪府のほうで飲食店等、そういったところに対しまして感染症対策の備品設備支援金というものがございまして、こちらは1店舗当たり上限10万円というところになってくるんですけれども、そういったところが府のほうで対応されておりましたので、今現在、本町としまして地域振興券という形で事業者支援をさせていただいておるところでございます。

以上です。

議長(二見裕子君)坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君)熊取町は泉大津市や忠岡町とはまちの特色が異なるということで、熊取町は住宅

のまちだから一般の住民への支援を中心にということのようでありますが、事業者の方々の中でも大変ご苦労されている方も多数おられます。飲食店の方々については、今ご説明いただいたような飲食関係のそういうアクリル板の設置でありますとかCO2センサーとか、そういったものへの補助が府のほうからあったということも承知しておりますが、継続的にいろんな備品が必要になってくるということもあろうかと思います。あるいは老朽化したエアコンの更新とか、今まで以上にエアコンをフル活用しないといけないというふうなこともあったりします。そういうときに、やはり町としてエアコンの更新にも補助を出せるというふうなことも工夫していただいたら、また事業者に対する支援になるかと思います。ぜひその辺はご検討いただきたいと思います。

最後の質問ですが、住民にとって利用できる支援制度、国・府、そして熊取町、様々な支援制度 がありますが、役場窓口での案内、広報やホームページでのお知らせは丁寧になされていますか。

議長(二見裕子君)明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君) それでは、2点目のコロナ禍における住民が利用できる制度に関する周知 について答弁申し上げます。

まず、周知において、即時性のあるホームページについては、令和3年3月議会の会派代表質問において坂上巳生男議員から、熊取町の新型コロナウイルス感染症関連ホームページの中で個人への支援内容が事業者向けの支援ページの中に含まれているため見つけづらいとのご指摘を受けまして、即時見直しを図り、支援内容を個人と事業者別に分類し、必要な情報を確認しやすく改善したところでございます。

次に、広報紙につきましては、住民が利用できる制度について、特集記事などを作成して分かり やすくお知らせを行っており、支援策の追加などがあれば、その都度同時配布チラシでお知らせし ております。

最後に、役場窓口での案内につきましては、直接各担当課の窓口へ来られた場合はもちろん、担当課が明らかでなく総合案内窓口などに来られた場合は、生活・経済支援策を総括する企画経営課の職員が担当課をご案内するなど、コロナ禍で経済的に困難な状況にある方をしっかりと支援できるよう丁寧に対応しております。

このように、今後においても、適切な媒体を活用して個人や事業者の皆様が迷うことなく分かり やすく周知するとともに、電話や窓口では親切丁寧に対応するよう努めてまいりたいと考えており ます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君)坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君) ただいまのご答弁の中で、ホームページで個人向けと事業者向けを分けて表示するように改善したというふうに言っていただきましたが、この間ホームページを見ました折に、以前にもそのことについて触れたと思うんですが、社協が窓口の緊急小口資金・総合支援資金については熊取町のホームページ、特にコロナ関連情報のページからはなかなか見当たらなかったんです。私が見つけられなかっただけなんでしょうか。今でも見られるようになっていますか。

議長 (二見裕子君) 山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君) 社協へのつながりの分につきましても、町のまず各種手続関係の緩和措置 についてというところを開いていただきますと、そちらのほうで仕事を休業、失業された方向けと いうところが出てまいります。問合せ先に社協というところで、ここへ入っていただけると社協の ホームページ、あるいは府社協のホームページ、そちらのほうにつながるようになっております。

議長(二見裕子君)坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君)今のご説明では、結局、コロナ関連情報のところからはアクセスできないという ことになってしまいますよね。コロナ関連のところに……。

議長(二見裕子君)山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君)新型コロナ感染症関連のところで手続等というところがございます。そこ

で「各種手続き関係の緩和措置について【新型コロナウイルスの感染症対策】」というところがございます。そこから入っていただいて、その中の一つの項目に仕事を休業、失業された方向けというところがございまして、そこで熊取町の社協のほうが、一時的に資金が必要な方、生活の立て直しが必要な方への無利子貸付けという項目が掲示されてございます。

議長 (二見裕子君) 坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君)そういう整理の仕方だと、その情報を見つけるのには非常に分かりにくいということになるかと思います。だから、緊急小口資金というお金を借りようと考えている住民がどこかそういうのはないかなと思ったときにすぐたどり着けるようにするには、それはコロナ関連情報の中に最初からお金の貸付けと書いてあるか、あるいは個人向けの支援制度とか、何かそういうふうに書いてないと、そこにはアクセスしづらいですよね。だから、もっとその情報が簡単に分かるように、もちろんそれは最初から社協のホームページに行くとか、あるいは場合によったら今はもうスマホで検索する時代ですから、個人向けの貸付けとか何かそういうふうなもので検索してたどり着くことも可能かとは思いますけれども、熊取町のホームページから何かそういう情報を得ようと思ったときに緊急小口資金にたどり着くためには、もっと分かりやすくホームページの中身を整理する必要があるかと思います。

私、昨年度の議会の折でしたか、そういう住民への情報提供について質問した折に岸和田市のホームページを例示しましたが、あちこち比べてやっぱり岸和田市のホームページは分かりやすいですけれども、今回、参考資料の一番末尾のほうにつけております大規模盛土の関連資料の後の30ページのところに、新型コロナ関連のこれは高石市の広報です。ここに新型コロナウイルス感染症対策に関する支援等ということで、高石市の広報では、こういうふうに国の支援制度あるいは大阪府の支援制度、そしてまた高石市の独自の支援策とか、そういうのを整理して、もちろんこれは全てではないでしょうけれども、こういったものが広報を検索した折に見られるようになっております。こういった形で、高石市の場合はこれを継続的に昨年の5月から毎号毎号ずっと一貫してこういうふうに支援情報を整理して載せております。こういったことも参考にしていただいて、熊取町もいろいろ工夫はしていただいていると思います。また現在、ホームページをリニューアルする準備もされておると思いますので、より一層その辺は期待しておりますが、住民にとってより分かりやすい丁寧な情報の整理をしていただいて、住民生活を応援していただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長(二見裕子君)以上で、坂上巳生男議員の質問を終了いたします。

以上で会派代表質問を終了いたします。

議長(二見裕子君)お諮りいたします。議案第54号から議案第60号までの7件につきましては、7人の 委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、議会会議規則第38条第1項の規定により、これに付 託して審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本7件につきましては、7人の委員で構成する決算審査特別委員 会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、議長が指名いたします。

決算審査特別委員会委員に議席1番 田中豊一議員、議席4番 坂上昌史議員、議席5番 文野議員、議席6番 鱧谷議員、議席10番 田中圭介議員、議席14番 坂上巳生男議員、最後に私、議席7番 二見、以上の7人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました7人を決算審査特別委員会委員に選任する

ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7人を決算審査特別委員会委員に選任 することに決定いたしました。

次に、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

選任の方法につきましては、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

それでは、これから正副議長室で互選していただきます。

その間、しばらく休憩いたします。

(「14時03分」から「14時08分」まで休憩)

議長(二見裕子君)休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長が選任されましたので、その報告をいたします。委員長 に鱧谷議員、副委員長に田中圭介議員、以上でございます。

議長(二見裕子君)以上で、本日の日程は終了いたしました。よって、本日はこれにて散会いたします。 お疲れさまでした。

(「14時08分」散会)

9月熊取町議会定例会(第4号)

令和3年9月定例会会議録(第4号)

月 日 令和3年9月30日(木曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

 1番
 田中
 豊一
 2番
 大林
 隆昭
 3番
 浦川
 佳浩

 4番
 坂上
 昌史
 5番
 文野
 慎治
 6番
 鱧谷
 陽子

 7番
 二見
 裕子
 8番
 渡辺
 豊子
 10番
 田中
 圭介

 11番
 河合
 弘樹
 12番
 矢野
 正憲
 13番
 江川
 慶子

14番 坂上巳生男

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

長 藤原 敏司 副 町 長 南 和仁 総合政策部長 教 育 長 岸野 行男 明松 大介 総合政策部理事 東野 秀毅 総 務 部 長 林 利秀 住 民 部 長 巖根 晃哉 健康福祉部長 山本雅隆 会計管理者兼会計課長 中谷ゆかり 教 育 次 長 阪上 敦司

本議会の職員は、次のとおりであります。

議会事務局長藤原伸彦書記瀬野裕三

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第48号 議場映像・音響システム等の購入について

議案第50号 令和3年度熊取町一般会計補正予算(第4号)

議案第47号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例

議案第51号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第52号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第53号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第54号 令和2年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第55号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第56号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第57号 令和2年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第58号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第59号 令和2年度熊取町下水道事業会計決算認定について

議案第60号 令和2年度熊取町水道事業会計決算認定について

追加付議議案

議員提出議案第3号 中華人民共和国による人権侵害問題の解決を促し、日本政府に必要な措置 を講ずることを求める意見書

議員提出議案第4号 子どもを性犯罪被害から守るために刑法規定を見直すこと等を求める意見

議員提出議案第5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意 見書

議員提出議案第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書 議員提出議案第7号 出産育児一時金の増額を求める意見書

議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

-149-

議長(二見裕子君)皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年9月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

(「10時00分」開会)

議長(二見裕子君)なお、発言される方は、起立の上、マスクをつけたままで発言していただきますよ うお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長(江川慶子君)それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る9月15日午後1時30分から、委員7名全員出席の下に議会運営委員会を開催し、令和3年9月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしましては、議員提出議案として、中華人民共和国による人権侵害問題の解決を促し、日本政府に必要な措置を講ずることを求める意見書、子どもを性犯罪被害から守るために刑法規定を見直すこと等を求める意見書、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書、出産育児一時金の増額を求める意見書、以上5件を追加議案といたします。

なお、本5件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてでありますが、議案書の追加議事日程表のとおりといた します。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長(二見裕子君)お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、議員提出議 案の意見書5件及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上6件を日程に 追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本6件を日程に追加することに決定いたしました。

議長(二見裕子君)それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第48号 議場映像・音響システム等の購入についての件、日程第2 議案第50号 令和3年度熊取町一般会計補正予算(第4号)の件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件は、9月9日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されて おります。

総務文教常任委員会の報告を求めます。文野総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長(文野慎治君)それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る9月9日の本会議において本委員会に付託されました議案2件の審査を行うため、9月16日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席の下に総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第48号 議場映像・音響システム等の購入についての件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号 令和3年度熊取町一般会計補正予算(第4号)の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長(二見裕子君)以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員会報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第48号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第48号 議場映像・音響システム等の購入についての件を採 決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議案第50号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これに ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第50号 令和3年度熊取町一般会計補正予算(第4号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、日程第3 議案第47号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する 条例の件、日程第4 議案第51号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件、日程第5 議案第52号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件、日程第6 議案第53号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件、以上4件を一括して議題といたします。

本4件は、9月9日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されて おります。

事業厚生常任委員会の報告を求めます。渡辺事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長(渡辺豊子君)それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る9月9日の本会議において本委員会に付託されました議案4件の審査を行うため、9月15日 午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席の下に事業厚生常任委員会を開催い たしました。

その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第47号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例の件につきましては、 質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしまし

た。

次に、議案第52号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件につきましては、 質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会 いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長(二見裕子君)以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第47号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第47号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する 条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議案第51号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これに ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第51号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議案第52号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これに ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第52号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議案第53号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これに ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第53号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、日程第7 議案第54号 令和2年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第8 議案第55号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第9 議案第56号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第10 議案第57号 令和2年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第11 議案第58号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第12 議案第59号 令和2年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件及び日程第13 議案第60号 令和2年度熊取町水道事業会計決算認定についての件、以上7件を一括して議題といたします。

本7件は、9月10日の本会議で決算審査特別委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されて おります。

本7件に関し、決算審査特別委員会の報告を求めます。鱧谷決算審査特別委員会委員長。 決算審査特別委員会委員長(鱧谷陽子君)それでは、決算審査特別委員会報告をいたします。

去る9月10日の本会議において本委員会に付託されました議案第54号 令和2年度熊取町一般会 計歳入歳出決算認定についての件ほか6件の審査を行うため、9月21日、24日及び27日の3日間に わたり、町長ほか関係職員の出席を求め、決算審査特別委員会を開催いたしました。

その審査の中で出された意見、要望及び審査の結果について報告いたします。

まず、議案第54号 令和2年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、歳入、歳出を 総務文教常任委員会及び事業厚生常任委員会の所管事項におおよそ区分し、それぞれ2班ずつ、計 4班に分けて審査を行いました。

その審査においては、活発な質疑応答があり、質疑終了後に出された意見・要望を申し上げます。まず、日本共産党熊取町会議員団代表からは、1点目は職員体制について。第3次行革プランに基づく職員削減が続いており、令和2年度の正職員は特別会計を含めて313名となっている。平成28年度は334名だったので、4年間で21名の削減である。令和3年度当初には新規採用で正職員が若干増加しているが、住民の命と暮らしを守る自治体の立場からすれば、職員削減の方針は撤回し、必要な職員は採用すべき。

2点目は、保育所の民営化について。令和2年6月補正で事業者選定委員会の予算が追加され、 保護者の意見を十分に聞くことなく、新型コロナ感染拡大の中、西保育所民営化が強行されました。 今後は、公立保育所の役割を明確に位置づけ、副食費無償化の継続など、保育サービス充実に努め られたい。また、休日保育所が特定の保育所に集中することのないよう配慮されたい。

3点目は、学校教育について。コロナの感染拡大の下で、現場の先生方にはご奮闘いただいている。そのような中、国においても35人学級を拡大する方針が示された。本町においても、安心できる状態できめ細やかな指導ができる少人数学級の実現を求める。就学援助については、経済困難の広がりで利用者は増加している。現行の所得基準を維持し、さらに制度の周知に努められたい。

4点目は、学童保育について。児童数増加に対応した施設整備はかなり進んだようである。事業 者選定の在り方については見直しがあったが、職員の待遇改善が大きな課題。コロナ禍の下、重要 性の増している学童保育事業が、さらに安定的に継続できるよう財政的な支援を強められたい。

5点目は、ひまわりバスについて。料金無償化で利用者が増えている。外出支援策として恒久的な無償化も検討されたい。また、駅西整備に併せ熊取駅への乗り入れも検討されたい。

6点目は、道路整備・まちづくりについて。安全第一の道路整備、交差点改良、歩道確保に努め、 町道久保高田線歩道拡幅事業を着実に進められたい。駅西整備についてはご苦労いただいているが、 事業推進と併せ滑橋周辺の道路改善にも力を尽くされたい。

7点目は、防災対策について。自主防災との連携を強め、避難所となる体育館のエアコン設置など施設整備に努められたい。また、防災基金を活用した被災者支援制度も検討されたい。豪雨に備え、町内の側溝や水路の点検、また、開発住宅地の地盤の安全対策も進められたい。

8点目は、産業活性化。令和2年度は基金が減少していることもあり、創業支援を縮小するなどの見直しも行われた。コロナ禍で大変な思いをされている事業者を応援し、産業活性化をさらに進めるため基金を増やし、大胆な活用を求める。

9点目は、コロナ対策。まだまだ不安な状況が続いている。保健所・医師会とも連携しながらP CR検査体制の抜本的拡充を求める。また、生活が破綻する住民を出さないために、ふるさと応援 基金を大胆に活用しながら、さらなる経済対策を打ち出すことを求める。

10点目は、情報公開と個人情報保護。各種審議会の会議録は資料の添付など審議内容が分かるように改善されたい。また、各種審議会での個人情報の取扱いについては、法令を遵守し、必要のない個人情報は開示しないことを求める。

次に、未来代表からは、1点目、ふるさと応援寄附について。令和元年度と比べると寄附額は倍になっていることは大変評価する。返礼品も増えているが、まだまだネット上での露出は先進自治体に追いついていない。いろいろな施策を期待する。

2点目、転入・定住促進について。ターゲットとしている世代にきちんと情報が届くよう、また ウェブ上の情報の更新も小まめにできるよう改善されたい。

3点目、防災について。防災備品購入など評価する。今後も備品の購入や更新をよろしくお願いする。また職員の非常食の備蓄もお願いする。

4点目、学校教育について。ALT、学校図書館司書の配置について、大いに評価する。しかし、配置についての効果を数字で示すことは必要と感じる。数字で示し町内外に発信することで熊取のブランド価値も高まると思う。グローバル人材の育成・ESD教育についても、効率的・効果的な取組を期待する。

5点目、防犯について。当面の目標であった街頭防犯カメラ100台の設置は達成したが、通学路に注目するとまだ足りているとは言えない。通学路を中心に増設を期待する。

6点目、町有財産について。利用者の少ない施設など、必要か不必要なのか、きちんと評価できていないように感じる。まずは基準をつくりきちんと評価できるようにすること。

次に、創生くまとり代表からは、令和2年度決算は単年度黒字を継続しているが、財源確保は硬直化し、さらなる行財政改革に努力が求められる。学校を除く公共施設は、経年劣化と利用者の要望に応える施設の改修が求められ、財源確保の努力が求められる。令和2年度は、コロナ禍の中の行政運営であった。あらゆる場面で困難な中、町長をはじめ職員の努力の下、健全な行財政運営が行われたと評価したい。

1点目、あらゆる方法を検討した上での税などの、徴収率の向上の実現、特に過年度分。

2点目、ふるさと納税への取組の拡大については、新規特産品の商品開発やクラウドファンディングの活用を進められたい。

3点目、SSWの学校への配置には、研修・情報の共有はもとよりいじめや不登校等の減少に寄与できている実績を評価し、公表すること。

4点目、地区老人憩の家の耐震改修については、地区公民館と老人憩の家併設施設についても具体的な計画を6地区に示し、耐震改修を促すこと。あわせて、国のタピオステーションとして補助を受けた施設の地区には、タピオ体操組織の設置を約束すること。

5点目、雨山川災害復旧工事の教訓を生かし、国の指導はもとより、造成地、とりわけ埋立地区 の点検と今後の開発指導の徹底を図り、開発指導要綱の見直しも検討されたい。 6点目、自治体DXの推進については、コロナ禍の中、早急に実施項目を増やし、役場に来なくても手続できるよう進められたい。また、キャッシュレス決済を実現されたい。

7点目、ひまわりドームの管理運営については、不良箇所の改修やトイレの洋式化を進められたい。

8点目、学校図書館については、図書の登録の電子化を進め、貸出方法の電子化及び熊取図書館 とのネットワーク化を図ること。

9点目、図書館については、利用者の減少が止まらず、新たな対応において利用者増加を図り、 コロナ禍での他の図書館で取り組み始めている電子書籍の採用を検討すること。

10点目、民間保育所の運営については、休日保育の実施を対象保育所で満遍なく取り組むように指導助言すること。

11点目、浸水対策については、最近のゲリラ豪雨、町の保水力の低下に対応すべく、浸水地域の 調査を行い、現状に合う対策を講じること。

12点目、流用については、早急な対応を除き、補正予算で対応すべきであり、安易な流用は避けられたい。

13点目、コミュニティバスについては、駅西地区開発終了後には泉佐野市が駅西地区ロータリーへの無料バス乗り入れ実現を計画しており、本年取り組んでいる公共交通会議や実証実験を踏まえ、熊取駅前ロータリーへの乗り入れ、コミュニティバス、路線バスの統一料金を実現すること。

次に、新政クラブ代表からは、1点目は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応。 住民生活の支援や不安解消のため、本町独自の熊取町版緊急生活・経済支援を実施していることは 大いに評価できる。これから秋冬に入り、第6波・第7波が来ることも想定される。しっかりと素 早く適切な支援策を実施できるように、体制整備を怠らないようにしていただきたい。

2点目は、歳入増加のため、ふるさと納税返礼品の品数を増やし、またクラウドファンディングなどで、ふるさと納税返礼品協力事業者の誘致や近隣市町村とふるさと納税共通返礼品の取り入れも検討されたい。

3点目は、家庭教育支援、学校・学習支援。学校におけるいじめ・不登校・児童虐待など、様々な問題を抱えている家庭や子ども・児童に対し、多面的な支援も含め、ソーシャルワーカー・ケースワーカー・カウンセラーなどの専門的人材を効果的に配置し、きめ細やかなサポートに取り組んでいることは評価できる。また、教職員の指導力向上に向けた研修会の充実と、学校現場の働き方改革の一環として教職員の負担軽減策の推進は、さらなる充実に努めていただきたい。

4点目は、防災・減災。地区別自主防災マニュアル作成の支援推進をしっかりとしていただきたい。同時に、水防法に基づいた水害ハザードマップも含めた総合防災マップの作成と情報共有をしっかりとしていただきたい。同時に、熊取町国土強靱化対策として、雨山・見出川のしゅんせつを含む自然護岸、堤防の強化等もしっかりと推進していただきたい。また、避難所となる小・中学校の体育館への空調設備は、緊防債や、国の補助金などを活用した整備にしっかりと努めていただきたい。そして、防災に携わる人材である防災士を地域の防災リーダーとして、災害対応力のさらなる向上のため、実地訓練も含めた研修を今後も積極的に実施していただきたい。

5点目は、ひまわりバスの活用。公共交通会議でも議論されているが、高齢者の移動支援、買物 弱者救済など、時代のニーズを的確に捉えた事業として再構築されることを強く望む。

6点目は、し尿処理場跡地利用について。今年4月から泉佐野市田尻町清掃施設組合への事務委託が開始され、大原衛生公苑は受入れ終了となった。跡地の有効活用については、しっかりとした議論をベースに多くの町民から納得、共感される跡地利用となるよう強く望む。

7点目は、商工業・サービス業について。産業振興ビジョンの具現化やコロナ禍で大きく傷ついた熊取町内の経済復旧に向けて、産業活性化基金の中小企業向け融資制度に対する補助や熊取ブランド創造支援事業により、町内の中小企業・農業者をしっかりと支えていただきたい。

8点目は、老人憩の家耐震化について、公共施設等総合管理計画などに基づき、昭和56年度以前

に建築の26施設は、これまでに12施設の耐震補強工事が完了、残りの14施設についても耐震補強工事を完了させる予定であるなど、早期の耐震化に向け安全対策などを計画的に進めている。単独の老人憩の家耐震化については評価する。老人憩の家と会館が併設している7地区については、交付要綱にのっとって、改修改善で120万円の補助、新築で600万円の補助をしているが、新たにそれぞれの補助金額や補助率拡充を検討し、7つの自治会が耐震補強工事や建て替え工事などが行いやすい環境整備をお願いしたい。

9点目は、総務大臣書簡どおり令和4年度より条例改正し、消防団員の出勤報酬等の引上げ、団員に対する負担軽減をすること。

次に、熊愛代表からは、1点目、令和2年度の歳入・歳出とも前年度に比べ大幅に増加し、実質 収支においても令和元年度に引き続き黒字決算となった。令和2年度の町政運営は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応と大きく影響を受けた住民生活や地域経済の支援に努めた1年であり、熊取町行政に携わる全ての職員の皆さんのご苦労とご奮闘に心から感謝申し上げる。この感染症の先行きが見通せない中、さらなる粘り強い取組をお願いしたい。

2点目、町税徴収率は前年度と同じ98.3%となったことは、コロナ禍で経済活動が停滞し、直接納税交渉が困難な社会情勢の中、昨年の徴収率を維持したことは評価する。今後とも、より丁寧な納税への理解を求め、貴重な自主財源の確保に努力されたい。

3点目、依然として厳しい財政運営が続く中、さらなる行財政改革を進め、より無駄をなくし、 効率的に事務事業を運営し、人口減少や高齢化に対応できる町政運営組織を早急に構築していただ きたい。そのためにも、町職員の人件費に関してのコスト意識の強化と組織のさらなるスリム化が 不可欠である。また、町政にとって負の遺産である談合賠償金の回収について一部時効を迎えるに 当たり、町顧問弁護士との協議も含め、町方針の確立が急務である。

4点目、災害に備えての避難所別運営マニュアル作成が、コロナ禍の影響で地区での議論が進んでいない。町組織内で調整できる、避難所として活用できる学校教室の調整等は、すぐにでも内部協議できるものである。「モデル+3密対策」も兼ね備えた避難所別運営マニュアルを制定しなければならない。町主導の取組として、避難所数の増設、町内大学と締結した災害時連携協力協定による避難所指定、避難所運営を効果的に推進するため、町・学校・自治会の3者会議の開催など早期の取組を求める。

5点目、町政連絡事務事業は、町内の区・自治会の長に町政連絡事務嘱託員を委嘱し、町行政と住民とのパイプ役を担っていただくことで、円滑な町政運営につなげ、様々な活動等への支援を行うことになっている。各自治会での加入率の低下など様々な問題が発生している中、現行の年5回の会議の開催、開催の曜日及び時間帯、各自治会との意見交換の在り方など、現状の自治会問題を克服し解決策を議論し合えるような事業への転換を図ってもらいたい。

6点目、各種選挙における投票率の低さが問題になっている。法改正により次回の町議会議員選挙から選挙公営の拡大が図られることから、投票率向上のための取組が急務になっている。選挙管理委員会の機能を強化し、投票率向上のための各自治体での先進的な取組の情報収集や、町民の要望などを調査するなど、主体的・具体的な投票率向上の指針を提起してほしい。

7点目、教育環境の整備については、GIGAスクール構想の前倒しにより、全小・中学校に1人1台の学習用端末が整備された。現在は学校での授業のみの使用であるが、今後のコロナ感染症の拡大により学校が休校措置となり、家庭でのリモート学習にならざるを得ないときは、特に低学年には家庭環境により学習に差が生じないように、事前の環境調査などのきめ細かい配慮を求める。

8点目、都市計画道路整備促進事業については、大阪岸和田南海線の事業推進、大阪外環状線の 4車線化、泉州山手線の事業化が対象である。どの道路も、熊取町民の日々の生活や事業活動に必 要不可欠な道路である。国・府へ予算編成など要望活動するとあるが、さらに強固な取組を求める。 特に、現在も基幹道路である大阪外環状線の渋滞の解消は急務である。現状のまま推移することは、 熊取町の大きな経済的損失がさらに続くことになる。泉州山手線対象の岸和田市や貝塚市とは違う 長年にわたる熊取町の問題である。町長答弁の府議会議員時代の府とのやり取りについては、泉佐 野市を巻き込んだ広域の交通網対策と地域住人の生活基盤の整備のため、早急で強力な町長の行動 を求める。

9点目、学童保育運営事業は、保育サービスの向上を図り、全クラブにおいておおむね40人の条例基準の定員を達成したとある。国は参考基準として1人につき1.65平方メートル以上としているが、そもそも子どもが自由に活動するには十分とは言えず、3密を避けることも難しい。子どもたちが1か所に集まってしまう場合もある。それを分散させるのに気を配るのが大変であり、子どもが安心して過ごせる環境をつくるには、子どもに目を配る職員の確保も必要だが、待遇などがネックになって恒常的に人が足りない。コロナ禍で一気にこれらの課題が顕在化してきた。さらなる対策の強化を要望する。

次に、熊取公明党代表からは、1点目は、ふるさと応援寄附について。クラウドファンディングなども取り入れ、地域、企業と連携をし、謝礼品の創意工夫を図り、さらなる自主財源の確保に努められたい。

2点目は、シティプロモーション事業について。転入・定住促進として令和3年4月からリニューアルした3世代近居等支援と社宅等誘致支援の取組と併せて、20歳から24歳の就職期層をターゲットとした奨学金返還支援事業の導入を図られたい。

3点目は、防災対策について。備品費について、同じ時期に更新とせず、時期をずらして更新により、破棄する備蓄品が出ないよう取り組まれたい。町が育成した防災士の方のスキルアップとして、コロナ禍における避難所運営の訓練やオンライン等を使っての講習等、積極的に取り組み、地区別自主防災マニュアルの早期作成に取り組まれたい。

4点目は、SDGsの実現を通じたまちづくりについて。熊取町気候非常事態宣言、くまとりプラスチックごみゼロ宣言を行っており、5月には、ゼロカーボン宣言都市に登録された。熊取町のエコプロジェクトの推進として、マイボトル用給水機を公共施設や小・中学校に設置し、プラスチックごみ削減に取り組まれたい。

5点目は、町内を循環するひまわりバスについて。熊取町公共交通に関するアンケート調査結果を取り入れ、公共交通に対する課題・ニーズを抽出し、熊取町の将来の公共交通の改善を図られたい。令和3年度導入するデマンド乗合交通の実証実験については、持続可能な公共交通網として検討されたい。また、新型コロナウイルス感染症対策として取り組んでいるひまわりバス運賃無償化については、感染状況を見ながら、さらなる延長についても検討されたい。

6点目は、安全・安心で良好な教育環境づくりについて。避難所となる学校体育館への空調設備の設置、ひまわりドームの非構造部材の耐震化を国の補助金、緊急防災対策債などを積極的に活用し、整備を図られたい。

7点目は、GIGAスクール構想について。1人1台の端末配備、高速ネットワーク環境の整備について大変評価する。現在のコロナ禍において、子どもたちの学びの確保としてオンライン学習の推進にも取り組まれたい。また、学校での感染対策に万全を期し、必要な備品の購入や設備投資、スクールサポートスタッフの配置についても取り組まれたい。

8点目は、保育サービスの拡充について。保育所のお昼寝用の布団のレンタル対応、保育士の負担軽減と感染症予防として、使用済みおむつのお持ち帰りを廃止し、保育所で処分する方法を検討されたい。

9点目は、健康づくりについて。がん検診受診状況はコロナ禍における影響を受け、減少している中、中学校保護者等への受診勧奨等、かかりつけ医からの個別受診勧奨など、大変評価する。今後もコロナ禍の影響は続くと考えられるが、さらなるがん検診の受診率向上に積極的に取り組み、胃がんリスク検診の導入も図られたい。

10点目は、障がい者福祉について。精神障がい者の方が障がいの有無に関係なく、お互いに人格と個性を尊重し合える取組として、地域での交流が展開できるように支援されたい。また、精神障

がいにも対応する地域包括ケアシステムを構築されたい。

11点目は、この夏実施された小学校の通学路の合同点検で抽出された危険箇所を安全プログラムに位置づけ、積極的に安全対策に取り組まれたい。横断歩道のカラー舗装やガードレールの設置、グリーンベルトによる歩道の確保、路面標示の補修等、安全確保に教育委員会、道路課、学校、地域、警察が連携し積極的に取り組まれたい。

12点目は、道路維持事業について。住民の生活道路として改善を求める声が多い町道の舗装修繕について、熊取町道路舗装修繕計画に基づき遅滞なく事業の実施を推進されたい。路面下空洞調査についても計画に基づき実施されたい。

13点目は、新型コロナウイルス感染症対策について。住民の命と暮らしを守るために、迅速なワクチン接種体制の整備、PCR検査体制の構築等評価するが、濃厚接触者や自宅療養者への相談体制の整備や食料などの生活支援についても取り組まれたい。また、緊急生活・経済支援についても、大きな影響を受けている町民、事業者へのさらなる支援の検討を図られたい。

その後、採決いたしました結果、議案第54号 令和2年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第55号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、 議案第56号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第57 号 令和2年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第58号 令和2年度 熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第59号 令和2年度熊取町下水道事 業会計決算認定についての件、議案第60号 令和2年度熊取町水道事業会計決算認定についての件、 以上6件の審査を順次行った結果、質疑応答があり、質疑終了後に出された意見・要望を申し上げ ます。

まず、日本共産党熊取町会議員団代表からは、国民健康保険事業特別会計については、広域化以降、保険料が毎年上昇し、ますます負担が厳しくなっている。令和3年度は若干下がったが、国・府への要望を強め、さらに保険料軽減に努められたい。均等割第3子以降の免除など減免制度の拡充を求める。資格証明書、短期証の発行は極力抑え、きめ細かい納付相談を求める。また、新型コロナの影響で収入が減少した人への保険料減免については、制度の周知に努め、来年度も継続できるよう努力されたい。

後期高齢者医療特別会計については、令和2年度に所得割、均等割とも大幅な保険料値上げとなっている。介護保険と連携でフレイル予防に取り組んでいることは評価する。しかし、国の制度改正により窓口2割負担が導入された。高齢者が安心して医療が受けられるよう国と広域連合に働きかけ、負担抑制に努められたい。

介護保険特別会計について、令和2年度中の保険料改定により、令和3年度の保険料が上がった。 国・府へも働きかけを強めつつ、保険料・利用料抑制に努められたい。また、地域包括支援センターとの連携を強め、高齢者が確実に制度を利用できるよう、相談体制のさらなる改善に努められたい。 保険料減免制度の周知に努め、利用料減免も検討されたい。

墓地事業特別会計については、空き区画の利用促進を図りつつ、全国的に事例の増えつつある合葬墓について積極的に検討されたい。

下水道事業会計について、整備完了地区における水洗化促進に努め、未整備地区は国の交付金を活用しながら整備促進に力を尽くされたい。下水道料金の値上げはせず、抑制に努められたい。

水道事業会計について、企業団への統合により最後の決算となった。これまでの安定的な水道水 供給事業に敬意を表する。耐震管路への更新など必要な事業は計画的に進められ、本町にとって安 心できる水道水の供給が維持できるよう期待する。また、必要に応じて町議会への報告も求める。

次に、熊取公明党代表からは、国民健康保険事業特別会計については、実質収支1億4,431万円の黒字、被保険者数は昨年より241人減少し、1人当たりの医療費については、被保険者数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えなどから大幅に減少し、保険給付費は約2億

5,341万2,000円減少。新型コロナウイルス感染症の終息は見えないが、高齢化の進行や高度医療技術により医療給付費については厳しくなることも予想される。今後も、平成30年度より本町独自で取り組んでいる健康づくり推進奨励事業「めざせ!がっちり健幸」による特定健診、特定保健指導の受診率の向上、ジェネリック医薬品の普及啓発など、医療費の適正化に積極的に取り組まれたい。

介護保険特別会計については、前年度より被保険者数が111人増加、要支援・要介護認定者数は95人増加し2,400人となった。保険給付費は35億7,218万4,000円となり、前年度より7,451万5,000円増加している。今後も高齢化に伴い増加が予想される。タピオ体操等の介護予防事業のさらなる推進に取り組まれたい。また、認知症施策を推進し、認知症予防にも取り組まれたい。

水道事業会計については、令和3年度からの大阪広域水道企業団との統合に伴う退職手当負担金の精算及び固定資産の整理により18年ぶりに純損失が発生し、赤字決算となった。新型コロナウイルス感染症の影響で在宅人口増加により総給水量は増加したようだが、給水人口は減少している。新たな体制による水道事業に期待するものだが、今後とも、地震災害に備えた施設や老朽管の耐震化の推進、低廉で安全・安心な水道水の供給に努められたい。

下水道事業会計については、普及率82.6%、水洗化率94.7%と計画的に事業が推進され評価する。 熊取町下水道ビジョンに基づき整備計画が示されるが、着実に事業が推進されることと、計画期間 内に入っていない区域についても事業を拡大できるように、より効果的、効率的な事業運営になる よう積極的に取り組まれたい。

その後、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号及び議案第60号について順次採決した結果、まず、議案第55号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、 賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号 令和2年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成 全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号 令和2年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号 令和2年度熊取町水道事業会計決算認定についての件は、賛成全員で原案の とおり認定すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長(二見裕子君)以上で、決算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、討論を行います。

お諮りいたします。議案第54号から議案第60号までの7件について、一括して討論を行いたいと 思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第54号から議案第60号までの7件について、一括して討論を 行います。

初めに、本7件について原案に反対の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君) それでは、日本共産党熊取町会議員団を代表して、令和2年度熊取町一般会計、 国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の決算認定に対して反対の立場で討論いたします。 令和2年度は、我が国にとっても熊取町にとっても、新型コロナウイルスの感染拡大によって大きな試練の年となりました。熊取町はいち早く、保育所や小・中学校の給食費無償化、水道基本料金の半額免除など緊急生活・経済支援策を打ち出し、その後も保育・学童保育従事者への応援給付金など追加支援策を実行し、コロナ禍の下で住民が安心して暮らせるよう、職員一丸となって努力されてきたことに敬意を表します。

小・中学校のトイレの洋式化も進み、東小学校の大規模改修、老人憩の家の耐震改修が計画的に 進められました。紺屋上橋拡幅工事も完了し、公民館、町民会館の整備計画が住民参加で進められ ました。また、新型コロナPCR検査の熊取モデルが整えられ、一定の役割を果たしています。雨 山川災害復旧工事については、繰越しが続きましたが、令和2年度中にようやく工事が完了し、こ れまでの工事の進め方や事前対策についての検証が残る課題です。ワクチン接種の準備も進めなが ら住民の命と暮らしを守る立場で奮闘されていることに敬意を表するものですが、令和2年度の町 政執行においては認めることのできない問題点があります。

その第1は、職員削減です。第3次行革アクションプログラムに沿った職員削減は、平成28年度と令和2年度を比較すると、334名から313名へと21名もの削減となっています。大規模災害や感染症への備えなどを考えれば大変不安です。職員削減の方針は撤回し、必要な職員は補充すべきであります。

第2は、保育所の民営化です。西保育所の民営化については、子ども・子育て会議の意見を聴く こともなく、保護者への説明も公立保育所はお金がかかるから民営化しかないという論理。民営化 で配慮を必要とする児童の保育が保障されるのか極めて不透明であります。

事業者選定委員会における個人情報の不必要な開示も問題です。既に事業者が決定され、引継ぎ が始まっていますが、町立保育所と連携を取りつつ、安心のできる保育の継続を求めます。

残る3保育所は、公立保育所としての役割を明確化し、子育て支援の中核施設として、より一層 保育の充実を求めるところです。

国民健康保険は、広域化後保険料が上がる一方で、住民の負担は限界を超えています。国の方針 として就学前児童の均等割軽減が示されていますが、第3子以降の均等割免除など独自減免も検討 すべきです。コロナ減免は大いに活用されていますが、引き続き継続できるよう努力を求めます。

後期高齢者医療は、令和2年度の保険料が所得割、均等割ともに大きく上昇し、8.46%の大幅値上げとなりました。特例軽減も令和3年度に全て廃止となり、法改正で窓口2割負担導入が決定されました。高齢者が安心して医療を受けられるよう、広域連合や国に働きかけ、窓口負担や保険料の軽減に努めていただきたい。

以上をもって、日本共産党熊取町会議員団の反対討論といたします。

議長(二見裕子君)次に、本7件について原案に賛成の方の発言を許します。田中豊一議員。

1番(田中豊一君) それでは、創生くまとりを代表しまして、令和2年度一般会計の決算について賛成 の立場で討論させていただきます。

令和2年度一般会計決算は、コロナ禍の中での国の交付金はあったものの、住民へのサービスの在り方が問われる苦心の財政運営であったと言えます。実質収支は5,079万6,000円の黒字、経常経費比率が93.2%と健全な財政が堅持できた。令和2年度は、通常ではない異常な1年であったと言える。しかし、行財政改革の取組は不十分であり、今後の健全財政維持にはさらなる努力が必要であると言えます。

令和2年度の成果の一端の中で、評価できる点を挙げさせていただきます。

まず、あらゆる方法を検討した上での税収等の徴収率98.3%を維持した点、2つ目、駅西地区整備への積極的な取組、3つ目、小・中学校のICT化及びトイレの洋式化への取組、4つ目、町道久保高田線拡幅事業と通学路歩道拡幅の取組、5つ目、長池オアシス公園改修工事の計画的かつ国庫補助金活用の取組、6つ目、廃棄物処理施設のし尿処理施設及びごみ処理施設の広域化への取組、7つ目、ブルーベリー農園の取組、8つ目、大阪府との連携により都市計画道路大阪岸和田南海線

2期事業の実施、泉州山手線の事業化及び国道170号4車化の具体化への取組、9つ目、住民票等各種証明類のコンビニ交付の取組の拡大、10点目、老人憩の家の耐震整備の確実な実現の取組、11番目、下水道人口普及率82.6%の確実な普及実施の取組、12番目、保育の待機児童ゼロへの堅持、13番目、老朽化した町公民館と町民ホールの改修事業への積極的な取組、健全な財政の上に確実に事業を実施されてきた。今後もこれを堅持されたい。それには、住民ニーズや時代に合った行政サービスの実施を望みたい。

少子高齢化と人口減少が本町にも押し寄せており、確実に都市間競争が始まっております。住みたいまち、住み続けたいまち熊取の実現には、職員の不断の努力が欠かせない。 2期目の藤原町政のマニフェストを確実に実施されることを期待して、令和2年度一般会計決算に関する賛成討論といたします。

議長(二見裕子君)次に、本7件について原案に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本7件について原案に賛成の方の発言を許します。坂上昌史議員。

4番(坂上昌史君)未来を代表しまして、令和2年度熊取町一般会計についての賛成討論をいたします。 令和2年度熊取町一般会計は、歳入、歳出が大幅に増加したものの、実質収支について黒字になったことは大いに評価いたします。

ふるさと応援寄附については、令和元年度と比べると寄附額が倍になっていることは大変評価いたします。返礼品も増えていますが、まだまだネット上での露出は先進自治体に追いついていません。いろいろな施策を期待いたします。

転入・定住促進については、ターゲットとしている世代にきちんと情報が届くよう、また、ウェブ上の情報も小まめに更新できるよう改善してください。

防災については、備品購入など評価いたします。今後も備品の購入や更新をよろしくお願いいた します。また、職員用の非常食の備蓄もお願いいたします。

学校教育については、ALT、学校図書館司書の配置について大いに評価いたしますが、配置についての効果を数字で示すことが必要と感じます。数字で示して町内外に発信することで、熊取町のブランド価値も高まると思います。グローバル人材の育成、ESD教育についても効率的、効果的な取組を期待いたします。

防犯については、当面の目標であった街頭防犯カメラ100台の設置は達成しましたが、通学路に 注目すると、まだまだ足りているとは言えません。通学路を中心に増設を期待いたします。

町有資産については、利用者の少ない施設など、必要か不必要なのかきちんと評価できていないように感じます。まずは基準をつくり、きちんと評価できるようにしてください。

以上、賛成討論といたします。

議長(二見裕子君)次に、本7件について原案に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本7件について原案に賛成の方の発言を許します。文野議員。

納税への理解を求め、貴重な自主財源の確保に努力をされたいと思います。

5番(文野慎治君)熊愛から、令和2年度決算に関する賛成討論を行わせていただきます。

令和2年度の町政運営は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応と、大きく影響を受けた住民生活や地域経済の支援に努めた1年であり、そして、まだその状況は継続中でありますが、熊取町行政に携わる全ての皆さんのこの間のご苦労とご奮闘に心から感謝し、敬意を表します。町税徴収率は、前年度と同じ98.3%となりました。コロナ禍で経済活動が停滞し、直接納税交渉が困難なこの社会情勢の中、昨年の徴収率を維持したことは評価いたします。今後も、より丁寧な

厳しい財政運営が続く中、さらなる行財政改革を進め、より無駄をなくし、効率的に事務事業を 運営し、人口減少や高齢化に対応できる町政運営組織を構築していただきたいと思います。そのた めにも、町職員の人件費に関してのコスト意識の強化、組織のさらなるスリム化が不可欠でありま す。町政にとって負の遺産である談合賠償金の解消について、一部が時効を迎えます。町顧問弁護士との協議も含め、町方針の今後の確立が急務であります。

災害に備えての避難所別運営マニュアル作成が、コロナ禍の影響で地区での議論が進んでいません。避難所として活用できる学校教室の調整などは、すぐにでも内部協議できるものです。避難所運営を効果的に推進するため、町、学校、自治会の3者会議の開催、早期の取組を求めるものであります。

町政連絡事務事業は、各自治会での加入率の低下など様々な問題が発生している中、現行の年5 回の会議の開催、開催の曜日及び時間帯、各自治会との意見交換の在り方など、現状の自治会問題 を克服し、解決策を議論し合えるような事業への転換をお願いしたいと思います。

学校環境の整備については、トイレ洋式化の推進、全小・中学校に1人1台学習用端末が整備され、これは評価いたします。今後、学校が休校措置となって家庭でのリモート学習にならざるを得ないときは、特に低学年には家庭環境により学習に差が生じないよう、事前の環境調査などきめ細かい配慮をお願いします。

都市計画道路整備促進事業については、大阪岸和田南海線の事業推進、大阪外環状線の4車線化、 泉州山手線の事業化が対象であります。どの道路も熊取町民の日々の生活や事業活動に必要不可欠 な道路であり、国・府へ予算編成など要望活動をさらに強化する必要があると思います。特に、外 環状線の整備の解消は急務であります。泉佐野市を巻き込んだ広域の交通網対策と地域住民の生活 基盤の整備のため、早急で強力な町長の行動をお願いします。

以上、総論的に賛成の討論を行いましたが、委員会で熊愛として発言しました意見、要望を新年度予算編成に向けての政策提言として真摯に受け止め、他市町に先んじた住民ニーズを取り入れたスピード感のある、透明性を担保した政策決定や改革を遅滞なくこれからも行うべきであると思います。今後の取組と政策提言を反映した新年度予算編成を大いに期待し、賛成討論といたします。議長(二見裕子君)次に、本7件について原案に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本7件について原案に賛成の方の発言を許します。渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)議案第54号から議案第60号までの令和2年度熊取町一般会計、各特別会計歳入歳出 決算認定及び下水道事業会計、水道事業会計決算認定につきまして、熊取公明党を代表いたしまし て、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、一般会計におきまして歳入歳出決算額が前年度より大幅に増加している要因は、新型コロナウイルス感染症対策として、国の施策である特別定額給付金が43億円余り皆増したことによるものです。特別定額給付金の支給におきましては、事務手続等大変な作業だったと思いますが、本町におきましては混乱なく、速やかに住民の皆様お一人お一人に一律10万円の支給を行っていただき、大変に評価するものです。

実質収支は約5,079万6,000円の黒字となりました。単年度収支は194万6,000円の赤字、実質単年度収支は2,394万6,000円の赤字となりました。財政の硬直度を示す指標である経常収支比率は93.2%で、前年度より0.1ポイント上昇し、依然として財政構造が硬直化している状況であります。そのような中、自主財源であるふるさと応援寄附金について、謝礼品のメニューを290種類に拡充し、3,067件、約4億4,583万円と前年度より約2億2,110万円増額したことは、大変に評価するものです。今後におきましても、クラウドファンディング等も取り入れ、地域、企業と連携し、さらなる自主財源の確保に努められるよう期待するものです。

また、自主財源の柱である町税が前年度に比べ約838万円減少しました。新型コロナウイルス感染症による影響があまりないように思いますが、25歳から39歳までの労働力人口が減少している状況を鑑み、若年世代を中心とした転入・定住促進策、3世代近居等支援の拡充、二十歳から24歳の就職期層をターゲットとした奨学金返還支援事業の導入等、さらなる自主財源確保に積極的に取り組まれることを強く望むものです。

主要施策の取組といたしましては、熊取町スマートシティ構想を実現すべく、おくやみワンストップコーナーの設置、子育てアプリ「くまっ子ナビ」の導入、LINEによる道路・公園通報システムの導入等、ICTを活用した行政サービスの推進に取り組まれ、評価するものです。

防災については、防災テント450張の整備、防災資機材の拡充、液体ミルクの配備、全職員によるコロナ禍における避難所開設訓練の実施など評価するものですが、今後は、防災士の方のスキルアップ研修や地区別自主防災マニュアルの早期作成に取り組まれることを望むものです。

防犯については、防犯カメラを42台増設し、100台設置できたことは評価するものです。

子育て・保育については、病児・病後児保育の導入、産後ケア事業の拡充等を評価するものです。 今後は産後ヘルパー事業の導入に期待するものです。

また、コロナ禍で増え続けている虐待やいじめ、自殺といった悲しい事案をなくすために、社会 全体で子どもの命と権利を守るための令和3年度から取り組んでおられる子ども基本条例策定につ いては、子どもの声をしっかり反映した子どものための条例として、令和3年度中の上程となるよ うに強く望むものです。

学校教育については、スクールソーシャルワーカーの全小学校区へ配置、ALTによる全小・中学校への英語指導、GIGAスクール構想に基づき1人1台の学習用端末の配備、高速ネットワーク環境の整備、小・中学校トイレの洋式化について大変に評価するものです。今後は、学校体育館・給食調理室への空調設備、ひまわりドームの非構造部材の耐震化、熊取中学校のトイレの洋式化について計画的に取り組まれることを望むものです。

道路交通については、長年の懸案事項であった紺屋上橋の拡幅工事が完了し、紺屋あいぞめ橋として改良されたことを評価するものです。今後は、町道久保高田線歩道拡幅事業について、令和4年度事業完了に期待するものです。

道路維持事業については、住民の生活道路として改善を求める声が多い町道の舗装修繕を熊取町 道路舗装修繕計画に基づき遅滞なく実施し、路面下空洞調査についても計画に基づき実施されることを望むものです。

交通安全対策については、横断歩道のカラー舗装やガードレールの設置、グリーンベルトによる 歩道の確保、路面標示の補修等、通学路の安全確保に教育委員会、学校、道路課、警察、地域が連 携し、積極的に取り組まれることを望むものです。

高齢者福祉については、老人憩の家は自主防災の拠点、介護予防の拠点として耐震化が喫緊の課題でした。国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、5地区の耐震補強工事の完了、15地区の耐震補強工事実施計画に取り組まれ、大変に評価するものです。今後におきましては、公民館と併設されている老人憩の家の耐震化についても検討を進められるよう望むものです。

また、高齢者の方の移動支援として、昨年10月より社会福祉協議会による移送サービスが開始され、大変評価するものですが、町の循環バスとなるひまわりバスについては、令和3年度導入のデマンド乗合交通の実証実験と併せて、持続可能な公共交通となるように取り組まれることを望むものです。

環境保全については、令和2年度は飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金を増額していただきましたが、補助金を上回る実施状況で、ふるさと応援寄附金を活用しての対応となりました。ボランティアの負担にならないように補助額の増額を望むものです。

最後に、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業の実施については、誰一人取り残さない社会の実現に向け大いに期待するもので、コロナ禍において困窮している女性を支援するために、生理用品の無償配付についてすぐに対応していただき、大変評価するものです。今後は、各学校での無償配付についても取り組まれることを望むものです。

次に、国民健康保険事業特別会計についてです。

実質収支は約1億4,431万円の黒字となりました。生活習慣病の予防として、40歳以上の受診者

全員に心電図検査を実施し、重症化予防に取り組まれたことは評価するものです。しかし、高齢化の進行や高度医療技術により、医療給付費増も見込まれます。今後におきましても、本町独自で取り組んでいる健康づくり推進奨励事業「めざせ!がっちり健幸」によって特定健診、特定保健指導の受診率が向上し、医療費が抑制されることを望むものです。また、引き続きジェネリック医薬品の普及啓発など、医療費の適正化に積極的に取り組まれることを望むものです。

介護保険特別会計についてですが、前年度より被保険者数が111人増加、要支援・要介護認定者数は95人増加し2,400人になり、認定率は19.2%と前年度より0.5%アップしました。保険給付費は35億7,218万4,000円となり、前年度より7,451万5,000円増加になりました。タピオステーションが24か所で立ち上がり、タピオ体操プラスによる介護予防、フレイル予防サポーター養成講座の実施等、コロナ禍で一時休止状態となったようですが、今後は大阪体育大学の監修のタピオ体操プラスプラスによる介護予防事業に大いに期待するものです。

また、認知症施策については、令和3年度より認知症簡易チェックサイトにより、スマホや携帯で認知症チェックが簡単にできるようになりました。認知症の早期発見、早期治療につなげ、認知症予防に取り組まれることに期待するものです。

下水道事業会計については、総収益約11億2,314万円、総費用約10億7,069万円で約5,245万円の 当年度純利益となり、3年連続黒字決算となり、評価するものです。また、普及率は82.6%、水洗 化率は94.7%と計画的に事業が推進され、評価するものです。

今後におきましては、熊取町下水道ビジョンに基づき整備計画が着実に推進されることと、計画 期間内に入っていない区域についても事業拡大ができるよう、より効果的、効率的な事業運営を望 むものです。

水道事業会計については、令和3年度からの大阪府広域水道企業団と統合に伴う退職手当負担金の精算及び固定資産の整理により、18年ぶりに純損失が発生し、赤字決算となりました。新型コロナウイルス感染症の影響で在宅人口増加により総給水量は増加したようですが、給水人口は減少しております。新たな体制による水道事業に期待するものですが、今後とも、地震災害に備えた施設や老朽管の耐震化の推進、低廉で安全・安心な水道水の供給を望むものです。

最後に、令和2年度は主に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と必要な対応に注力した年でしたが、住民の命と暮らしを守るために、迅速なワクチン接種体制の整備、PCR検査熊取モデルの構築と大変に評価するものです。また、熊取町版緊急生活・経済支援も3回にわたりいち早く取り組んでいただいたことを大変に評価するものですが、まだまだ住民生活への影響は継続するもので、今後におきましても、追加の生活・経済支援についての検討、濃厚接触者や自宅療養者への相談体制の整備、食料等の生活支援、宿泊費補助等についても取り組まれることを望むものです。

また、コロナ禍で大変な中、献身的に治療や介護に携わってくださっている医療従事者や介護従事者、保育士への慰労、また住民の心のケアとなるように、12月に煉瓦館で行われるイルミネーションナイトについて昨年も要望いたしましたが、昨年同様に特別な企画で感謝の思いを本年もアピールしていただくことを要望し、賛成討論とさせていただきます。

議長(二見裕子君)次に、本7件について原案に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本7件について原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で討論を終わります。

それでは、議案第54号から議案第60号までの7件について、順次採決を行います。

まず、議案第54号 令和2年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 9名)

起立多数であります。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議長(二見裕子君)次に、議案第55号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 9名)

起立多数であります。よって、議案第55号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議長(二見裕子君)次に、議案第56号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 9名)

起立多数であります。よって、議案第56号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議長(二見裕子君)次に、議案第57号 令和2年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 12名)

起立全員であります。よって、議案第57号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議長(二見裕子君)次に、議案第58号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 12名)

起立全員であります。よって、議案第58号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議長(二見裕子君)次に、議案第59号 令和2年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件を採決 いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 12名)

起立全員であります。よって、議案第59号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議長(二見裕子君)次に、議案第60号 令和2年度熊取町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 12名)

起立全員であります。よって、議案第60号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議長(二見裕子君)次に、追加議事日程第1 議員提出議案第3号 中華人民共和国による人権侵害問題の解決を促し、日本政府に必要な措置を講ずることを求める意見書の件、追加議事日程第2 議員提出議案第4号 子どもを性犯罪被害から守るために刑法規定を見直すこと等を求める意見書の件、追加議事日程第3 議員提出議案第5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書の件、追加議事日程第4 議員提出議案第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の件及び追加議事日程第5 議員提出議案第7号 出産育児一時金の増額を求める意見書の件、以上5件を一括して議題といたします。

本5件について説明を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長(江川慶子君)それでは、議員提出議案第3号 中華人民共和国による人権侵害問題の解決を促し、日本政府に必要な措置を講ずることを求める意見書、議員提出議案第4号 子どもを性犯罪被害から守るために刑法規定を見直すこと等を求める意見書、議員提出議案第5号女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書、議員提出議案第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書、議員提出議案第7号 出産育児一時金の増額を求める意見書、以上の5件についてご説明申し上げます。

まず、議員提出議案第3号をお開きください。

議員提出議案第3号 中華人民共和国による人権侵害問題の解決を促し、日本政府に必要な措置を講ずることを求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川	慶子
賛成者	熊取町議会議員	田中	豊一
同じく		坂上	昌史
同じく		文野	慎治
同じく		鱧谷	陽子
同じく		二見	裕子
同じく		矢野	正憲

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

中華人民共和国による人権侵害問題の解決を促し、日本政府に必要な措置を講ずることを求める 意見書。

中華人民共和国政府によるウイグル人への弾圧について、米国国務省は2020年版の年次国別人権報告書でジェノサイド(民族大量虐殺)との認識を示し、人道に対する犯罪と中国政府を非難した。また、米国連邦議会の中国問題に関する同年の年次報告書によると、新疆ウイグル自治区では2017年ごろから弾圧が強まり、約180万人が強制的に施設に収容され、拷問や強制労働を受けていると指摘している。

英国のドミニク・ラーブ外相は、新疆ウイグル自治区でおぞましく、甚だしい人権侵害が起きていると指摘し、強制労働による製品の流通防止を打ち出した。オーストラリアのマリス・ペイン外

相も調査すべきだと発言するなど国際社会では大きな人権問題として認識されている。英国のBBCをはじめとする国際メディアは、新疆ウイグル自治区でウイグル人が強制収容所に収容され、拷問や性的暴力を受けるとともに、民族浄化のために不妊手術を強制されている実態を報道している。

これまで国連人権理事会では中国政府に対し、ウイグル人やチベット人、モンゴル人などの人権を守ることを求める勧告を採択しているが、中国政府は態度を改めていない。

一方、日本政府はウイグル人への弾圧について、懸念をもって注視しているとの発信にとどまっているが、中国政府による人権侵害は看過できない問題である。

よって、国におかれては、中国によるウイグル人弾圧について日本政府として調査を実施し、問題が確認された場合は米国、英国をはじめとする関係各国や国際機関と連携し、基本的人権の尊重が保障されるよう働きかけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月30日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第4号をお開きください。

議員提出議案第4号 子どもを性犯罪被害から守るために刑法規定を見直すこと等を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者 熊取町議会議員 江川 慶子 賛成者 熊取町議会議員 田中 豊一 同じく 坂上 昌史 同じく 文野 慎治 同じく 鱧谷 陽子 同じく 二見 裕子 同じく 矢野 正憲

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

子どもを性犯罪被害から守るために刑法規定を見直すこと等を求める意見書。

性犯罪は被害者の心身に大きな後遺症を残し、その後の人生を左右する魂の殺人であり悪質な犯罪である。

多くの性被害者当事者の声が届き、2017年に刑法の性犯罪に関する規定が大幅に改正されたが、 性暴力の実態が十分に反映されたとは言えず、課題が積み残された。現在も、法務省の性犯罪に関 する刑事法検討会にて議論が続けられているが、刑法を性被害の実態に即したものに改正し、関連 法整備や性被害者支援施策の強化を早期に行うことが必要である。

性交同意年齢については、明治時代に制定されて以来、「13歳以上」との規定のままとなっている。この規定により、性犯罪被害者が13歳以上の場合、裁判で暴行脅迫が立証できなければ、加害者は罪に問われない状況となっている。そのため、2019年3月には、無罪とされる判決が相次ぎ、被害者の同意のない行為だと裁判で認定されながらも被害者の状態が抗拒不能状態だったとするには合理的な疑いが残るとして無罪となったケースもあり、改正後の規定でもなお不十分であることが指摘されている。

また、改正後も、罪が成立する為に要求されるハードル・要件が非常に高いままとなっており、刑法の規定において、強制性交等罪・強制わいせつ罪等は「暴行」「脅迫」、準強制性交等罪・準強制わいせつ罪等は「心神喪失」「抗拒不能」が起訴の要件となっている。

さらには、性犯罪被害者の年齢が幼い事例もあり、その時点では、性知識が不足しており、自身が被害を受けても何をされているか判断できないという問題もある。そうしたことからも、被害者が表立って声を上げるには長い年月がかかり、その被害を認識し、被害届を提出したいと願い出た

時には、時効を迎えているというケースも少なくはないと聞き及ぶ。

以上の刑法規定に関することに加えて、未成年者を性犯罪被害から守るには、加害者が再犯者である事件も多いことから、再犯防止の取組を強化することも重要な視点である。

このようなことから、子どもを性犯罪被害から守るため、国においては、未成年の性犯罪被害者が置かれていた実態や環境等を考慮した刑法規定の見直しや法改正等を行うよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 地位・関係性等の立場を利用した性交についての処罰規定の創設や、性交同意年齢の引き上げ、控訴時効の期間延長などの課題について再検討を行い、性被害の実態に即した法改正に取組むこと。
 - 2 未成年者を性犯罪被害から守るための加害者再犯防止の取組を国が主体となって進めること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月30日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第5号をお開きください。

議員提出議案第5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川	慶子
賛成者	熊取町議会議員	田中	豊一
同じく		坂上	昌史
同じく		文野	慎治
同じく		鱧谷	陽子
同じく		二見	裕子
同じく		矢野	正憲

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書。

1979 (昭和54) 年、国連はあらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本は1985 (昭和60) 年、この条約を批准した。2021 (令和3) 年現在、189か国が批准している。

さらに、1999 (平成11) 年、条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、2000 (平成12) 年12月末に発効している。2021 (令和3) 年現在、条約批准189か国中114か国が批准しているが日本はまだこれを批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続を尽くした後、条約機関に申し立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度である。条約機関が通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても、この見解は当該締約国に対し法的な拘束力を持つものではないが、国際的にも国内的にもその影響は小さくない。

このような選択議定書を批准することにより、締約国は国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できる。

女性差別撤廃条約の実効性の確保を図ろうとする国際的動向の下で、日本政府は選択議定書の審議に参加し、決議に加わったものである。

しかし、日本は男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数2021」が156か国中120位に位置している。新型コロナウィルスの感染拡大で非正規職員の雇止めをはじめ、特に女性への影響が大きい。

女性差別撤廃条約が採択されて40年を超え、女性に対する差別を撤廃し、男女平等社会を実現する ためのさらなる施策が急務となっている。

政府は、第5次男女共同参画基本計画で「女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の 整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。

よって、国においては、我が国の司法制度や立法政策と関連課題等が早急に解決されるよう環境 整備を進め、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月30日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第6号をお開きください。

議員提出議案第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。 議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川	慶子
賛成者	熊取町議会議員	田中	豊一
同じく		坂上	昌史
同じく		文野	慎治
同じく		鱧谷	陽子
同じく		二見	裕子
同じく		矢野	正憲

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防 災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等 への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実 現されるよう、強く要望する。

記

- 1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に 税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月30日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第7号をお開きください。

議員提出議案第7号 出産育児一時金の増額を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者 熊取町議会議員 江川 慶子 賛成者 熊取町議会議員 田中 豊一 同じく 坂上 昌史 同じく 文野 慎治 同じく 鱧谷 陽子 同じく 二見 裕子 同じく 矢野 正憲

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

出産育児一時金の増額を求める意見書。

厚生労働省によると2019年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は約52万4000円となっています。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賄えない状況になっており、平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約20万円を持ち出している計算となります。

国は、2009年10月から出産育児一時金を原則42万円に増額し、2011年度にそれを恒久化、2015年度には一時金に含まれる産科医療補償制度掛金分3万円を1.6万円に引下げ、本来分39万円を40.4万円に引き上げました。2022年1月以降の分娩から産科医療補償制度掛金を1.2万円に引下げ、本人の受取額を4000円増やすとともに、医療機関から費用の詳しいデータを収集し実態を把握したうえで増額に向けて検討することとしています。

一方、令和元年の出生数は86万5234人で、前年に比べ5万3166人減少し過去最少となりました。 少子化克服に向け、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるためには、子どもの成長に応じた、きめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると考えられます。

少子化対策は、わが国の重要課題の一つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせません。

よって、政府に対し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く求めます。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月30日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上5件につきまして、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長(二見裕子君)以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本5件について、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本5件は委員会付託を省略することに決定しました。 それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本5件について、討論を省略し、順次採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。

まず、議員提出議案第3号 中華人民共和国による人権侵害問題の解決を促し、日本政府に必要な措置を講ずることを求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議員提出議案第4号 子どもを性犯罪被害から守るために刑法規定を見直す こと等を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議員提出議案第5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた 環境整備を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議員提出議案第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の 充実を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議員提出議案第7号 出産育児一時金の増額を求める意見書の件を採決いた します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、追加議事日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての 件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております 申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む)会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和3年9月定例会閉会から令和3年12月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、令和3年9月定例会閉会から令和3年12月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(二見裕子君)それでは、ここで私から議会改革検討特別委員会の調査状況の経過報告をいたします。

去る9月15日、委員全員出席の下、議会改革検討特別委員会を開催いたしました。

本委員会では、議会に求められる役割がますます重要となってきている状況の下、議会機能の強化、効率的な議事運営等の議会改革の推進に努め、より一層開かれた議会を目指し、議会や議員に対する住民の方のご意見を賜るべく、全29項目から成る熊取町議会に関する住民アンケート調査を令和3年10月に行うことを決定いたしました。本アンケート調査の結果については、議会改革への住民の方の声として受け止め、調査、研究を進めてまいります。

また、今後の本委員会の調査、検討項目といたしましては、議会だよりや議会報告会に代表される議会からの情報発信や、政策を議員間において議論する場の設定など、さらなる議会改革に向けた項目について意見が出されております。これらの項目についても調査、研究を行い、引き続き議会改革に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長(二見裕子君)以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。 閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。 町長(藤原敏司君) それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜り、ご同意、ご可決いただきましたことを厚くお礼申し上げます。また、令和2年度一般会計及び各特別会計等の歳入歳出決算につきましてもご認定をいただきましたこと、重ねて厚くお礼申し上げます。

本定例会においてご指摘、ご要望いただいた事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意し、職員一丸となり、さらなる町政発展のために努力してまいりたいと存じます。

さて、大阪府内における新型コロナウイルス感染症の患者数は減少傾向にあるものの、依然として厳しい状況が続いております。本町では、妊婦の方及びその同居家族の方へのワクチン優先接種や若い世代の方への接種推進キャンペーンを行い、ワクチン接種の推進及び感染症対策を徹底し、住民の皆様の安心な生活を取り戻すために鋭意努力してまいりたいと存じます。

緊急事態宣言は10月1日をもって解除されることとなりますが、明日以降も気を緩めることなく、マスクの着用、3密の回避、手指の消毒など感染予防対策の堅持にご協力をお願いします。

議員の皆様におかれましては、今後とも行政との緊密な連携とともに一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いしまして、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

議長(二見裕子君)これをもちまして、令和3年9月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「12時11分」閉会)

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、 ここに署名する。

令和3年9月30日

熊取町議会

議長 二見裕子

議員鱧谷陽子